

外国著作権法令集(53)

- 英国 編 -

March 2016

公益社団法人 著作権情報センター

外国著作権法令集(53)

- 英国編 -

大山幸房・今村哲也 訳

まえがき

本書は、1988年の英国著作権法を翻訳したものである。旧版（外国著作権法令集（34））では、2007年までの一部改正を含めていたが、その後、幾つかの法改正がなされた。今回は、2015年11月末時点の入手可能なテキストに基づいて訳出することとした。訳に関しては、旧版の訳し方のできるかぎり沿うかたちで行った。

2007年以降の状況をみると、英国著作権法にはめざましい動きがみられた。主な改正点を挙げると、合同著作物（第10条のA）の規定が設けられるとともに〔新設〕、録音物（レコード）の著作権の存続期間が延長した（第13条のA）〔存続期間の延長〕。また、美術の著作物から派生する意匠の利用の効果（第52条）に関する特殊な規定が削除された。特に、2014年以降を中心に、権利制限が大幅に拡充され、私的使用のための個人的複製（第28のB）〔新設〕、研究及び私的学習（第29条）〔対象をすべての著作物に拡大〕、非商業的調査のためのテキストおよびデータの解析のための複製（29条のA）〔新設〕、批評、評論、引用及び時事の報道（第30条）〔「引用」の追加〕、カリカチュア、パロディ又はパステイーシュ（第30条のA）〔新設〕、障害者の個人的使用のための複製物の作成等（第31条のA、B）〔改正〕、教育のための説明（32条）〔対象をすべての著作物に拡大〕、教育機関による放送の録音・録画（35条）〔伝達行為への拡大〕、教育機関による著作物の抜粋の複製及び使用（36条）〔対象をすべての著作物への拡大等〕、図書館及び教育機関関係（第40条のB）〔著作物を専用端末装置により利用可能にすることなど〕、司書等による複製（第41条等）（他の図書館への単一の複製物の提供、発行された著作物の単一の複製、未発行の著作物の単一の複製物）などの規定が設けられた。また、とりわけ注目すべきなのが、権利者不明著作物の許諾制度と拡大集中許諾（第116のA条）について所管大臣が規則により定める規定が設けられたことである〔新設〕。なお、実演に関しても、実演の録音物の存続期間の延長（第191条）、実演家の録音物に関する財産権の移転等（第191条のHA、HB）に関する規定が設けられた。

平成28年1月
明治大学准教授
今村 哲也

1988年の英国著作権法

1990年、1992年、1994年、1995年、1996年、1997年、1999年、2000年、2001年、2002年、2003年、2004年、2005年、2006年、2007年、2008年、2009年、2010年、2012年、2013年、2014年及び2015年一部改正

目次

第1部 著作権	1
第1章 著作権の存続、帰属及び存続期間	1
導入規定	1
第1条 著作権及び著作権のある著作物	1
第2条 著作権のある著作物に存続する権利	1
著作物の種類及び関係規定	1
第3条 文芸、演劇及び音楽の著作物	1
第3条のA データベース	2
第4条 美術の著作物	2
第5条のA 録音物	3
第5条のB 映画	3
第6条 放送	3
第6条のA ある種の衛星放送の場合における予防手段	4
第7条 削除	5
第8条 発行された版	5
著作者及び著作権の帰属	5
第9条 著作物の著作者	5
第10条 共同著作物	6
第10条のA 合同著作物	6
第11条 著作権の最初の帰属	6
著作権の存続期間	6
第12条 文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の著作権の存続期間	7
第13条のA 録音物の著作権の存続期間	8
第13条のB 映画の著作権の存続期間	8
第14条 放送の著作権の存続期間	9
第15条 発行された版の印刷配列の著作権の存続期間	10
第15条のA 本国の意味	10
第2章 著作権者の権利	10

著作権により制限される行為	11
第16条 著作物の著作権により制限される行為	11
第17条 複製による著作権侵害	11
第18条 複製物の公衆への配布による侵害	12
第18条のA 著作物の公衆へのレンタル又は貸与による侵害.....	12
第19条 著作物の公の実演、上映又は演奏による侵害	13
第20条 公衆への伝達による侵害	13
第21条 翻案の作成又は翻案に関して行われる行為による侵害	14
著作権の二次侵害	14
第22条 二次侵害——侵害複製物の輸入	14
第23条 二次侵害——侵害複製物の所持又は利用	14
第24条 二次侵害——侵害複製物の作成のための手段の提供	15
第25条 二次侵害——侵害実演のための構内の使用の許可	15
第26条 二次侵害——侵害実演等のための機器の提供	15
侵害複製物	16
第27条 「侵害複製物」の意味	16
第3章 著作権のある著作物に関して許される行為	17
導入規定	17
第28条 導入規定	17
一般規定	17
第28条のA 一時的複製物の作成	18
第28条のB 私的使用のための個人的複製	18
第29条 研究及び私的学習	19
第29条のA 非商業的調査のためのテキストおよびデータの解析のための複製.....	20
第30条 批評、評論及び時事の報道	21
第30条のA カリカチュア、パロディ又はパステージュ.....	21
第31条 著作権資料の付随的挿入	21
障害者	22
第31条のA 障害者：個人的使用のための複製物の作成	22
第31条のB 権限のある団体による利用可能複製物の作成と提供	23
第31条のBA 権限のある団体による中間複製物の作成と供給	24
第31条のBB 利用可能複製物、中間複製物：記録と通知	24
第31条のC 削除	25
第31条のD 削除	25
第31条のE 削除	25
第31条のF 第31条のAから第31条のBBまでについての定義その他の補足規定	25

教育	26
第32条 教育のための説明	26
第33条 教育上の使用のための詩文集	26
第34条 教育機関の活動の過程において著作物を実演し、演奏し、又は上映すること…	27
第35条 教育機関による放送の録音・録画	27
第36条 教育機関による著作物の抜粋の複製及び使用	28
第36条のA 教育機関による複製物の貸与	29
第37条 削除	29
第38条 削除	29
第39条 削除	29
第40条 削除	29
第40条のA 司書又は記録保管人による複製物の貸与	29
第40条のB 図書館及び教育機関など：著作物を専用端末装置により利用可能にすること…	29
第41条 司書による複製：他の図書館への単一の複製物の提供	30
第42条 司書等による複製：著作物の複製物の交換	30
第42条のA 司書による複製：発行された著作物の単一の複製物	31
第43条 司書又は記録保管人による複製：未発行の著作物の単一の複製物	32
第43条のA 第40Aから第43条：解釈	32
第44条 輸出の条件として作成を必要とされる著作物の複製物	33
第44条のA 法定寄託図書館	33
第44条のB 権利者不明著作物に関する許された使用	34
行政	34
第45条 議会手続及び裁判手続	34
第46条 王立委員会及び法定調査	34
第47条 一般の閲覧に供せられる、又は公的登録簿に載っている資料	35
第48条 公務の過程において国王に伝達される資料	36
第49条 公的記録	37
第50条 法定の権限に基づいて行われる行為	37
コンピュータ・プログラム適法な使用者	37
第50条のA 予備の複製物	37
第50条のB 逆コンパイル	37
第50条のBA コンピュータ・プログラムの観察、研究及び検査	38
第50条のC 適法な使用者に許される他の行為	38
データベース——許される行為	39
第50条のD データベースに関して許される行為	39
意匠	39

第51条	意匠文書及びひな型	39
第52条	削除	39
第53条	意匠登録を信用して行われること	40
	タイプフェイス	40
第54条	印刷の通常の過程におけるタイプフェイスの使用	40
第55条	特定のタイプフェイスにより資料を作成するための物品	41
	電子的形式による著作物	41
第56条	電子的形式による著作物の複製物の移転	41
	雑則——文芸、演劇、音楽及び美術の著作物	42
第57条	無名又は変名の著作物——	
	著作権の消滅又は著作者の死亡についての推定に基づいて許される行為	42
第58条	話された言葉の草稿又は記録物のある種の場合における使用	42
第59条	公の朗読又は朗誦	43
第60条	学術上又は技術上の論文の摘要	43
第61条	民謡の録音物	43
第62条	公開されているある種の美術の著作物の表現	44
第63条	美術の著作物の販売の広告	44
第64条	同一の美術家による以後の著作物の作成	45
第65条	建築物の改築	45
	雑則——著作物の貸与及び録音物の演奏	45
第66条	ある種の著作物の複製物の公衆への貸与	46
	雑則——映画及び録音物	45
第66条のA	映画——著作権の消滅等についての推定に基づいて許される行為	45
第67条	削除	46
	雑則——放送	46
第68条	放送を目的とする付随的録音・録画	46
第69条	放送その他の業務の監視及び管理を目的とする録音・録画	47
第70条	タイム・シフトを目的とする録音・録画	47
第71条	放送の写真	48
第72条	放送の無料の公の上映又は演奏	48
第73条	無線放送の有線による受信及び再送信	49
第73条のA	使用料その他の金額	50
第74条	削除	51
第75条	記録保管所に入れることを目的とした放送の録音・録画	51
	翻案	51
第76条	翻案	51

第3章のA 権利者不明著作物の特定の許された使用	51
第76条のA 権利者不明著作物の許された使用	51
第4章 著作者人格権	51
著作者又は監督として確認される権利	52
第77条 著作者又は監督として確認される権利	52
第78条 権利が主張される要件	53
第79条 権利の例外	54
著作物を傷つける取扱いに反対する権利	55
第80条 著作物を傷つける取扱いに反対する権利	55
第81条 権利の例外	56
第82条 ある種の場合における権利の限定	56
第83条 侵害物品の所持又は利用による権利侵害	57
著作物の著作者の地位の虚偽の付与	57
第84条 著作物の著作者の地位の虚偽の付与	57
ある種の写真及び映画のプライバシー権	58
第85条 ある種の写真及び映画のプライバシー権	59
補則	59
第86条 権利の存続期間	59
第87条 同意及び権利の放棄	59
第88条 共同著作物への規定の適用	60
第89条 著作物の部分への規定の適用	61
第5章 著作権のある著作物の権利の利用	61
著作権	61
第90条 譲渡及び許諾	61
第91条 著作権の将来の帰属	61
第92条 排他的許諾	62
第93条 遺言に基づいて未発行著作物とともに移転する著作権	62
第93条のA 映画製作協定の場合におけるレンタル権の移転の推定	62
レンタル権が移転した場合における公正な報酬の請求権	63
第93条のB レンタル権が移転した場合における公正な報酬の請求権	63
第93条のC 公正な報酬——著作権審判所への金額の付託	63
著作者人格権	64
第94条 譲渡不能の著作者人格権	64
第95条 死亡による著作者人格権の移転	64
第6章 侵害救済	65
著作権者の権利及び救済	65

第96条	著作権者が提訴することができる侵害	65
第97条	侵害訴訟における損害賠償についての規定	65
第97条のA	サービス提供者に対する差止命令	66
第98条	侵害訴訟手続において権利の許諾を得る約束	66
第99条	引渡し命令	66
第100条	侵害複製物その他の物品を押収する権利	67
	排他的許諾を得た者の権利及び救済	67
第101条	排他的許諾を得た者の権利及び救済	68
第101条のA	非排他的許諾により提訴できるある種の侵害	68
第102条	併存する権利の行使	68
	著作者人格権侵害の救済	69
第103条	著作者人格権侵害の救済	69
	推定	69
第104条	文芸、演劇、音楽及び美術の著作物に関する推定	69
第105条	録音物及び映画に関する推定	70
第106条	国王の著作権に従う著作物に関する推定	71
	罪	71
第107条	侵害物品等の作成又は利用についての刑事責任	71
第107条のA	地方度量衡当局による執行	73
第108条	刑事訴訟手続における引渡し命令	73
第109条	捜索令状	74
第110条	法人による罪——役員の実責任	75
	侵害複製物の輸入を阻止するための規定	75
第111条	侵害複製物は禁制品として取り扱うことができる	75
第112条	関税局長官及び物品税局長官の規則を定める権限	76
	補則	76
第113条	以後は引渡しの救済を利用することができなくなる期間	76
第114条	侵害複製物その他の物品の処分についての命令	77
第114条のA	侵害複製物等の没収：イングランド及びウェールズ又は 北部アイルランド	78
第114条のB	侵害複製物等の没収：スコットランド	79
第115条	州裁判所及び執行官裁判所の管轄権	81
	第7章 著作権の許諾	81
	許諾要綱及び許諾機関	81
第116条	許諾要綱及び許諾機関	81
	権利者不明著作物の許諾と拡大集中許諾	82

第116条のA 権利者不明著作物の許諾に関して制定する権限	82
第116条のB 拡大集中許諾	83
第116条のC 第116条のA及び第116条のBに基づく許諾に関する一般条項	83
第116条のD 第116条のA及び第116条のBに基づく規則	84
許諾要綱に関する付託及び申請	84
第117条 以下の諸条の規定が適用される許諾要綱	84
第118条 提案された許諾要綱の審判所への付託	85
第119条 許諾要綱の審判所への付託	85
第120条 許諾要綱の審判所への再付託	85
第121条 許諾要綱に関連する許諾の付与の申請	86
第122条 許諾を受ける資格についての命令の再審理の申請	86
第123条 許諾要綱についての審判所の命令の効力	87
許諾機関による許諾に関する付託及び申請	88
第124条 以下の諸条の規定が適用される許諾	88
第125条 提案された許諾の審判所への付託	88
第126条 終結する許諾の審判所への付託	88
第127条 許諾についての命令の再審理の申請	89
第128条 許諾についての審判所の命令の効力	89
第128条のA 削除	90
第128条のB 削除	90
ある種の場合に考慮されるべき要因	90
第129条 一般的考察——不合理な差別	90
第130条 複写複製の許諾	90
第131条 放送に挿入された著作物に関する教育機関の許諾	90
第132条 行事の主催者が課する条件を反映する許諾	91
第133条 基礎をなす権利についての支払いを反映する許諾	91
第134条 再送信に挿入された著作物についての許諾	91
第135条 他の関係する考察を排除しない特定事項についての記述	92
放送における録音物の権利としての使用	92
第135条のA 権利を利用することができる状況	92
第135条のB 権利を行使する意図の通知	93
第135条のC 権利行使のための条件	93
第135条のD 支払い決定の申請	94
第135条のE 条件、情報その他の事項についての照会	94
第135条のF 命令の再審理のための申請	95
第135条のG 考慮されるべき要因	95

第135条のH 第135条のAから第135条のGまでの規定を改正する権限	95
複写複製のための要綱又は許諾に暗に含まれる補償	95
第136条 複写複製のためのある種の要綱及び許諾に暗に含まれる補償	96
教育機関による複写複製	96
第137条 要綱又は許諾の範囲を拡大する権限	96
第138条 要綱又は許諾を拡大する命令の変更又は解除	97
第139条 命令に対する上訴	98
第140条 新しい要綱又は一般的許諾が要求されるかどうかの調査	98
第141条 勧告が実施されない場合における法定許諾	99
ある種の著作物の貸与について支払われる使用料その他の金額	100
第142条 ある種の著作物の貸与について支払われる使用料その他の金額	100
許諾要綱の証明	100
第143条 許諾要綱の証明	101
競争報告の結果行使することができる権限	101
第144条 競争及び市場当局報告の結果行使することができる権限	101
ある種の権利の強制的集中管理	102
第144条のA 有線再送信に関するある種の権利の集団行使	102
第8章 著作権審判所	103
審判所	103
第145条 著作権審判所	103
第146条 審判所所員	103
第147条 財政規定	105
第148条 訴訟手続を目的とする構成	105
管轄権及び手続	105
第149条 審判所の管轄権	105
第150条 規則を定める一般的権限	106
第151条 経費、命令の証拠等	107
第151条のA 利息の裁定	107
上訴	107
第152条 法律問題についての裁判所への上訴	107
第9章 著作権保護のための資格付与及び著作権保護の範囲	108
著作権保護のための資格付与	108
第153条 著作権保護のための資格付与	108
第154条 著作者への言及による資格付与	108
第155条 最初の発行の国への言及による資格付与	109
第156条 送信の場所への言及による資格付与	109

この部の規定の範囲及び適用	110
第157条 この部の規定が及ぶ国	110
第158条 植民地であることをやめる国	110
第159条 この部の規定が及ばない国へのこの部の規定の適用	111
第160条 英国人の著作物に適切な保護を与えない国の市民への著作権保護の否認	112
補則	113
第161条 領海及び大陸棚	113
第162条 英国の船舶、航空機及びホーバークラフト	113
第10章 雑則及び一般規定	113
国王及び議会の著作権	113
第163条 国王の著作権	113
第164条 法律及び条令の著作権	114
第165条 議会の著作権	114
第166条 議案の著作権	115
第166条のA スコットランド議会の法案の著作権	116
第166条のB 北部アイルランド議会の法案の著作権	116
第166条のC ウェールズ国民議会の条令案の著作権	117
第166条のD ウェールズ国民議会の法案の著作権	117
第167条 議会の両院——著作権に関する補則	118
その他の雑則	118
第168条 ある種の国際機関に帰属する著作権	118
第169条 フォークロア等——無名の未発行著作物	119
経過規定及び留保	119
第170条 経過規定及び留保	119
第171条 他の法令又は慣習法に基づく権利及び特権	120
解釈	120
第172条 解釈についての一般規定	120
第172条のA EEA及び関係する表現の意味	121
第173条 著作権者への言及の解釈	121
第174条 「教育機関」及び関係する表現の意味	121
第175条 発行及び商業的発行の意味	122
第176条 署名の要件——法人に関する適用	123
第177条 表現のスコットランドについての適応	123
第178条 小定義	123
第179条 定義された表現の索引	125
第2部 実演の権利	128

導入規定	129
第180条 実演家及び録音・録画権を有する者に付与される権利	129
実演家の権利	129
第181条 資格ある実演	129
第182条 生の実演の録音・録画等について要求される同意	130
第182条のA 録音・録画物の複製について要求される同意	130
第182条のB 複製物の公衆への配布について要求される同意	130
第182条のC 複製物の公衆へのレンタル又は貸与について要求される同意	131
第182条のCA 公衆への提供について要求される同意	131
第182条のD 録音物の利用についての公正な報酬の請求権	132
第183条 同意を得ずに作成された録音・録画物の使用による実演家の権利の侵害 ..	133
第184条 違法録音・録画物の輸入、所持又は利用による実演家の権利の侵害	133
録音・録画権を有する者の権利	133
第185条 排他的録音・録画契約及び録音・録画権を有する者	133
第186条 排他的契約の対象である実演の録音・録画について要求される同意	134
第187条 同意を得ずに作成された録音・録画物の使用による録音・録画権の侵害 ..	134
第188条 違法録音・録画物の輸入、所持又は利用による録音・録画権の侵害	134
付与される権利の例外	135
第189条 この部により付与される権利にかかわらず許される行為	135
第190条 ある種の場合に実演家のために同意を与える審判所の権限	135
権利の存続期間	136
第191条 権利の存続期間	136
実演家の財産権	136
第191条のA 実演家の財産権	136
第191条のB 譲渡及び許諾	137
第191条のC 実演家の財産権の将来の帰属	137
第191条のD 排他的許諾	138
第191条のE 遺言に基づいて未発行の原録音・録画物とともに移転する実演家の財産権...	138
第191条のF 映画製作協定の場合におけるレンタル権の移転の推定	138
第191条のG レンタル権が移転した場合における公正な報酬の請求権	138
第191条のH 公正な報酬——著作権審判所への金額の付託	139
第191条のHA 実演家の録音物に関する財産権の移転	139
第191条のHB 移転に関する報酬の支払い	141
第191条のI 権利者が提訴することができる侵害	142
第191条のJ 侵害訴訟における損害賠償についての規定	142
第191条のJA サービス提供者に対する差止命令	142

第191条のK 侵害訴訟手続において権利の許諾を得る約束	143
第191条のL 排他的許諾を得た者の権利及び救済	143
第191条のM 併存する権利の行使	143
非財産権	144
第192条のA 実演家の非財産権	144
第192条のB 録音・録画権を有する者の権利の移転可能性	145
第193条 同意	145
第194条 法定義務の違反として提訴することができる侵害	145
違法録音・録画物の引渡し又は押収	145
第195条 引渡し命令	145
第196条 違法録音・録画物を押収する権利	146
第197条 「違法録音・録画物」の意味	146
罪	147
第198条 違法録音・録画物の作成、利用又は使用についての刑事責任	147
第198条のA 地方度量衡当局による執行	149
第199条 刑事訴訟手続における引渡し命令	149
第200条 捜索令状	150
第201条 同意を与える権限の虚偽の申立て	151
第202条 法人による罪——役員の実責任	151
引渡し及び押収についての補則	151
第203条 以後は引渡しの救済を利用することができなくなる期間	151
第204条 違法録音・録画物の処分についての命令	152
第204条のA 違法録音・録画物の没収：イングランド及び ウェールズ又は北部アイルランド	153
第204条のB 没収：スコットランド	154
第205条 州裁判所及び執行官裁判所の管轄権	155
実演家の財産権の許諾	155
第205条のA 実演家の権利の許諾	156
著作権審判所の管轄権	156
第205条のB 著作権審判所の管轄権	156
実演家として確認される権利	156
第205条のC 実演家として確認される権利	156
第205条のD 権利が主張される要件	157
第205条のE 権利の例外	158
実演を傷つける取扱いに反対する権利	158
第205条のF 実演を傷つける取扱いに反対する権利	158

第205条のG 権利の例外	158
第205条のH 侵害物品の所持又は利用による権利侵害	159
補足	159
第205条のI 権利の存続期間	159
第205条のJ 同意及び権利の放棄	160
第205条のK 実演の部分への規定の適用	160
第205条のL 譲渡不能の著作者人格権	160
第205条のM 死亡による人格権の移転	160
第205条のN 人格権侵害の救済	161
保護のための資格付与及び範囲	161
第206条 資格ある国、個人及び者	162
第207条 この部の規定が及ぶ国	163
第208条 相互保護を享有する国	163
第209条 領海及び大陸棚	163
第210条 英国の船舶、航空機及びホーバークラフト	163
解釈	164
第211条 著作権規定における同一の意味を有する表現	164
第212条 定義された表現の索引	164
補足	165
第212条のA 国際法に対する変更の結果による修正の権限	165
第3部 意匠権	166
第1章 原意匠の意匠権	166
導入規定	166
第213条 意匠権	166
第214条 意匠家	167
第215条 意匠権の帰属	167
第216条 意匠権の存続期間	167
意匠権保護のための資格付与	167
第217条 資格ある個人及び資格ある者	167
第218条 意匠家への言及による資格付与	168
第219条 委嘱者又は雇用主への言及による資格付与	168
第220条 最初の発売への言及による資格付与	169
第221条 資格付与について更なる規定を定める権限	169
意匠権の利用	169
第222条 譲渡及び許諾	169
第223条 意匠権の将来の帰属	170

第224条	意匠権を伴うと推定される登録意匠の権利の譲渡	170
第225条	排他権許諾	170
第2章	意匠権者の権利及び救済	171
	意匠権の侵害	171
第226条	意匠権の一次侵害	171
第227条	二次侵害——侵害物品の輸入及び利用	171
第228条	「侵害物品」の意味	172
	侵害救済	172
第229条	意匠権者の権利及び救済	172
第230条	引渡し命令	172
第231条	侵害物品等の処分についての命令	173
第232条	州裁判所及び執行官裁判所の管轄権	174
第233条	善意の侵害	175
第234条	排他的許諾を得た者の権利及び救済	175
第235条	併存する権利の行使	175
第3章	意匠権者の権利の例外	176
	著作権侵害	176
第236条	著作権侵害	176
	権利の許諾の利用可能性	176
第237条	意匠権の最後の5年以内に利用することができる許諾	176
第238条	公益の保護のために行使することができる権限	177
第239条	侵害訴訟手続において権利の許諾を得ることの約束	177
	国王による意匠の使用	177
第240条	国王による意匠の使用	178
第241条	国王による使用のための条件の決定	179
第242条	国王による使用の場合における第三者の権利	179
第243条	国王による使用——利得の損失についての補償金	181
第244条	緊急事態の間における国王による使用のための特別規定	181
	雑則	182
第244条のA	私的な行為、実験及び教授に関する例外	182
第244条のB	外国の船舶及び航空機に関する例外	182
	一般規定	182
第245条	更なる例外について規定する権限	183
第4章	長官及び裁判所の管轄権	183
	長官の管轄権	183
第246条	意匠権に関する事項を裁定する管轄権	183

第247条	権利の許諾条件を決定するための申請	183
第248条	意匠権者が知られない場合における条件の決定	184
第249条	権利の許諾条件についての上訴	184
第249条のA	意見サービス	184
第250条	規則	185
裁判所の管轄権		185
第251条	意匠権事項についての付託及び上訴	185
第252条	国王による使用に関する紛争の付託	186
第5章 雑則及び一般規定		186
雑則		187
第253条	侵害訴訟手続の根拠のない威嚇についての救済	187
第254条	意匠権者との関係を主張しない権利の許諾に基づいて許諾を得た者	187
この部の規定の作用の範囲		187
第255条	この部の規定が及ぶ国	187
第256条	相互保護を享有する国	188
第257条	領海及び大陸棚	188
解釈		189
第258条	意匠権者への言及の解釈	189
第259条	共同意匠	189
第260条	キット形式の物品への規定の適用	189
第261条	署名の要件——法人に関する適用	189
第262条	表現のスコットランドに関する適応	189
第263条	小定義	190
第264条	定義された表現の索引	190
第4部 登録意匠(略)		191
第5部 特許弁理士及び商標弁理士(略)		191
第6部 特許(略)		192
第7部 雑則及び一般規定		192
保護手段の回避		192
第296条	複製防止を回避するための装置	192
第296条のZA	科学技術手段の回避	193
第296条のZB	科学技術手段を回避するための装置及び業務	194
第296条のZC	科学技術手段を回避するための装置及び業務：捜査令状及び没収	195
第296条のZD	科学技術手段を回避するための装置及び業務についての権利及び救済	195
第296条のZE	許される行為を有効な科学技術手段が阻止する場合における救済	197
第296条のZEA	抑制的手段が個人的な複製を禁止または制限する場合の救済	198

第296条のZF 第296条のZAから第296条のZEまでの解釈	200
権利管理情報	200
第296条のZG 電子的権利管理情報	200
コンピュータ・プログラム	202
第296条のA ある種の条件を無効とすること	202
データベース	202
第296条のB データベースに関するある種の条件を無効とすること	202
送信の不正受信	202
第297条 番組の不正受信の罪	202
第297条のA 無許諾の解読装置	203
第297条のB 捜査令状	204
第297条のC 無許諾の解読装置の没収：イングランド及びウェールズ又は 北部アイルランド	204
第297条のD 無許諾の解読装置の没収：スコットランド	205
第298条 送信の無許諾受信のための機器等についての権利及び救済	207
第299条 不正受信についての補則	208
商標の不正適用又は使用	208
第300条 削除	208
小児病院のための規定	209
第301条 小児病院のための規定	209
ある種の国際機関のための財政援助	209
第302条 ある種の国際機関のための財政援助	209
一般規定	209
第303条 必然的修正及び廃止	209
第304条 適用範囲	209
第305条 施行	210
第306条 略称	210

附 則 (略)

附則第1 著作権——経過規定及び留保	
附則第2 実演の権利——許される行為	
附則第2のA 実演家の財産権の許諾	
附則第3 登録意匠——1949年の必然的小修正	
附則第4 修正された1949年の登録意匠法	
附則第5 特許——雑修正	
附則第5のA 第296条のZEが適用される許される行為	

- 附則第6 小児病院のための規定
- 附則第7 必然的修正——一般規定
- 附則第8 廃止

1988年の著作権、意匠及び特許法

第1部 著作権

第1章 著作権の存続、帰属及び存続期間

導入規定

(著作権及び著作権のある著作物)

第1条 (1) 著作権は、この部の規定に従って次に掲げる種類の著作物に存続する財産権である。

- (a) 文芸、演劇、音楽又は美術の原著作物
- (b) 録音物、映画又は放送
- (c) 発行された版の印刷配列

(2) この部において、「著作権のある著作物」とは、著作権が存続するいずれの種類の著作物をもいう。

(3) 著作権保護のための資格付与についてのこの部の要件が満たされない限り（第153条及び同条において言及される規定参照）、著作物に著作権は存続しない。

(著作権のある著作物に存続する権利)

第2条 (1) いずれの種類の著作物の著作権者も、その種類の著作物の著作権により制限される行為として第2章に明示する行為を行う排他的権利を有する。

(2) 著作権のある著作物のある種類に関して、第4章（著作者人格権）により付与される次に掲げる権利は、著作権者であると否とにかかわらず、著作物の著作者、監督又は委嘱者のために存続する。

- (a) 第77条（著作者又は監督として確認される権利）
- (b) 第80条（著作物を傷つける取扱いに反対する権利）
- (c) 第85条（ある種の写真及び映画のプライバシー権）

著作物の種類及び関係規定

(文芸、演劇及び音楽の著作物)

第3条 (1) この部において、

「文芸の著作物」とは、演劇又は音楽の著作物以外の、書かれ、話され、又は歌われるいずれの著作物をもいい、したがって、次に掲げるものを含む。

- (a) データベース以外の表又は編集物

- (b) コンピュータ・プログラム
- (c) コンピュータ・プログラムのための準備設計資料
- (d) データベース

「演劇の著作物」は、舞踏又は無言劇の著作物を含む。

「音楽の著作物」とは、音楽とともに歌われ、話され、又は実演されることを意図されるいずれの言葉又は所作をも除く音楽から成る著作物をいう。

(2) 文書その他に記録されない限り、かつ、それまでは、文芸、演劇又は音楽の著作物に著作権は存続しない。また、この部におけるそのような著作物が作成される時への言及は、著作物がそのように記録される時への言及である。

(3) 第2項の目的上、著作物が著作者により又はその許諾を得て記録されるかどうかは、重要ではない。また、著作物が著作者により記録されない場合には、同項のいずれの規定も、記録された著作物と区別される記録物に著作権が存続するかどうかの問題に影響しない。

(データベース)

第3条のA (1) この部において、「データベース」とは、独立した著作物、データその他の資料であって、次に掲げる2つの条件を満たすものの収集物をいう。

- (a) 組織的又は秩序立った方法で配列されていること。
- (b) 電子的その他の手段により個々にアクセスできること。

(2) この部の目的上、データベースから成る文芸の著作物は、データベースの内容の選択又は配列を理由として、データベースが著作者自身の知的創作物を構成する場合に限り、独創的である。

(美術の著作物)

第4条 (1) この部において、「美術の著作物」とは、次に掲げるものをいう。

- (a) 芸術的な質にかかわらず、図画の著作物、写真、彫刻又はコラージュ
- (b) 建築物又は建築物のためのひな形である建築の著作物
- (c) 美術工芸の著作物

(2) この部において、

「建築物」は、いずれの固定された構造物及び建築物又は固定された構造物の一部分をも含む。

「図画の著作物」は、次に掲げるものを含む。

- (a) いずれの絵画、素描、図形、地図、図表又は図面
- (b) いずれの版画、銅版画、石版画、木版画又は類似の著作物

「写真」とは、その上に影像が製作され、又はそれから影像をいずれかの手段により製作することができる媒体上の光線その他の放射線の記録物（映画の一部分でない）をいう。

「彫刻」は、彫刻の目的のために作成される鋳型又はひな形を含む。

(録音物)

第5条のA (1) この部において、

「録音物」とは、その上に録音物が作成される媒体又はそれにより音が再生され、若しくは製作される方法にかかわらず、次に掲げるものをいう。

- (a) それから音を再生することができる音の記録物
 - (b) 文芸、演劇又は音楽の著作物の全体又はいずれかの部分の記録物であって、それから著作物又はその部分を再生する音を製作することができるもの。
- (2) 以前の録音物からとった複製物である録音物には、著作権は存続せず、又はその限りにおいてその録音物には著作権は存続しない。

(映画)

第5条のB (1) この部において、「映画」とは、それから動く影像をいずれかの方法により製作することができるいずれかの媒体上の記録物をいう。

- (2) 映画に伴う録音帯は、この部の目的上、映画の一部として取り扱われる。
- (3) 第2項の一般原則を害することなく、同項が適用される場合には、
 - (a) この部における映画の上映への言及は、その映画に伴ってその映画の録音帯を演奏することを含む。
 - (b) この部における録音物の演奏への言及又は録音物の公衆への伝達への言及は、映画に伴ってその映画の録音帯を演奏すること又は伝達することを含まない。
 - (c) この部における著作物の複製への言及は、それらが録音物について適用される限りは、映画に伴ってその映画の録音帯を複製することを含まない。
 - (d) この部における著作物の複製物の配布、レンタル又は貸与への言及は、それらが録音物について適用される限りは、映画に伴ってその録音帯の複製物を配布すること、レンタルすること又は貸与することを含まない。
- (4) 以前の映画からとった複製物である映画には、著作権は存続せず、又はその限りにおいてその映画には著作権は存続しない。
- (5) この条のいずれの規定も、録音物としての映画の録音帯に存続するいずれの著作権にも影響しない。

(放送)

第6条 (1) この部において、「放送」とは、次に掲げるいずれかに該当し、かつ、第1項のAにより除外されない視覚的影像、音その他の情報の電子的送信をいう。

- (a) 公衆の構成員による同時受信のために送信され、かつ、それらの者が適法に受信することができるもの。

- (b) 公衆の構成員への提供のために送信を行なう者のみが決定する時間に送信されるもの。
また、放送することへの言及は、それに従って解釈される。
- (1A) いずれのインターネット送信も、次に掲げるいずれかの送信に該当しない限り、「放送」の定義から除外される。
- (a) インターネット上及び他の手段により同時に行われる送信
 - (b) 生の出来事の同時送信
 - (c) 送信を行うことについて責任を有する者が提供する番組サービスであって、その者が決定する予定された時間に番組が送信されるサービスの一部を構成する記録された動く影像又は音の送信
- (2) 暗号送信は、解読設備が、送信を行う者若しくは送信の内容を提供する者により又はその許諾を得て公衆の構成員に提供されている場合に限り、公衆の構成員が適法に受信することができるものとみなされる。
- (3) 放送を行い、著作物を放送し、又は放送に著作物を挿入する者へのこの部における言及は、次に掲げる者への言及をいう。
- (a) 番組を送信する者であって、その内容についていずれかの限度まで責任を有するもの。
 - (b) 番組を提供するいずれかの者であって、それを送信する者とともその送信に必要な手筈をととのえるもの。
- また、放送に関連してこの部における番組への言及は、放送に挿入されているいずれの項目への言及をもいう。
- (4) この部の目的上、無線放送がそこから行われる場所は、放送を行う者の管理及び責任の下に、番組伝送信号が通信の中断のない連続（衛星送信の場合には衛星を通過して地上に降りる〔通信の〕連続を含む。）の中に導入される場所である。
- (4A) 第3項及び第4項の規定は、第6条のA（ある種の衛星放送の場合における予防手段）に従うことを条件として、効力を有する。
- (5) この部における放送の受信への言及は、電気通信設備を用いて中継される放送の受信を含む。
- (5A) 受信及び即時再送信による放送の中継は、この部の目的上、そのように再送信される放送を行うこととは別個の放送行為とみなされる。
- (6) 他の放送の著作権を侵害する放送には、著作権は存続せず、又はその限りにおいてその放送には著作権は存続しない。

（ある種の衛星放送の場合における予防手段）

第6条のA (1) この条の規定は、衛星送信による放送がそこから行われる場所が、EEA加盟国以外の国に所在し、かつ、その国の法律が少なくとも次に掲げる水準の保護を規定していない場合に、適用される。

- (a) 第20条（公衆への伝達による侵害）により文芸、演劇、音楽及び美術の著作物、映画

並びに放送の著作者に付与される権利に相当する無線放送に関する排他的権利

(b) 第182条第1項(b)号(実演の生の放送について要求される同意)により実演家に付与される権利に相当する生の無線放送に関する権利

(c) 録音物の無線放送について単一の公正な報酬の分配を受ける録音物の著作者及び実演家の権利

(2) 番組伝送信号がそこから衛星(「アップリンク局」)に送信される場所がEEA加盟国に所在する場合には、

(a) その場所は、放送がそこから行われる場所として取り扱われる。

(b) アップリンク局を運営する者は、放送を行う者として取り扱われる。

(3) アップリンク局がEEA加盟国に所在しないが、EEA加盟国に定着している者が放送を行うことを委託している場合には、

(a) その者は、放送を行う者として取り扱われる。

(b) その者がEEAに主たる事業所を有する場所は、放送がそこから行われる場所として取り扱われる。

第7条 削除

(発行された版)

第8条 (1) この部において、発行された版の印刷配列の著作権に関連して「発行された版」とは、1又は2以上の文芸、演劇又は音楽の著作物の全体又はいずれかの部分の発行された版をいう。

(2) 発行された版の印刷配列が以前の版の印刷配列を複製している場合には、又はその限りにおいて、その印刷配列には著作権は存続しない。

著作者及び著作権の帰属

(著作物の著作者)

第9条 (1) この部において、著作物に関して、「著作者」とは、著作物を創作する者をいう。

(2) その者は、次に掲げる者であるとみなされる。

(aa) 録音物の場合には、製作者

(ab) 映画の場合には、製作者及び主たる監督

(b) 放送の場合には、放送を行う者(第6条第3項参照)、又は受信及び即時再送信により他の放送を中継する放送の場合には、その他の放送を行う者

(c) 削除

(d) 発行された版の印刷配列の場合には、発行者

(3) コンピュータにより生成される文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の場合には、著作者

は、著作物の創作に必要な手筈を引き受ける者であるとみなされる。

(4) この部の目的上、著作者の身元が知られていないとき、又は共同著作物の場合にはいずれの著作者の身元も知られていないときに、著作物は、「著作者が知られていない」ものである。

(5) この部の目的上、ある者が合理的な調査により著作者の身元を確認することができないときは、著作者の身元は、知られていないとみなされる。ただし、著作者の身元がいったん知られるときは、その身元は、その後は知られていないとはみなされない。

(共同著作物)

第10条 (1) この部において、「共同著作物」とは、2人又は2人以上の著作者の協力により製作される著作物であって、各著作者の寄与が他の著作者のそれと区分されないものをいう。

(1A) 映画は、製作者及び主たる監督が同一の者でない限り、共同著作物として取り扱われる。

(2) 2人以上の者が放送を行っている（第6条第3項参照）とみなされるいずれの場合にも、放送は、共同著作物として取り扱われる。

(3) この部における著作物の著作者への言及は、別に規定される場合を除き、共同著作物に関して、著作物のすべての著作者への言及として解釈される。

(合同著作物)

第10条のA (1) この部において、「合同著作物」とは、音楽の著作物と文芸の著作物の著作者の協力により製作される著作物であって、当該2つの著作物が結合して使用される目的で創作されるものをいう。

(2) この部における著作物又は著作物の著作者への言及は、別に規定される場合を除き、合同著作物に含まれる独立した音楽及び文芸の各著作物、及びそれらの著作物の各著作者への言及として解釈される。

(著作権の最初の帰属)

第11条 (1) 著作物の著作者は、以下の規定に従うことを条件として、その著作物の著作権のいずれもの最初の所有者である。

(2) 文芸、演劇、音楽若しくは美術の著作物又は映画が、被雇用者によりその雇用の過程において作成される場合には、反対のいずれの協定にも従うことを条件として、その雇用主が、著作物の著作権のいずれもの最初の所有者である。

(3) この条の規定は、国王の著作権若しくは議会の著作権（第163条及び第165条参照）又は第168条に基づいて存続する著作権（ある種の国際機関の著作権）については適用されない。

著作権の存続期間

(文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の著作権の存続期間)

第12条 (1) 以下の規定は、文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の著作権の存続期間について効力を有する。

(2) 著作権は、以下の規定に従うことを条件として、著作者が死亡する暦年の終わりから70年の期間の終わりに消滅する。

(3) 著作者が知られていない著作物の場合には、著作権は、以下の規定に従うことを条件として、

(a) 著作物が作成された暦年の終わりから70年の期間の終わりに消滅する。

(b) その期間中に著作物が公衆に提供されるときは、著作物が最初にそのように提供される暦年の終わりから70年の期間の終わりに消滅する。

(4) 第3項(a)号又は(b)号に明示される期間の終了前に著作者の身元が知られることとなるときは、第2項の規定が適用される。

(5) 第3項の目的上、公衆への提供は、次に掲げる行為を含む。

(a) 文芸、演劇又は音楽の著作物の場合には、

(i) 公の実演

(ii) 公衆への伝達

(b) 美術の著作物の場合には、

(i) 公の展示

(ii) 著作物を挿入している映画が公に上映されること。

(iii) 公衆への伝達

ただし、著作物が公衆に提供されたかどうかをその項の目的上一般に決定する際には、いずれの無許諾の行為も、なんら考慮されない。

(6) 著作物の本国がEEA加盟国でなく、かつ、著作物の著作者がEEA加盟国の国民でない場合には、著作権の存続期間は、本国において著作物に許与される期間となる。ただし、この期間は、第2項から第5項までの規定に基づいて適用されることとなる期間を超えない。

(7) コンピュータにより生成される著作物の場合には、前記の規定は、適用されず、著作権は、著作物が作成された暦年の終わりから50年の期間の終わりに消滅する。

(8) この条の規定は、共同著作物又は合同著作物に関しては、次のように変更される。

(a) 第2項における著作者の死亡への言及は、次のように解釈される。

(i) すべての著作者の身元が知られているときは、それらの者のうち最後に死亡した著作者の死亡への言及として。

(ii) 1人又は2人以上の著作者の身元が知られており、かつ、他の1人又は2人以上の著作者の身元が知られていないときは、身元が知られている最後に死亡した著作者の死亡への言及として。

(b) 第4項における知られることとなる著作者の身元への言及は、知られることとなるいずれもの著作者の身元への言及として解釈される。

(c) 第6項におけるEEA加盟国の国民でない著作者への言及は、EEA加盟国の国民であるいずれの著作者への言及でもないとして解釈される。

(9) この条の規定は、国王の著作権若しくは議会の著作権（第163条から第166条のDまで参照）又は第168条に基づいて存続する著作権（ある種の国際機関の著作権）については適用されない。

（録音物の著作権の存続期間）

第13条のA (1) 以下の規定は、録音物の著作権の存続期間について効力を有する。

(2) 著作権は、第4項、第5項及び第191条のHA第4項の規定に従うことを条件として、

(a) 録音物が作成される暦年の終わりから50年の期間の終わりに消滅する。

(b) その期間中に録音物が発行されるときは、それが最初に発行される暦年の終わりから70年で消滅する。

(c) その期間中に録音物が発行されないが、公に演奏され、又は公衆に伝達されることにより公衆に提供されるときは、それがそのように最初に提供される暦年の終わりから70年で消滅する。

ただし、録音物が発行されているか、公に演奏されているか、又は公に伝達されているかどうかを決定する際には、いずれの無許諾の行為も、なんら考慮されない。

(3) 削除

(4) 録音物の著作者がEEA加盟国の国民でない場合には、著作権の存続期間は、著作者が国民である国において録音物に許与される期間となる。ただし、この期間は、第2項及び第3項に基づいて適用されることとなる期間を超えない。

(5) 第4項の規定の適用が、1993年10月29日前に連合王国が負うこととなった国際的義務と矛盾することとなるときは、又はその限りにおいて、著作権の存続期間は、第2項に明示される期間となる。

（映画の著作権の存続期間）

第13条のB (1) 以下の規定は、映画の著作権の存続期間について効力を有する。

(2) 著作権は、以下の規定に従うことを条件として、次に掲げる者のうち最後に死亡する者が死亡する暦年の終わりから70年の期間の終わりに消滅する。

(a) 主たる監督

(b) 映画台本の著作者

(c) 対話の著作者

(d) 映画のために特別に創作され、かつ、映画において使用される音楽の作曲者

(3) 第2項(a)号から(d)号までにおいて言及されている1人又は2人以上の者の身元が知られており、かつ、1人又は2人以上の他の者の身元が知られていない場合には、同項におけるそれらの者のうち最後に死亡する者の死亡への言及は、身元が知られている最後に死亡する者への

言及として解釈される。

(4) 第2項(a)号から(d)号までにおいて言及されている者の身元が知られていない場合には、著作権は、

(a) 映画が作成された暦年の終わりから70年の期間の終わりに消滅する。

(b) その期間中に映画が公衆に提供されるときは、それが最初にそのように提供される暦年の終わりから70年の期間の終わりに消滅する。

(5) 第4項(a)号又は(b)号に定める期間の終了前にそれらの者のいずれかの身元が知られることとなる場合には、第2項及び第3項の規定が、適用される。

(6) 第4項の目的上、公衆への提供は、次に掲げる行為を含む。

(a) 公の上映

(b) 公衆への伝達

ただし、映画が公衆に提供されたかどうかをその項の目的上一般に決定する際には、いずれの無許諾の行為も、なんら考慮されない。

(7) 本国がEEA加盟国でなく、かつ、映画の著作者がEEA加盟国の国民でない場合には、著作権の存続期間は、本国において著作物に許与される期間となる。ただし、この期間は、第2項から第6項までに基づいて適用されることとなる期間を超えない。

(8) 共同著作者が存在する映画に関して、第7項におけるEEA加盟国の国民でない著作者への言及は、EEA加盟国の国民であるいずれの著作者への言及でもないとして解釈される。

(9) いずれの場合にも、第2項(a)号から(d)号までに該当する者が存在しないときは、前記の規定は、適用されず、著作権は、映画が作成された暦年の終わりから50年の期間の終わりに消滅する。

(10) この条の目的上、第2項(a)号から(d)号までにおいて言及されているいずれの者の身元も、ある者がその者の身元を合理的な調査により確認することができないときは、知られていないとみなされる。ただし、そのような者の身元がいったん知られるときは、その身元は、その後は知られていないとはみなされない。

(放送の著作権の存続期間)

第14条 (1) 以下の規定は、放送の著作権の存続期間について効力を有する。

(2) 放送の著作権は、以下の規定に従うことを条件として、放送が行われた暦年の終わりから50年の期間の終わりに消滅する。

(3) 放送の著作者がEEA加盟国の国民でない場合には、放送の著作権の存続期間は、著作者が国民である国において放送に許与される期間となる。ただし、この期間は、第2項に基づいて適用されることとなる期間を超えない。

(4) 第3項の規定の適用が、1993年10月29日前に連合王国が負うこととなった国際的義務と矛盾することとなるときは、又はその限りにおいて、著作権の存続期間は、第2項に明示される期間となる。

(5) 反復放送の著作権は、原放送の著作権と同時に消滅する。したがって、原放送の著作権の消滅の後に放送される反復放送については、著作権は生じない。

(6) 反復放送とは、以前行われた放送の反復であるものをいう。

(発行された版の印刷配列の著作権の存続期間)

第15条 発行された版の印刷配列の著作権は、版が最初に発行された暦年の終わりにから25年の期間の終わりに消滅する。

(本国の意味)

第15条のA (1) 著作権の存続期間に関するこの部の規定の目的上、著作物の本国は、以下のように決定される。

(2) 著作物がベルヌ条約国において最初に発行され、かつ、その他の国において同時に発行されないときは、本国は、そのベルヌ条約国となる。

(3) 1国のみがベルヌ条約国である2又は2以上の国々において同時に著作物が最初に発行される場合には、本国は、そのベルヌ条約国となる。

(4) 2又は2以上の国々がベルヌ条約国である2又は2以上の国々において同時に著作物が最初に発行される場合において、

(a) それらの国々のいずれかがEEA加盟国であるときは、本国は、そのEEA加盟国となる。

(b) それらの国々のいずれもEEA加盟国でないときは、本国は、より短い又は最も短い著作権保護期間を許与するベルヌ条約国となる。

(5) 著作物が発行されず、又はベルヌ条約国でない1国において最初に発行される（かつ、ベルヌ条約国において同時に発行されない）場合において、

(a) 著作物が映画であり、かつ、映画の製作者がベルヌ条約国にその主たる事務所又は住所若しくは居所を有するときは、本国は、そのベルヌ条約国となる。

(b) (i) 著作物がベルヌ条約国に建設される建築の著作物であるときは、本国は、そのベルヌ条約国となる。

(ii) 著作物がベルヌ条約国に所在する建築物その他の建造物と一体となった美術の著作物であるときは、本国は、そのベルヌ条約国となる。

(c) その他のいずれの場合にも、本国は、著作物の作者がその国民である国となる。

(6) この条において、

(a) 「ベルヌ条約国」とは、1886年9月9日にベルヌで署名された文学的及び美術的著作物の保護に関する国際条約のいずれかの改正条約の締約国である国をいう。

(b) 同時発行への言及は、最初の発行から30日以内の発行への言及である。

第2章 著作権者の権利

著作権により制限される行為

(著作物の著作権により制限される行為)

第16条 (1) 著作物の著作権者は、この章の以下の規定に従って、連合王国において次に掲げる行為を行う排他的権利を有する。

- (a) 著作物を複製すること (第17条参照)。
- (b) 著作物の複製物を公衆に配布すること (第18条参照)。
- (ba) 著作物を公衆にレンタルし、又は貸与すること (第18条のA参照)。
- (c) 著作物を公に実演し、上映し、又は演奏すること (第19条参照)。
- (d) 著作物を公衆に伝達すること (第20条参照)。
- (e) 著作物の翻案を作成し、又は翻案に関して前記のいずれかの行為を行うこと (第21条参照)。

また、これらの行為は、この部において、「著作権により制限される行為」として言及される。

(2) 著作物の著作権は、著作権者の許諾を得ずに、著作権により制限されるいずれかの行為を行い、又は行うことを他の者に許諾する者により侵害される。

(3) この部における著作物の著作権により制限される行為を行うことへの言及は、次に掲げることへの言及である。

- (a) 著作物全体又はそのいずれかの実質的部分に関して、その行為を行うこと。
- (b) 直接的に又は間接的にその行為を行うこと。

また、いずれかの介在する行為自体が著作権を侵害するかどうかは、重要ではない。

(4) この章の規定は、次に掲げる規定に従うことを条件として、効力を有する。

- (a) 第3章の規定 (著作権のある著作物に関して許される行為)
- (b) 第7章の規定 (著作権の許諾についての規定)

(複製による著作権侵害)

第17条 (1) 著作物の複製は、著作権のあるあらゆる種類の著作物の著作権により制限される行為である。また、この部における複製及び複製物への言及は、以下のように解釈される。

(2) 文芸、演劇、音楽又は美術の著作物に関して、複製とは、著作物をいずれかの有形形式に再製することをいう。

これは、著作物を電子的手段によりいずれかの媒体に蓄積することを含む。

(3) 美術の著作物に関して、複製は、2次元の著作物から3次元の複製物を作成すること及び3次元の著作物から2次元の複製物を作成することを含む。

(4) 映画又は放送に関して、複製は、映画又は放送の部分を構成するいずれかの影像の全体又はいずれかの実質的部分の写真を作成することを含む。

(5) 発行された版の印刷配列に関して、複製とは、その配列のファクシミリ複製物を作成す

ることをいう。

(6) いずれの種類著作物に関しても、複製は、過渡的な複製物、又は著作物の他のいずれかの使用に付随する複製物の作成を含む。

(複製物の公衆への配布による侵害)

第18条 (1) 著作物の複製物の公衆への配布は、著作権のあるあらゆる種類の著作物の著作権により制限される行為である。

(2) この部における著作物の複製物の公衆への配布への言及は、次に掲げるいずれかの行為への言及である。

(a) 著作権者により又はその同意を得てEEAにおいて以前流通していない複製物をEEAにおいて流通させる行為

(b) EEAその他において以前流通していない複製物をEEA外において流通させる行為

(3) この部における著作物の複製物の公衆への配布への言及は、次に掲げる行為を含まない。

(a) 以前流通していた複製物の以後のいずれかの頒布、販売、賃貸又は貸与（ただし、第18条のA（レンタル又は貸与による侵害）参照）

(b) それらの複製物の連合王国又は他のEEA加盟国への以後のいずれかの輸入

ただし、第2項(a)号の規定が、EEA外において以前流通していた複製物をEEAにおいて流通させることについて適用される場合を除く。

(4) この部における著作物の複製物の配布への言及は、原作品の配布を含む。

(著作物の公衆へのレンタル又は貸与による侵害)

第18条のA (1) 著作物の複製物の公衆へのレンタル又は貸与は、次に掲げる著作物の著作権により制限される行為である。

(a) 文芸、演劇又は音楽の著作物

(b) 次に掲げる著作物以外の美術の著作物

(i) 建築物又は建築物のためのひな形の形状における建築の著作物

(ii) 応用美術の著作物

(c) 映画又は録音物

(2) この部において、この条の以下の規定に従うことを条件として、

(a) 「レンタル」とは、返却されること又は返却されうることを条件として、直接若しくは間接の経済的又は商業的利得のために、著作物の複製物を使用に供することをいう。

(b) 「貸与」とは、返却されること又は返却されうることを条件として、直接若しくは間接の経済的又は商業的利得のため以外に、公衆が利用することができる施設を通じて、著作物の複製物を使用に供することをいう。

(3) 「レンタル」及び「貸与」という表現は、次に掲げる行為を含まない。

(a) 公の実演、公の演奏若しくは公の上映又は公衆への伝達を目的として提供すること。

- (b) 公の展示を目的として提供すること。
- (c) 現場での参考用に提供すること。
- (4) 「貸与」という表現は、公衆が利用することができる施設間に提供することを含まない。
- (5) 公衆が利用することができる施設による貸与が、その施設の運営費を賄うために必要な金額を超えない金額の支払いを生じる場合には、この条の目的上、直接若しくは間接の経済的又は商業的利得は、存在しない。
- (6) この部における著作物の複製物のレンタル又は貸与への言及は、原作品のレンタル又は貸与を含む。

(著作物の公の実演、上映又は演奏による侵害)

第19条 (1) 著作物の公の実演は、文芸、演劇又は音楽の著作物の著作権により制限される行為である。

- (2) この部において、著作物に関して、「実演」は、
 - (a) 講義、演説、講演及び説教の場合には、口演を含む。
 - (b) 一般的に、録音物、映画又は放送による著作物の提供を含むいずれの方法の視覚的又は聴覚的提供をも含む。
- (3) 著作物の公の演奏又は上映は、録音物、映画又は放送の著作権により制限される行為である。
- (4) 電子的手段により伝達される視覚的影像又は音を受信するための機器を用いて著作物が公に実演され、演奏され、又は上映されることによりその著作物の著作権が侵害される場合には、視覚的影像又は音を送る者及び実演の場合には実演家は、侵害について責任を有するものとはみなされない。

(公衆への伝達による侵害)

第20条 (1) 著作物の公衆への伝達は、次に掲げる著作物の著作権により制限される行為である。

- (a) 文芸、演劇、音楽又は美術の著作物
- (b) 録音物又は映画
- (c) 放送
- (2) この章において、公衆への伝達とは電子的な転送により公衆に対して伝達することをいい、以下の著作物に関するものを含む。
 - (a) 著作物を放送すること
 - (b) 公衆の構成員がその個々に選択する場所から、かつ個々に選択する時間にアクセスすることができる方法による電子的な転送によって公衆に対して利用可能とすること

(翻案の作成又は翻案に関して行われる行為による侵害)

第21条 (1) 著作物の翻案を作成することは、文芸、演劇又は音楽の著作物の著作権により制限される行為である。

この目的上、翻案は、それが文書その他に記録される時に作成される。

(2) 著作物の翻案に関して第17条から第20条まで又はこの条第1項に明示する行為のいずれかを行うことも、文芸、演劇又は音楽の著作物の著作権により制限される行為である。

この目的上、その行為が行われる時に翻案が文書その他に記録されているかどうかは、重要ではない。

(3) この部において、「翻案」とは、

(a) 文芸の著作物（コンピュータ・プログラム若しくはデータベース以外の）に関して、又は演劇の著作物に関しては、次に掲げる行為をいう。

(i) 著作物の翻訳

(ii) 演劇の著作物が非演劇の著作物に転換され、又は場合により、非演劇の著作物が演劇の著作物に転換されるその改作

(iii) 物語又は所作が、全体的に又は主として絵を用いて、書籍又は新聞、雑誌若しくは類似の定期行物への再製に適した形式で伝えられる著作物の改作

(ab) コンピュータ・プログラムに関しては、プログラムの変更若しくは改変又はプログラムの翻訳をいう。

(ac) データベースに関しては、データベースの変更若しくは改変又はデータベースの翻訳をいう。

(b) 音楽の著作物に関しては、著作物の編曲又は改曲をいう。

(4) コンピュータ・プログラムに関して、「翻訳」は、プログラムがコンピュータ言語若しくはコードへ、若しくはそれから変換され、又は異なるコンピュータ言語若しくはコードへ変換されるプログラムのバージョンを含む。

(5) 何が著作物の複製となり、又はならないかについて、この条からなんらの推論も引き出されない。

著作権の二次侵害

(二次侵害——侵害複製物の輸入)

第22条 著作物の著作権は、著作物の侵害複製物である物品であって、侵害複製物であることをその者が知り、又はそう信じる理由を有しているものを、私的及び家庭内の使用のため以外に、著作権者の許諾を得ずに連合王国に輸入する者により侵害される。

(二次侵害——侵害複製物の所持又は利用)

第23条 著作物の著作権は、著作物の侵害複製物である物品であって、侵害複製物であることをその者が知り、又はそう信じる理由を有しているものについて、著作権者の許諾を得ずに次

に掲げる行為を行う者により侵害される。

- (a) 業務の過程において所持すること。
- (b) 販売し、若しくは賃貸し、又は販売若しくは賃貸のために提供し、又は陳列すること。
- (c) 業務の過程において公に展示し、又は頒布すること。
- (d) 業務の過程以外において、著作権者を害するような影響を与える程度にまで頒布すること。

(二次侵害——侵害複製物の作成のための手段の提供)

第24条 (1) 著作物の著作権は、その著作物の複製物を作成することを特に意図され、又はそのように適応されている物品について、それが侵害複製物を作成するために使用されることを知り、又はそう信じる理由を有しながら、著作権者の許諾を得ずに次に掲げる行為を行う者により侵害される。

- (a) 作成すること。
- (b) 連合王国に輸入すること。
- (c) 業務の過程において所持すること。
- (d) 販売し、若しくは賃貸し、又は販売若しくは賃貸のために提供し、又は陳列すること。

(2) 著作物の著作権は、連合王国その他における送信の受信により著作物の侵害複製物が作成されることを知り、又はそう信じる理由を有しながら、電気通信設備(公衆への伝達以外の)を用いて著作物を著作権者の許諾を得ずに送信する者により侵害される。

(二次侵害——侵害実演のための構内の使用の許可)

第25条 (1) 文芸、演劇又は音楽の著作物の著作権が公の興行の場所における実演により侵害される場合には、その場所が実演に使用されることに許可を与えたいずれの者も、その者が許可を与えた時に実演が著作権を侵害しないことを合理的な根拠により信じていた場合を除き、侵害について責任を有する。

(2) この条において、「公の興行の場所」は、主として他の目的のために占有されている構内であって、随時公の興行を目的とする賃貸のために提供されるものを含む。

(二次侵害——侵害実演等のための機器の提供)

第26条 (1) 次に掲げることを行うための機器を用いて著作物を公に実演し、又は著作物を公に演奏し、若しくは上映することにより著作物の著作権が侵害される場合には、以下の者も、侵害について責任を有する。

- (a) 録音物を演奏すること。
- (b) 映画を上映すること。
- (c) 電子的手段により送られる視覚的影像又は音を受信すること。

(2) 機器又はそのいずれかの実質的部分を提供する者は、その者が機器又はその部分を提供

した時に次に掲げるいずれかに該当するときは、侵害について責任を有する。

- (a) 機器が著作権を侵害するように使用される可能性があることを知り、若しくはそう信じる理由を有していたこと。
 - (b) その通常の使用が公の実演、演奏又は上映を伴う機器の場合には、その機器が著作権を侵害するように使用されないことを合理的な根拠により信じていなかったこと。
- (3) 機器が構内に持ち込まれることに許可を与えた構内の占有者は、その者が許可を与えた時に機器が著作権を侵害するように使用される可能性があることを知り、又はそう信じる理由を有していたときは、侵害について責任を有する。
- (4) 著作権を侵害するために使用された録音物又は映画の複製物を提供した者は、その者がそれを提供した時に、その提供したもの又はそれから直接若しくは間接的に作成された複製物が著作権を侵害するように使用される可能性があることを知り、又はそう信じる理由を有していたときは、侵害について責任を有する。

侵害複製物

(「侵害複製物」の意味)

第27条 (1) この部において、著作権のある著作物に関して、「侵害複製物」は、この条の規定に従って解釈される。

(2) ある物品の作成が当該著作物の著作権の侵害を構成したときは、その物品は、侵害複製物となる。

(3) 次に掲げる場合にも、当該物品は、侵害複製物となる。

(a) ある物品が連合王国に輸入され、又は輸入されることが企てられるとき。

(b) 連合王国におけるその物品の製作が、当該著作物の著作権の侵害又はその著作物に関する排他的許諾協定違反を構成することとなるとき。

(4) いずれかの訴訟手続において、ある物品が侵害複製物であるかどうかの問題が生じ、かつ、次に掲げる2つのことが証明される場合には、反対のことが立証されるまでは、著作物に著作権が存続していた時にその物品が作成されたものと推定される。

(a) その物品が著作物の複製物であること。

(b) 著作物に著作権が存続し、又はいずれかの時に存続していたこと。

(5) 第3項のいずれの規定も、1972年の欧州共同体法第2条第1項の意味における、いずれかの執行することができる共同体の権利に基づいて連合王国に適法に輸入することができる物品について適用されるものとは解釈されない。

(6) この部において、「侵害複製物」は、次のいずれかの規定に基づいて侵害複製物として取り扱われることとなる複製物を含む。

第28条のB第7項及び第9項（私的使用のための個人的複製）

第29条のA第3項（非商業的な調査のためのテキスト及びデータ解析のための複製物）

第31条のA第5項及び第6項（障害者：個人的使用のための著作物の複製）
第31条のB第11項（権限のある団体により利用可能複製物の作成と供給）
第35条第5項（教育機関による放送の録音・録画）
第36条第8項（教育機関による著作物からの抜粋の複製と使用）
第42条のA第5項(b)（司書による複製：発行された著作物の単一の複製物）
第43条第5項(b)（司書又は記録保管人による複製：未発行の著作物の単一の複製物）
第56条第2項（主たる複製物の移転の時に保持された電子的形式による著作物の以後の複製物、翻案等）
第61条第6項(b)（民謡の録音・録画物）
第63条第2項（販売のために美術の著作物を広告する目的のために作成される複製物）
第68条第4項（放送の目的のために作成される複製物）
第70条第2項（タイム・シフトを目的とする録音・録画）
第71条2項（放送の写真）
第141条（教育機関によるある種の複写複製のための法定許諾）に基づく命令のいずれかの規定

第3章 著作権のある著作物に関して許される行為

導入規定

（導入規定）

第28条 (1) この章の規定は、著作権の存続にかかわらず、著作権のある著作物に関して行うことができる行為を明示する。それらの規定は、著作権侵害の問題のみに関係し、かつ、明示された行為のいずれかを行うことを制限する他のいずれの権利又は義務にも影響しない。

(2) ある行為が著作権を侵害せず、又は著作権を侵害することなくその行為を行うことができる旨がこの章により規定され、かつ、著作権のある特定の種類の著作物が定められていない場合には、当該行為は、いずれの種類の著作物の著作権をも侵害しない。

(3) いずれかの種類の著作物の著作権により制限される行為の範囲について、この章に基づいて著作権を侵害することなく行うことができるいずれの行為の記述からも、いかなる推論も引き出されない。

(4) この章の規定は、相互に独立して解釈される。したがって、ある行為が一規定に該当しないという事実は、その行為が他の規定の対象とならないことを意味しない。

一般規定

（一時的複製物の作成）

第28条のA 文芸の著作物（コンピュータ・プログラム又はデータベース以外の）又は演劇、音楽若しくは美術の著作物、発行された版の印刷配列、録音物又は映画の著作権は、過渡的若しくは付随的であって、科学技術のプロセス（工程）の必要不可欠の部分であり、次に掲げるいずれかを可能とすることを唯一の目的とし、かつ、独立した経済的意義を有しない一時的複製物を作成することにより侵害されない。

- (a) 仲介者による第三者間のネットワークにおける著作物の送信
- (b) 著作物の適法使用

（私的使用のための個人的複製）

第28条のB (1) （コンピュータ・プログラム以外の）著作物の複製物の作成であって、個人により行われるものは、その著作物の著作権を侵害しない。ただし、その複製は以下のことを条件とする。

- (a) 複製物は、
 - (i) 当該個人が保有する著作物の複製物であること、または
 - (ii) 当該個人により作成された著作物の個人的な複製物であること、
 - (b) 個人による私的な使用のために作成されたものであること、および
 - (c) 直接的または間接的にも商業的な目的のために作成されたものではないこと。
- (2) この条において、「個人により保有される複製物」とは、以下の複製物のことをいう。
- (a) 当該個人により恒久的に適法に獲得されているものであり、
 - (b) 侵害複製物ではなく、かつ、
 - (c) 著作権を侵害せずに複製物を作成することを許容するこの章のいずれの条項に基づいて作成されたものではないこと。
- (3) この条において「個人的な複製物」とは、この条に基づいて作成された複製物を意味する。
- (4) 第2項第(a)号の目的において、「恒久的に適法に獲得された」とは、
- (a) 購入され、贈与として取得され、又は購入又は贈与に起因する(b)号に言及される種類のダウンロード以外の) ダウンロードの手段により獲得されている複製物を含む。および
 - (b) 無償で借りられ、有償で貸され、放送又はストリーミングがなされた複製物、または、当該複製物に対する一時的なアクセスにより可能になっただけのダウンロードにより取得されている複製物を含まない。
- (5) 第1項第(b)号における「私的使用」とは、以下の目的のためになされる複製物の作成により促進される私的使用を含む。
- (a) バックアップコピーとしてなされるもの、
 - (b) フォーマット・シフティングを目的とするもの、または
 - (c) ストレージを目的とするもので、個人（および当該ストレージ領域に関して責任を有する者）によってのみアクセスが可能である、インターネットまたは類似の手段によりによ

りアクセスが可能な電子的なストレージにおけるものを含む。

(6) 個人が（私的かつ一時的に行う場合を除いて）他人に対して著作物の個人的な複製物を移転した場合、当該移転が著作権者により許諾されている場合を除いて、著作物の著作権は侵害される。

(7) 第6項に示されるかたちで著作権侵害がなされる場合、それにより移転された個人的な複製物は、以降のすべての目的において侵害複製物として取り扱われる。

(8) 著作物の個人的な複製物を作成した個人が、（私的かつ一時的に行う場合を除いて）他人に対して個人的に所有するその著作物の複製物を移転したが、その移転後において、かつ、著作権者の許諾のない状態で、いずれの個人的な複製物を保持する場合、著作物の著作権は侵害される。

(9) 第8項に示されるかたちで著作権が侵害される場合、保持されるいずれの個人的な複製物も、以降のすべての目的において、侵害複製物として取り扱われる。

(10) 契約の条件がこの条によって著作権の侵害とならない複製物の作成を禁止または制限することを意図する場合にはその範囲において、当該条件は執行不能なものとする。

（研究及び私的学習）

第29条 (1) 非商業目的のための研究を目的とする著作物の公正利用は、その著作物のいずれの著作権をも侵害しない。ただし、十分な出所明示を伴うことを条件とする。

(1A) 削除

(1B) 第1項に定める目的のための公正利用に関連して、實際上その他の理由のために出所明示が不可能である場合には、いずれの出所明示も、要求されない。

(1C) 私的学習を目的とする著作物の公正利用は、その著作物のいずれの著作権をも侵害しない。

(2) 削除

(3) 研究者又は学習者自身以外の者による複製は、次に掲げるいずれかに該当するときは、公正利用ではない。

(a) 司書又は司書のために行動する者の場合には、第42A条（司書による複製：発行された著作物の単一の複製物）又は第40条に基づく規則が第38条又は第39条（記事又は発行された著作物の部分——同一資料の多数の複製物に対する制限）に基づいて行われることを許さないいずれかの行為をその者が行うとき。

(b) 他のいずれの場合にも、複製を行う者が、その複製が実質的に同一の時に、かつ、実質的に同一の目的のために2人以上の者に提供される実質的に同一の資料の複製物となることを知り、又はそう信じる理由を有するとき。

(4) 次に掲げる行為は、公正利用ではない。

(a) 低いレベルの言語で表現されたコンピュータ・プログラムをより高いレベルの言語で表現されたバージョンに変換すること。

(b) そのプログラムをそのように変換する過程において付随的に、そのプログラムを複製すること。

(これらの行為は、第50条のB(逆コンパイル)に従って行われる場合には、許される行為である。)

(4A) コンピュータ・プログラムのいずれかの要素の基礎となるアイデア(着想)及び原理を決定するためにそのプログラムの機能を観察し、研究し、又は検査することは、公正利用ではない。(これらの行為は、第50条のBA(観察、研究及び検査)に従って行われる場合には、許される。)

(4B) 契約の条件がこの条によって著作権の侵害とならない複製物の作成を禁止または制限することを意図する場合にはその範囲において、当該条件は執行不能なものとする。

(5) 削除

(非商業的調査のためのテキストおよびデータの解析のための複製)

第29条のA (1) 著作物に適法にアクセスする者による著作物の複製物の作成は、以下を条件として、その著作物の著作権を侵害しない。

(a) その著作物に適法にアクセスする者が、非商業的な目的による調査を唯一の目的として行う、著作物に記録されたいずれかのものについてのコンピュータによる解析を実施する場合のために生じる複製物であり、かつ、

(b) 当該複製物が、十分な出所明示を伴う場合(このことが実際的な理由その他の理由から困難である場合を除く)。

(2) 著作物の複製物が、この条に基づいて作成されている場合、その著作物の著作権は以下の場合に侵害される。

(a) その複製物が他人に移転する場合(その移転が著作権者により許諾される場合は除く)、又は

(b) その複製物が第(1)(a)項で言及される以外のいずれかの目的のために使用される場合(その使用が著作権者により許諾される場合は除く)。

(3) この条に基づいて作成された複製物がその後利用される場合には、

(a) その複製物は、その利用の目的上侵害複製物として取り扱われることとなる。

(b) その利用が著作権を侵害する場合には、その複製物は、その後のすべての目的上侵害複製物として取り扱われることとなる。

(4) 第3項において、「利用」とは、販売され、若しくは賃貸され、又は販売若しくは賃貸のために提供され、若しくは陳列されることをいう。

(5) 契約の条件がこの条によって著作権の侵害とならない複製物の作成を禁止または制限することを意図する場合にはその範囲において、当該条件は執行不能なものとする。

(批評、評論、引用及び時事の報道)

第30条 (1) 当該著作物若しくは他の著作物又は著作物の実演の批評又は評論を目的とする著作物の公正利用は、（實際上その他の理由のために不可能である場合を除いて）十分な出所明示を伴うこと及びその著作物が公衆に提供されていることを条件として、その著作物のいずれの著作権をも侵害しない。

(1ZA) 著作物の著作権は、以下のことを条件として、（批評、論評その他の理由にかかわらず）その著作物からの引用による使用によって、侵害されない。

- (a) その著作物が公衆に対して利用可能なものとされていること
- (b) 当該引用による使用が、その著作物について公正利用であること
- (c) 当該引用の範囲が、それが使用される特定の目的によって要求される以上のものではないこと、および
- (d) 当該引用が、（實際上その他の理由のために不可能である場合を除いて）十分な出所明示を伴うこと。

(1A) 第1項及び第1ZA項の目的上、ある著作物が次に掲げるものを含むいずれかの手段により提供されている場合には、その著作物は、公衆に提供されている。

- (a) 複製物の公衆への配布
- (b) 電子的検索システムを用いて著作物を提供すること。
- (c) 著作物の複製物の公衆へのレンタル又は貸与
- (d) 著作物の公の実演、展示、演奏又は上映
- (e) 著作物の公衆への伝達

ただし、著作物が公衆に提供されているかどうかをこれらの項の目的上一般的に決定する際には、いずれの無許諾の行為も、なんら考慮されない。

(2) 時事の報道を目的とする著作物（写真を除く。）の公正利用は、（第3項に従って）十分な出所明示を伴うことを条件として、その著作物のいずれの著作権をも侵害しない。

(3) 録音物、映画又は放送を用いて時事の事件を報道することに関連して、實際上その他の理由のために出所明示が不可能である場合には、いずれの出所明示も、要求されない。

(4) 契約の条件がこの1ZA項によって著作権の侵害とならないいずれの行為を禁止又は制限することを意図する場合にはその範囲において、当該条件は執行不能なものとする。

（カリカチュア、パロディ又はパスティーシュ）

第30条のA (1) カリカチュア、パロディ又はパスティーシュを目的とする著作物の公正利用は、その著作物のいずれの著作権をも侵害しない。

(2) 契約の条件がこの条によって著作権の侵害とならないいずれの行為を禁止又は制限することを意図する場合にはその範囲において、当該条件は執行不能なものとする。

（著作権資料の付随的挿入）

第31条 (1) 著作物の著作権は、美術の著作物、録音物、映画又は放送へのその著作物の付

随的挿入により侵害されない。

(2) その作成が第1項に基づいて著作権侵害ではなかったいずれかのものの複製物を公衆に配布し、又はそれを演奏し、上映し、若しくは公衆に伝達することにより、著作権は侵害されない。

(3) 音楽の著作物、音楽とともに話され、若しくは歌われる歌詞又は音楽の著作物若しくはそのような歌詞を挿入している録音物又は放送の多くは、それが故意に挿入されるときは、他の著作物に付随的に挿入されたものとはみなされない。

障害者

(障害者：個人的使用のための複製物の作成)

第31条のA

(1) この条は、以下の場合に適用される。

(a) 障害者が、著作物の全体若しくは部分の複製物を適法に占有し、又は適法に使用する
場合、及び

(b) その者の障害が、その障害を持たない者と同程度にその著作物を享受することから、
その者を妨げている場合。

(2) (1)(a)項に言及される著作物の複製物の利用可能複製物の作成は、以下の場合には、著作権の侵害とならない。

(a) その複製物が障害者又は障害者に代わって行為を行う者により作成される場合、

(b) その複製物が、障害のある者の個人的な使用のために作成される場合、及び

(c) その著作物の利用可能な同種の複製物が、著作権者により又はその許諾を受けて、合理的な条件で、商業的に利用可能でない場合

(3) ある者が、障害者の代わりにこの条に基づいて利用可能複製物を作成し、かつ、それについて障害者から料金を徴収する場合、その徴収される総額は、複製物を作成し、かつ供給する費用を超過してはならない。

(4) 著作権は、この条に基づいて作成された著作物の利用可能複製物を、以下の者を除くいずれかの者に対して移転することにより、侵害される。ただし、その移転が著作権者により許諾される場合は除く。

(a) この条に基づいて、その者により、又はその者のために、著作物の利用可能複製物が作成される場合のその者

(b) (a)号の範囲に含まれる者のためにその複製物を移転することを意図する者

(5) この条に基づいて作成された著作物の利用可能複製物は、ある者がそれを保持する場合には、その者が第4項(a)又は(b)の範囲に含まれないとき、すべての目的において、侵害複製物として取り扱われる。

(6) この条に基づいて作成された利用可能複製物が、その後利用される場合には、

- (a) その複製物は、その利用の目的上侵害複製物として取り扱われ、かつ、
 - (b) その利用が著作権を侵害する場合には、その複製物は、その後のすべての目的上侵害複製物として取り扱われることとなる。
- (7)この条において、「利用」とは、販売され、若しくは賃貸され、又は販売若しくは賃貸のために提供され、若しくは陳列されることをいう。

(権限のある団体による利用可能複製物の作成と提供)

第31条のB (1) 権限のある団体が、発行された著作物の全体若しくは部分の複製物を適法に占有する場合、当該団体は、著作権を侵害せずに、障害者の個人的使用のためにその著作物の利用可能複製物を作成及び供給することができる。

(2) ただし、第1項は、その著作物の利用可能な同種の複製物が、著作権者により又はその許諾を受けて、合理的な条件で、商業的に利用可能である場合には、適用されない。

(3) 権限のある団体が、放送又は放送の複製物の全体若しくは部分の複製物に対して適法にアクセスすることができる場合、又はそれらを適法に所有する場合、当該団体は、著作権を侵害せずに、以下のことをすることができる。障害者の個人的な使用のために、

(a) 放送の場合、放送の録音・録画物を作成し、録音録画物又は放送に含まれるいずれの著作物の利用可能複製物を作成かつ供給すること、及び

(b) 放送の複製物の場合、その複製物又は放送に含まれるいずれの著作物について、利用可能複製物を作成かつ供給すること。

(4) ただし、第3項は、その放送、又はそれに含まれるいずれの著作物の利用可能な同種の複製物が、著作権者により又はその許諾を受けて、合理的な条件で、商業的に利用可能である場合には、適用されない。

(5) 第1項及び第3項の目的において、「障害者の個人的な使用のため」に供給することには、障害者に代わって行為をする者に対する供給を含む。

(6) 営利のために活動する教育機関である権限のある団体は、この条に基づいて作成されるいずれの利用可能複製物も、その教育目的にのみ使用されるものであることを確保しなければならない。

(7) この条に基づいて作成された利用可能複製物は、以下のことを伴わなければならない。

(a) その複製物がこの条に基づいて作成されている旨の記述、及び

(b) 十分な出所明示（このことが実際的な理由その他の理由から困難である場合を除く）。

(8) 利用可能複製物がこの条に基づいて、コピー防止の電子形式に含まれる著作物から作成される場合、その利用可能複製物は、合理的に実行可能である限りは、同一の又は等しく有効なコピー防止装置を（著作権者が別段の合意をしない限り）組み込まなければならない。

(9) この条に基づいてその著作物の利用可能複製物を作成している権限のある団体は、この条に基づいてその著作物の利用可能複製物を作成する資格を与えられているその他の団体に対して、当該その他の団体が、その著作物の利用可能複製物を作成することができるようにす

る目的のために、それを供給することができる。

(10) 権限のある団体がこの条に基づいて作成された利用可能複製物を、ある者又は権限のある団体に対して、この条により許されているものとして、供給し、そのためにその者又は団体から料金を徴収する場合、徴収するその総額は、その複製物の作成及び供給の費用を超えてはならない。

(11) この条に基づいて作成された利用可能複製物は、その後利用される場合には、

- (a) その複製物は、その利用の目的上侵害複製物として取り扱われ、かつ、
- (b) その利用が著作権を侵害する場合には、その複製物は、その後のすべての目的上侵害複製物として取り扱われることとなる。

(12) この条において、「取り扱われる」とは、販売され、若しくは賃貸され、又は販売若しくは賃貸のために提供され、若しくは陳列されることをいう。

(権限のある団体による中間複製物の作成と供給)

第31条のBA (1) 第31条のBに基づいて、著作物の利用可能複製物を作成する資格を有する権限のある団体は、著作権を侵害せずに、利用可能複製物を作成するために必要である場合には、その著作物の複製物（「中間複製物」）を作成することができる。

(2) この条に基づいてその著作物の利用可能な中間複製物を作成する資格を与えられているその他の団体に対して、第31条のBに基づいて当該その他の権限のある団体が、その著作物の利用可能複製物を作成することができる目的のために、それを供給することができる。

(3) 著作権は、この条に基づいて作成された中間複製物を、第2項により許されたものとして、その他の権限のある団体以外の者に対して、移転することによって、侵害される。ただし、その移転が著作権者により許諾される場合は除く。

(4) 権限のある団体が、第2項に基づいて、権限のある団体に対して中間複製物を供給し、かつ、それについて当該団体から料金を徴収する場合、その徴収される総額は、複製物を作成し、かつ供給する費用を超過してはならない。

(利用可能複製物、中間複製物:記録と通知)

第31条のBB (1) 権限のある団体は、以下について記録を保存しなければならない。

- (a) 第31条のBに基づいて作成される利用可能複製物、
- (b) 31条のBAに基づいて作成される中間複製物、及び
- (c) それらの提供を受ける者

(2) 権限のある団体は、著作権者又はその者を代理する者に対して、合理的な予告をして、いずれかの合理的な時に、以下の記録を閲覧することを許可しなければならない。

- (a) 第1項に基づいて保存される記録、及び
- (b) 31条のB及び31条のCに基づいて、これらの規則が施行される前に効力を有していたものとして、作成される複製物の記録

(3) 第31条のBに基づく利用可能複製物の作成から合理的な時間内に、権限のある団体は、次に掲げるいずれかに通知しなければならない。

(a) 関係する各代表団体であり、

(i) 特定の著作権者又は関係する種類の著作権のある著作物の著作権の所有者を代表する団体であること。

(ii) その団体により代表される著作権者又は著作権者のグループについて所管大臣に通告している団体であること。または、

(b) そのような団体がいない場合には、著作権者（権限のある団体が著作権者の氏名及び住所を確認することが合理的に可能でない場合を除く）。

(8) 関係する代表団体は、次に掲げる2つの条件を満たす団体である。

(9) 第7項(b)号に基づいて著作権者に通知する要件は、権限のある団体が著作権者の氏名及び住所を確認することが合理的に可能でない場合には、適用されない。

第31条のC 削除

第31条のD 削除

第31条のE 削除

（第31条のAから第31条のBBまでについての定義その他の補足規定）

第31条のF (1) この条は、第31条のAから第31条のBBまでの規定を補足し、かつ定義を含む。

(2) 「障害者」とは、その者が、その障害を有しない者と同じ程度に著作権のある著作物を享受することを妨げる、身体的又は精神的に障害を有する者を意味し、「障害」とはそれに従って解釈されるものとする

(3) しかし、ある者は、矯正レンズの使用により、特別の水準又は種類の明かりなしで通常は読書を受け入れることができる水準まで改善することができる視覚機能の障害のみであることを理由としては、障害があるとみなされない。

(4) 「利用可能複製物」とは、著作権のある著作物に関して、障害者に著作物のより十分な享受を可能とする著作物の版（バージョン）をいう。

(5) 利用可能複製物は、

(a) 著作権のある著作物のその版を案内するための設備を含むことができる。ただし、

(b) 利用可能複製物が意図される者のために、障害者が受ける問題を克服するために必要でない著作物に対する変更を含んではならない。

(6) 「認可団体」は、以下を意味する。

(a) 教育機関、又は

(b) 収益のために運営されていない団体

(7)複製物の「供給」とは、それが返却されること又は返却されうることを条件として、直接若しくは間接の経済的又は商業的利得のため以外に、使用のために提供することをいう。

(8) 契約の条件が、第31条のA、第31条のB又は第31条のBAによって著作権の侵害とならない複製物の作成を禁止または制限することを意図する場合にはその範囲において、当該条件は執行不能なものとする。

教育

(教育のための説明)

第 32 条 (1) 教育における説明をもっぱらの目的とする著作物の公正利用は、次に掲げる条件を満たす場合には、その著作物の著作権を侵害しない

(a) 非商業的な目的であること

(b) 授業を行い若しくは受ける者(又は、授業を行い若しくは受ける準備をする者)により行われること、

(c) 十分な出所明示を伴うこと(實際上その他の理由から不可能である場合を除く)。

(2) 第 1 項の目的において、「授業を行い若しくは受ける」とは、試験問題の作成、生徒への問題の伝達及び問題の解答を含む。

(3) 契約の条件がこの条によって著作権の侵害とならない複製物の作成を禁止または制限することを意図する場合にはその範囲において、当該条件は執行不能なものとする。

(教育上の使用のための詩文集)

第33条 (1) 発行された文芸又は演劇の著作物からの短い章句を次に掲げる収集物に挿入することは、その著作物自体が教育機関における使用を意図されず、かつ、挿入が十分な出所明示を伴うときは、その著作物の著作権を侵害しない。

(a) 教育機関における使用を意図され、かつ、その題号において、及び出版者により又は出版者のために配布されるいずれの広告においても、その旨が記載されている収集物であって、かつ、

(b) 著作権が存続しない資料から主として成るもの。

(2) 第1項の規定は、同一の著作者が作成した著作権のある著作物からの3以上の抜粋を、5年のいずれかの期間にわたって同一の出版者が発行した収集物に挿入することを許可するものではない。

(3) いずれかの特定の章句に関して、第2項における同一の著作者が作成した著作物からの抜粋への言及は、

(a) その著作者が他の者と協力して作成した著作物からの抜粋を含むものとみなされ、かつ、

(b) 当該章句がそのような著作物からの抜粋であるときは、いずれかの著作者が1人で又は

他の者と協力して作成した著作物からの抜粋を含むものとみなされる。

(4) この条における教育機関における著作物の使用への言及は、そのような機関の教育目的のためのいずれもの使用への言及である。

(教育機関の活動の過程において著作物を実演し、演奏し、又は上映すること)

第34条 (1) 教育機関における教師及び生徒並びに教育機関の活動に直接関係する他の者から成る聴衆を前にして次に掲げる者が文芸、演劇又は音楽の著作物を実演することは、著作権侵害の目的上、公の実演ではない。

(a) 教育機関の活動の過程において、教師若しくは生徒

(b) 教育機関において、授業の目的上、いずれかの者

(2) 教育機関におけるそのような聴衆を前にして録音物、映画又は放送を授業を目的として演奏し、又は上映することは、著作権侵害の目的上、著作物を公に演奏し、又は上映することではない。

(3) この目的上、いずれの者も、その者が教育機関における生徒の親であることのみを理由として、教育機関の活動に直接関係することとはならない。

(教育機関による放送の録音・録画)

第35条 (1) 放送の録音・録画物又はその種の録音・録画物の複製物は、以下の条件を満たす場合には、放送又はそれに含まれる著作物の著作権を侵害することなく、教育機関の教育目的のためにその機関が、又はその機関の代わりに、作成することができる。

(a) 教育目的が、非商業的であること、及び

(b) 録音・録画物又はその複製物が十分な出所明示を伴うこと(實際上その他の理由から不可能である場合を除く)。

(2) 第1項に基づいて作成された放送の録音・録画物又はその種の録音・録画物の複製物が、教育機関の非商業的目的のために、その機関により、又はその機関の代わりに、当該機関の生徒又は教職員に対して伝達された場合、著作権は侵害されない。

(3) 第2項の規定は、伝達が当該機関の生徒及び教職員のみが利用可能な保護された電子的ネットワークを用いて機関の構外で受信される伝達のみ適用される。

(4) この条で許諾される行為であっても、当該行為について許諾を得ることが可能であり、かつ、その行為に責任を有する教育機関がその事実を認識していたか、又は認識するべきであった場合には、その行為は許容されず、又はその範囲において許容されない。

(5) この条に基づいて作成された複製物がその後利用される場合には、

(a) その複製物は、その利用の目的上侵害複製物として取り扱われることとなる。

(b) その利用が著作権を侵害する場合には、その複製物は、その後のすべての目的上侵害複製物として取り扱われることとなる。

(6) この条において「利用される」とは、以下の行為を意味する。

- (a) 販売され、若しく賃貸されること、
- (b) 販売若しくは賃貸のために提供され、若しくは陳列されること、又は
- (c) 第2項で許容される以外の方法で伝達されること。

(教育機関による著作物の抜粋の複製及び使用)

第36条 (1) 教育機関により、又は教育機関に代わり行われる、関連する著作物からの抜粋の複製は、次の条件が満たされる限り、当該著作物の著作権を侵害しない。

- (a) 複製物が非商業目的の授業のために作成されること、及び
 - (b) 十分な出所明示が伴うこと(實際上その他の理由から不可能である場合を除く)。
- (2) 第1項に基づいて作成された抜粋の複製物が、教育機関の非商業目的の授業のために、その機関により、又はその機関に代わって、当該機関の生徒又は教職員に伝達された場合、著作権は侵害されない。
- (3) 第2項の規定は、伝達が当該機関の生徒及び教職員のみが利用可能な保護された電子的ネットワークを用いて機関の構外で受信される伝達のみ適用される。
- (4) この条において、「関連する著作物」とは、次に掲げる著作物以外の著作物を意味する。
- (a) 放送、又は
 - (b) 他の著作物に組み入れられていない美術の著作物。
- (5) この条の規定に基づいて、12カ月間にわたって、教育機関により、又は教育機関に代わり、著作物の5パーセントを超えない部分を複製することができる。この場合において、他の著作物に組み入れられた著作物は、単一の著作物として取り扱うものとする。
- (6) この条で許諾される行為であっても、当該行為について許諾を得ることが可能であり、かつ、その行為に責任を有する教育機関がその事実を認識していたか、又は認識するべきであった場合には、その行為は許容されず、又はその範囲において許容されない。
- (7) この条により許容される行為を教育機関に許諾する場合の許諾の条件は、(有償又は無償を問わず)この条に基づいて許されるよりも少ない割合でしか複製ができないように制限することを意図する限りにおいて、効力を有しない。
- (8) この条に基づいて作成された複製物がその後に利用される場合には、
- (a) その複製物は、その利用の目的上侵害複製物として取り扱われることとなる。
 - (b) その利用が著作権を侵害する場合には、その複製物は、その後のすべての目的上侵害複製物として取り扱われることとなる。
- (9) この条において「利用される」とは、以下の行為を意味する。
- (a) 販売され、若しく賃貸されること、
 - (b) 販売若しくは賃貸のために提供され、若しくは陳列されること、又は
 - (c) 第2項で許容される以外の方法で伝達されること。

(教育機関による複製物の貸与)

第36条のA 著作物の著作権は、教育機関による著作物の複製物の貸与により侵害されない。
図書館及び記録保存所

第37条 削除

第38条 削除

第39条 削除

第40条 削除

(司書又は記録保管人による複製物の貸与)

第40条のA (1) いずれの種類著作物の著作権も、書籍が公貸権計画内にあるときは、公立図書館によるその書籍の貸与により侵害されない。この目的上、

(a) 「公貸権計画」とは、1979年の公貸権法第1条に基づいて実施されている計画をいう。

(b) 書籍は、それが事実上適格であるか否かにかかわらず、同計画の適格性に関する規定の意味における書籍であるときは、公貸権計画内にある。

(2) 著作物の著作権は、営利のために運営されていない図書館又は記録保存所（公立図書館以外の）によるその著作物の複製物の貸与により侵害されない。

(図書館及び教育機関など：著作物を専用端末装置により利用可能にすること)

第40条のB (1) 著作物の著作権は、第3項の条件を満たしている場合に、第2項に特定された機関が、その施設内の専用端末装置を用いて、公衆に対して著作物を伝達することにより、又は著作物を公衆が利用可能にすることにより、侵害されない。ただし、

(2) 諸機関とは、以下のものをいう。

(a) 図書館、

(b) 記録保管所、

(c) 博物館、および

(d) 教育機関。

(3) 著作物およびその複製物の条件は、以下の通りである。

(a) その機関により適法に取得されたものであること、

(b) 調査又は私的学習の目的で公衆の個別の構成員に対して伝達又は利用可能とされていること、かつ

(c) その著作物が対象となっているいずれの購入又は許諾にかかる条件に従って伝達され又は利用可能とされているものであること

(司書による複製：他の図書館への単一の複製物の提供)

第41条 (1) 司書は、第2項の条件が満たされる場合には、その著作物の著作権を侵害することなく、発行された著作物の全体若しくは部分の単一の複製物を作成し、及び他の図書館に提供することができる。

(2) 条件とは、以下のことである。

(a) その複製物が、営利のために運営されていない図書館からの要求に応じて提供されること、及び

(b) 複製物が作成される時に、それを作成する司書が、著作物の複製物の作成を許諾する資格を有する者の名前及び住所を知らず、又は合理的に知りえなかった場合であること

(3) 第2項第(b)号の条件は、その要求が定期刊行物中の記事の複製物に対するものである場合には、適用しない。

(4) 司書が、この条に基づいて複製物を供給するために料金を徴収する場合、徴収される合計額は、その複製物を作成する費用を参照して計算されなければならない。

(5) ある契約の規定が、本条によって、著作権侵害とされないいずれの行為を実施することを防止し、又は制限する範囲において、当該規定は強制できないものとされる。

(司書等による複製：著作物の複製物の交換)

第42条 図書館、記録保存所又は博物館の司書、記録保管人または学芸員は、著作権を侵害することなく、次に掲げることを行うために、その機関の常置の収集物中のいずれの項目からも複製物を作成することができる。ただし、第2項および第3項の条件を満たす場合に限られる。

(a) その常置の収集物中の項目を保存し、または交換すること。

(b) 他の図書館、アーカイヴ又は博物館の常置の収集物中の項目が失われ、破棄され、又は毀損された場合において、当該その他の図書館、アーカイヴまたは博物館の当該収集物中の項目を交換すること

(1) 第一の条件とは、当該項目が次に掲げるものである場合とする。

(a) 当該機関の施設において参照することを完全または主たる目的として、保存されている収集物に含まれていること、

(b) 公衆がアクセスできない収集物の一部であること、または、

(c) 他の図書館、記録保存所または博物館に対してのみ貸出が可能であること

(2) 第2の条件とは、第1項で言及されている目的のいずれかを達成するために、当該項目の複製物を購入することが、合理的に実行不可能である場合であること、である。

(3) 第1項の第(b)号における図書館、記録保存所又は博物館は、営利のために活動しない図書館、記録保存所又は博物館を意味する。

(4) ある機関が、第1項第(b)号に基づいてその他の図書館、アーカイヴ又は博物館に対して

複製物を供給するために料金を徴収する場合、徴収される合計額は、その複製物を作成する費用を参照して計算されなければならない。

(5) 本条における「項目」とは、著作物または著作物の複製物を意味する。

(6) ある契約の規定が、本条によって、著作権侵害とされないいずれの行為を実施することを防止し、又は制限する範囲において、当該規定は強制できないものとされる。

(司書による複製：発行された著作物の単一の複製)

第42条のA (1) 営利のために運営されていない図書館の司書は、第2項の条件を満たす場合には、以下について、その著作物の著作権を侵害せずに、単一の複製物を作成し、及び提供することができる。

(a) 定期刊行物のいずれかの1つの号における1つの記事

(b) その他のいずれかの発行された著作物における合理的な割合

(2) 条件とは、以下のことをいう。

(a) 司書に対して、第3項に示された情報を含む書面による宣言を提供している者からの要求に応じて、複製物が提供される場合、及び

(b) 司書が、その宣言が具体的な詳細に関して虚偽であることを知らない場合。

(3) 宣言に含まなければならない情報は、以下のことである。

(a) 複製物を要求する者及びその者が要求する資料の名称、

(b) その者が過去にいずれの図書館によって当該資料の複製物の提供を受けていないことの声明

(c) その者が非商業的な目的のための調査又は私的学習のための目的のために複製物を要求し、それらの目的のためにのみ使用し、その他の者にその複製物を提供しない予定であることの声明

(d) その者の最善の認識において、実質的に同じ目的のためにその者と同じ時点またはだいたい同じ時点において、実質的に同じ資料に対する要求を行っているか、又は行う意図のある、その者が共に働き又は学習するその他の者がいないことの声明

(4) 図書館が、この条に基づいて複製物を供給するために料金を徴収する場合、徴収される合計額は、その複製物を作成する費用を参照して計算されなければならない。

(5) ある者(P)がこの条に基づいて、具体的な詳細に関して虚偽である宣言を行い、及びPにより作成されたのであれば侵害複製物となっていたであろう複製物の提供を受ける場合には、

(a) Pは、あたかもPがその複製物を作成したものとして、侵害の責任を負い、かつ、

(b) Pに対して提供されたその複製物は、すべての目的において、侵害複製物として取り扱われるものとする。

(6) ある契約の規定が、本条によって、著作権侵害とされないいずれの行為を実施することを防止し、又は制限する範囲において、当該規定は強制できないものとされる。

(司書又は記録保管人による複製：未発行の著作物の単一の複製物)

第 43 条(1) 司書又は記録保管人は、以下の場合には、その著作物の著作権を侵害することなく、発行された著作物の全体若しくは部分の単一の複製物を作成し、提供することができる。

(a) 第 2 項に示された情報を含む書面による宣言を司書又は記録保管人に提供している者からの要求に応じて、複製物が提供される場合、及び

(b) 司書又は記録保管人が、その宣言が具体的な詳細に関して虚偽であることを知らない場合。

(2) 宣言に含まなければならない情報は、以下のことである。

(a) 複製物を要求する者及びその者が要求する資料の名称、

(b) その者が過去にいずれの図書館又は記録保管所によって当該資料の複製物の提供を受けていないことの声明

(c) その者が非商業的な目的のための調査又は私的学習のための目的のために複製物を要求し、それらの目的のためにのみ使用し、その他の者にその複製物を提供しない予定であることの声明

(3) しかし、著作権は以下の場合侵害される。

(a) その著作物が、図書館又は記録保管所に寄託された日より前に公表又は公衆に対して伝達されていた場合、又は

(b) 著作権者が、その著作物の複製を禁止している場合であり、

及び、その複製物を作成する時点において、司書又は記録保管人が、その事実を認識しているか、認識するべきである場合、

(4) 図書館又は記録保管所が、この条に基づいて複製物を供給するために料金を徴収する場合、徴収される合計額は、その複製物を作成する費用を参照して計算されなければならない。

(5) ある者 (P) がこの条に基づいて、具体的な詳細に関して虚偽である宣言を行い、及び P により作成されたのであれば侵害複製物となっていたであろう複製物の提供を受ける場合には、

(a) P は、あたかも P がその複製物を作成したものとして、侵害の責任を負い、かつ、

(b) P に対して提供されたその複製物は、すべての目的において、侵害複製物として取り扱われるものとする。

(6) ある契約の規定が、本条によって、著作権侵害とされないいずれの行為を実施することを防止し、又は制限する範囲において、当該規定は強制できないものとされる。

(第 40 条の A から第 43 条：解釈)

第 43 条の A (1) 以下の定義が、第 40 条の A から第 43 条の目的において、効力を有する。

(2) 「図書館」とは、以下のことを意味する。

(a) 公衆が利用可能な図書館、又は

- (b) 教育機関の図書館。
- (3) 「博物館」には美術館を含む。
- (4) 「営利のために運営される」とは、図書館、記録保管所又は博物館に関して、営利のために設立又は運営される種類の組織、又は、営利のために設立又は運営された団体の一部を構成し、又はそれにより管理される種類の組織を意味する。
- (5) 司書、記録保管人又は学芸員に対する言及は、司書、記録保管人又は学芸員を代理して行為する者を含む。

(輸出の条件として作成を必要とされる著作物の複製物)

第44条 文化的又は歴史的的重要性又は利益を有する記事が、その複製物が適当な図書館又は記録保存所において作成され、かつ、寄託されない限り、連合王国から適法に輸出することができない場合には、その複製物を作成することは、著作権の侵害ではない。

(法定寄託図書館)

第44条のA (1) 次に掲げる3つの条件が満たされる場合には、著作権は、寄託図書館又はその図書館に代わって行動する者が、インターネットから著作物を複製することにより侵害されない。

- (a) その著作物が、2003年法第10条第5項に基づく規則により規定される種類のものであること。
 - (b) その著作物のインターネット上における発行又はその著作物をインターネット上で発行する者が、そのように規定される方法において連合王国と関係していること。
 - (c) その複製が、そのように規定されるいずれもの条件に従って行われること。
- (2) 著作権は、2003年法第7条に基づく規則に基づいて行うことが許される関連資料に関していずれかのことを行うことにより侵害されない。
- (3) 所管大臣は、関連資料に関して行われる所定の活動に関して、規則により、この章の規定のうちの所定の規定の適用を除外する規定を定めることができる。
- (4) 第3項に基づく規則は、特に、次に掲げる活動について規定する規定を定めることができる。
- (a) 所定の目的のために行われる活動
 - (b) 所定の種類の読者により行われる活動
 - (c) 所定の種類の関連資料に関して行われる活動
 - (d) 所定の条件に従う以外に行われる活動
- (5) この条に基づく規則は、異なる目的のために異なる規定を定めることができる。
- (6) この条に基づく規則は、議会両院のいずれかの決議に従って廃止することができる制定文書により定められる。

(7) この条において、

- (a) 「2003年法」とは、2003年の法定寄託図書館法をいう。
- (b) 「寄託図書館」、「読者」及び「関連資料」は、2003年法第7条におけると同一の意味を有する。
- (c) 「所定の」とは、所管大臣が定める規則により規定されたことをいう。

(権利者不明著作物に関する許された使用)

第44条のB (1) 権利者不明著作物の著作権は、(附則の第6項に従うことを条件として) 附則ZA1第1項(1)に規定される状況の下で関連団体により侵害されない。

(2) 「権利者不明著作物」及び「関連団体」の意味は、当該附則の定義による。

行政

(議会手続及び裁判手続)

第45条 (1) 著作権は、議会手続又は裁判手続を目的として行われるいずれの行為によっても侵害されない。

(2) 著作権は、そのような手続を報道することを目的として行われるいずれの行為によっても侵害されない。ただし、このことは、それ自体がそれらの手続の発行された報告である著作物の複製を許すものとは解釈されない。

(王立委員会及び法定調査)

第46条 (1) 著作権は、王立委員会の手続又は法定調査の手続を目的として行われるいずれの行為によっても侵害されない。

(2) 著作権は、公に行われるそのようないずれかの手続を報道することを目的として行われるいずれの行為によっても、侵害されない。ただし、このことは、それ自体がそれらの手続の発行された報告である著作物の複製を許すものとは解釈されない。

(3) 著作物の著作権は、著作物又はそれからの資料を含む王立委員会の報告又は法定調査の報告の複製物を公衆に配布することにより侵害されない。

(4) この条において、

「王立委員会」は、1973年の北部アイルランド国家組織法第7条第2項に基づいて所管大臣に委任される女王陛下の特権に従って、所管大臣により北部アイルランドのために任命される委員会を含む。

「法定調査」とは、法令により、又は法令に基づいて課される義務若しくは付与される権限に従って行われる調査又は捜査をいう。

(一般の閲覧に供せられる、又は公的登録簿に載っている資料)

- 第47条** (1) 資料が、法定の要件に従って一般の閲覧に供せられる場合、又は法定の登録簿に載っている場合には、文芸の著作物としての資料のいずれの著作権も、いずれかの種類の事実上の情報を含む資料の多くを、適当な者により又はその許可を得て、複製物の公衆への配布を伴わない目的のために複製することにより侵害されない。
- (2) 資料が、法定の要件に従って一般の閲覧に供せられる場合には、著作権は、以下の場合について、第3A項が適用される行為により、侵害されない。
- (a) 適当な者により又はその許可を得て、その行為がなされる場合、
 - (b) 行為の目的が、
 - (i) その資料をより適切な時若しくは場所において閲覧することを可能とすること、または
 - (ii) 又はその他そのために要件が課されるいずれかの権利の行使を容易にすることであり、かつ、
 - (c) 第3A項(c)において特定される行為の場合、その資料が、著作権者により又はその許諾により、公衆に対して商業的に利用可能でない場合。
- (3) 法定の要件に従って一般の閲覧に供せられる資料又は法定の登録簿に載っている資料が、一般的な科学上、技術上、商業上又は経済上の関心事項についての情報を含んでいる場合には、著作権は、以下の場合について、第3A項が適用される行為により、侵害されない。
- (a) 適当な者により又はその許可を得てなされた行為であること、
 - (b) その行為がその情報を普及することを目的としていること、および
 - (c) 第3A項(c)において特定される行為の場合、その資料が、著作権者により又はその許諾により、公衆に対して商業的に利用可能でない場合。
- (3A) この条は、以下のいずれの行為に対して適用される。
- (a) その資料を複製すること
 - (b) 公衆に対してその資料の複製物を発行すること、および
 - (c) その資料（またはその複製物）について、公衆の構成員がその個々に選択する場所から、かつ個々に選択する時間にアクセスすることができる方法による電子的な転送によって公衆に対して利用可能とすること
- (4) 所管大臣は、命令により、第1項、第2項又は第3項の規定が、命令に明示することができる場合に、そのように明示することができる方法により選定される複製物のみについて適用されることを規定することができる。
- (5) 所管大臣は、命令により、第1項から第3項までの規定が、法定の要件に従って一般の閲覧に供せられる資料又は法定の登録簿に関して適用されると同様に、命令に明示することができる限度まで、及びそのような修正を伴って、次に掲げるものについて適用されることを規定することができる。
- (a) 次に掲げる機関又は次に掲げる者により一般の閲覧に供せられる資料
 - (i) 命令に明示される国際機関

(ii) 連合王国が締約国である国際協定に基づいて連合王国において職務を有するそのように明示される者

(b) 命令に明示される国際機関により維持される登録簿

(6) この条において、

「適当な者」とは、資料を一般の閲覧に供することを要求される者又は場合により登録簿を維持する者をいう。

「法定の登録簿」とは、法定の要件に従って維持される登録簿をいう。

「法定の要件」とは、法令により、又は法令に基づいて定められる規定により課される要件をいう。

(7) この条に基づく命令は、議会の上院又は下院の決議に従って廃止することができる制定文書により定められる。

(公務の過程において国王に伝達される資料)

第48条 (1) この条の規定は、文芸、演劇、音楽又は美術の著作物が、公務の過程において、著作権者により又はその許諾を得ていずれかの目的のために国王に伝達され、かつ、著作物を記録し、若しくは収録する文書その他の資料が国王により所有され、又は国王の管理若しくは支配の下にある場合に、適用される。

(2) 国王は、以下を条件として、第3項に規定される行為を著作物のいずれの著作権をも侵害することなく行うことができる。

(a) その行為が、著作物が国王に対して伝達された目的、または、著作権者が合理的に予想することができたいずれかの関係する目的でなされること、および

(b) 著作物が、以前、この条の規定に基づく以外に発行されていないこと。

(3) 第2項に規定される行為は、

(a) 著作物を複製すること

(b) 著作物の複製物の公衆へ配布すること

(c) その資料（またはその複製物）について、公衆の構成員がその個々に選択する場所から、かつ個々に選択する時間にアクセスすることができる方法による電子的な転送によって公衆に対して利用可能とすること

(4) 第1項において、「公務」は、国王により遂行されるいずれの活動をも含む。

(5) この条の規定は、国王と著作権者との間のいずれの反対の協定にも従うことを条件として、効力を有する。

(6) この条において、「国王」は、1990年の国民保健業務及び地域社会介護法第60条第7項に定義する保健事業体、国民保健業務委託理事会、2006年の国民保健業務法第14条のDに基づいて設置された臨床委託グループ、2006年の国民保健業務法第25条及び2006年の国民保健業務（ウェールズ）法又は1978年の国民保健業務（スコットランド）法第18条に基づいて設置されたケアの質委員会、英国健康教育、健康調査局及び国民保健事業財団信託を含み、また、1991

年の保健及び個人社会福祉業務（北部アイルランド）命令第7条第6項に定義する保健及び社会福祉事業体並びに同命令に基づいて設置された保健及び社会福祉業務信託を含む。また、前記第1項における公務への言及は、それに従って解釈される。

（公的記録）

第49条 1958年の公的記録法、1937年の公的記録（スコットランド）法若しくは1923年の公的記録（北部アイルランド）法の意味における公的記録又はウェールズの公的記録（2006年のウェールズ政府法に定義された）に含まれる資料であって、これらの法律に従って一般の閲覧に供せられるものは、それらの法律に基づいて任命されるいずれかの職員により又はその許可を得て、著作権を侵害することなく複製することができ、及び複製物は、いずれの者にも提供することができる。

（法定の権限に基づいて行われる行為）

第50条 (1) 特定の行為を行うことが、通過した議会の法律により特に許される場合には、その法律が別段の規定をしない限り、その行為を行うことは、著作権を侵害しない。
(2) 第1項の規定は、議会の法律に関して適用されると同様に、北部アイルランドの法令に含まれる制定法に関しても適用される。
(3) この条のいずれの規定も、いずれかの制定法に基づいて別途利用することができる法定の権限のいずれの抗弁をも除外するものとは解釈されない。

コンピュータ・プログラム——適法な使用者

（予備の複製物）

第50条のA (1) コンピュータ・プログラムの複製物の適法な使用者が、その者の適法な使用の目的のために有することがその者にとって必要なそのいずれかの予備の複製物（バックアップ・コピー）を作成することは、著作権の侵害ではない。
(2) この条並びに第50条のB、第50条のBA及び第50条のCの規定の目的上、（コンピュータ・プログラムの著作権により制限されるいずれかの行為を行うことの許諾その他に基づいて）、ある者がコンピュータ・プログラムを使用する権利を有する場合には、その者は、そのプログラムの適法な使用者である。
(3) ある行為がこの条に基づいて許される場合には、その行為を禁止し、又は制限することを意図する協定にいずれかの条件（このような条件は、第296条のAに基づいて無効である。）が存在するか否かは、重要ではない。

（逆コンパイル）

第50条のB (1) 低い水準の言語で表現されたコンピュータ・プログラムの複製物の適法な使

用者が、次に掲げる行為を行うことは、第2項の条件が満たされることを条件として、著作権の侵害ではない。

- (a) それをより高い水準の言語で表現されたバージョンに変換すること。
 - (b) プログラムをそのように変換する過程において付随的にそれを複製する（すなわち、それを「逆コンパイルする」）こと。
- (2) 条件は、次のとおりである。
- (a) 逆コンパイルされたプログラム又は他のプログラムとともに作動することができる独立したプログラムを創作する上で必要な情報を得るためにプログラムを逆コンパイルすることが必要であること（「許される目的」）。
 - (b) そのように得られた情報が、許される目的以外のいずれの目的のためにも使用されないこと。
- (3) 特に、適法な使用者が次に掲げるいずれかに該当する場合には、条件は、満たされない。
- (a) 許される目的を達成するために必要な情報を容易に入手することができる場合
 - (b) 許される目的を達成するために必要な行為のみに逆コンパイルすることを限定しない場合
 - (c) 逆コンパイルすることにより得られる情報を、許される目的を達成するためにそれを提供する必要のないいずれの者にも提供する場合
 - (d) 逆コンパイルされたプログラムにその表現が実質的に類似するプログラムを創作するため、又は著作権により制限されるいずれかの行為を行うために、その情報を使用する場合
- (4) ある行為がこの条に基づいて許される場合には、その行為を禁止し、又は制限することを意図する協定にいずれかの条件（このような条件は、第296条のAに基づいて、無効である。）が存在するか否かは、重要ではない。

（コンピュータ・プログラムの観察、研究及び検査）

第50条のBA (1) コンピュータ・プログラムの複製物の適法な使用者が、そのプログラムのいずれかの要素の基礎を成すアイデア及び原則を決定するためにそのプログラムの機能を観察し、研究し、及び検査することは、その者がそうする資格を有するプログラムのロード、ディスプレイ、作動、送信又は蓄積の行為のいずれかを実施する間にそのようなことを行う場合には、著作権の侵害ではない。

(2) ある行為がこの条に基づいて許される場合には、その行為を禁止し、又は制限することを意図する協定にいずれかの条件（このような条件は、第296条のAに基づいて無効である。）が存在するか否かは、重要ではない。

（適法な使用者に許される他の行為）

第50条のC (1) コンピュータ・プログラムの複製物の適法な使用者が、それを複製し、又は翻案することは、次に掲げる2つの条件を満たす場合には、著作権の侵害ではない。

- (a) 複製又は翻案が、その者の適法な使用のために必要であること。
 - (b) その者の使用が適法であるという状況を規制する協定のいずれの条件に基づいても、複製又は翻案が禁止されないこと。
- (2) 特に、その中の誤りを訂正する目的のためにそれを複製し、又は翻案することは、コンピュータ・プログラムの適法な使用のために必要であるかもしれない。
- (3) この条の規定は、第50条のA、第50条のB又は第50条のBAに基づいて許されるいずれの複製又は翻案についても適用されない。

データベース——許される行為

(データベースに関して許される行為)

第50条のD (1) データベース又はデータベースのいずれかの部分を使用する権利を有する者が、(データベースの著作権により制限される行為のいずれかを行うことの許諾その他に基づいて)、その権利の行使において、そのデータベース又はデータベースのその部分の内容にアクセスし、及びそれらを使用する目的のために必要ないずれのこともを行うことも、そのデータベースの著作権の侵害ではない。

(2) データベースの著作権を侵害することとなるような行為が、この条に基づいて許される場合には、その行為を禁止し、又は制限することを意図するいずれかの協定にいずれかの条件(このような条件は、第296条のBに基づいて無効である。)が存在するか否かは、重要ではない。

意匠

(意匠文書及びひな型)

第51条 (1) 意匠に従って物品を作成し、又は意匠に従って作成した物品を複製することは、美術の著作物又はタイプフェイス以外のいずれかのものための意匠を記録し、若しくは収録している意匠文書又はひな型のいずれの著作権の侵害でもない。

(2) その作成が第1項に基づいてその著作権の侵害ではなかったいずれかのものを公衆に配布し、又は映画に挿入し、又は公衆に伝達することも、著作権の侵害ではない。

(3) この条において、

「意匠」とは、物品の全体若しくは部分の形状又は輪郭(内部又は外部の)の意匠であって、表面の装飾以外のものをいう。

「意匠文書」とは、素描、記述、写真、コンピュータに蓄積されたデータその他の形式によるかどうかを問わず、意匠のいずれの記録をもいう。

第52条 削除

(意匠登録を信用して行われること)

第53条 (1) 美術の著作物の著作権は、次に掲げるように行われるいずれのことによっても、侵害されない。

(a) 登録された以下の者により行われる譲渡又はその者により付与される許諾

(i) 1949年の登録意匠法に基づく相当意匠の所有者、及び

(ii) 共同体意匠規則に基づく相当登録共同体意匠の所有者

(b) 1949年法に基づく登録の場合において、登録を信用して善意で、及び登録を取消し、若しくは無効にするため又は意匠登録簿中の関係する記載事項を修正するためのいずれの手續も知らされずに；

また、このことは、所有者として登録された者が、1949年法の目的上意匠の所有者でなかったかどうか、又は、共同体意匠規則に基づく登録の場合において、権利者として登録された者が、当該規則の目的において、意匠の権利者ではなかったかどうか、にかかわりない。

(2) 第1項において、美術の著作物に関して「相当意匠」とは、物品に応用されたならば、この部の規定の目的上美術の著作物の複製物として取り扱われるいずれかのものを作り出す1949年法の意味における意匠をいう。

(3) 第1項において、美術の著作物に関して「相当登録共同体意匠」とは、物品に応用されたならば、この部の規定の目的上美術の著作物の複製物として取り扱われるものを作り出す共同体意匠規則の意味における意匠をいう。

(4) この条において、「共同体意匠規則」とは、共同体意匠に関する2001年12月12日の欧州委員会規則(EC)6/2002を意味する。

タイプフェイス

(印刷の通常の過程におけるタイプフェイスの使用)

第54条 (1) 次に掲げることは、タイプフェイスの意匠から成る美術の著作物の著作権の侵害ではない。

(a) タイプ打ち、本文の活字組み、植字若しくは印刷の通常の過程においてタイプフェイスを使用すること。

(b) そのような使用を目的として物品を所持すること。

(c) そのような使用により作成される資料に関していずれかのことを行うこと。

また、このことは、著作物の侵害複製物である物品が使用されるかどうかにかかわりない。

(2) もっとも、この部の次に掲げる諸条項は、第1項に定める資料の作成がタイプフェイスの意匠から成る美術の著作物の著作権を侵害しなかったものとして、特定のタイプフェイスにより資料を作成することを特別に意図され、若しくはそのように適応されている物品を作成し、輸入し、若しくは利用し、又はそれらの利用を目的としてそのような物品を所持する者に関し

て、適用される。

第24条（二次侵害——侵害複製物の作成のための物品の作成、輸入、所持又は利用）

第99条及び第100条（引渡し命令及び押収の権利）

第107条第2項（そのような物品の作成又は所持の罪）

第108条（刑事訴訟手続における引渡し命令）

(3) 第2項における物品の「利用」への言及は、販売、賃貸、販売若しくは賃貸のための陳列、公の展示又は頒布への言及である。

（特定のタイプフェイスにより資料を作成するための物品）

第55条 (1) この条の規定は、タイプフェイスにより資料を作成することを特別に意図し、又はそのように適応されている物品が、著作権者により又はその許諾を得て発売されている場合に、タイプフェイスの意匠から成る美術の著作物の著作権について適用される。

(2) そのような最初の物品が発売される暦年の終わりにから25年の期間の後には、著作物は、著作物の著作権を侵害することなく、そのような物品を更に作成し、又はそのような物品を作成する目的のためにいずれかのことを行うことにより複製することができ、また、そのように作成された物品に関していずれのことも行うこともできる。

(3) 第1項において、「発売された」とは、連合王国その他において販売され、賃貸され、又は販売若しくは賃貸のために提供され、若しくは陳列されたことをいう。

電子的形式による著作物

（電子的形式による著作物の複製物の移転）

第56条 (1) この条の規定は、電子的形式による著作物の複製物が、明示的若しくは黙示的に、又は法律のいずれかの規則に基づいて、購入者による著作物の使用に関連して、著作物を複製し、又は著作物を翻案し、若しくは翻案の複製物を作成することを購入者に許す条件で購入された場合に、適用される。

(2) 次に掲げるいずれかの明示的な条件がないときは、購入者が行うことを許されたいずれのことも、著作権を侵害することなく、移転を受けた者が行うことができる。

(a) 購入者による複製物の移転を禁止し、移転の後も続く義務を課し、いずれの許諾の譲渡をも禁止し、又は移転についてのいずれの許諾をも終結させる条件

(b) 購入者が行うことを許されたことを、移転を受けた者が行うことができる条件を規定する条件

ただし、購入者が作成した移転されないいずれの複製物、翻案又は翻案の複製物も、移転の後のすべての目的上、侵害複製物として取り扱われる。

(3) 当初購入した複製物がもはや使用することができなくなり、かつ、移転されるものがその代わりに使用される更に後の複製物である場合にも、同じことが適用される。

(4) 前記の規定は、第2項における購入者への言及を以後の移転者への言及に代えて、以後の移転についても適用される。

雑則——文芸、演劇、音楽及び美術の著作物

(無名又は変名の著作物——著作権の消滅又は著作者の死亡についての推定に基づいて許される行為)

第57条 (1) 文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の著作権は、次に掲げる時に行われる行為により、又は次に掲げる時に行われる手筈に従って行われる行為により、侵害されない。

(a) 合理的な調査により著作者の身元を確認することができない時

(b) 次に掲げることを推定することが合理的である時

(i) 著作権が消滅していること。

(ii) 行為又は手筈が行われる暦年の初めから70年以上前に著作者が死亡していたこと。

(2) 第1項(b)号iiの規定は、次に掲げる著作物に関しては適用されない。

(a) 国王の著作権が存続する著作物

(b) 著作権が第168条の規定に基づいて当初国際機関に帰属していた著作物であつて、それについて同条に基づく命令が70年より長い著作権存続期間を明示しているもの。

(3) 共同著作物に関しては、

(a) 第1項における著作者の身元を確認することができることへの言及は、著作者のいずれの身元をも確認することができることへの言及として解釈される。

(b) 第1項(b)号iiにおける死亡した著作者への言及は、死亡したすべての著作者への言及として解釈される。

(話された言葉の草稿又は記録物のある種の場合における使用)

第58条 (1) 話された言葉の記録が、次に掲げるいずれかのことを目的として文書その他により作成される場合には、その目的のために記録若しくはそれからとった資料を使用すること(又は記録若しくはそのようないずれかの資料を複製し、及び複製物を使用すること)は、以下のすべての条件が満たされることを条件として、文芸の著作物としての言葉のいずれの著作権の侵害でもない。

(a) 時事の事件を報道すること。

(b) 著作物の全体若しくは部分を公衆に伝達すること。

(2) 条件は、次のとおりである。

(a) 記録が、話された言葉の直接の記録であつて、以前の記録又は放送からとられたものでないこと。

(b) 記録の作成が話し手により禁止されておらず、かつ、著作権がすでに著作物に存続する場合には、著作権を侵害していなかったこと。

(c) 記録又はそれからとった資料の使用が、記録が作成される前に話し手若しくは著作権者により又はその者のために、禁止された種類のものでないこと。

(d) 使用が、記録を適法に所有する者により又はその許諾を得て行われること。

(公の朗読又は朗誦)

第59条 (1) 発行された文芸又は演劇の著作物からの合理的な抜粋の1人の者による公の朗読又は朗誦は、十分な出所明示を伴うときは、その著作物のいずれの著作権をも侵害しない。

(2) 著作物の著作権は、第1項に基づいて著作物の著作権を侵害しない朗読若しくは朗誦の録音物を作成し、又はそれを公衆に伝達することにより侵害されない。ただし、録音物又は公衆への伝達が、同項の規定に頼る必要がない資料から主として成ることを条件とする。

(学術上又は技術上の論文の摘要)

第60条 (1) 学術上又は技術上の主題についての論文が、その論文の内容を記述する摘要を伴って定期刊行物において発行される場合には、その摘要を複製し、又はその複製物を公衆に配布することは、その摘要又は論文の著作権の侵害ではない。

(2) この条の規定は、許諾の付与について規定する第143条に基づいてこの条の目的上証明される許諾要綱があるときは、又はその限度において、適用されない。

(民謡の録音物)

第61条 (1) 歌の実演の録音物は、営利のために設立又は運営されていない団体が維持する記録保存所にそれを入れることを目的として、文芸の著作物としての歌詞又は伴奏音楽の著作物のいずれの著作権をも侵害することなく、作成することができる。ただし、第2項のすべての条件が満たされることを条件とする。

(2) 条件は、次のとおりである。

(a) 録音物が作成される時に歌詞が未発行であり、かつ、著作者が知られていないこと。

(b) 録音物の作成が、他のいずれの著作権をも侵害しないこと。

(c) その作成が、いずれの実演家によっても禁止されないこと。

(3) 第1項に基づいて作成され、かつ、同項において言及されている記録保管所に含まれている録音物の単一の複製物は、以下の条件に従う限りにおいて、録音物又はそれに含まれる著作物の著作権を侵害することなく、作成及び提供することができる。

(a) 記録保管人に対して、第4項に示された情報を含む書面による宣言を提供している者からの要求に応じて、複製物が提供される場合であり、かつ

(b) 記録保管人が、その宣言が具体的な詳細に関して虚偽であることを知らない場合。

(4) 宣言に含まなければならない情報は、以下のことである。

(a) 複製物を要求する者及びその者が要求する録音物の名称、

- (b) その者が過去にいずれの記録保管人によって当該録音物の複製物の提供を受けていないことの声明
 - (c) その者が非商業的な目的のための調査又は私的学習のための目的のために複製物を要求し、それらの目的のためにのみ使用し、その他の者にその複製物を提供しない予定であることの声明
- (5) 記録保管所が、この条に基づいて複製物を供給するために料金を徴収する場合、徴収される合計額は、その複製物を作成する費用を参照して計算されなければならない。
- (6) ある者 (P) がこの条に基づいて、具体的な詳細に関して虚偽である宣言を行い、及び P により作成されたのであれば侵害複製物となっていたであろう複製物の提供を受ける場合には、
- (a) P は、あたかも P がその複製物を作成したものとして、侵害の責任を負い、かつ、
 - (b) P に対して提供されたその複製物は、すべての目的において、侵害複製物として取り扱われるものとする。
- (7) この条における記録保管人への言及は、記録保管人に代わって行為をする者を含む。

(公開されているある種の美術の著作物の表現)

第62条 (1) この条の規定は、次に掲げる著作物について適用される。

- (a) 建築物
 - (b) 公開の場所又は公衆に開放されている構内に恒常的に設置されている彫刻、建築物のためのひな形及び美術工芸の著作物
- (2) そのような著作物の著作権は、次に掲げる行為により侵害されない。
- (a) その著作物を表現する図画の著作物を作成すること。
 - (b) その著作物の写真又は映画を作成すること。
 - (c) その著作物の視覚的影像の放送を行うこと。
- (3) その作成がこの条に基づいて著作権の侵害でなかったいずれのものの複製物を公衆に配布し、それを公衆に伝達することによっても、著作権は侵害されない。

(美術の著作物の販売の広告)

第63条 (1) 美術の著作物の販売を広告することを目的としてそれを複製し、又は複製物を公衆に配布することは、その著作物の著作権の侵害ではない。

(2) この条の規定によらなければ侵害複製物となる複製物が、この条の規定に従って作成されたが、その後他のいずれかの目的のために利用される場合には、その複製物は、その利用の目的上、及びその利用が著作権を侵害するときはその後のすべての目的上、侵害複製物として取り扱われる。

この目的上、「利用される」とは、販売され、賃貸され、販売若しくは賃貸のために提供され、若しくは陳列され、公に展示され、頒布され、又は公衆に伝達されることをいう。

(同一の美術家による以後の著作物の作成)

第64条 美術の著作物の著作者が著作権者でない場合には、その著作者は、その著作物を他の美術の著作物の作成において複製することにより著作権を侵害しない。ただし、その者が、以前の著作物の主たる意匠を繰り返さず、又は模倣しないことを条件とする。

(建築物の改築)

第65条 建築物を改築する目的のために行ういずれのことも、次に掲げる著作物のいずれの著作権をも侵害しない。

(a) 建築物

(b) 建築物が、著作権者により又はその許諾を得て、それに従って建設された元となったいずれかの素描又は図面

雑則——著作物の貸与及び録音物の演奏

(ある種の著作物の複製物の公衆への貸与)

第66条 (1) 所管大臣は、命令により、命令に明示することができる場合に、文芸、演劇、音楽若しくは美術の著作物、録音物又は映画の複製物の公衆への貸与が、合意される、又は合意がないときに著作権審判所により決定される合理的な使用料その他の報酬の支払いのみを条件として、著作権者により許諾されたものとして取り扱われる旨を規定することができる。

(2) このようないずれの命令も、許諾の付与について規定する第143条に基づいてこの条の目的上証明される許諾要綱があるときは、又はその限度において、適用されない。

(3) 命令は、異なる事案について異なる規定を定めることができ、また、著作物、貸与される複製物、貸与者又は貸与の状況に関するいずれの要素にも言及することにより各事案を明示することができる。

(4) 命令は、制定文書により定められる。また、いずれの命令も、その草案が議会の両院に提出され、かつ、両院の決議により承認されない限り、定められない。

(5) この条のいずれの規定も、侵害複製物の貸与に関して、第23条(二次侵害侵害複製物の所持又は利用)に基づくいずれの責任にも影響しない。

雑則——映画及び録音物

(映画——著作権の消滅等についての推定に基づいて許される行為)

第66条のA (1) 映画の著作権は、次に掲げる時に行われる行為、又は次に掲げる時に行われる手筈に従って行われる行為により、侵害されない。

(a) 第13条のB第2項(a)号から(d)号までに掲げる者(その者の生存への言及により著作権

が確認される者)のうちのいずれかの者の身元を確認することが、合理的な調査によりできない時

- (b) 次に掲げることを推定することが合理的である時
 - (i) 著作権が消滅していること。
 - (ii) 行為又は手筈が行われる暦年の初めから70年以上前に、それらの者のうち最後に死亡した者が死亡していたこと。
- (2) 第1項(b)号iiの規定は、次に掲げる映画に関しては適用されない。
 - (a) 国王の著作権が存続する映画
 - (b) 第168条の規定に基づいて著作権が当初国際機関に帰属していた映画であって、それについて同条に基づく枢密院令が70年より長い著作権存続期間を定めているもの。

第67条 削除

雑則——放送

(放送を目的とする付随的録音・録画)

第68条 (1) この条の規定は、著作権の許諾又は譲渡に基づいて、ある者が次に掲げる著作物を放送することを許諾される場合に、適用される。

- (a) 文芸、演劇若しくは音楽の著作物又はそのような著作物の翻案
 - (b) 美術の著作物
 - (c) 録音物又は映画
- (2) その者は、この条に基づいて、放送を目的として次に掲げるいずれかのことを行い、又は許諾することを著作物の著作権者により許諾されたものとして取り扱われる。
- (a) 文芸、演劇若しくは音楽の著作物又はそのような著作物の翻案の場合には、その著作物又は翻案の録音物又は映画を作成すること。
 - (b) 美術の著作物の場合には、その著作物の写真を撮り、又はその映画を作成すること。
 - (c) 録音物又は映画の場合には、その複製物を作成すること。
- (3) その許諾は、次に掲げる条件に従う。
- (a) 当該録音物、映画、写真又は複製物が、他のいずれの目的のためにも使用されないこと。
 - (b) 当該録音物、映画、写真又は複製物が、著作物を放送することに最初に使用されたときから28日以内に破棄されること。
- (4) この条に従って作成される録音物、映画、写真又は複製物は、次に掲げる目的上、侵害複製物として取り扱われる。
- (a) 第3項(a)号に定める条件に違反したいずれかの使用の目的上

(b) その条件又は第3項(b)号に定める条件が破られた後のすべての目的上

(放送その他の業務の監視及び管理を目的とする録音・録画)

第69条 (1) 著作権は、英国放送協会が放送し、またはそれにより提供されるオンデマンドプログラムサービスに含まれた番組に対する監視及び管理の維持を目的として、それらの番組の録音・録画物を英国放送協会が作成し、及び使用することにより侵害されない。

(2) 著作権は、次に掲げるものに従って行われるいずれのことによっても侵害されない。

(a) 1990年の放送法第167条第1項の規定、1996年の放送法第115条第4項若しくは第6項又は第117条の規定又は2003年の通信法附則第12条第20項の規定

(b) 2003年の通信法第334条第1項の規定に基づいて、同法第1部若しくは第3部又は1996年の放送法第1部若しくは第2部に基づいて付与される許諾に含まれる条件

(c) 1990年の放送法第109条第2項(録音・録画物等の作成を要求するOFCOM(英国通信庁)の権限)に基づいて与えられる指示

(d) 2003年の通信法第334条第3項、第368条の0第1項又は第3項の規定

(3) 1990年の放送法、1996年の放送法又は2003年の通信法に基づくOFCOMの機能のいずれかの実施に関連して、OFCOMが次に掲げるいずれかを使用することにより著作権は侵害されない。

(a) それらの法律のいずれかの規定に基づいてOFCOMに提供されるいずれかの録音・録画物、台本又は転写

(b) 2003年の通信法第30条に基づいて策定される計画によりOFCOMに移転されるいずれかの現存する資料

(4) 第3項において、「現存する資料」とは、次に掲げるものをいう。

(a) 1990年の放送法又は1996年の放送法のいずれかの規定に基づいて独立テレビジョン委員会又はラジオ放送当局に提供されたいずれかの録音・録画物、台本又は転写

(b) 1996年の放送法第115条第4項若しくは第5項又は第116条第5項に基づいて放送基準委員会に提供されたいずれかの録音・録画物又は転写

(5) 2003年の通信法第368B条に基づいて設立された関連規制当局の機能のいずれかの実施に関連して、同法のいずれかの規定に基づいて当該規制当局に提供されたいずれかの録音・録画物又は転写に関して使用することにより著作権は侵害されない。

(6) この条において「オンデマンドプログラムサービス」とは、2003年の通信法におけるのと同じ意味をもつ(同法368A条参照)。

(タイム・シフトを目的とする録音・録画)

第70条 (1) 放送をより都合のよい時に見又は聞くことを可能とすることのみを目的として放送の録音・録画物を私的及び家庭内の使用のために家庭の構内で作成することは、その放送又はそれに挿入されているいずれの著作物のいずれの著作権をも侵害しない。

(2) この条によらなければ侵害複製物となる複製物が、この条に従って作成されるが、その

後に利用される場合には、

- (a) その複製物は、その利用の目的上侵害複製物として取り扱われる。
 - (b) その利用が著作権を侵害するときは、その複製物は、その後のすべての目的上侵害複製物として取り扱われる。
- (3) 第2項において、「利用される」とは、販売され、若しくは賃貸され、販売若しくは賃貸のために提供され、若しくは陳列され、又は公衆に伝達されることをいう。

(放送の写真)

第71条 (1) 放送の部分構成するいずれかの映像の全体若しくはいずれかの部分の写真又はそのような写真の複製物を私的及び家庭内の使用のために家庭の構内で作成することは、その放送又はそれに挿入されているいずれの映画のいずれの著作権をも侵害しない。

(2) この条によらなければ侵害複製物となる複製物が、この条に従って作成されるが、その後に利用される場合には、

- (a) その複製物は、その利用の目的上侵害複製物として取り扱われる。
 - (b) その利用が著作権を侵害するときは、その複製物は、その後のすべての目的上侵害複製物として取り扱われる。
- (3) 第2項において、「利用される」とは、販売され、若しくは賃貸され、販売若しくは賃貸のために提供され、若しくは陳列され、又は公衆に伝達されることをいう。

(放送の無料の公の上映又は演奏)

第72条 (1) 放送が見られ、若しくは聞かれる場所への入場について料金を支払っていない聴衆に対して放送を公に上映し、若しくは演奏することは、次に掲げるもののいずれの著作権をも侵害しない。

- (a) 放送
 - (b) それに挿入されているいずれかの録音物(それが除外録音物である限りは除かれる。)
 - (c) それに挿入されているいずれかの映画
- (1A) この部の目的上、「除外録音物」は、次に掲げる2つの条件を満たす録音物である。
- (a) その録音物の著作者が、その録音物が挿入されている放送の著作者でないこと。
 - (b) その録音物が、話され、若しくは歌われる歌詞を伴い、又は伴わない音楽の録音物であること。

(1B) 第1項の規定に基づいて、公に上映され、又は演奏される放送の著作権が侵害されない場合には、その放送に挿入されているいずれの除外録音物の著作権も、侵害されない。ただし、その放送の公の演奏又は上映が、次に掲げる2つの条件を満たすことを条件とする。

- (a) 削除
- (b) 次に掲げるいずれかの目的のために必要であること。
 - (i) 放送の受信のための設備の修理

- (ii) そのような設備の修理が実施されたことの証明
 - (iii) そのような設備が販売され、賃貸され、又は販売若しくは賃貸のために提供され、若しくは陳列されていることの証明
- (2) 次に掲げる場合には、聴衆は、ある場所への入場について料金を支払っているものとして取り扱われる。
- (a) その場所がその部分を構成する場所への入場について料金を支払っている場合
 - (b) 商品又は役務が次に掲げる価格でその場所（又はその場所がその部分を構成する場所）において提供される場合
 - (i) 放送を見又は聞くことのために供される設備に実質的に要する価格
 - (ii) そこで通常課される価格を超える価格であって、それらの設備に部分的に要するもの
- (3) 次に掲げる者は、ある場所への入場について料金を支払っているものとはみなされない。
- (a) その場所の居住者又は同居人として入場を許される者
 - (b) 支払いがクラブ又は協会の会員資格のためのみであり、かつ、放送を見るため又は聞くための設備の提供がクラブ又は協会の主たる目的に付随するにすぎない場合に、そのクラブ又は協会の会員として入場を許される者
- (4) 放送を行うことが録音物又は映画の著作権の侵害であった場合には、それが放送の受信により公に聞かれ、若しくは見られたという事実は、その侵害に対する損害賠償の査定において考慮される。

（無線放送の有線による受信及び再送信）

- 第73条** (1) この条の規定は、連合王国内のある場所から行われる無線放送が、受信され、かつ即時に再送信される場合に、適用される。
- (2) 放送の著作権は、次に掲げる場合には侵害されない。
- (a) 有線による再送信が、関係する要件に従って行われる場合
 - (b) 放送が、有線により再送信される地域における受信のために行われ、かつ、資格あるサービスの部分を構成する場合、及びその限度において。
- (3) 放送に挿入されているいずれの著作物の著作権も、放送が、有線により再送信される地域における受信のために行われるとき、及びその限度において、侵害されない。ただし、放送を行うことが著作物の著作権の侵害であった場合には、放送が有線により再送信されたという事実は、その侵害に対する損害賠償の査定において考慮される。
- (4) (a) 有線による再送信が、関係する要件に従って行われるが、
- (b) 有線による再送信が行われる地域（「有線地域」）が、いずれの程度までであっても、放送が行われる受信のための地域（「放送地域」）の外側に出る場合には、
放送に挿入されているいずれの著作物の有線による再送信（それが放送地域の外側に出る有線地域の多くのために提供される程度まで）は、第5項に従うことを条件として、有線に

よる放送の再送信について合意される、又は合意がないときに著作権審判所により決定される合理的な使用料その他の報酬を、放送を行う者が著作権者に支払うことのみを条件として、著作物の著作権者により許諾されたものとして取り扱われる。

(5) 第4項の規定は、有線による著作物の再送信が（同項は別として）著作物の著作権者の許諾を得ているときは、又はその限度において、適用されない。

(6) この項において、「資格あるサービス」とは、第8項に従うことを条件として、次に掲げるいずれかのサービスをいう。

- (a) チャンネル3の地域又は全国サービス
- (b) チャンネル4、チャンネル5及びS4C
- (c) 公共テレテキスト・サービス
- (d) S4Cデジタル
- (e) 英国放送協会のテレビジョン放送サービス及びテレテキスト・サービス

また、この項において使用されている表現は、2000年の通信法第3部における同一の意味を有する。

(7) この条において、「関係する要件」とは、2003年の通信法第64条（must-carry義務）に基づいてその設定が許可される一般条件（同法第2部第1章の意味における）により課される要件をいう。

(8) 所管大臣は、命令により、「資格あるサービス」の定義にいずれかのサービスを追加し、又はそれからいずれかのサービスを除去するように第6項を改正することができる。

(9) 所管大臣は、また、命令により、次に掲げることを定めることができる。

(a) 特定の場合に、第3項の規定は、同項に定めるところに従って行われたい特定の種類の放送に関して適用される旨を規定すること。

(b) 同項に定めるところに従って行われる特定の種類の放送に関して同項の規定の適用を除外すること。

(10) いずれかの種類の放送に関して第9項(b)号により付与される権限を所管大臣が行使する場合には、命令は、また、命令に明示される修正に従うことを条件として、第4項の規定をその種類の放送に関して適用する旨を規定することができる。

(11) この条に基づく命令は、所管大臣が適当と認める経過規定を含むことができる。

(12) この条に基づく命令は、議会の上院又は下院の決議に従って廃止することができる制定文書により定められる。

(13) この条において、有線による再送信への言及は、地上固定地間のマイクロ波エネルギーの送信を含む。

(使用料その他の金額)

第73条のA (1) 第73条（無線放送の有線による受信及び再送信）第4項に従って支払われる使用料その他の金額を決定するための申請は、著作権者又は放送を行う者により著作権審判所

に対して行うことができる。

(2) 著作権審判所は、事項を検討し、かつ、状況において合理的であると決定することができる命令を定める。

(3) いずれの当事者も、その後、命令を変更することを著作権審判所に申請することができる。また、著作権審判所は、最初の命令を追認し、又は変更する命令であつて、状況において合理的であると決定することができるものを定める。

(4) 第3項に基づく申請は、著作権審判所の特別の許可がある場合を除き、最初の命令の日又は同項に基づく以前の申請による命令の日から12か月以内には行われぬ。

(5) 第3項に基づく命令は、それが定められる日又は著作権審判所が明示することができる後の日から効力を生じる。

第74条 削除

(記録保管所に入れることを目的とした放送の録音・録画)

第75条 (1) 放送の録音・録画物又はそのような録音・録画物の複製物は、放送又はそれに挿入されているいずれの著作物のいずれの著作権をも侵害することなく、営利を目的として設立又は運営されていない団体が維持する記録保存所に入れることを目的として作成することができる。

(2) ある契約の規定が、本条によって、著作権侵害とされないいずれの行為を実施することを防止し、又は制限する範囲において、当該規定は強制できないものとされる。

翻案

(翻案)

第76条 この章に基づいて文芸、演劇又は音楽の著作物の著作権を侵害することなく行うことができる行為は、その著作物が翻案である場合には、その翻案がそれから作成された元の著作物のいずれの著作権をも侵害しない。

第3章のA 権利者不明著作物の特定の許された使用

(権利者不明著作物の許された使用)

第76条のA 附則ZA1において、権利者不明著作物の関連団体による使用についての規定を定める。

第4章 著作者人格権

著作者又は監督として確認される権利

(著作者又は監督として確認される権利)

第77条 (1) 著作権のある文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の著作者及び著作権のある映画の監督は、この条に定める状況においてその著作物の著作者又は監督として確認される権利を有する。ただし、この権利は、第78条に従って主張されない限り、侵害されない。

(2) 文芸の著作物（音楽とともに歌われ、又は話されることを意図される歌詞以外の）又は演劇の著作物の著作者は、次に掲げる場合には、確認される権利を有する。

(a) 著作物が商業的に発行され、公に実演され、又は公衆に伝達される場合

(b) 著作物が挿入されている映画又は録音物の複製物が公衆に配布される場合

また、この権利は、著作物の翻案に関してこれらの出来事のいずれかが生じる場合には、翻案がそれから作成された元の著作物の著作者として確認される権利を含む。

(3) 音楽の著作物又は音楽とともに歌われ、若しくは話されることを意図される歌詞から成る文芸の著作物の著作者は、次に掲げる場合には、確認される権利を有する。

(a) 著作物が商業的に発行される場合

(b) 著作物の録音物の複製物が公衆に配布される場合

(c) その録音帯に著作物が挿入されている映画が公に上映され、

又はそのような映画の複製物が公衆に配布される場合

また、この権利は、著作物の翻案に関してこれらの出来事のいずれかが生じる場合には、翻案がそれから作成された元の著作物の著作者として確認される権利を含む。

(4) 美術の著作物の著作者は、次に掲げる場合には、確認される権利を有する。

(a) 著作物が商業的に発行され、若しくは公に展示され、又はその視覚的影像が公衆に伝達される場合

(b) 著作物の視覚的影像が挿入されている映画が公に上映され、又はそのような映画の複製物が公衆に配布される場合

(c) 建築物若しくは建築物のためのひな形の形式における建築の著作物、彫刻又は美術工芸の著作物の場合において、それを表現する図画の著作物又はその写真の複製物が公衆に頒布される時。

(5) 建築物の形式における建築の著作物の著作者は、また、建設される建築物において、又は意匠に従って2以上の建築物が建設される場合には最初に建設される建築物において、確認される権利を有する。

(6) 映画監督は、映画が公に上映され、若しくは公衆に伝達され、又は映画の複製物が公衆に配布される場合には、確認される権利を有する。

(7) この条に基づく著作者又は監督の権利は、次に掲げるとおりである。

(a) 映画又は録音物の複製物の商業的発行又は公衆への配布の場合には、各複製物において、又はそれが適当でないときは、その身元を複製物を取得する者に注目させることができ

る他のいずれかの方法により、確認されること。

(b) 建築物における確認の場合には、建築物に入る者又は近づく者に見える適当な手段により確認されること。

(c) 他のいずれの場合にも、その身元を、当該実演、展示、上映又は公衆への伝達を見又は聞く者に注目させることができる方法により、確認されること。

また、確認は、いずれの場合にも、明瞭かつ合理的に顕著でなければならない。

(8) 著作者又は監督が確認される権利を主張する際に変名、頭文字又は他の特定の確認形式を明示するときは、その形式が使用される。その他の場合には、いずれの合理的な確認形式を使用することもできる。

(9) この条の規定は、第79条（権利の例外）に従うことを条件として、効力を有する。

（権利が主張される要件）

第78条 (1) いずれの者も、以下の規定に従って、第77条（著作者又は監督として確認される権利）に定める行為のいずれかに関してその者を拘束するように権利が主張されない限り、その行為を行うことにより、同条により付与される権利を侵害しない。

(2) 権利は、一般に又はいずれかの特定の行為若しくは行為の種類に関して、次に掲げるいずれかにより主張することができる。

(a) 著作物の著作権の譲渡の際に、著作者又は監督がその著作物に関して確認される権利を主張する旨の記述を、譲渡を実施する証書中に含めることにより。

(b) 著作者又は監督が署名した書面による証書により。

(3) 権利は、また、美術の著作物の公の展示に関して、次に掲げるいずれかにより主張することができる。

(a) 著作者その他の最初の著作権者が、その者により又はその者の監督若しくは管理の下に作成される原作品又は複製物の所有を手放す時に、原作品若しくは複製物において又はそれが取り付けられる額縁、台板その他のものにおいて著作者が確認されることを確保することにより。

(b) 許諾に従って作成される複製物の公の展示の際に確認される権利を著作者が主張する旨の、許諾を付与する者により又はその者のために署名された記述を、著作者その他最初の著作権者が著作物の複製物の作成を許可する許諾中に含めることにより。

(4) 第2項又は第3項に基づく権利の主張により拘束される者は、次に掲げる者である。

(a) 第2項(a)号に基づく主張の場合には、主張の通知を受けていると否とを問わず、譲受人及びその者を通じて主張するいずれかの者

(b) 第2項(b)号に基づく主張の場合には、主張の通知を受けるいずれかの者

(c) 第3項(a)号に基づく主張の場合には、確認がなお存在し、又は見えると否とを問わず、その原作品又は複製物入手するいずれかの者

(d) 第3項(b)号に基づく主張の場合には、主張の通知を受けていると否とを問わず、許諾

を得た者及び許諾に従って作成される複製物を入手するいずれかの者
(5) 権利侵害に対する訴訟において、裁判所は、救済を検討する際に、権利の主張におけるいずれの遅滞をも考慮する。

(権利の例外)

第79条 (1) 第77条(著作者又は監督として確認される権利)により付与される権利は、以下に定める例外に従う。

(2) この権利は、次に掲げる種類の著作物に関しては適用されない。

- (a) コンピュータ・プログラム
- (b) タイプフェイスの意匠
- (c) コンピュータ生成著作物のいずれも

(3) この権利は、著作物の著作権が当初第11条第2項(雇用の過程において作成される著作物)に基づく著作者の又は監督の雇用主に帰属していた場合には、著作権者により又はその許諾を得て行われるいずれのことについても適用されない。

(4) この権利は、次に掲げる諸規定のいずれかに基づいて著作物の著作権を侵害しないこととなる行為により侵害されない。

- (a) 第30条(ある種の目的のための公正利用)、録音物、映画又は放送による時事の事件の報道に関する限り。
- (b) 第31条(美術の著作物、録音物、映画又は放送への著作物の付随的挿入)
- (c) 削除
- (d) 第45条(議会手続及び裁判手続)
- (e) 第46条第1項又は第2項(王立委員会及び法定調査)
- (f) 第51条(意匠文書及びひな型の使用)
- (g) 削除
- (h) 第57条又は第66条のA(著作権の消滅等についての推定に基づいて許される行為)

(4A) この権利は、第1部第3章の諸規定のいずれかに基づいて著作物の著作権を侵害しないこととなる行為により侵害されない。

(5) この権利は、時事の事件の報道を目的として作成されるいずれの著作物に関しても適用されない。

(6) この権利は、次に掲げる出版物における発行を目的として作成され、又はそのような発行を目的として著作者の同意を得て提供される文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の次に掲げる出版物における発行に関しては、適用されない。

- (a) 新聞、雑誌又は類似の定期刊行物
- (b) 百科事典、辞書、年鑑その他の参照用の集合著作物

(7) この権利は、著作者又は監督が著作物の発行された複製物においてその者として以前確認されていない限り、次に掲げる著作物に関して適用されない。

- (a) 国王の著作権又は議会の著作権が存続する著作物
- (b) 第168条に基づいて著作権が当初国際機関に帰属していた著作物

著作物を傷つける取扱いに反対する権利

(著作物を傷つける取扱いに反対する権利)

第80条 (1) 著作権のある文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の著作者及び著作権のある映画の監督は、この条に定める状況において、その著作物を傷つける取扱いに従わせない権利を有する。

(2) この条の目的上、

(a) 著作物の「取扱い」とは、次に掲げるもの以外の、著作物へのいずれかの追加、それからの削除、その改変又はその翻案をいう。

(i) 文芸又は演劇の著作物の翻訳

(ii) キー又は音域の単なる変更を伴う音楽の著作物の編曲又は編作

(b) 著作物の取扱いが、著作物の歪曲又は切除となり、その他著作者又は監督の名誉声望を害するときは、その取扱いは、傷つける取扱いとなる。

また、この条の以下の規定において、著作物を傷つける取扱いへの言及は、それに従って解釈される。

(3) 文芸、演劇又は音楽の著作物の場合には、この権利は、次に掲げる者により侵害される。

(a) 著作物を傷つける取扱いを商業的に発行し、公に実演し、又は公衆に伝達する者

(b) 著作物を傷つける取扱いの映画若しくは録音物の複製物又はそのような取扱いを含んでいる映画若しくは録音物の複製物を公衆に配布する者

(4) 美術の著作物の場合には、この権利は、次に掲げる者により侵害される。

(a) 著作物を傷つける取扱いを商業的に発行し、若しくは公に展示し、又は著作物を傷つける取扱いの視覚的影像を公衆に伝達する者

(b) 著作物を傷つける取扱いの視覚的影像を含んでいる映画を公に上映し、又はそのような映画の複製物を公衆に配布する者

(c) 次に掲げる著作物の場合には、著作物を傷つける取扱いを表現している図画の著作物の複製物又はそのような取扱いの写真の複製物を公衆に配布する者

(i) 建築物のためのひな形の形式における建築の著作物

(ii) 彫刻

(iii) 美術工芸の著作物

(5) 第4項の規定は、建築物の形式における建築の著作物には適用されない。ただし、そのような著作物の著作者が建築物において確認され、かつ、それが著作物を傷つける取扱いの対象である場合には、その著作者は、その確認が除去されることを要求する権利を有する。

(6) 映画の場合には、この権利は、次に掲げる者により侵害される。

- (a) 映画を傷つける取扱いを公に上映し、又は公衆に伝達する者
 - (b) 映画を傷つける取扱いの複製物を公衆に配布する者
- (7) この条により付与される権利は、著作物の部分が、著作者若しくは監督の作品とされ、又はその著作者若しくは監督の著作物とみなされる可能性があるときは、著作者又は監督以外の者による以前の取扱いの結果としてのそのような部分の取扱いにも及ぶ。
- (8) この条の規定は、第81条及び第82条（権利の例外及び限定）に従うことを条件として、効力を有する。

(権利の例外)

第81条 (1) 第80条（著作物を傷つける取扱いに反対する権利）により付与される権利は、以下に定める例外に従う。

- (2) この権利は、コンピュータ・プログラム又はいずれのコンピュータ生成著作物についても適用されない。
- (3) この権利は、時事的事件の報道を目的として作成されるいずれの著作物に関しても適用されない。
- (4) この権利は、次に掲げる出版物における発行を目的として作成され、又はそのような発行を目的として著作者の同意を得て提供される文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の次に掲げる出版物における発行に関しては、適用されない。

- (a) 新聞、雑誌又は類似の定期刊行物
- (b) 百科事典、辞書、年鑑その他の参照用の集合著作物

この権利は、また、発行された版のいずれの修正もなしにいずれかの場所で行われるそのような著作物のその後のいずれの利用に関しても、適用されない。

- (5) この権利は、第57条又は第66条のA（著作権の消滅等についての推定に基づいて許される行為）に基づいて著作権を侵害しないこととなる行為により侵害されない。
- (6) この権利は、次に掲げることを目的として行われるいずれのこともによっても侵害されない。

- (a) 罪を犯すことを回避すること。
- (b) 法令により又は法令に基づいて課される義務を履行すること。
- (c) 英国放送協会の場合には、良い趣味若しくは品位に反し、又は犯罪を助長し、若しくは扇動し、又は混乱を招き、若しくは人心に対して攻撃的となる可能性があるいずれかのものを、同協会が放送する番組中に挿入することを回避すること。

ただし、著作者若しくは監督が、関係する行為の時に確認され、又は著作物の発行された複製物において以前確認されている場合には、十分な否認があることを条件とする。

(ある種の場合における権利の限定)

第82条 (1) この条の規定は、次に掲げる著作物について適用される。

- (a) 著作権が、当初、第11条第2項（雇用の過程において作成される著作物）に基づいて著作者の雇用主に帰属し、又は第9条第2項(ab)号（映画の著作者として取り扱われる者）に基づいて監督の雇用主に帰属していた著作物
 - (b) 国王の著作権又は議会の著作権が存続する著作物
 - (c) 著作権が、当初、第168条に基づいて国際機関に帰属していた著作物
- (2) 第80条（著作物を傷つける取扱いに反対する権利）により付与される権利は、著作者又は監督が次に掲げる場合に該当しない限り、著作権者により又はその許諾を得てそのような著作物に関して行われるいずれのことについても、適用されない。
- (a) 関係する行為の時に確認される場合
 - (b) 著作物の発行された複製物において以前確認されている場合 また、このような場合において権利が適用されるときは、十分な否認がある限り、その権利は、侵害されない。

（侵害物品の所持又は利用による権利侵害）

第83条 (1) 第80条（著作物を傷つける取扱いに反対する権利）により付与される権利は、また、侵害物品である物品、又は侵害物品であることをその者が知り、若しくはそう信じる理由を有する物品について、次に掲げる行為を行う者により侵害される。

- (a) 業務の過程において所持すること。
 - (b) 販売し、賃貸し、又は販売若しくは賃貸のために提供し、若しくは陳列すること。
 - (c) 業務の過程において公に展示し、又は頒布すること。
 - (d) 業務の過程以外において、著作者又は監督の名誉声望を害するような影響を与えるように頒布すること。
- (2) 「侵害物品」とは、次に掲げる著作物又は著作物の複製物をいう。
- (a) 第80条の意味における傷つける取扱いを受けているもの。
 - (b) その権利を侵害する状況において、同条に定める行為のいずれかの対象となっており、又は対象となる可能性があるもの。

著作物の著作者の地位の虚偽の付与

（著作物の著作者の地位の虚偽の付与）

第84条 (1) いずれの者も、この条に定める状況において、次に掲げる権利を有する。

- (a) 文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の著作者の地位を、著作者としてその者に偽って付与させない権利
 - (b) 映画の監督の地位を、監督としてその者に偽って付与させない権利
- また、この条において、そのような著作物に関して「著作者の地位の付与」とは、誰が著作者又は監督であるかについての陳述（明示の又は黙示の）をいう。
- (2) この権利は、次に掲げる者により侵害される。

- (a) 著作者の地位の虚偽の付与があるそれらの種類のいずれかの著作物の複製物を公衆に配布する者
 - (b) 著作者の地位の虚偽の付与がある美術の著作物又は美術の著作物の複製物を公に展示する者
- (3) この権利は、また、著作者の地位の付与が虚偽であることを知り、又はそう信じる理由を有しながら、次に掲げる行為を行う者により侵害される。
- (a) 文芸、演劇又は音楽の著作物の場合には、ある者の著作物であるとしてその著作物を公に実演し、又はそれを公衆に伝達すること。
 - (b) 映画の場合には、ある者が監督したものであるとしてその映画を公に上映し、又はそれを公衆に伝達すること。
- (4) この権利は、また、第2項又は第3項に定める行為のいずれかに関連して、著作者の地位の虚偽の付与を含む資料の公衆への配布又は公の展示により侵害される。
- (5) この権利は、また、そのような著作者の地位の虚偽の付与があり、かつ、それが虚偽であることを知り、又はそう信じる理由を有しながら、業務の過程において次に掲げる行為を行う者により侵害される。
- (a) 著作者の地位の虚偽の付与がある、第1項に定める種類のいずれかの著作物の複製物を所持し、又は利用すること。
 - (b) 美術の著作物の場合には、その著作物に著作者の地位の虚偽の付与があるときにその著作物自体を所持し、又は利用すること。
- (6) 美術の著作物の場合には、この権利は、また、事実はそうではないことを知り、又はそう信じる理由を有しながら、業務の過程において次に掲げる行為を行う者により侵害される。
- (a) 著作者の改変されていない著作物であるとしてその所有を著作者が手放した後に改変された著作物を利用すること。
 - (b) 著作者の改変されていない著作物の複製物であるとしてそのような著作物の複製物を利用すること。
- (7) この条における利用への言及は、販売し、賃貸し、販売若しくは賃貸のために提供し、若しくは陳列し、公に展示し、又は頒布することへの言及である。
- (8) この条の規定は、著作物の著作者の地位が著作者としてある者に偽って付与される場合に適用されると同様に、次に掲げる場合にも適用される。
- (a) 事実に反し、文芸、演劇又は音楽の著作物が、ある者の著作物の翻案であるとして偽って表示される場合
 - (b) 事実に反し、美術の著作物の複製物が、その美術の著作物の著作者により作成された複製物であるとして偽って表示される場合

ある種の写真及び映画のプライバシー権

(ある種の写真及び映画のプライバシー権)

第85条 (1) 私的及び家庭内の目的のために写真の撮影又は映画の作成を委嘱する者は、その結果としての著作物に著作権が存続する場合には、次に掲げる行為を行わせない権利を有する。

- (a) 著作物の複製物の公衆への配布
- (b) 著作物の公の展示又は上映
- (c) 著作物の公衆への伝達

また、第2項に定めるところを除き、これらの行為のいずれかを行い、又は行うことを許諾する者は、その権利を侵害する。

(2) この権利は、次に掲げる諸規定のいずれかに基づいて著作物の著作権を侵害しないこととなる行為により侵害されない。

- (a) 第31条 (美術の著作物、録音物、映画又は放送への著作物の付随的挿入)
- (b) 第45条 (議会手続及び裁判手続)
- (c) 第46条 (王立委員会及び法定調査)
- (d) 第50条 (法定の権限に基づいて行われる行為)
- (e) 第57条及び第66条のA (著作権の消滅等についての推定に基づいて許される行為)

補則

(権利の存続期間)

第86条 (1) 第77条 (著作者又は監督として確認される権利)、第80条 (著作物を傷つける取扱いに反対する権利) 及び第85条 (ある種の写真及び映画のプライバシー権) により付与される権利は、著作物に著作権が存続する限り、引き続き存続する。

(2) 第84条 (著作者の地位の虚偽の付与) により付与される権利は、著作者の死後20年まで引き続き存続する。

(同意及び権利の放棄)

第87条 (1) 権利について資格を有する者が同意しているいずれの行為を行うことも、この章により付与されるいずれの権利の侵害でもない。

(2) これらのいずれの権利も、権利を放棄する者が署名した書面による証書により、放棄することができる。

(3) 放棄は、

- (a) 特定の著作物、特定の種類の著作物又は著作物一般に関係することができ、また、現存の又は将来の著作物に関係することができる。
- (b) 条件付き又は無条件とすることができ、また、取消しを条件とすることを表明することができる。

また、放棄が関係する著作物の著作権者又は将来の著作権者のために行われるときは、放棄は、反対の意図が表明されない限り、その者の許諾を得た者及び権利承継人に及ぶものと推定される。

(4) この章のいずれの規定も、一般契約法的作用又は非公式放棄に関する禁反言その他第1項に定める権利のいずれかに関する取引きを排除するものとは解釈されない。

(共同著作物への規定の適用)

第88条 (1) 第77条(著作権者又は監督として確認される権利)により付与される権利は、共同著作物の場合には、各共同著作者が共同著作者として確認される権利であり、また、第78条に従って、各共同著作者に関して各共同著作者により主張されなければならない。

(2) 第80条(著作物を傷つける取扱いに反対する権利)により付与される権利は、共同著作物の場合には、各共同著作者の権利であり、また、各共同著作者が当該取扱いに同意するときに、その権利は(条件を)満たされる。

(3) 1人の共同著作者によるこれらの権利の第87条に基づく放棄は、他の共同著作者の権利に影響しない。

(4) 第84条(著作権者の地位の虚偽の付与)により付与される権利は、同条に定める状況において、次に掲げることにより侵害される。

(a) 共同著作物の著作権者の地位についてのいずれかの虚偽の陳述

(b) 単一の著作権者の著作物に関して共同著作者の地位を偽って付与すること。

また、このような著作権者の地位の虚偽の付与は、いずれかの種類の著作権者の地位が正しく又は間違っして付与される各人の権利を侵害する。

(5) 前記の諸規定は、また、共同著作物であり、又は共同著作物であると申し立てられる著作物に適用されると同様に、共同して監督された、又は共同して監督されたと申し立てられる映画に関して(いずれかの必要な変更を伴って)適用される。

映画は、それが2人以上の監督の協力により作成され、かつ、各監督の寄与が他の監督の寄与と区別されないときに、「共同して監督」される。

(6) 第85条(ある種の写真及び映画のプライバシー権)により付与される権利は、共同委嘱に従って作成される著作物の場合には、その著作物の作成を委嘱した各人の権利であり、したがって、

(a) 各人の権利は、各人が当該行為に同意するときに(条件を)満たされる。

(b) それらの者の1人による第87条に基づく放棄は、他の者の権利に影響しない。

(著作物の部分への規定の適用)

第89条 (1) 第77条(著作権者又は監督として確認される権利)及び第85条(ある種の写真及び映画のプライバシー権)により付与される権利は、著作物の全体又はいずれの実質的部分に関しても適用される。

(2) 第80条（著作物を傷つける取扱いに反対する権利）及び第84条（著作者の地位の虚偽の付与）により付与される権利は、著作物の全体又はいずれの部分に関しても適用される。

第5章 著作権のある著作物の権利の利用

著作権

（譲渡及び許諾）

第90条 (1) 著作権は、人的財産又は動産として、譲渡、遺言による処分又は法律の作用により、移転することができる。

(2) 著作権の譲渡その他の移転は、1部分とすること、すなわち、次に掲げるものについて適用されるように限定することができる。

(a) 著作権者が行う排他的権利を有する事項の1又は2以上であって全部でないもの。

(b) 著作権が存続すべき期間の1部分であって全体でないもの。

(3) 著作権の譲渡は、譲渡人により、又はその者のために署名された書面によらない限り、有効ではない。

(4) 著作権者により付与される許諾は、対価を支払った善意の購入者であって許諾の通知（現実の又は推定による）を受けていない者又はそのような購入者から権限を得ている者を除き、著作権上の利益についてのすべての権利承継人を拘束する。また、この部における著作権者の許諾を得て又は得ずにいずれかのことを行うことへの言及は、それに従って解釈される。

（著作権の将来の帰属）

第91条 (1) 将来の著作権に関して結ばれ、かつ、将来の著作権者により又はその者のために署名される協定により、将来の著作権者が将来の著作権（全部又は一部）を他の者に譲渡することを意図する場合において、存在することとなる著作権について、譲受人又はその者の下で主張する他の者が、他のすべての者に対して、著作権がその者に帰属することを要求する資格があるときは、著作権は、この項の規定に基づいて譲受人又はその権利承継人に帰属する。

(2) この部において、

「将来の著作権」とは、将来の著作物若しくは著作物の種類について又は将来の出来事の発生の時に存在することとなる、又は存在することとなりうる著作権をいう。

「将来の著作権者」は、それに従って解釈され、かつ、第1項に定める協定に基づいて著作権について将来資格を有することとなる者を含む。

(3) 将来の著作権者により付与される許諾は、対価を支払った善意の購入者であって許諾の通知（現実の又は推定による）を受けていない者又はそのような購入者から権限を得ている者を除き、権利上の利益（又は将来の利益）についてのすべての権利承継人を拘束する。また、この部における著作権者の許諾を得て又は得ずにいずれかのことを行うことへの言及は、それ

に従って解釈される。

(排他的許諾)

第92条 (1) この部において、「排他的許諾」とは、著作権者が別途排他的に行使することができる権利を行使することを、許諾を付与する者を含む他のすべての者を排除して、許諾を得た者に許可する許諾であって、著作権者により又はその者のために署名された書面によるものをいう。

(2) 排他的許諾に基づいて許諾を得た者は、許諾を付与する者に対して有する権利と同一の権利を、許諾により拘束される権利承継人に対しても有する。

(遺言に基づいて未発行著作物とともに移転する著作権)

第93条 遺贈(特定の又は一般的な)に基づいてある者が収益を目的として又はその他により次に掲げる資料について資格を有する場合には、その遺贈は、遺言者の遺言又は遺言補足書において反対の意図が示されない限り、遺言者がその死亡の直前に著作権者であったときは、その著作物の著作権を含むものと解釈される。

(a) 遺言者の死亡前に発行されなかった文芸、演劇、音楽若しくは美術の著作物を記録し、又は収録している原文書その他の資料

(b) 遺言者の死亡前に発行されなかった録音物又は映画を含んでいる原資料

(映画製作協定の場合におけるレンタル権の移転の推定)

第93条のA (1) 映画製作に関する協定が著作者と映画製作者との間で締結される場合には、著作者は、協定が反対のことを規定しない限り、著作者の著作物の複製物を映画に挿入することに基づいて生じる映画に関するいずれのレンタル権も、映画製作者に移転したものと推定される。

(2) この条において、「著作者」とは、文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の著作者又は将来の著作者をいう。

(3) 第1項の規定は、映画脚本、対話又は映画のために特に創作され、かつ、その映画に使用される音楽を映画に挿入することに基づいて生じるその映画に関するいずれのレンタル権についても、適用されない。

(4) この条の規定が適用される場合には、著作者による又は著作者のための署名の欠如は、第91条第1項(将来の著作権の意図的譲渡の効力)の作用を排除しない。

(5) 第1項における著作者と映画製作者との間で締結される協定への言及は、それらの者が直接に又は仲介者を通して結んだかどうかを問わず、それらの者の間で効力を有するいずれの協定をも含む。

(6) 第93条のB(レンタル権の移転による公正な報酬の請求権)の規定は、現実の移転の場合と同様に、この条に基づく推定の移転がある場合にも、適用される。

レンタル権が移転した場合における公正な報酬の請求権

(レンタル権が移転した場合における公正な報酬の請求権)

第93条のB (1) この条の規定の適用を受ける著作者が、録音物又は映画に関するそのレンタル権を録音物又は映画の製作者に移転した場合には、その著作者は、レンタルについて公正な報酬の請求権を保持する。

この条の規定の適用を受ける著作者は、次に掲げるとおりである。

- (a) 文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の著作者
 - (b) 映画の主たる監督
- (2) 著作者は、この条に基づく公正な報酬の請求権を、徴収団体が著作者のためにその権利を執行することを可能とする目的のために徴収団体に譲渡する以外には、譲渡することができない。
- ただし、この権利は、人的財産又は動産として、遺言による処分又は法律の作用により移転することができ、また、その権利の移転を受けるいずれの者も、その権利を譲渡し、又は更に移転することができる。
- (3) この条に基づく公正な報酬は、レンタル権について当分の間資格を有する者、すなわち、その権利の移転を受けた者又はその者のいずれかの権利承継人により支払われる。
- (4) 公正な報酬として支払われる金額は、第93条のC（著作権審判所への金額の付託）の規定に従うことを条件として、それを支払う者及びその支払いを受ける者により、又はそれらの者のために合意されるところによる。
- (5) 合意は、それがこの条に基づく公正な報酬の請求権を排除し、又は制限することを意図する限り、無効である。
- (6) この条における1人の者から他の者へのレンタル権の移転への言及は、それらの者が直接に又は仲介者を通して結んだかどうかを問わず、その効力を有するいずれの協定をも含む。
- (7) この条において、「徴収団体」とは、この条に基づく公正な報酬の請求権を2人以上の著作者のために行使することを主たる目的又は主たる目的の1つとする協会その他の団体をいう。

(公正な報酬——著作権審判所への金額の付託)

第93条のC (1) 第93条のBに基づく公正な報酬として支払われる金額についての合意がないときは、それを支払う者又はその支払いを受ける者は、支払われる金額を決定することを著作権審判所に申請することができる。

(2) 同条に基づいて公正な報酬の支払いを受ける者又はそれを支払う者は、また、次に掲げられることを著作権審判所に申請することができる。

- (a) 支払われる金額についてのいずれかの合意を変更すること。
- (b) その事項についての審判所の以前のいずれかの決定を変更すること。

ただし、審判所の特別の許可がある場合を除き、以前の決定の日から12か月以内にそのようないずれの申請も行うことができない。

この項に基づく申請を受けて定められる命令は、その命令が定められる日又は審判所が明示することができる後の日から効力を有する。

(3) この条に基づく申請があったときは、審判所は、事項を検討し、かつ、映画又は録音物に対する著作者の寄与の重要性を考慮しつつ、状況において合理的であると決定することができる公正な報酬の算定及び支払いの方法について命令を定める。

(4) 報酬は、それが単一の支払いとして支払われたこと、又はレンタル権の移転の時に支払われたことのみを理由として、不公正であるとはみなされない。

(5) 合意は、それが公正な報酬の金額をある者が質問することを阻止すること、又はこの条に基づく著作権審判所の権限を制限することを意図する限り、無効である。

著作者人格権

(譲渡不能の著作者人格権)

第94条 第4章（著作者人格権）により付与される権利は、譲渡することができない。

(死亡による著作者人格権の移転)

第95条 (1) 第77条（著作者又は監督として確認される権利）、第80条（著作物を傷つける取扱いに反対する権利）又は第85条（ある種の写真及び映画のプライバシー権）により付与される権利について資格を有する者の死亡により、

(a) その権利は、その者が遺言による処分によって特別に指示することができる者に移転する。

(b) そのような指示がないが、当該著作物の著作権がその者の遺産の一部を構成するときは、その権利は、著作権の移転を受ける者に移転する。

(c) その権利が(a)号若しくは(b)号に基づいて移転しないときは、又はその限度において、その権利は、その者の人格代表者が行使することができる。

(2) ある者の遺産の一部を構成する著作権が一部は1人の者に、また、一部は他の者に移転する場合、例えば遺贈が次に掲げるものに適用されるように限定される場合には、第1項に基づいて著作権とともに移転するいずれの権利も、それに応じて分割される。

(a) 著作権者が行い、又は許諾する排他的権利を有する事項の1若しくは2以上であって全部でないもの。

(b) 著作権が存続する期間の1部分であって全体でないもの。

(3) 第1項(a)号又は(b)号に基づいて、ある権利が2人以上の者により行使可能となる場合において、

(a) その権利は、第77条（著作者又は監督として確認される権利）により付与される権利

の場合には、それらの者のいずれもが主張することができる。

(b) その権利は、第80条（著作物を傷つける取扱いに反対する権利）又は第85条（ある種の写真又は映画のプライバシー権）により付与される権利の場合には、それらの者の各人が行使することができる権利であり、その者が当該取扱い又は行為に同意するときは、それらのいずれに関しても（条件を）満たされる。

(c) それらの者の1人による第87条に基づく権利のいずれの放棄も、他の者の権利に影響しない。

(4) 以前与えられた同意又は行われた放棄は、第1項に基づいて権利の移転を受けるいずれの者をも拘束する。

(5) 第84条（著作者の地位の虚偽の付与）により付与される権利に対するある者の死亡後のいずれの侵害も、その者の人格代表者が提訴することができる。

(6) ある者の死亡後の侵害についてこの条に基づいて人格代表者により取得されるいずれの侵害賠償も、訴権が存続し、かつ、その者の死亡の直前にその者に帰属していたものとして、その者の遺産の一部として移転する。

第6章 侵害救済

著作権者の権利及び救済

（著作権者が提訴することができる侵害）

第96条 (1) 著作権の侵害は、著作権者が提訴することができる。

(2) 著作権侵害訴訟において、原告は、損害賠償、差止命令、計算その他による救済であつて、他のいずれの財産権の侵害についても利用することができるすべてのものを、利用することができる。

(3) この条の規定は、この章の以下の規定に従うことを条件として、効力を有する。

（侵害訴訟における損害賠償についての規定）

第97条 (1) 著作権侵害訴訟において、侵害の時に、訴訟が関係する著作物に著作権が存続することを被告が知らず、かつ、そう信じる理由を有しなかったことが証明される場合には、原告は、被告に対する損害賠償（請求）について資格を有しない。ただし、他のいずれの救済をも害しない。

(2) 裁判所は、著作権侵害訴訟において、すべての状況、特に次に掲げることを考慮して、事案の判事が要求することができる追加の損害賠償を裁定することができる。

(a) 侵害の悪質性

(b) 侵害を理由として被告に生じるいずれかの利益

(サービス提供者に対する差止命令)

第97条のA (1) 高等裁判所(スコットランドにおいては民事控訴院)は、サービス提供者が、そのサービスを著作権を侵害するために使用する他の者のことを現実知っている場合には、そのサービス提供者に対して差止命令を与える権限を有する。

(2) サービス提供者がこの条の目的上現実知っているかどうかを決定する際に、裁判所は、特定の状況において適切であると認めるすべての事項を考慮し、かつ、特に次に掲げることに配慮する。

(a) 2002年の電子取引(EC指令)規則(SI2002/2013)の規則第6第1項(c)号に従って提供される接触の手段を通じてサービス提供者が通知を受領しているかどうか。

(b) いずれの通知にも含まれる次に掲げるものの範囲

(i) 通知の発送者の氏名(フルネーム)及び住所

(ii) 当該侵害の詳細

(3) この条において、「サービス提供者」は、2002年の電子取引(EC指令)規則の規則第2により与えられる意味を有する。

(侵害訴訟手続において権利の許諾を得る約束)

第98条 (1) 第144条(競争及び市場当局報告の結果として行使することができる権限)に基づく権利として許諾を利用することができる著作権侵害訴訟手続において、合意することができる条件で、又は合意がないときは同条に基づいて著作権審判所が決定することができる条件で、許諾を得ることを被告が約束するときは、

(a) いずれの差止命令も、被告に対して与えられない。

(b) いずれの引渡し命令も、第99条に基づいて定められない。

(c) 損害賠償として又は利得の計算により被告に対して取得することができる金額は、それらの条件によるそのような許諾が最も早い侵害の前に付与されていたならば、許諾を得た者としての被告により支払われたであろう金額の2倍を超えない。

(2) 約束は、責任をなんら容認することなく、訴訟手続における最終命令の前いつでも与えることができる。

(3) この条のいずれの規定も、権利の許諾を利用することができる前に犯された侵害について利用することができる救済に影響しない。

(引渡し命令)

第99条 (1) ある者が次に掲げるいずれかに該当する場合には、著作物の著作権者は、侵害複製物又は侵害物品がその者その他裁判所が指示することができる者に引き渡される旨の命令を裁判所に申請することができる。

(a) 著作物の侵害複製物を、業務の過程において自己の所有、保管若しくは管理の下に有する者

- (b) それが侵害複製物を作成するために使用され、若しくは使用されるべきことを知り、又はそう信じる理由を有しながら、著作権のある特定の著作物の複製物を作成することを特に意図され、又はそのように適応されている物品を、自己の所有、保管若しくは管理の下に有する者
- (2) 申請は、第113条（以後は引渡しの救済を利用することができない期間）に明示する期間の終了後は、行われぬ。また、いずれの命令も、第114条（侵害複製物その他の物品の処分についての命令）に基づく命令を裁判所も定め、又はそのような命令を定める根拠があると裁判所が認めない限り、定められない。
- (3) この条に基づく命令に従って侵害複製物その他の物品の引渡しを受ける者は、第114条に基づく命令が定められないときは、同条に基づく命令が定められるまで、又はそのような命令を定めない旨の決定があるまでの間は、それを保持する。
- (4) この条のいずれの規定も、裁判所の他のいずれの権限にも影響しない。

（侵害複製物その他の物品を押収する権利）

第100条 (1) 陳列され、その他販売又は賃貸のために直接提供されていると認められる著作物の侵害複製物であって、それについて著作権者が第99条に基づく命令を申請する資格を有するものは、その者又はその者の許諾を得た者が押収し、及び保留することができる。

押収及び保留の権利は、以下の条件に従って行使することができ、かつ、第114条に基づく裁判所のいずれの決定にも従う。

- (2) この条に基づいていずれかのものが押収される前に、提案される押収の時間及び場所の通告が、地域の警察署に行われなければならない。
- (3) いずれの者も、この条により付与される権利を行使することを目的として、公衆が接近することができる構内に入ることができる。ただし、ある者の恒常的又は通常の事業所においてその者の所有、保管又は管理の下にあるいずれのものを押収することもできず、また、いずれの威力を行使することもできない。
- (4) いずれかのものがこの条に基づいて押収される時に、それが押収される場所に、押収を行う者又は押収を許可する者についての所定の詳細及び押収が行われる根拠を記載した所定の形式による掲示が残される。
- (5) この条において、
- 「構内」は、土地、建物、可動構造物、車両、船舶、航空機及びホーバークラフトを含む。
- 「所定の」とは、所管大臣の命令により定められていることをいう。
- (6) この条に基づく所管大臣の命令は、議会の上院又は下院の決議に従って廃止することができる制定文書により定められる。

排他的許諾を得た者の権利及び救済

(排他的許諾を得た者の権利及び救済)

第101条 (1) 排他的許諾を得た者は、著作権者に対する場合を除き、許諾の付与の後に生じる事項について、許諾が譲渡であったものとして、同一の権利及び救済を有する。

(2) その者の権利及び救済は、著作権者の権利及び救済と併存する。また、この部の関係規定における著作権者への言及は、それに従って解釈される。

(3) 排他的許諾を得た者がこの条に基づいて提起する訴訟において、被告は、訴訟が著作権者により提起されていたならばその者に提供されたであろういずれの抗弁をも利用することができる。

(非排他的許諾により提訴できるある種の侵害)

第101条のA (1) 非排他的許諾を得た者は、次に掲げる場合には、著作権侵害について訴訟を提起することができる。

(a) 侵害行為が、許諾を得た者の以前許諾を得た行為に直接関連していた場合

(b) 許諾が、次に掲げる2つの条件を満たす場合

(i) 書面によるものであり、かつ、著作権者により又はその者のために署名されていること。

(ii) この条に基づく訴権を非排他的許諾を得た者に明白に付与していること。

(2) この条に基づいて提起される訴訟において、非排他的許諾を得た者は、著作権者が訴訟を提起していたならば有したであろう権利及び救済を同一の、その者に提供される権利及び救済を有する。

(3) この条に基づいて付与される権利は、著作権者の権利と併存する。また、この部の関連規定における著作権者への言及は、それに従って解釈される。

(4) この条に基づいて非排他的許諾を得た者により提起される訴訟において、被告は、訴訟が著作権者により提起されていたならばその者に提供されたであろういずれの抗弁をも利用することができる。

(5) 第102条第1項から第4項までの規定は、この条が排他的許諾を得た者について適用されると同様に、この条に基づいて訴権を有する非排他的許諾を得た者についても適用される。

(6) この条において、「非排他的許諾を得た者」とは、著作権者が行使しうる状態にある権利を行使する権限を許諾を得た者に与える許諾の保有者をいう。

(併存する権利の行使)

第102条 (1) 著作権者又は排他的許諾を得た者により提起される著作権侵害訴訟が、それらの者が併存する訴権を有する侵害に関係する(全体的又は部分的に)場合には、著作権者又は場合により排他的許諾を得た者は、他方の者が原告として参加し、又は被告として追加されない限り、裁判所の許可を得ることなく訴訟を続行することはできない。

(2) 第1項に従って被告として追加される著作権者又は排他的許諾を得た者は、訴訟手続に参

加しない限り、訴訟におけるいずれの費用についても責任を有しない。

(3) 前記の規定は、著作権者又は排他的許諾を得た者のみによる申請に基づく中間的救済の付与に影響しない。

(4) 著作権者及び排他的許諾を得た者が併存する訴権を有する、又は有した侵害に関する(全体的又は部分的に)著作権侵害訴訟が提起される場合には、

(a) 裁判所は、損害賠償の査定において次に掲げるものを考慮する。

(i) 許諾の条件

(ii) 侵害についてそれらの者のうちの一方の者にすでに裁定され、又は提供されたいずれかの金銭的救済

(b) 侵害についてそれらの者のうちの他方の者のために損害賠償の裁定が行われ、又は利得の計算が指示されているときは、いずれの利得の計算も指示されない。

(c) 裁判所は、利得の計算が指示されるときは、それらの者の間のいずれの合意にも従うことを条件として、裁判所が正当と認めるところに従って、それらの者の間で利得を配分する。

また、それらの規定は、著作権者及び排他的許諾を得た者の両者が訴訟の当事者であると否とを問わず、適用される。

(5) 著作権者は、第99条(引渡し命令)に基づく命令を申請する前又は第100条(押収の権利)により付与される権利を行使する前に、併存する権利を有するいずれの排他的許諾を得た者にも通知する。また、裁判所は、排他的許諾を得た者の申請を受けて、第99条に基づく命令又は場合により第100条により付与される権利の著作権者による行使を禁止し、若しくは許可する命令であって、許諾の条件を考慮して裁判所が適当と認めるものを、定めることができる。

著作者人格権侵害の救済

(著作者人格権侵害の救済)

第103条 (1) 第4章(著作者人格権)により付与される権利の侵害は、その権利について資格を有する者に対して果たすべき法定の義務の違反として提訴することができる。

(2) 第80条(著作物を傷つける取扱いに反対する権利)により付与される権利の侵害訴訟手続において、裁判所は、状況上それが適切な救済であると認めるときは、著作物の取扱いから著作者又は監督を分離する否認が、裁判所が承認することができる条件及び方法で行われたい限り、いずれの行為を行うことも禁止する条件で差止命令を与えることができる。

推定

(文芸、演劇、音楽及び美術の著作物に関する推定)

第104条 (1) 以下に定める推定は、文芸、演劇、音楽又は美術の著作物についてこの章に基

づいて提起される訴訟手続において、適用される。

(2) 著作者の名前であると称される名前が、発行された著作物の複製物に、又は著作物が作成された時にその著作物に記載されていた場合には、その名前が記載されていた者は、反対のことが立証されるまでは、次のように推定される。

(a) 著作物の著作者であるとして。

(b) 第11条第2項、第163条、第165条又は第168条（雇用の過程において作成される著作物、国王の著作権、議会の著作権又はある種の国際機関の著作権）に該当しない状況においてその著作物を作成したものとして。

(3) 共同著作物であると申し立てられる著作物の場合には、第2項の規定は、著作者の1人であると申し立てられる各人に関して適用される。

(4) 著作者の名前であると称されるいずれの名前も、第2項に定めるように記載されていないが、次に掲げる2つの条件が満たされる場合には、その名前が記載されていた者は、反対のことが立証されるまでは、発行の時に著作権者であったものと推定される。

(a) 著作物が第155条（最初の発行の国への言及による資格付与）に基づいて著作権保護について資格を有すること。

(b) 発行者の名前であると称される名前が、最初に発行された著作物の複製物に記載されていたこと。

(5) 著作物の著作者が死亡しており、又は著作者の身元を合理的な調査により確認することができないときは、反対の証拠がない限り、次に掲げることが推定される。

(a) 著作物が独創的著作物であること。

(b) 著作物の最初の発行がどんな発行であったかについて及び最初の発行の国についての原告の申し立てが正しいこと。

（録音物及び映画に関する推定）

第105条 (1) 録音物についてこの章に基づいて提起される訴訟手続において、公衆に配布された録音物の複製物が、次に掲げるいずれかのことを記述したラベルその他の表示を付している場合には、そのラベル又は表示は、述べられた事実の証拠として容認され、かつ、反対のことが立証されるまでは正しいものと推定される。

(a) 名前を掲げられた者が複製物の配布の日に録音物の著作権者であったこと。

(b) 録音物が、明示された年に又は明示された国において最初に発行されたこと。

(2) 映画についてこの章に基づいて提起される訴訟手続において、公衆に配布された映画の複製物が、次に掲げるいずれかの記述を付している場合には、その記述は、述べられた事実の証拠として容認され、かつ、反対のことが立証されるまでは正しいものと推定される。

(a) 名前を掲げられた者が映画の監督又は製作者であったこと。

(aa) 名前を掲げられた者が主たる監督、映画脚本の著作者、対話の著作者又は映画のために特に創作され、かつ、その映画に使用される音楽の作曲者であったこと。

- (b) 名前を掲げられた者が複製物の配布の日に映画の著作権者であったこと。
- (c) 映画が、明示された年に又は明示された国において最初に発行されたこと。
- (3) コンピュータ・プログラムについてこの章に基づいて提起される訴訟手続において、プログラムの複製物が、次に掲げるいずれかの記述を付した電子的形式により公衆に配布される場合には、その記述は、述べられた事実の証拠として容認され、かつ、反対のことが立証されるまでは正しいものと推定される。
 - (a) 名前を掲げられた者が複製物の配布の日にプログラムの著作権者であったこと。
 - (b) 明示された国においてプログラムが最初に発行され、又は明示された年にその複製物が電子的形式により公衆に最初に配布されたこと。
- (4) 前記の推定は、複製物が公衆に配布された日前に発生したと申し立てられる侵害に関する訴訟手続においても適用される。
- (5) 映画についてこの章に基づいて提起される訴訟手続において、公に上映され、又は公衆に伝達された映画が、次に掲げるいずれかの記述を付している場合には、その記述は、述べられた事実の証拠として容認され、かつ、反対のことが立証されるまでは正しいものと推定される。
 - (a) 名前を掲げられた者が映画の監督又は製作者であったこと。
 - (aa) 名前を掲げられた者が主たる監督、映画脚本の著作者、対話の著作者又は映画のために特に創作され、かつ、その映画に使用される音楽の作曲者であったこと。
 - (b) 名前を掲げられた者が、映画が作成された直後に映画の著作権者であったこと。この推定は、映画が公に上映され、又は公衆に伝達された日前に発生したと申し立てられる侵害に関する訴訟手続においても適用される。
- (6) この条の目的上、ある者が映画の監督であったという記述は、反対の指摘が現れない限り、その者が映画の主たる監督であったことを意味するものとみなされる。

(国王の著作権に従う著作物に関する推定)

第106条 国王の著作権が存続する文芸、演劇及び音楽の著作物についてこの章に基づいて提起される訴訟手続において、著作物が最初に商業的に発行された年の記述が著作物の印刷された複製物に付されている場合には、その記述は、述べられた事実の証拠として容認され、かつ、反対の証拠がない限り正しいものと推定される。

罪

(侵害物品等の作成又は利用についての刑事責任)

第107条 (1) 著作権のある著作物の侵害複製物である物品であり、かつ、侵害複製物であることをその者が知り、又はそう信じる理由を有するものについて、著作権者の許諾を得ずに次に掲げるいずれかの行為を行う者は、罪を犯す。

- (a) 販売又は賃貸のために作成すること。
 - (b) その者の私的及び家庭内の使用のため以外に連合王国に輸入すること。
 - (c) 著作権を侵害するいずれかの行為を犯す目的で業務の過程において所持すること。
 - (d) 業務の過程において、
 - (i) 販売し、又は賃貸すること。
 - (ii) 販売若しくは賃貸のために提供し、又は陳列すること。
 - (iii) 公に展示すること。
 - (iv) 頒布すること。
 - (e) 著作権者を害するような影響を与える程度にまで、業務の過程以外において頒布すること。
- (2) 販売若しくは賃貸又は業務の過程における使用のために侵害複製物を作成することに使用されることを知り、又はそう信じる理由を有しながら、次に掲げるいずれかの行為を行う者は、罪を犯す。
- (a) 著作権のある特定の著作物の複製物を作成することを特に意図され、又はそのように適応されている物品を作成すること。
 - (b) そのような物品を所持すること。
- (2A) 次に掲げるいずれかの公衆への伝達により著作物の著作権を侵害する者は、その者がそうすることによりその著作物の著作権を侵害していることを知り、又はそう信じる理由を有する場合には、罪を犯す。
- (a) 業務の過程における著作物の公衆への伝達
 - (b) 業務の過程以外における著作物の公衆への伝達であって、著作権者を害するような影響を与える程度までのもの。
- (3) 著作権が、（公衆への伝達の受信以外に）次に掲げるいずれかの行為により侵害される場合には、著作物をそのように実演させ、演奏させ、又は上映させたいずれの者も、著作権が侵害されることを知り、又はそう信じる理由を有していたときは、罪について有罪とされる。
- (a) 文芸、演劇又は音楽の著作物の公の実演
 - (b) 録音物の公の演奏又は映画の公の上映
- (4) 第1項(a)号、(b)号、(d)号iv又は(e)号に基づく罪について有罪とされる者は、次に掲げるいずれかの刑に処せられる。
- (a) 即決の有罪判決により、6か月を超えない期間の禁固若しくは罰金又はこの両刑
 - (b) 起訴による有罪判決により、罰金若しくは10年を超えない期間の禁固又はこの両刑
- (4A) 第2項のAに基づく罪について有罪とされる者は、次に掲げるいずれかの刑に処せられる。
- (a) 即決の有罪判決により、3か月を超えない期間の禁固若しくは罰金又はこの両刑
 - (b) 起訴による有罪判決により、罰金若しくは2年を超えない期間の禁固又はこの両刑
- (5) この条の規定に基づく他のいずれかの罪について有罪とされる者は、即決の有罪判決により、3か月を超えない期間の禁固若しくは標準等級の段階5を超えない罰金又はこの両刑に処

せられる。

(6) 第104条から第106条まで（著作権に関連する各種の事項についての推定）の規定は、この条に基づく罪についての訴訟手続について適用されない。ただし、第108条に基づく命令についての訴訟手続におけるそれらの規定の適用を害しない。

（地方度量衡当局による執行）

第107条のA (1) 第107条の規定を区域内で執行することは、各地方度量衡当局の任務とする。

(2) 削除

(3) 前記第1項の規定は、北部アイルランドにおける第107条の執行に関しては、適用されない。ただし、北部アイルランドにおいて同条を執行することは、経済開発省の任務とする。

その目的上、第2項に明示する1968年の取引種目法の規定は、地方度量衡当局及びそのような当局のいずれの職員への言及も、同省及びその職員のいずれかへの言及に代えられたものとして、適用される。

(3A) 本条における任務に関して地方度量衡当局又は北アイルランドにおける企業貿易投資省において利用可能な調査権限については、2015年消費者権利法の附則5を参照。

(4) 1968年の取引種目法の執行を容易にすることを目的として情報の開示を許可するいずれの法令も、第107条が同法に含まれているものとして、かつ、同条の執行に関するいずれの者の職務も同法に基づく職務であるとして、適用される。

(5) この条のいずれの規定も、スコットランドにおいて罪についての訴訟手続を提起する権限を地方度量衡当局に与えるものとは解釈されない。

（刑事訴訟手続における引渡し命令）

第108条 (1) 第107条に基づく罪についてある者に対する訴訟手続の提起を受ける裁判所は、その者の逮捕又は告訴の時に、その者が次に掲げるいずれかに該当することを納得するときは、侵害複製物又は物品を著作権者又は裁判所が指示することができる他の者に引き渡すことを命令することができる。

(a) 著作権のある著作物の侵害複製物を業務の過程において所持し、保管し、又は管理していたこと。

(b) 侵害複製物を作成するために使用し、若しくは使用する筈であったことを知り、又はそう信じる理由を有しながら、著作権のある特定の著作物の複製物を作成することを特に意図され、又はそのように適応されている物品を所持し、保管し、又は管理していたこと。

(2) この目的上、いずれの者も、次に掲げる時に罪を告発されたものとして取り扱われる。

(a) イングランド、ウェールズ及び北部アイルランドにおいては、口頭で告発され、又は召喚状若しくは起訴状を送達される時

(b) スコットランドにおいては、警告され、告発され、又は告訴状若しくは起訴状を送達される時

(3) 命令は、裁判所の自己の発意により又は検察官（又はスコットランドにおいては検事総長若しくは地方検察官）の申請を受けて裁判所が定めることができ、また、その者がその罪について有罪判決を受けると否とを問わず定めることができる。ただし、命令は、次に掲げるいずれかに該当する場合には定めることができない。

(a) 第113条（以後は引渡しの救済を利用することができない期間）

に明示する期間の終了の後

(b) いずれの命令も第114条（侵害複製物その他の物品の処分についての命令）に基づいて定められる見込みがないと裁判所が認めるとき。

(4) 下級判事裁判所がこの条に基づいて定める命令に由来する上訴は、次に掲げる裁判所に係属する。

(a) イングランド及びウェールズにおいては、刑事法院

(b) 北部アイルランドにおいては、州裁判所

また、スコットランドにおいては、命令がこの条に基づいて定められる場合には、その者の所持、保管又は管理から侵害複製物又は物品の移転を受ける者は、いずれかの法律規則に基づく他のいずれの形式の上訴をも害することなく、刑の宣告に対してと同じ方法によりその命令に対して上訴することができる。

(5) この条に基づく命令に従って侵害複製物その他の物品の引渡しを受ける者は、第114条に基づく命令が定められるまでの間、又は命令を定めない旨の決定が行われるまでの間、それを保持する。

(6) この条のいずれの規定も、1973年の刑事裁判所権限法第43条、1995年の犯罪収益（スコットランド）法第2部又は1994年の刑事裁判所（北部アイルランド）令第11条（刑事訴訟手続における没収についての一般規定）に基づく裁判所の権限に影響しない。

（捜索令状）

第109条 (1) 治安判事（スコットランドにおいては執行官又は治安判事）が、警察官が与える宣誓に基づく情報（スコットランドにおいては宣誓に基づく証言）により、次に掲げることを信じる合理的な根拠があることを納得する場合には、同判事は、必要とされる合理的な威力を行使して、構内に入り、かつ、構内を捜索する権限を警察官に与える令状を発出することができる。

(a) 第107条第1項、第2項又は第2項のAに基づく罪が、いずれかの構内において犯され、又は犯されようとしていること。

(b) そのような罪が犯され、又は犯されようとしている証拠が、それらの構内にあること。

(2) 第1項により付与される権限は、イングランド及びウェールズにおいては、1984年の警察及び刑事証言法第9条第2項（ある種類の個人的又は機密の資料）に定める種類の資料についての捜索の権限を与えることには及ばない。

(3) この条に基づく令状は、

- (a) 令状を執行するいずれかの警察官に同行する権限をいずれかの者に与えることができ、かつ、
 - (b) その発出の日から3か月の間効力を有する。
- (4) この条に基づいて発出される令状の執行に当たり、警察官は、ある物品が、第107条第1項、第2項又は第2項のAに基づくいずれかの罪が犯され、又は犯されようとしていることの証拠であると合理的に信じるときは、その物品を押収することができる。
- (5) この条において、「構内」は、土地、建築物、固定した又は可動の構造物、車両、船舶、航空機及びホーバークラフトを含む。

(法人による罪——役員の実任)

- 第110条** (1) 法人が犯した第107条に基づく罪が、法人の取締役、支配人、書記その他類以の役員又はそのようないずれかの資格において行動すると称する者の同意又は黙認を得て犯されたことが立証される場合には、その者及び法人が、その罪について有罪とされ、訴えの提起を受け、かつ、それに従って処罰される。
- (2) その構成員により事務を管理される法人に関して、「取締役」とは、法人の構成員をいう。

侵害複製物の輸入を阻止するための規定

(侵害複製物は禁制品として取り扱うことができる)

- 第111条** (1) 発行された文芸、演劇又は音楽の著作物の著作権者は、次に掲げることを書面により関税局長官及び物品税局長官に通告することができる。
- (a) その者が著作物の著作権者であること。
 - (b) その者が、通告に明示される期間について、侵害複製物である著作物の印刷複製物を禁制品として取り扱うことを両長官に要請すること。
- (2) 第1項に基づく通告に明示される期間は、5年を超えず、かつ、著作権が存続すべき期間の後までは及ばない。
- (3) 録音物又は映画の著作権者は、次に掲げることを書面により関税局長官及び物品税局長官に通告することができる。
- (a) その者が著作物の著作権者であること。
 - (b) 著作物の侵害複製物が、通告に明示される時及び場所において連合王国に到着することが予想されること。
 - (c) その者が、その複製物を禁制品として取り扱うことを両長官に要請すること。
- (3A) 両長官は、次に掲げる場所から連合王国に到着する著作物の侵害複製物のみを禁制品として取り扱うことができる。
- (a) 欧州経済区域外から。

- (b) 同区域内から。ただし、自由流通のために通関されているものでないもの。
- (3B) この条の規定は、ある種の知的所有権を侵害している疑いのある商品に対する税関の行動及びそのような権利を侵害していると認められる商品に対してとられる措置に関する評議会規則(EC)第1383/2003号第5条第1項に基づいて申請を行うことができる第1条第1項にいう状態の1つに置かれ、又は置かれると予想される商品については、適用されない。
- (4) 通告がこの条に基づいて有効であるときは、自己の私的及び家庭内の使用を目的とする者以外の者が、通告が関係する商品を輸入することは、第3項のA及び第3項のBの規定に従うことを条件として、禁止される。ただし、いずれの者も、禁止を理由として、商品の没収以外のいずれの刑罰にも処せられない。

(関税局長官及び物品税局長官の規則を定める権限)

第112条 (1) 関税局長官及び物品税局長官は、第111条に基づいて通告が行われるべき形式を規定し、かつ、通告を行う者に次に掲げることを要求する規則を定めることができる。

- (a) 通告を行う時に、若しくは商品が輸入される時に、又はこの両方の時に、規則に明示することができる証拠を両長官に提出すること。
- (b) 規則に明示することができる他の条件を履行すること。
- (2) 規則は、特に、そのような通告を行う者に次に掲げることを要求することができる。
- (a) 規則に明示することができる料金を通告について支払うこと。
- (b) いずれかの物品の保留又は保留された物品に対して行ったいずれかのことを理由とする通告の結果として両長官が負うことがあるいずれの責任又は費用についても、そのように明示することができる保証を与えること。
- (c) 保証が与えられたか否かを問わず、そのようないずれの責任又は費用に対しても両長官に補償すること。
- (3) 規則は、それらが適用される異なる種類の場合について異なる規定を定めることができ、また、両長官が適当と認める付随的及び補足的規定を含むことができる。
- (4) この条に基づく規則は、議会の上院又は下院の決議に従って廃止することができる制定文書により定められる。
- (5) 削除

補則

(以後は引渡し of 救済を利用することができなくなる期間)

第113条 (1) 第99条(民事訴訟手続における引渡し命令)に基づく命令の申請は、以下に定める規定に従うことを条件として、当該侵害複製物又は物品が作成された日から6年の期間の終了後は行うことができない。

- (2) その期間の全体又はいずれかの部分の間に、著作権者が、次に掲げるいずれかに該当す

る場合には、申請は、その者が行為無能力の状態にあることをやめた日、又は場合により、合理的な努力によりそれらの事実を発見することができた日から6年の期間の終了前いつでも、行うことができる。

- (a) 行為無能力の状態にあるとき。
 - (b) 命令を申請する資格をその者に与える事実を発見することを詐欺若しくは隠蔽により阻止されるとき。
- (3) 第2項において「行為無能力」は、
- (a) イングランド及びウェールズにおいては、1980年の出訴期限法におけると同一の意味を有する。
 - (b) スコットランドにおいては、1973年の時効及び出訴期限（スコットランド）法の意味における法的行為無能力をいう。
 - (c) 北部アイルランドにおいては、1958年の出訴期限（北部アイルランド）法におけると同一の意味を有する。
- (4) 第108条（刑事訴訟手続における引渡し命令）に基づく命令は、いずれの場合にも、当該侵害複製物又は物品が作成された日から6年の期間の終了後は定められない。

（侵害複製物その他の物品の処分についての命令）

第114条 (1) 第99条若しくは第108条に基づく命令に従って引き渡され、又は第100条により付与される権利に従って押収され、かつ、保留される侵害複製物その他の物品が、次に掲げるいずれかの処分を受ける旨の命令のため、又はそのようないずれの命令も定められない旨の決定のために、裁判所に申請を行うことができる。

- (a) 著作権者に没収されること。
 - (b) 裁判所が適当と認めるところに従って破棄され、その他処分されること。
- (2) いかなる命令（もしあれば）を定めるべきかを検討する際に、裁判所は、著作権侵害訴訟において利用することができる他の救済が、著作権者に補償し、かつ、その利益を保護するために適切であるかどうかを検討する。
- (3) 複製物その他の物品に利害関係を有する者への通知の送達についての規定が、裁判所規則により定められる。また、そのようないずれの者も、次に掲げることを行う資格を有する。
- (a) その者が通知の送達を受けたか否かを問わず、この条に基づく命令のための訴訟手続において出頭すること。
 - (b) その者が出頭したか否かを問わず、定められるいずれの命令に対しても上訴すること。
- また、命令は、上訴の通知を与えることができる期間の終了までは、又はその期間の終了前に上訴の通知が正式に与えられるときは、上訴についての訴訟手続の最終決定若しくは破棄までは、効力を生じない。
- (4) 複製物その他の物品に利害関係を有する2人以上の者がいる場合には、裁判所は、適当と認める命令を定め、かつ、（特に）物品を売却し、その他処分すること、及び収益を配分する

ことを指示することができる。

(5) この条に基づきいずれの命令も行わないことを裁判所が決定するときは、複製物その他の物品が引き渡され、又は押収される前にそれを所持し、保管し、又は管理していた者は、その返還について資格を有する。

(6) この条における複製物その他の物品に利害関係を有する者への言及は、その複製物その他の物品について、次に掲げるいずれかの規定に基づいて、その者のために命令を定めることができたいずれの者をも含む。

(a) この条はこの法律第204条若しくは第231条の規定

(b) 1949年の登録意匠法第24条のDの規定

(c) 1994年の商標法第19条（2006年の共同体商標規則（SI2006/ 1027）規則第4により適用される同条を含む。）の規定

(d) 2005年の共同体意匠規則（SI2005/2339）規則第1のCの規定

（侵害複製物等の没収：イングランド及びウェールズ又は北部アイルランド）

第114条のA (1) イングランド及びウェールズ又は北部アイルランドにおいて、関係する罪の捜査又は起訴に関連していずれかの者が次に掲げるいずれかのものを占有することになった場合には、その者は、それらのものの没収のための命令を、この条に基づいて申請することができる。

(a) 著作権のある著作物の侵害複製物

(b) 著作権のある特定の著作物の複製物を作成することを特別に意図され、又はそのように適応されている物品

(2) この条の目的上、「関係する罪」とは、次に掲げるいずれかの罪をいう。

(a) 第107条第1項、第2項又は第2項のA（侵害物品等の作成又は利用についての刑事責任）に基づく罪

(b) 1968年の取引種目法（c. 29）に基づく罪

(c) 不正又は詐欺を伴う罪

(3) この条に基づく申請は、次に掲げるいずれかの場合に行うことができる。

(a) 侵害複製物又は物品のいくつか又はすべてに関する関係する罪について、いずれかの裁判所に訴訟手続が提起されている場合には、その裁判所に対して。

(b) 侵害複製物又は物品の没収のための申請が(a)号に基づいて行われなかった場合には、治安判事裁判所に対する申立てとして。

(4) この条に基づく申請があったときは、裁判所は、いずれの侵害複製物又は物品に関しても関係する罪が犯されたことを納得する場合に限り、それらの侵害複製物又は物品の没収のための命令を定める。

(5) 裁判所は、この条の目的上、当該侵害複製物又は物品を代表している（同一の意匠のものであること、又は同一の積送品若しくは一組ものの一部であること、その他を理由として）

侵害複製物又は物品に関してそのような罪が犯されたと納得する場合には、いずれの侵害複製物又は物品に関してもそのような罪が犯されていると推論することができる。

(6) この条に基づいて治安判事裁判所が定める命令又は同裁判所がそのような命令を定めないという決定について不満であるいずれの者も、そのような命令又は決定に対して次に掲げるいずれかに上訴することができる。

(a) イングランド及びウェールズにおいては、刑事法院に。

(b) 北部アイルランドにおいては、州裁判所に。

(7) この条に基づく命令は、いずれかの上訴（1980年の治安判事裁判所法(c. 43)第111条又は1981年の治安判事裁判所（北部アイルランド）令（S. I. 1981/1675(N. I. 26)第146条（事件の記述）に基づくいずれの申請をも含む。）を行い、かつ、その決定までの間命令の発効を遅らせるために適当であると裁判所が認める規定を含むことができる。

(8) 第9項に従うことを条件として、いずれかの侵害複製物又は物品がこの条に基づいて没収される場合には、それらは、裁判所が与えることができる指示に従って破棄される。

(9) この条に基づく命令を定めるに当たり、裁判所は、命令が関係する侵害複製物又は物品が（破棄される代わりに）当該著作権の所有者に没収され、又は裁判所が適当と認める他の方法により処分されることを指示することができる。

（侵害複製物等の没収：スコットランド）

第114条のB (1) スコットランドにおいては、裁判所は、次に掲げるいずれかの没収のために、この条に基づいて命令を定めることができる。

(a) 著作権のある著作物の侵害複製物の没収

(b) 著作権のある特定の著作物の複製物を作成するために特に意図され、又は適応されている物品の没収

(2) この条に基づく命令は、次に掲げるいずれかの場合に定めることができる。

(a) 1995年の刑事訴訟（スコットランド）法(c. 46)第134条に明示する方法で行われる地方検察官による申請を受けて。

(b) ある者が、裁判所が課すことができる他の処罰に加えて、関係する罪について有罪判決を受ける場合

(3) 第2項(a)号に基づく申請があったときは、裁判所は、いずれかの侵害複製物又は物品に関して関係する罪が犯されていることを納得する場合に限り、それらの侵害複製物又は物品の没収のための命令を定める。

(4) 裁判所は、この条の目的上、当該侵害複製物又は物品を代表している（同一の意匠のものであること、又は同一の積送品若しくは一組ものの一部であること、その他を理由として）侵害複製物又は物品に関してそのような罪が犯されていると納得する場合には、いずれの侵害複製物又は物品に関してもそのような罪が犯されていると推論することができる。

(5) 第2項(a)号に基づいて申請を行う地方検察官は、申請に係る侵害複製物又は物品の

所有者又はその他それらに利害関係を有すると認められるいずれの者に対しても、申請の写しとともに、侵害複製物又は物品が没収されるべきではないとの理由を示すために申請の審問に出頭する機会をその者に与える通知を送達する。

(6) 第5項に基づく送達は、1995年の刑事訴訟（スコットランド）法に基づく即決裁判手続における被告発人の召喚のために明示される方法により、実行され、かつ、そのような送達は、証明することができる。

(7) 第5項に基づく通知の送達を受けるいずれの者も、及びこの条に基づく申請が関係する侵害複製物又は物品の所有者又はその他それらに利害関係を有する者であると主張する他のいずれの者も、侵害複製物又は物品が没収されるべきではないとの理由を示すために申請の審問に出頭する資格を有する。

(8) 裁判所は、次に掲げるいずれかの場合には、第2項(a)号に基づく申請を受けて命令を定めない。

(a) 第5項に基づく通知の送達を受けるいずれかの者が出頭しない場合には、その者への通知の送達が証明されない限り。

(b) 第5項に基づく通知が送達されなかった場合には、そのような通知を送達しないことが状況上合理的であったと裁判所が納得しない限り。

(9) いずれかの侵害複製物又は物品の没収のための命令が、第2項(a)号に基づく申請を受けて定められる場合には、それらの侵害複製物又は物品が没収されるべきではないとの理由を示すために出頭した、又は出頭する資格を有したいずれの者も、命令の定めから21日以内に、保留訴状により高等裁判所に上訴することができる。

(10) 1995年刑事訴訟（スコットランド）法(c. 46)第182条第5項(a)号から(e)号までの規定は、同法第2部に基づく記述された場合について適用されると同様に、第9項に基づく上訴についても適用される。

(11) 第2項(a)号に基づく申請に伴う命令は、次に掲げる時までには効力を生じない。

(a) 命令が定められる日の次の日に始まる21日の期間の終了まで。

(b) その期間内に前記第9項に基づいて上訴が行われる場合には、上訴が決定され、又は破棄されるまで。

(12) 第2項に基づく命令は、次に掲げる時までには効力を生じない。

(a) 命令に対する上訴が、1995年の刑事訴訟（スコットランド）法に基づいて提起されることができた期間の終了まで。

(b) その期間内に上訴が行われる場合には、上訴が決定され、又は破棄されるまで。

(13) 第14項に従うことを条件として、この条に基づいて没収された侵害複製物又は物品は、裁判所が与えることができる指示に従って破棄される。

(14) この条に基づく命令を定めるに当たり、裁判所は、命令が関係する侵害複製物又は物品が（破棄される代わりに）当該著作権の所有者に没収され、又は裁判所が適当と認める他の方法により処分されることを指示することができる。

(15) この条の目的上、

「関係する罪」とは、第107条第1項、第2項若しくは第2項のA（侵害複製物等の作成又は利用についての刑事責任）又は1968年の取引種目法(c. 29)に基づく罪又は不正若しくは詐欺を伴ういずれかの罪をいう。

「裁判所」とは、次に掲げるいずれかをいう。

(a) 第2項(a)号に基づく申請を受けて定められる命令に関しては、執行官

(b) 第2項(b)号に基づいて定められる命令に関しては、刑罰を課した裁判所

(州裁判所及び執行官裁判所の管轄権)

第115条 (1) イングランドおよびウェールズにおける州裁判所及び北部アイルランドにおける州裁判所は、次に掲げるいずれかの条項に基づく訴訟手続を受理することができる。

第99条（侵害複製物その他の物品の引渡し命令）

第102条第5項（排他的許諾を得た者が併存する権利を有する場合における著作権者による権利行使についての命令）

第114条（侵害複製物その他の物品の処分についての命令）

ただし、北部アイルランドにおいては、州裁判所は、当該侵害複製物その他の物品の価値が州裁判所の不法行為訴訟限度を超えない場合に限り、そのような訴訟手続を受理することができる。

(2) スコットランドにおいては、それらの規定のいずれに基づく命令のための訴訟手続も、執行官裁判所に提起することができる。

(3) この条のいずれの規定も、高等裁判所の管轄権又はスコットランドにおいては民事控訴院の管轄権に影響するものとは解釈されない。

第7章 著作権の許諾

許諾要綱及び許諾機関

(許諾要綱及び許諾機関)

第116条 (1) この部において、「許諾要綱」とは、次に掲げることを記述した要綱をいう。

(a) 要綱の運営者又はその者により代理される者が著作権の許諾を付与しようとする種類の事案

(b) 許諾がそれらの種類の事案において付与される条件

また、この目的上、「要綱」は、要綱若しくは料金表として又は他のいずれの名称により記述されているかを問わず、要綱の性質を有するいずれのものをも含む。

(2) この章において、「許諾機関」とは、著作権者若しくは将来の著作権者又はこの者の代理人として、著作権の許諾の交渉又はその付与を主たる目的又は主たる目的の1つとする協会

その他の団体であって、その目的が2人以上の著作者の著作物を対象とする許諾の付与を含むものをいう。

(3) この条において、「著作権の許諾」とは、著作権により制限される行為のいずれかを行い、又は行うことを許可する許諾をいう。

(4) この章における2人以上の著作者の著作物を対象とする許諾又は許諾要綱への言及は、次に掲げる著作物のみを対象とする許諾又は要綱を含まない。

(a) 著作者が同一である単一の又は2以上の集合著作物

(b) 単一の個人、商社、会社又は会社グループにより又はその被雇用者により、若しくはその委嘱を受けて作成される著作物

この目的上、会社グループとは、2006年の会社法第1159条の意味における持株会社及びその子会社をいう。

(5) 附則 A1 は、許諾機関が規則を定めることについて権限を付与する

権利者不明著作物の許諾と拡大集中許諾

(権利者不明著作物の許諾に関して制定する権限)

第 116 の A 条 (1) 所管大臣は、規則に基づき権利者不明著作物としての資格を有する著作物に関する許諾の付与に関して、規則により制定することができる。

(2) 規則では、

(a) 許諾を付与する権限を与えられた所定の者又は所定の部類の者を明示し、又は

(b) 許諾を付与する権限を与えられた所定の者又は所定の部類の者を明示するために規則において指定される者について、規定することができる。

(3) 規則では権利者不明著作物としての資格を有する著作物に関して、その著作権の所有者が規則に基づいて行った入念な調査の後も判明しないことを要件として制定しなければならない。

(4) 規則では、所在不明の権利者の同意が必要となる著作権により制限される行為のいずれかを行い、又は行うことを許可する許諾の付与について制定することができる。

(5) 規則では、いずれの許諾も、次の通りに制定しなければならない。

(a) 所在不明の権利者により付与されたのと同様の効果を有すること

(b) 排他的権利を与えるものではないこと

(c) 許諾を付与することを許可された者に対しては与えられないとすること

(6) 規則では、たとえ著作権が当該著作物に存続しているかどうか不明である場合でも、著作物に対して適用されるものとし、また、所在不明の権利者及び所在不明の権利者の権利又は利益の参照は、想定される権利者及び想定される権利又は利益の参照も含むものとして読まれるものとする

(拡大集中許諾)

第 116 条の B (1) 所管大臣は規則に基づき所管大臣に申請する許諾機関に対して、当該機関又は当該機関の活動を代理する者によって保有されていない著作物に関して、著作権の許諾を付与する権限を、規則により付与することができる。

(2) 権限付与には以下のことを明示しなければならない

(a) それが適用される著作物の種類、及び

(b) 当該許諾機関が許諾を行う権限を付与される、著作権により制限される行為

(3) 規則では、著作権の所有者が、当該規則による許諾の付与を制限又は排除する権利を有していることを規定しなければならない。

(4) 規則では、いずれの許諾も排他的権利を与えるものではないことを規定しなければならない。

(5) 本条において、「著作権の許諾」は、第 116 条におけるのと同様の意味を有する。

(6) 本条の規定は、国王の著作権若しくは議会の著作権については適用されない。

(第 116 条の A 及び第 116 条の B に基づく許諾に関する一般条項)

第 116 条の C (1) 第 1 項この条及び第 116 条の D は、第 116 条の A 及び第 116 条の B に基づく規則に対して適用される。

(2) 規則では、一定の要件を満たした場合にのみ、所定の機関が許諾をする許可を付与され、又はその状態を維持すること、及び要件の充足について規則によって指定される所定の者が、その指定する方法によって決定することになると、制定することができる。

(3) 規則では、ある者に権限を付与するかどうかに関して、規則に基づいてなされる決定において考慮すべきその他の事項を明示することができる。

(4) 規則では、所定の許諾に関して支払われる利用料又はその他の金額に関する処理については以下のことを含めて制定しなければならない。

(a) 管理費用の控除

(b) 金額が保持される期間

(c) (無主物その他の場合に関する) 当該期間後の金額の処置

(5) 規則では、許諾を与える権限付与が取り消される事情、及び所定の権限付与が取り消された場合のいずれの者の権利及び義務の決定について規定しなければならない。

(6) 規則では、特に以下の条項を含めて、権限付与及び許諾の目的に関する他の条項を含めることができる。

(a) 許諾が効力を有する間に、ある著作物が権利者不明著作物の資格を停止する場合 (又は、いずれの著作権者への言及による資格の停止)、又は所定の著作権者が第 116 条の B 第 3 項に言及される権利を行使する場合において、いずれの者の権利と義務を決定すること ;

(b) 登録の管理及びそれへのアクセス

(c) 申請又は調査を含む付随的な目的のための所定の著作物の利用の許可

(d) 第 77 条により付与される権利が 第 78 条にしたがって主張されているものとして取り扱うこと

(e) 管理費用を補うための手数料の支払

(第 116 条の A 及び 第 116 条の B に基づく規則)

第 116 条の D (1) 規則を制定する権限には以下の権限を含む

(a) 著作権審判所の管轄を拡大又は制限し又はそれに権限を付与する条項を含む、付随的、補充的又は派生的規定を設けること

(b) 暫定規定、経過規定、又は適用免除を設けること

(c) 事情の違いに応じた異なった定めを設けること

(2) いずれの条項に基づく規則も、派生的規定を設け又は著作権審判所の管轄を拡大又は制限し又はそれに権限を付与する目的のために、この部、又は、当該条項が効力を有するより前に通過し又は制定された法律又は従位立法を、修正することができる

(3) 規則では、いずれかの者により適時に出されるガイダンスを参照して、条項を設けることができる。

(4) 規則を設ける権限は、命令によって制定するものとする。

(5) 法律を修正する規則を含む命令は、当該命令案が議会に提出され、かつ、各議院の決議によって承認されない限り、これを制定してはならない。

(6) 規則を含む他のいずれの命令も、上院又は下院のいずれかの決議に基づく不採択措置に服するものとする。

(4) (1988 年著作権意匠及び特許法に附則 A1 を挿入し、かつ、著作権に関する本条により制定される規定に対応する実演家の権利に関する条項を設ける) 附則 22 は効力を有する。

許諾要綱に関する付託及び申請

(以下の諸条の規定が適用される許諾要綱)

第117条 第118条から第123条まで(許諾要綱に関する付託及び申請)の規定は、次に掲げるいずれかのことについての許諾に係する限り、許諾機関により運営され、かつ、2人以上の著作者の著作物を対象とする許諾要綱について適用される。

(a) 著作物の複製

(b) 著作物の複製物の公衆へのレンタル又は貸与

(c) 著作物の公の実演、演奏又は上映

(d) 著作物の公衆への伝達

また、これらの条における「許諾要綱」への言及は、それに従って解釈される。

(提案された許諾要綱の審判所への付託)

第118条 (1) 許諾機関により運営されることを提案される許諾要綱の条件は、要綱が一般的に又はいずれかの種類の事案に関して適用される種類の事案において、許諾を要求する旨を主張する者の代表であると主張する団体により、著作権審判所に付託することができる。

(2) 審判所は、付託を受理するかどうかを最初に決定し、また、付託が時期尚早であることを根拠としてそうすることを断ることができる。

(3) 付託を受理することを決定するときは、審判所は、付託された事項を検討し、かつ、提案された要綱を一般的に又は付託が関係する種類の事案に關係する限りにおいて確認し、又は変更しつつ、状況上合理的であると審判所が決定することができる命令を定めることができる。

(4) 命令は、無期限に又は審判所が決定することができる期間について、効力を有するよう定めることができる。

(許諾要綱の審判所への付託)

第119条 (1) 許諾要綱が実施されている間に、要綱の運営者と次に掲げる者との間で紛争が生じるときは、その者又は団体は、それがその種類の事案に關係するものである限り、要綱を著作権審判所に付託することができる。

(a) 要綱が適用される種類の事案において許諾を必要とすることを主張する者

(b) そのような者の代表者であることを主張する団体

(2) この条に基づいて審判所に付託された要綱は、付託による訴訟手続が終結するまで引き続き実施される。

(3) 審判所は、紛争事項を審理し、かつ、付託が關係する種類の事案に關係するものである限り、要綱を確認し、又は変更しつつ、審判所が状況上合理的であると決定することができる命令を定める。

(4) 命令は、無期限に又は審判所が決定することができる期間について、効力を有するよう定めることができる。

(許諾要綱の審判所への再付託)

第120条 (1) 著作権審判所が、第118条、第119条若しくは第128条のA又はこの条に基づく許諾要綱の以前の付託について、要綱に関する命令を定めた場合には、命令が効力を有する間に、次に掲げる者は、それがその種類の事案に關係するものである限り、要綱を審判所に再付託することができる。

(a) 要綱の運営者

(b) 命令が適用される種類の事案において許諾を必要とすることを主張する者

(c) そのような者の代表者であることを主張する団体

(2) 許諾要綱は、審判所の特別の許可を得る場合を除き、同一の種類の事案について次に掲げる期間内には審判所に再付託されない。

(a) 以前の付託についての命令の日から12か月以内

- (b) 命令が15か月以内効力を有するように定められたときは、命令の終結前の最後の3か月まで。
- (3) この条に基づいて審判所に付託された要綱は、付託による訴訟手続が終結するまで引き続き実施される。
- (4) 審判所は、紛争事項を審理し、かつ、付託が関係する種類の事案に関係するものである限り、要綱を確認し、変更し、又は再変更しつつ、審判所が状況上合理的であると決定することができる命令を定める。
- (5) 命令は、無期限に又は審判所が決定することができる期間について、効力を有するように定めることができる。

(許諾要綱に関連する許諾の付与の申請)

第121条 (1) 要綱の運営者が、要綱に従って許諾をその者に付与すること、若しくは許諾のその者への付与を取得させることを拒絶し、又は請求された後の合理的な時間内にそうすることを怠った旨を、許諾要綱が対象とする事案において主張する者は、著作権審判所に申請することができる。

(2) 許諾要綱から除外された事案において次に掲げるいずれかのことを主張する者は、著作権審判所に申請することができる。

(a) 要綱の運営者が、許諾をその者に付与すること、若しくは許諾のその者への付与を取得させることを拒絶し、又は請求された後の合理的な時間内にそうすることを怠ったこと、及び状況上許諾が付与されないことが不合理であること。

(b) 要綱の運営者が不合理な許諾条件を提案していること。

(3) 次に掲げるいずれかの場合には、事案は、第2項の目的上許諾要綱から除外されたものとみなされる。

(a) 要綱が、許諾から事項を除外する条件に従う許諾の付与について規定し、かつ、事案がそのような除外に該当する場合

(b) 事案が、要綱に基づいて許諾が付与されるものに類似しているため、それが同一の方法により取り扱われないことが不合理である場合

(4) 主張が十分に根拠があることを審判所が納得するときは、審判所は、命令に明示する事項について、要綱に従って適用可能であり、又は場合により状況上合理的であると審判所が決定することができる条件で、申請者が許諾を受ける資格を有する旨を宣言する命令を定める。

(5) 命令は、無期限に又は審判所が決定することができる期間について、効力を有するように定めることができる。

(許諾を受ける資格についての命令の再審理の申請)

第122条 (1) 著作権審判所が、ある者が許諾要綱に基づいて許諾を受ける資格を有する旨の命令を第121条に基づいて定めた場合には、要綱の運営者又は最初の申請者は、審判所にその

命令の再審理を申請することができる。

- (2) 申請は、審判所の特別の許可を得る場合を除き、次に掲げる期間内には行われぬ。
 - (a) 命令の日又はこの条に基づく以前の申請についての決定の日から12か月以内
 - (b) 命令が、15か月以内効力を有するように定められたとき、又はこの条に基づく以前の申請についての決定の結果として、その決定から15か月以内に終結することとなっているときは、終結の日の前の最後の3か月まで。
- (3) 審判所は、再審理の申請があったときは、許諾要綱に従って適用される条件又は場合により事案の状況を考慮して、審判所が合理的であると決定することができる場所に従って、その命令を確認し、又は変更する。

(許諾要綱についての審判所の命令の効力)

第123条 (1) 次に掲げる諸条に基づいて著作権審判所により確認され、又は変更された許諾要綱は、命令が定められた事案の種類に関係する限りは、命令が引き続き効力を有する限り効力を有し、又は場合により引き続き実施される。

- (a) 第118条（提案された要綱の条件の付託）
 - (b) 第119条又は第120条（現行の要綱の審判所への付託）
- (2) 命令が効力を有する間に、命令が適用される種類の事案において、次に掲げる者は、すべての実質的な時に、要綱に従って当該著作権の所有者により付与される許諾の保有者であったものとして、著作権侵害に関して同一の立場に立つ。
- (a) 当該事案を対象とする許諾について要綱に基づいて支払われるいずれの課金をも要綱の運営者に支払う者、又は金額を確認することができないときは、確認された時に課金を支払うことを運営者に約束する者
 - (b) 要綱に基づいてそのような許諾に適用される他の条件を履行する者
- (3) 審判所は、命令が、支払われる課金の金額を変更するものである限りは、それが定められる日以前の日であって、付託が行われる日又はそれ以後のときは要綱が実施される日より早くない日から効力を有する旨を、指示することができる。

そのような指示が行われるときは、

- (a) すでに支払われた課金について、いずれの必要な払い戻し又は再支払いも行われる。
 - (b) 要綱に基づいて支払われる課金への第2項(a)号における言及は、命令に基づいてそのように支払われる課金への言及として解釈される。
- このようないずれの指示も、次の第4項の規定が適用される場合には、行うことができない。
- (4) 第143条に基づいていずれかの目的のために証明される要綱について行われる第119条又は第120条に基づく審判所の命令は、許諾について支払われる課金を引き下げることにより要綱を変更するものである限りは、付託が審判所に行われた日から効力を有する。
- (5) 審判所が第121条（許諾要綱に基づく許諾を受ける資格についての命令）に基づく命令を定め、かつ、その命令が引き続き効力を有する場合には、その者のために命令が定められる者

は、次に掲げるいずれかの者に該当するときは、すべての実質的な時に、命令に明示される条件で当該著作権の所有者により付与される許諾の保有者であったものとして、著作権侵害に関して同一の立場に立つ。

- (a) 命令に従って支払われるいずれの課金をも要綱の運営者に支払う者、又は金額を確認することができないときは、確認された時に課金を支払うことを約束する者
- (b) 命令に明示される他の条件を履行する者

許諾機関による許諾に関する付託及び申請

(以下の諸条の規定が適用される許諾)

第124条 第125条から第128条まで（許諾機関による許諾に関する付託及び申請）の規定は、許諾要綱に従うことなく許諾機関により付与され、かつ、2人以上の著作者の著作物を対象とする許諾であって、次に掲げることを許可するものについて適用される。

- (a) 著作物の複製
- (b) 著作物の複製物の公衆へのレンタル又は貸与
- (c) 著作物の公の実演、演奏又は上映
- (d) 著作物の公衆への伝達

また、これらの条における許諾への言及は、それに従って解釈される。

(提案された許諾の審判所への付託)

第125条 (1) 許諾機関が許諾を付与することを提案する条件は、将来許諾を得る者が著作権審判所に付託することができる。

(2) 審判所は、付託を受理するかどうかを最初に決定し、また、付託が時期尚早であることを根拠として、そうすることを断ることができる。

(3) 付託を受理することを決定するときは、審判所は、提案された許諾の条件を検討し、かつ、条件を確認し、又は変更することにより、状況上合理的であると決定することができる命令を定める。

(4) 命令は、無期限に又は審判所が決定することができる期間について、効力を有するよう定めることができる。

(終結する許諾の審判所への付託)

第126条 (1) 時間の経過により又は許諾機関による通告の結果として終結することとなる許諾に基づいて許諾を得た者は、許諾が効力を失うことが状況上不合理であることを根拠として、著作権審判所に申請することができる。

(2) そのような申請は、許諾が終結することとなる前の最後の3か月までは、行うことができない。

- (3) 審判所に付託された許諾は、付託についての訴訟手続が終結するまで、引き続き実施される。
- (4) 申請が十分に根拠があると認めるときは、審判所は、審判所が状況上合理的であると決定することができる条件で、許諾を得た者が引き続き許諾の利益を受ける資格を有する旨を宣言する命令を定める。
- (5) この条に基づく審判所の命令は、無期限に又は審判所が決定することができる期間について、効力を有するように定めることができる。

(許諾についての命令の再審理の申請)

第127条 (1) 著作権審判所が第125条又は第127条に基づく命令を定めた場合には、許諾機関又は命令の利益を受ける資格を有する者は、審判所にその命令の再審理を申請することができる。

- (2) 申請は、審判所の特別の許可を得る場合を除き、次に掲げる期間内には行われぬ。
 - (a) 命令の日又はこの条に基づく以前の申請についての決定の日から12か月以内
 - (b) 命令が15か月以内効力を有するように定められたとき、又はこの条に基づく以前の申請についての決定の結果として、その決定から15か月以内に終結することとなっているときは、終結の日の前の最後の3か月まで。
- (3) 審判所は、再審理の申請があったときは、審判所が状況上合理的であると決定することができるに従って、その命令を確認し、又は変更する。

(許諾についての審判所の命令の効力)

第128条 (1) 著作権審判所が第125条又は第126条に基づいて命令を定め、かつ、その命令が引き続き効力を有する場合には、命令の利益を受ける資格を有する者は、次に掲げるいずれかの者に該当するときは、すべての実質的な時期に、命令に明示される条件で当該著作権の所有者により付与される許諾の保有者であったものとして、著作権侵害に関して同一の立場に立つ。

- (a) 命令に従って支払われるいずれの課金をも許諾機関に支払う者、又は金額を確認することができない場合には、確認された時に課金を支払うことを約束する者
- (b) 命令に明示される他の条件を履行する者
- (2) 命令の利益は、次に掲げるいずれかに該当するときに譲渡することができる。
 - (a) 第125条に基づく命令の場合には、審判所の命令の条件に基づいて譲渡が禁止されていないとき。
 - (b) 第126条に基づく命令の場合には、最初の許諾の条件に基づいて譲渡が禁止されていないとき。
- (3) 審判所は、第125条若しくは第126条に基づく命令又はそのような命令を変更する第127条に基づく命令が、支払われる課金の金額を変更するものである限りは、それが定められる日以前の日であつて、付託若しくは申請が行われた日又はそれ以後のときは許諾が付与され、又は

場合により終結することとなっていた日より早くない日から効力を有する旨を、指示することができる。

そのような指示が行われるときは、

- (a) すでに支払われた課金について、いずれの必要な払い戻し又は再支払いも行われる。
- (b) 命令に従って支払われる課金への第1項(a)号における言及は、命令が後の命令により変更される場合には、後の命令に基づいてそのように支払われる課金への言及として解釈される。

第128条のA 削除

第128条のB 削除

ある種の場合に考慮されるべき要因

(一般的考察——不合理な差別)

第129条 許諾要綱又は許諾に関するこの章に基づく付託又は申請について何が合理的であるかを決定する際に、著作権審判所は、次に掲げることを考慮する。

- (a) 類似の状況にある他の者への他の要綱の提供の可能性又はそのような者への他の許諾の付与
- (b) それらの要綱又は許諾の条件

また、審判所は、付託又は申請が関係する要綱又は許諾に基づいて許諾を得た者又は将来許諾を得る者と、同一の者により運営される他の要綱又はその者により付与される他の許諾に基づいて許諾を得た者との間に、不合理な差別がないことを確保するように、その権限を行使する。

(複写複製の許諾)

第130条 発行された文芸、演劇、音楽若しくは美術の著作物又は発行された版の印刷配列の複写複製の許諾に関して、この章の規定に基づいて著作権審判所に付託又は申請が行われる場合には、審判所は、次に掲げることを考慮する。

- (a) 当該著作物の発行された版が別途入手可能である範囲
- (b) 複製されるべき著作物の部分
- (c) 複製物が供せられる可能性のある使用の性質

(放送に挿入された著作物に関する教育機関の許諾)

第131条 (1) 著作権のある著作物が挿入されている放送の教育機関による、若しくはそのための、教育を目的とする録音・録画のための、又はそのような録音・録画物の、教育を目的と

する複製物の作成のための許諾に関するこの章に基づく付託又は申請については、この条の規定が適用される。

(2) 著作権審判所は、許諾についていかなる課金（もしあれば）が支払われるべきかを検討する際に、放送に挿入された著作物の著作権者が、それらの挿入について支払いをすでに受けており、又は受ける資格を有する範囲を考慮する。

（行事の主催者が課する条件を反映する許諾）

第132条 (1) いずれかの催し物その他の行事が挿入されている、又は挿入されることとなる録音物、映画又は放送に関する許諾についてのこの章に基づく付託又は申請については、この条の規定が適用される。

(2) 著作権審判所は、催し物その他の行事の主催者が課するいずれの条件をも考慮する。また、特に、審判所は、それらの条件と矛盾せずに許諾を付与することができなかつたときは、許諾の付与の拒絶又は許諾を付与しないことを不合理と判断しない。

(3) この条のいずれの規定も、そのようないずれかの条件が次に掲げるいずれかに該当する限り、それらの条件を考慮することを審判所に要求するものではない。

(a) 許諾の付与について課されるべき課金を規制することを意図するもの。

(b) 録音・録画物、映画又は放送を作成するための便宜の付与の報酬として、いずれかの行事の主催者に対して行われるべき支払いに関係するもの。

（基礎をなす権利についての支払いを反映する許諾）

第133条 (1) 次に掲げるいずれかの付託又は申請があったときに許諾についていかなる課金が支払われるべきかを検討する際に、著作権審判所は、著作物の著作権者が、許諾の付与又は許諾により許可される行為の結果として、その著作物に挿入された著作物の著作権者に対して行う責任を有するいずれの合理的な支払いをも考慮する。

(a) 著作物の複製物のレンタル若しくは貸与についての許諾に関するこの章に基づく付託又は申請

(b) 第142条（ある種の著作物の貸与について支払われる使用料その他の金額）に基づく申請

(2) 録音物、映画又は放送の著作権についての許諾に関するこの章に基づくいずれかの付託又は申請があったときは、著作権審判所は、許諾についていかなる課金が支払われるべきかを検討する際に、著作権者が、許諾の付与又は許諾により許可される行為の結果として、録音物、映画又は放送に挿入されたいずれの実演についても行う責任を有するいずれの合理的な支払いをも考慮する。

（再送信に挿入された著作物についての許諾）

第134条 (1) 1の放送（「最初の送信」）が、受信及び即時の再送信により、更に放送され

る（「以後の送信」）こととなる場合には、放送に次に掲げるいずれかのものを挿入する許諾に関するこの章に基づく付託又は申請については、第3項のAに従うことを条件として、この条の規定が適用される。

(a) 文芸、演劇、音楽又は美術の著作物

(b) 録音物又は映画

(2) 以後の送信が最初の送信と同一区域向けである限り、著作権審判所は、どちらの送信についての許諾についてもいかなる課金（もしあれば）が支払われるべきかを検討する際に、その区域向けの送信について著作権者に適切に報酬を与える他の送信についての支払いを著作権者がすでに受けている、又は受ける資格を有する範囲を考慮する。

(3) 以後の送信が最初の送信が向けられる区域外の区域向けである限り、審判所は、最初の送信についての許諾についていかなる課金（もしあれば）が支払われるべきかを検討する際に、以後の送信を考慮に入れない。

(3A) この条の規定は、第73条のA（第73条第4項に従って支払われる使用料その他の金額）に基づくいずれの申請に関しても適用されない。

（他の関係する考察を排除しない特定事項についての記述）

第135条 著作権審判所がある種の場合に考慮すべき特定事項についての第129条から第134条までにおける記述は、いずれの場合にもすべての関係する考察を考慮するという審判所の一般的義務に影響しない。

放送における録音物の権利としての使用

（権利を利用することができる状況）

第135条のA (1) 第135条のCの規定は、次に掲げる場合には、いずれの録音物の放送への挿入についても適用される。

(a) それらの録音物を放送に挿入することの許諾を許諾機関が付与することができ、又はそのような機関がそのような許諾の付与を獲得することができた場合

(b) 第2項又は第3項における条件が適用される場合

(c) それらの録音物を放送に挿入する者が第135条のBの規定に従っている場合

(2) 録音物を放送に挿入する者が、そうすることの許諾を保有していない場合には、条件は、許諾機関が、次に掲げるそのような許諾を付与すること又はそのような付与を獲得することを拒否することである。

(a) 録音物を放送に挿入するための支払いについての許諾の条件が、その者に受け入れられる許諾、又はそのような許諾若しくはそれが付与されるいずれかの要綱に関する第135条のDに基づく著作権審判所の命令に従っている許諾

- (b) 無制限の演奏時間又はその者が要求した演奏時間を許す許諾
- (3) その者が録音物を放送に挿入することの許諾を保有する場合には、条件は、許諾の条件が演奏時間を制限し、かつ、許諾機関が無制限の演奏時間若しくはその者が要求した演奏時間を許す条件を変更すること又はそのような変更を獲得することを拒否し、又は第2項(a)号に該当する条件でそうすることを拒否することである。
- (4) 第2項における許諾を付与すること又はそのような付与を獲得することを拒否することへの言及、及び第3項における条件を変更すること又はそのような変更を獲得することを拒否することへの言及は、求められる合理的な時間内にそうすることを怠ることを含む。
- (5) この条から第135条のGまでの諸条において、「演奏時間」とは、放送にいずれかの録音物を挿入することができるいずれかの期間における時間（期間又は期間の部分における時間数として決定されるとその他であると問わない。）をいう。

「放送」は、第6条第1項のA(b)号又は(c)号に明示する種類の送信であるいずれの放送も含まない。

「録音物」は、映画に伴う場合における映画の録音帯を含まない。

- (6) 第135条のBから第135条のGまでにおいて、「支払い条件」とは、録音物を放送に挿入するための支払いについての条件をいう。

(権利を行使する意図の通知)

第135条のB (1) 第135条のCにより付与される権利を利用することを意図する者は、次に掲げることを行われなければならない。

- (a) 権利を行使するその者の意図を許諾機関に通知して、支払い条件を提案するよう同機関に求めること。
- (b) 提案を受領した後又は合理的な期間の満了後に、その権利の行使を開始することをその者が提案する日付及びそうすることをその者が意図する支払い条件を許諾機関に合理的に通知すること。
- (2) 放送に録音物を挿入する許諾をその者が有する場合には、第1項(b)号に基づく通知に明示される日付は、第135条のA第3項に該当する場合を除き、その許諾の終結の日よりも早くてはならない。
- (3) 権利を利用することを意図する者は、その行使を開始する前に、次に掲げることを行われなければならない。
- (a) 権利を行使するその者の意図及びそうすることを開始することをその者が提案する日付を、著作権審判所に合理的に通知すること。
- (b) 支払い条件を決定することを第135条のDに基づいて審判所に申請すること。

(権利行使のための条件)

第135条のC (1) 第135条のB第1項(b)号に基づく通知に明示される日又はその後に、この条

が適用される状況において放送にいずれかの録音物を挿入する者は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、すべての実質的な時に、当該著作権の所有者により付与される許諾の保有者であったものとして、著作権侵害に関して同一の立場に立つ。

(a) 放送へのそれらの録音物の挿入について、許諾機関からその通知を受けたいずれの合理的な条件をも履行する者

(b) 同機関が合理的に要求することができる放送へのそれらの録音物の挿入についての情報を、同機関に提供する者

(c) この条により要求される支払いを許諾機関に行う者

(2) 支払いは、少なくとも年4回の間隔で、遅れて行われる。

(3) いずれの支払いの金額も、第135条のDに基づく著作権審判所のいずれかの命令に従って、又はそのようないずれの命令も定められていないときは、次に掲げるいずれかに従って決定される金額とする。

(a) 第135条のBに基づく請求に従って許諾機関が行う支払い条件のためのいずれかの提案

(b) いずれの提案も行われず、又は行われた提案に従って決定される金額が不当に高い場合には、第135条のB第1項(b)号に基づいて許諾機関に通知される支払い条件

(4) 放送へのいずれかの録音物の挿入についてこの条の規定が適用される場合には、この条の規定は、いずれの許諾にも代わって適用される。

(支払い決定の申請)

第135条のD (1) 支払い条件を決定する申請があったときは、著作権審判所は、事項を検討し、かつ、状況上合理的であると決定することができる命令を定める。

(2) 第1項に基づく命令は、申請者が第135条のCにより付与される権利の行使を開始する日から効力を有し、また、支払い期限となった金額について、いずれかの必要な払い戻し又は再支払いが行われる。

(条件、情報その他の事項についての照会)

第135条のE (1) 第135条のCにより付与される権利を行使する者又はそうすることの意図を著作権審判所に通知している者は、次に掲げるいずれかの質問を審判所に照会することができる。

(a) 当該許諾機関からその通知を受けた放送への録音物の挿入についてのいずれの条件も、合理的な条件であるかどうかといういずれかの質問

(b) いずれの情報も、提供することを許諾機関が合理的に要求することができる情報であるかどうかといういずれかの質問

(2) この条に基づく照会があったときは、著作権審判所は、事項を検討し、かつ、状況上合理的であると決定することができる命令を定める。

(命令の再審理のための申請)

第135条のF (1) 第135条のCにより付与される権利を行使する者又は許諾機関は、第135条のD又は135条のEに基づくいずれの命令をも再審理することを著作権審判所に申請することができる。

(2) 申請は、審判所の特別の許可を得る場合を除き、次に掲げる期間内には行われぬ。

(a) 命令の日又はこの条に基づく以前の申請についての決定の日から12か月以内

(b) 命令が15か月以内効力を有するように定められたとき、又は以前の申請についての決定の結果として、命令がその決定から15か月以内に終結することとなっているときは、終結する日の前の最後の3か月まで。

(3) 申請があったときは、審判所は、事項を検討し、かつ、状況上合理的であると決定することができるるところに従って、最初の命令を確認し、又は変更する命令を定める。

(4) この条に基づく命令は、それが定められる日又は審判所が明示することができる後の日から効力を有する。

(考慮されるべき要因)

第135条のG (1) 第135条のD若しくは第135条のEに基づく申請若しくは付託について、又は第135条のFに基づくいずれの命令についても何が合理的であるかを決定する際に、著作権審判所は、次に掲げることを行う。

(a) 第135条により付与される権利を行使する類似の状況にある者の場合に審判所が定めたいずれの命令の条件をも考慮すること。

(b) その権利を同一の許諾機関に対して行使する者の間に不合理な差別がないことを確保するように、その権限を行使すること。

(2) 第135条のDに基づく支払い条件を決定する際に、審判所は、同条以外のいずれの法令に基づいて定めるいずれの命令によっても左右されない。

(第135条のAから第135条のGまでの規定を改正する権限)

第135条のH (1) 所管大臣は、適当と認める経過規定に従うことを条件として、第135条のAから第135条のGまでの規定を命令により次に掲げるように改正することができる。

(a) 命令に明示される種類のいずれの著作物をも、録音物へのいずれの言及にも含めること。

(b) そのように明示される種類のいずれの放送をも、放送へのいずれの言及からも除外すること。

(2) 命令は、制定文書により定められる。いずれの命令も、その草案が議会の両院に提出され、かつ、その決議によって承認されない限り、定められない。

複写複製のための要綱又は許諾に暗に含まれる補償

(複写複製のためのある種の要綱及び許諾に暗に含まれる補償)

第136条 (1) 要綱又は許諾が、それが適用される著作物を、要綱又は許諾及び著作物の点検により、著作物が要綱又は許諾に該当するかどうかを許諾を得た者が決定することができるように詳細に明示していない場合には、次に掲げる要綱及び許諾についてこの条の規定が適用される。

(a) 発行された文芸、演劇、音楽若しくは美術の著作物又は発行された版の印刷配列の複写複製を許諾するための要綱

(b) そのような複製のために許諾機関により付与される許諾

(2) 要綱に基づいて許諾を付与された者又は許諾を得た者の許諾の明白な範囲内における状況において著作物の複写複製物を作成し、又はその作成を許諾することによりその者が著作権を侵害したことを理由としてその者が負ういずれの責任に対しても、次に掲げる約束が暗に含まれる。

(a) この条が適用される各要綱においては、要綱に基づいて許諾を付与された者に補償するという要綱の運営者による約束

(b) この条が適用される各許諾においては、許諾を得た者に補償するという許諾機関による約束

(3) 次に掲げる場合には、事案の状況は、許諾の明白な範囲内にある。

(a) 著作物が、許諾の適用を受ける著作物の種類に該当しないことが、許諾及び著作物の点検から明白でない場合

(b) 許諾が、侵害された種類の著作権に及ばない旨を明白に規定していない場合

(4) この条において、「責任」は、費用を支払う責任を含む。また、この条の規定は、許諾を得た者が著作権侵害について支払う責任を有する金額について適用されると同様に、著作権侵害についてその者に対する現実の又は予期される訴訟手続に関連してその者が合理的に負う費用に関しても、適用される。

(5) この条の規定が適用される要綱又は許諾は、次に掲げる合理的な規定を含むことができる。

(a) この条により暗示される約束に基づく主張が行われるべき方法及び時期に関する規定

(b) 要綱の運営者又は場合により許諾機関が、その者が補償する責任を有する金額に影響するいずれかの訴訟手続の管理を引き継ぐことを可能とする規定

教育機関による複写複製

(要綱又は許諾の範囲を拡大する権限)

第137条 (1) この条の規定は、発行された文芸、演劇、音楽若しくは美術の著作物又は発行された版の印刷配列の複写複製物を授業を目的として教育機関が、又は教育機関のために作成

することを許可する許諾の付与を定めている限り、又はそのような許諾である限り、次に掲げるものについて適用される。

(a) 第118条から第123条までの規定が適用される許諾要綱（第117条参照）であって、許諾機関により運営されるもの。

(b) 第125条から第128条までの規定が適用される許諾（第124条参照）

(2) この条の規定が適用される要綱又は許諾について次に掲げることを認めるときは、所管大臣は、要綱又は許諾がそれらの著作物に及ぶ旨を命令により規定することができる。

(a) 要綱又は許諾が対象とする著作物に類似する種類の著作物が、その要綱又は許諾から不当に除外されること。

(b) それらの著作物を要綱又は許諾に従わせることが、著作物の通常の利用と衝突せず、又は著作権者の正当な利益を不当に害しないこと。

(3) そのような命令を定めることを提案する場合には、所管大臣は、その提案を次に掲げる者に通知する。

(a) 著作権者

(b) 当該許諾機関

(c) 教育機関を代表する者若しくは団体その他の者又は団体であって、所管大臣が適当と認めるもの。

(4) 通知は、通知の日から6か月以内に提案について所管大臣に書面による又は口頭の陳述を行う権利について、それらの者に知らせる。また、それらの者のいずれかが口頭の陳述を行うことを希望するときは、所管大臣は、その陳述を聞いて報告する者を任命する。

(5) 命令を定めるか否かを検討する際に、所管大臣は、第4項の規定に従って行われるいずれかの陳述及び関連すると認める他の事項を考慮する。

（要綱又は許諾を拡大する命令の変更又は解除）

第138条 (1) 第137条の規定に基づいて命令がそれについて効力を有している著作物の著作権者は、申請を行う理由を述べて、命令の変更又は解除を所管大臣に申請することができる。

(2) 所管大臣は、状況が特別であると認めない限り、最初の命令を定めた時又はこの条に基づく以前の申請による命令を定めた時から2年以内に行われる申請を受理しない。

(3) 申請の理由を検討したときは、所管大臣は、命令を直ちに確認することができる。そうしないときは、同大臣は、申請を次に掲げる者に通知する。

(a) 当該許諾機関

(b) 教育機関を代表する者若しくは団体その他の者又は団体であって、同大臣が適当と認めるもの

(4) 通知は、通知の日から2か月の期間内に提案について所管大臣に書面による又は口頭の陳述を行う権利について、それらの者に知らせる。また、それらの者のいずれかが口頭の陳述を行うことを希望するときは、所管大臣は、その陳述を聞いて報告する者を任命する。

(5) 申請を検討する際に、所管大臣は、申請の理由、第4項の規定に従って行われるいずれかの陳述及び関連すると認める他の事項を考慮する。

(6) 所管大臣は、命令（若しくは場合により以前変更された命令）を確認し、若しくは解除する命令又は著作物を除外するようにその命令を変更する（若しくは更に変更する）命令であって、同大臣が適当と認めるものを定めることができる。

（命令に対する上訴）

第139条 (1) 第137条（要綱又は許諾の範囲を拡大する命令）に基づく命令の主題である著作物の著作権者は、著作権審判所に上訴することができる。審判所は、同条第2項に定める考察を考慮して適当と認めるところに従って、命令を確認し、若しくは解除し、又は著作物を除外するようにその命令を変更することができる。

(2) 所管大臣が第138条（要綱又は許諾の範囲を拡大する命令を確認し、変更し、又は解除する命令）に基づく命令を定めた場合には、次に掲げる者は、審判所に上訴することができる。審判所は、命令を確認し、若しくは解除し、又は所管大臣が定めたかもしれない他のいずれの命令をも定めることができる。

(a) 命令を申請した者

(b) 教育機関を代表するいずれかの者又は団体であって、命令のための申請について通知を受け、かつ、同条第4項の規定に従って陳述を行った者

(3) この条に基づく上訴は、命令が定められた時から6週間内に、又は審判所が許可することができるそれ以上の期間内に提起される。

(4) 第137条又は第138条の規定に基づく命令は、命令が定められた時から6週間の期間の終了まで、又はその期間の終了前に上訴が提起されるときは、上訴の訴訟手続が処理され、若しくは撤回されるまでは、効力を生じない。

(5) その期間の終了後に上訴が提起されるときは、上訴についての審判所のいずれの決定も、その決定が効力を生ずる前に上訴された命令を信頼して行われたいずれの事項の効力にも影響しない。

（新しい要綱又は一般的許諾が要求されるかどうかの調査）

第140条 (1) 所管大臣は、現行の許諾要綱又は一般的許諾が対象とせず、かつ、第137条（現行の要綱及び許諾を類似の著作物に拡大する権限）により与えられる権限に該当しないと認める種類の次に掲げる著作物又は印刷配列の複写複製物を、授業を目的として教育機関が、又は教育機関のために作成することを許可する新しい規定が要求される（許諾要綱又は一般的許諾として）かどうかの問題を調査する者を任命することができる。

(a) 発行された文芸、演劇、音楽又は美術の著作物

(b) 発行された版の印刷配列

(2) 調査に関して履行すべき手続は、所管大臣が定める規則により規定することができるも

のとする。

(3) 規則は、特に、次に掲げる者に与えられる通知及びそのような者が書面による又は口頭の陳述を行うことについて規定する。ただし、他の者及び団体に通知を与えること並びに他の者及び団体が陳述を行うことを害しない。

(a) その種類の著作物の著作権者を代表するために所管大臣に出頭する者又は団体

(b) 教育機関を代表するために所管大臣に出頭する者又は団体

(4) 調査を行うために任命される者は、次に掲げることを納得しない限り、新しい規定を定めることを勧告しない。

(a) 当該著作物の複写複製物を作成することを許可されることが、教育機関にとって利益となること。

(b) それらの著作物を許諾要綱又は一般的許諾に従わせることが、著作物の通常の利用と衝突せず、又は著作権者の正当な利益を不当に害しないこと。

(5) 新しい規定を定めることを勧告するときは、その者は、支払われる課金についての条件以外のいずれかの条件であって、それにより新しい規定に基づく許可を利用することができるものを明示する。

(6) この条に基づく規則は、議会の上院又は下院の決議に従って廃止することができる制定文書により定められる。

(7) この条（及び第141条）において、「一般的許諾」とは、許諾機関により付与される許諾であって、それが適用される種類のすべての著作物を対象とするものをいう。

（勧告が実施されない場合における法定許諾）

第141条 (1) 所管大臣は、第140条に基づく勧告が行われた時から1年以内に、勧告に従って規定が定められなかったとき又はその限度において、勧告が関係する著作物の複写複製物を授業を目的として教育機関が、又は教育機関のために作成することが、著作物の著作権の所有者により許諾されたものとして取り扱われる旨を、命令により規定することができる。

(2) その目的上、規定は、次に掲げるいずれかの場合に、勧告に従って定められたものとみなされる。

(a) 当該機関が許諾を利用することができるための、証明された許諾要綱が設定されている場合

(b) 一般的許諾が、

(i) その機関に、又はその機関のために付与されている場合

(ii) 第125条（提案された許諾の条件の付託）に基づいてその機関により又はその機関のために著作権審判所に付託されている場合

(iii) そのような付託なしに、その機関に、又はその機関のために提供され、かつ、拒否された場合

また、要綱又は許諾の条件は、勧告と一致する。

(3) 命令は、また、そのような複製物の作成を許可する現行のいずれかの許諾（証明された許諾要綱又は一般的な許諾に基づいて付与される許諾でない）が、命令により規定される許諾よりも制限され、又はより負担付きである限度において、効力を有しなくなる旨を規定する。

(4) 命令は、許諾が、使用料無料であるが、他の事項について、勧告に明示されるいずれかの条件及び所管大臣が適当と認めることができる他の条件に従う旨を規定する。

(5) 命令は、命令がなければ侵害複製物となる複製物が、命令に規定する許諾に従って作成されるが、その後に利用される場合には、その利用の目的上、及びその利用が著作権を侵害するときは以後のすべての目的上、侵害複製物として取り扱われる旨を規定することができる。

この項において、「利用される」とは、販売され、賃貸され、販売若しくは賃貸のために提供され、若しくは陳列され、又は公に展示されることをいう。

(6) 命令は、それが定められた後少なくとも6か月までは、効力を生じない。

(7) 命令は、随時変更することができるが、勧告が関係する著作物以外の著作物を挿入するように、又は勧告に明示されるいずれの条件をも除去するように変更することはできず、また、廃止することができる。

(8) この条に基づく命令は、議会の上院又は下院の決議に従って廃止することができる制定文書により定められる。

(9) この条において、「証明された許諾要綱」とは、第143条に基づいてこの条の目的上証明された許諾要綱をいう。

ある種の著作物の貸与について支払われる使用料その他の金額

（ある種の著作物の貸与について支払われる使用料その他の金額）

第142条 (1) 第66条（著作権のあるある種の著作物の複製物の貸与）に従って支払われる使用料その他の金額を決定するための申請は、著作権者又はその者により許諾されたものとして取り扱われることを主張する者が、著作権審判所に対して行うことができる。

(2) 審判所は、事項を検討し、かつ、状況上合理的であると決定することができる命令を定める。

(3) いずれの当事者も、その後、命令を変更することを審判所に申請することができ、また、審判所は、事項を検討し、かつ、最初の命令を確認し、又は変更する命令であって、状況上合理的であると決定することができるものを定める。

(4) 第3項に基づく申請は、審判所の特別の許可を得る場合を除き、最初の命令又は同項に基づく以前の申請による命令の日から12か月以内には行われぬ。

(5) 第3項に基づく命令は、それが定められる日又は審判所が明示することができる後の日から効力を有する。

許諾要綱の証明

(許諾要綱の証明)

第143条 (1) 許諾要綱を運営し、又は運営することを提案する者は、次に掲げる諸条の目的上要綱を証明することを所管大臣に申請することができる。

- (a) 削除
- (b) 第60条 (学術上又は技術上の論文の摘要)
- (c) 第66条 (ある種の著作物の複製物の公衆への貸与)
- (d) 削除
- (e) 第141条 (発行された著作物の教育機関による複写複製)

(2) 所管大臣は、次に掲げることを納得するときは、制定文書により定められる命令により、要綱を証明する。

(a) 要綱が、それが関係する著作物が、許諾を必要とする可能性がある者により十分な確実性をもって確認されることを可能とすること。

(b) 要綱が、支払われる課金 (もしあれば) 及び許諾が付与される他の条件を明示していること。

(3) 要綱は、命令の附則とされ、かつ、証明は、第60条、第66条又は第141条の目的上、次に掲げるいずれかの日に実施される。

(a) 命令に明示することができる日であって、命令が定められた後8週間以後の日

(b) 要綱が第118条 (提案された要綱の付託) に基づく付託の主題であるときは、同条に基づく著作権審判所の命令が効力を生じ、又は付託が撤回されるいずれかの日

(4) 要綱の変更は、命令の対応する修正が行われたい限り、効力を有しない。また、所管大臣は、第118条、第119条又は第120条に基づく付託により著作権審判所が命令する変更の場合にそのような修正を行い、また、適当と認める他のいずれの場合にも修正を行うことができる。

(5) 命令は、要綱が実施されなくなるときには廃止され、また、それがその条件に従ってもはや実施されていないと所管大臣が認めるときは、廃止することができる。

競争報告の結果行使することができる権限

(競争及び市場当局報告の結果行使することができる権限)

第144条 (1) 1980年の競争法第12条第5項又は2002年の企業法第41条第2項、第55条第2項、第60条第6項、第75条第2項、第83条第2項、第138条第2項、第147条第2項、第147条のA第2項若しくは第160条第2項又は同法附則第7第5項(2)若しくは第10項(2) (公共団体その他のある種の者、合併又は市場調査に関連して競争及び市場当局への付託に伴って救済措置をとる権限) に基づいて所管大臣、競争及び市場当局により救済され、軽減され、又は阻止されるべきいづれの必要性も、次に掲げるいずれかのものから成り、又はそれを含む場合には、第1項のAの規定が、適用される。

- (a) 著作物の著作権者により付与される許諾における条件であって、許諾を得た者による著作物の使用又は他の許諾を付与する著作権者の権利を制限するもの。
- (b) 合理的な条件で許諾を付与することを著作権者が拒否すること。
- (1A) 2002年の企業法附則第8により与えられる権限は、それらの条件を取り消し、又は修正する権限及び、その代わりに又はそれに加えて、著作権についての許諾を権利として利用することができる旨を規定する権限を含む。
- (1B) 1980年の競争法第12条第5項のA並びに2002年の企業法第75条第4項(a)号、第83条第4項(a)号、第84条第2項(a)号、第89条第1項、第160条第4項(a)号、第161条第3項(a)号及び附則第7第5項、第10項及び第11項における、2002年の企業法附則第8により許されるいずれのことへの言及も、それに従って解釈される。
- (2) 同法第56条第2項及び第73条第2項並びに1980年の競争法第12条第5項における同附則の同部に明示する権限への言及は、それに従って解釈される。
- (3) 所管大臣、競争及び市場当局は、そうすることが連合王国が締約国である著作権に関するいずれの条約にも違反しないことを納得する場合に限り、この条に基づいて利用することができる権限を行使する。
- (4) この条に基づいて利用することができる許諾の条件は、合意のないときは、許諾を要求する者による申請を受けて著作権審判所により決定される。また、そのように決定される条件は、許諾を得た者が、許諾をそのように利用することができるあらゆることを行うことを許可する。
- (5) 許諾の条件が審判所により決定される場合には、許諾は、審判所への申請が行われた日から効力を有する。

ある種の権利の強制的集中管理

(有線再送信に関するある種の権利の集団行使)

第144条のA (1) この条の規定は、著作物が挿入されている他のEEA加盟国からの無線放送の有線再送信について許諾を付与し、又は拒否するという、文芸、演劇、音楽若しくは美術の著作物、録音物又は映画の著作権者の権利について適用される。

(2) 有線再送信権は、許諾機関を通してのみ、有線運営者に対して行使することができる。

(3) 著作権者がその有線再送信権の管理を許諾機関に移転していない場合には、同一種類の権利を管理する許諾機関が、その者の権利を管理することを委任されるものとみなされる。2以上の許諾機関がその種類の権利を管理する場合には、その者は、それらのいずれがその者の権利を管理することを委任されるとみなされるか選択することができる。

(4) 第3項の規定の適用を受ける著作権者は、有線運営者と許諾機関との間のいずれの関係する協定からも結果する権利及び義務であって、有線再送信権の管理をその許諾機関に移転している著作権者が有するものと同一のものを有する。

(5) 著作権者が第4項に基づいて資格を有することができるいずれの権利も、関係する有線再送信の日から起算して3年の期間内に主張しなければならない。

(6) この条の規定は、放送に関して又はそれに挿入されている著作物に関してとを問わず、放送の作成者が行使することができるいずれの権利にも影響しない。

(7) この条において、

「有線運営者」とは、無線放送の有線再送信について責任を有する者をいう。

「有線再送信」とは、無線放送の有線による受信及び即時の再送信をいい、地上固定地間のマイクロ波エネルギーの送信を含む。

第8章 著作権審判所

審判所

(著作権審判所)

第145条 (1) 1956年の著作権法第23条の規定に基づいて設置された審判所は、著作権審判所と改称される。

(2) 審判所は、法務長官との協議の後に大法官により任命される所長及び2名の副所長並びに所管大臣により任命される2名以上8名以下の通常所員により構成される。

(3) いずれの者も、次に掲げるいずれかに該当しない限り、所長又は副所長として任命される資格を有しない。

(a) その者が、5年を基礎とする裁判官任用資格条件を満たしていること。

(b) その者が、少なくとも5年継続して法廷弁護士又はスコットランドの事務弁護士であること。

(c) その者が、少なくとも5年継続して北部アイルランド弁護士会の会員又は北部アイルランド最高裁判所の事務弁護士であること。

(d) その者が、裁判官の職に就いたことがあること。

(審判所所員)

第146条 (1) 著作権審判所所員は、以下に定める規定に従うことを条件として、その任命の条件に従って職に就き、及び退職する。

(2) 審判所所員は、所管大臣への、又は所長若しくは副所長の場合には大法官への書面による通告により、辞職することができる。

(3) 所管大臣又は、所長若しくは副所長の場合には大法官は、次に掲げる場合には、関係の所員にあてた書面による通告により、その者を解任することができる。

(a) その者が破産し、若しくは債権者と取り決めを結び、又はスコットランドにおいてはその財産が仮差押えられ、債権者のために信託証書を作成し、若しくは一部返済金契約を結

んだ場合

(b) その者が肉体的若しくは精神的な病気により不適格となる場合

又は、所管大臣若しくは場合により大法官の意見では、その者が所員としての任務を遂行することができず、若しくはそれに適しない場合も、同様とする。

(3A) 審判所所長又は副所長である者は、その者が70歳の年齢に達する日に退職する。ただし、この項の規定は、1993年の裁判官年金及び退職法第26条第4項から第6項まで（75歳の年齢までの在職の継続を許可する権限）の規定に従う。

(4) 審判所所員が病気、不在その他の合理的原因を理由として、一般的に又は特定の訴訟手続に関してその職の任務を遂行することが当分の間できないときは、1回に6か月を超えない期間につき、又は場合によりそれらの訴訟手続に関して、その者の任務を果たすための者を任命することができる。

(5) 任命は、次に掲げる者により行われる。

(a) 所長又は副所長の場合には、大法官により行われる。大法官は、その職への任命について資格を有する者を任命する。

(b) 通常所員の場合には、所管大臣により行われる。

また、そのように任命される者は、その者の任命の期間中又は当該訴訟手続に関して、その者がその代わりに任命される者との同一の権限を有する。

(6) 大法官は、この条の規定に基づくその権限を行使する前に、法務長官と協議する。

(7) 大法官は、適当な上級判事の同意を得た上でのみ、第3項に基づいてある者を解任し、又は第4項に基づいてある者を任命するその権限を行使することができる。

(8) 適当な上級判事は、次に掲げるいずれかの場合に該当しない限り、イングランド及びウェールズの首席裁判官である。

(a) 解任されるべき者が、全体的に若しくは主としてスコットランドにおいて職務を行使しており、又は任命されるべき者が、全体的に若しくは主としてスコットランドにおいて職務を行使することになっている場合。この場合には、適当な上級判事は、民事控訴院長官である。

(b) 解任されるべき者が、全体的に若しくは主として北部アイルランドにおいて職務を行使しており、又は任命されるべき者が、全体的に若しくは主として北部アイルランドにおいて職務を行使することになっている場合。この場合には、適当な上級判事は、北部アイルランド首席裁判官である。

(9) イングランド及びウェールズの首席裁判官は、第4項に基づくある者の任命に関して第7項に基づいてその者の職務を行使するために、裁判官職務保有者（2005年の憲法改革法第109条第4項に定義する者）を任命することができる。

(10) 民事控訴院長官は、第4項に基づくある者の任命に関して第7項に基づいてその者の職務を行使するために、民事控訴院内局第1部又は第2部の部員である控訴院判事を任命することができる。

(11) 北部アイルランド首席裁判官は、第4項に基づくある者の任命に関して第7項に基づいてその者の職務を行使するために、次に掲げるいずれの者を任命することもできる。

- (a) 2002年の裁判官（北部アイルランド）法附則第1に列挙する職務の1の保有者
- (b) 控訴院裁判官（同法第88条に定義する者）

（財政規定）

第147条 (1) 所管大臣が大蔵省の承認を得て決定することができる報酬（俸給又は謝金として）及び手当が、著作権審判所所員に支払われる。

(2) 所管大臣は、人数及び報酬については大蔵省の承認を得て、同大臣が決定することができる審判所職員を任命することができる。

(3) 審判所所員の報酬及び手当、いずれもの職員の報酬その他所管大臣が大蔵省の承認を得て決定することができる審判所の経費は、議会が準備する資金から支払われる。

（訴訟手続を目的とする構成）

第148条 (1) いずれの訴訟手続の目的上も、著作権審判所は、次に掲げる者で構成される。

- (a) 審判所の所長又は副所長である委員長
- (b) 2名以上の通常所員

(2) いずれかの事項を取り扱う審判所所員が全会一致でないときは、決定は、多数決により行われる。また、そのような場合に、可否同数のときは、委員長が、更に一票の決定投票権を有する。

(3) 審判所におけるいずれかの訴訟手続の一部が審問され、かつ、審判所の1名又は2名以上の所員が（職務を）継続することが不可能である場合には、審判所は、所員の人数が3名以下に減少しない限り、それらの訴訟手続の目的上適切に構成されているものとする。

(4) 委員長が（職務を）継続することが不可能であるときは、審判所所長は、次の者を任命する。

- (a) 委員長としての職務を執る残りの所員のうちの1名
- (b) 訴訟手続に参加して、生じるいずれかの法律問題について所員に助言するための適切な資格を有する者

(5) いずれの者も、審判所副所長であるか、又は副所長としての任命について資格を有するときは、第4項(b)号の目的上「適切な資格を有する」。

管轄権及び手続

（審判所の管轄権）

第149条 著作権審判所は、次に掲げる諸条項に基づく訴訟手続を審問し、及び決定するといふこの部に基づく管轄権を有する。

- (za) 第73条（著作物が挿入されている放送の再送信について支払われるべき使用料その他の報酬の決定）
- (zb) 第93条のC（第93条のBに基づく公正な報酬の金額を決定するための申請）
 - (a) 第118条、第119条又は第120条（許諾要綱の付託）
 - (b) 第121条又は第122条（許諾要綱に基づく許諾を受ける資格についての申請）
 - (c) 第125条、第126条又は第127条（許諾機関による許諾についての付託又は申請）
 - (ca) 第128条のB（第128条のAに基づく所管大臣による付託）
 - (cc) 第135条のD又は第135条のE（放送における録音物の権利としての使用についての申請又は付託）
 - (d) 第139条（許諾要綱又は許諾の範囲についての命令に対する上訴）
 - (e) 第142条（ある種の著作物の貸与について支払われる使用料その他の金額を決定する申請）
 - (f) 第144条第4項（権利として利用可能な著作権許諾の条件を決定する申請）
 - (fa) 附則 ZA1 第 7 項（権利者不明著作物の使用に関する補償金を決定するための申請）

（規則を定める一般的権限）

- 第150条** (1) 大法官は、法務長官との協議の後、著作権審判所における訴訟手続を規制するために、及び大蔵省の承認を条件として、そのような訴訟手続について課される料金について、規則を定めることができる。
- (2) 規則は、審判所に関して、イングランド及びウェールズ又は北部アイルランドにおける訴訟手続については、1996年の仲裁法第1部の規定のいずれを適用することもできる。
- (3) 次に掲げる規定が、規則により定められる。
- (a) 代表する団体が代表していると主張する人々の集団を合理的に代表していることを審判所が納得しない限り、その団体による第118条、第119条又は第120条に基づく付託を審判所が受理することを禁止する規定
 - (b) いずれの訴訟手続の両当事者をも明示し、かつ、その事項に適切な利害関係を有する旨を審判所に納得させるいずれかの者又は団体を審判所が訴訟手続の当事者とすることを可能とする規定
 - (c) 規則が定めるところに従って、書面により又は口頭でその立場を陳述する機会を訴訟手続の両当事者に与えることを審判所に要求する規定
- (4) 規則は、第152条（法律問題についての裁判所への上訴）に基づく審判所からのいずれの上訴にも付随する、又はその結果生じるいずれの事項をも規制し、又は定めるための規定を定めることができる。
- (5) この条に基づく規則は、議会の上院又は下院の決議に従って廃止することができる制定文書により定められる。

(経費、命令の証拠等)

第151条 (1) 著作権審判所は、審判所における訴訟手続の当事者の経費が、審判所が指示することができる他の当事者により支払われることを命ずることができる。また、審判所は、経費の金額を査定し、若しくは決定し、又はいかなる方法により査定されるかを指示することができる。

(2) 審判所の命令の写しであって、委員長により真の写しであることが証明されることを意図する文書は、いずれの訴訟手続においても、反対のことが立証されない限り、命令の十分な証拠となる。

(3) スコットランドにおける訴訟手続について、審判所は、証人の出席及び資料の作成を確保することについて、並びに宣誓による証人の尋問に関して、仲裁付託に基づく仲裁人と同様の権限を有する。

(利息の裁定)

第151条のA (1) 次に掲げるいずれの指示又は命令も、著作権審判所が状況上合理的と認める率で、かつ、審判所が状況上合理的と認める期間であって、関係する日以後に始まり、命令の日以前に終わる期間について、単利を裁定することができる。

(a) 第123条第3項に基づく指示であって、著作物を公衆に伝達するための許諾に関するもの。

(b) 第128条第3項に基づく指示であって、前号の許諾と同じ許諾に関するもの。

(c) 第135条のDに基づく命令

(d) 第135条のDに基づく命令を確認し、又は変更する第135条のFに基づく命令

(2) この条において、「関係する日」とは、次に掲げるいずれかの日をいう。

(a) 第123条第3項に基づく指示に関しては、付託が行われた日

(b) 第128条第3項に基づく指示に関しては、付託又は申請が行われた日

(c) 第135条のD第1項に基づく命令に関しては、第135条のC第2項に基づく最初の支払いが支払い期限となった日

(d) 第135条のFに基づく命令に関しては、申請が行われた日

上訴

(法律問題についての裁判所への上訴)

第152条 (1) 著作権審判所の決定から生じるいずれの法律問題についての上訴も、高等裁判所に、又はスコットランドにおける審判所の訴訟手続の場合には民事控訴院に係属する。

(2) 上訴を提起することができる期間を制限する規定が、第150条に基づく規則により定められる。

(3) 次に掲げることについての規定を、同条に基づく規則により定めることができる。

- (a) 決定が上訴される場合に審判所の命令の作用を停止し、又は停止することを審判所に許可し、若しくは要請すること。
- (b) 作用が停止される審判所の命令に関して、命令の効力についてのこの法律のいずれの規定の作用をも修正すること。
- (c) 審判所の命令の停止により影響される者がその停止を知らされることを確保するために、通知を公表し、又は他の措置をとること。

第9章 著作権保護のための資格付与及び著作権保護の範囲

著作権保護のための資格付与

(著作権保護のための資格付与)

第153条 (1) この章の資格付与の要件が次に掲げるいずれかについて満たされない限り、著作物に著作権は存続しない。

- (a) 著作者 (第154条参照)
 - (b) 著作物が最初に発行された国 (第155条参照)
 - (c) 放送の場合には、そこから放送が行われた国 (第156条参照)
- (2) 第1項の規定は、国王の著作権若しくは議会の著作権 (第163条から第166条のDまで参照) に関して、又は第168条 (ある種の国際機関の著作権) に基づいて存続する著作権に関しては、適用されない。
- (3) この章又は第163条、第165条若しくは第168条の資格付与の要件が著作物についていったん満たされるときは、著作権は、以後のいずれの出来事を理由としても存続しなくなることはない。

(著作者への言及による資格付与)

第154条 (1) 著作者が実質的な時期に次に掲げるいずれかに該当する資格ある者であったときは、著作物は、著作権保護について資格を有する。

- (a) 英国市民、その他のEEA諸国の国民、英国従属領市民、英国国民 (海外の)、英国海外市民、英国臣民又は1981年の英国国籍法の意味における英国被保護者
 - (b) 連合王国又はその他のEEA諸国、又は英仏海峡諸島、マン島又はジブラルタル、又はこの部の関係規定が及ぶ他の国に住所又は居所を有する個人
 - (c) 連合王国又はその他の EEA 諸国、又は英仏海峡諸島、マン島又はジブラルタル、又はこの部の関係規定が及ぶ他の国の一部分の法律に基づいて設立された法人
- (2) 第159条 (この部の規定が及ばない国へのこの部の規定の適用) に基づく命令により規定が定められる場合には、又はその限りにおいて、実質的な時期に著作者が、命令が関係する国の市民若しくは臣民、その国に住所若しくは居所を有する個人又はその国の法律に基づいて設

立された法人であるときも、著作物は、著作権保護について資格を有する。

(3) 共同著作物は、実質的な時期に著作者のいずれかが第1項又は第2項の要件を満たすときは、著作権保護について資格を有する。ただし、著作物がこの条のみに基づいて著作権保護について資格を有する場合には、それらの要件を満たす著作者のみが、次に掲げる諸条項の目的上考慮される。

第11条第1項及び第2項（著作権の最初の帰属著作者又は著作者の雇用主の資格）

第12条（著作権の存続期間）及び第12条の目的上適用される限りにおける第9条第4項（「著作者が知られていない」の意味）

第57条（無名又は変名の著作物著作権の消滅又は著作者の死亡についての推定に基づいて許される行為）

(4) 文芸、演劇、音楽又は美術の著作物に関して実質的な時期とは、次に掲げるものをいう。

(a) 未発行の著作物の場合には、著作物が作成された時、又は著作物の作成がある期間にわたるときは、その期間の実質的な部分

(b) 発行された著作物の場合には、著作物が最初に発行された時、又は著作者がその時以前に死亡していたときは、その死亡の直前

(5) 他の種類の著作物に関して実質的な時期とは、次に掲げる時である。

(a) 録音物又は映画の場合には、それが作成された時

(b) 放送の場合には、放送が行われた時

(c) 削除

(d) 発行された版の印刷配列の場合には、版が最初に発行された時

（最初の発行の国への言及による資格付与）

第155条 (1) 文芸、演劇、音楽若しくは美術の著作物、録音物若しくは映画又は発行された版の印刷配列は、それが次に掲げる国において最初に発行されるときは、著作権保護について資格を有する。

(a) 連合王国、その他のEEA諸国、英仏海峡諸島、マン島又はジブラルタル

(b) この部の関係規定が及ぶ国

(2) 第159条（この部の規定が及ばない国へのこの部の規定の適用）に基づく命令により規定が定められる場合には、又はその限りにおいて、そのような著作物は、命令が関係する国においてそれが最初に発行されるときも、著作権保護について資格を有する。

(3) この条の目的上、1国における発行は、他の場所における同時発行を理由とする最初の発行以外とはみなされない。また、この目的上、他の場所におけるその前30日以内の発行は、同時発行として取り扱われる。

（送信の場所への言及による資格付与）

第156条 (1) 放送は、それが次に掲げる国におけるある場所から行われるときは、著作権保

護について資格を有する。

(a) 連合王国

(b) この部の関係規定が及ぶ他の国

(2) 第159条（この部の規定が及ばない国へのこの部の規定の適用）に基づく命令により規定が定められる場合には、又はその限りにおいて、放送は、命令が関係する国におけるある場所からそれが行われるときも、著作権保護について資格を有する。

この部の規定の範囲及び適用

（この部の規定が及ぶ国）

第157条 (1) この部の規定は、イングランド並びにウェールズ、スコットランド及び北部アイルランドに及ぶ。

(2) 女王陛下は、枢密院令により、この部の規定が、同令に明示することができる例外及び修正に従うことを条件として、次に掲げる領域に及ぶことを指示することができる。

(a) 英仏海峡諸島のいずれか

(b) マン島

(c) いずれかの植民地

(3) その権限は、同令に明示することができる例外及び修正に従うことを条件として、この章の以下の規定に基づいて定められるいずれの枢密院令をも拡大する権限を含む。

(4) この部の規定が及ぼされている国の立法府は、次に掲げることに関して、この部の規定をその国の状況に適合させるために必要と認めることができるところに従って、その国の法律の一部分として実施される際にこの部の規定を修正し、又はそれに追加することができる。

(a) 手続及び救済に関して。

(b) その国との関係に基づいて著作権保護について資格を有する著作物に関して。

(5) この条のいずれの規定も、この部の規定が及ばない従属領の法律に関して附則第1第36項（経過規定——1956年の著作権法又は1911年の著作権法が引き続き効力を有する従属領）の範囲を制限するものとは解釈されない。

（植民地であることをやめる国）

第158条 (1) この部の規定が及ぼされている国が連合王国の植民地であることをやめる場合には、以下に定める規定が適用される。

(2) 植民地であることをやめる日から、その国は、次に掲げる諸条の目的上この部の規定が及ぶ国とみなされることをやめる。

(a) 第160条第2項(a)号（英国人著作物に適切な保護を与えない国の市民への著作権保護の否認）

(b) 第163条及び第165条（国王及び議会の著作権）

(3) ただし、その国は、次に掲げる時まで、第154条から第156条まで（著作権保護のための資格付与）の目的上この部の規定が及ぶ国として引き続き取り扱われる。

(a) その国について、第159条（この部の規定が及ばない国へのこの部の規定の適用）に基づいて枢密院令が定められるまで。

(b) その国の法律の一部分としてのこの部の規定が廃止され、又は修正されているという事実を理由として、その国がそのように取り扱われることをやめる旨を宣言する枢密院令が定められるまで。

(4) 第3項(b)号に基づく枢密院令を含む制定文書は、議会の上院又は下院の決議に従って廃止することができる。

（この部の規定が及ばない国へのこの部の規定の適用）

第159条 (1) ある国がベルヌ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国である場合、文芸、演劇、音楽及び美術の著作物、映画及び発行された版の印刷配列に関する限り、この部の規定は、

(a) 英国市民又は連合王国に住所若しくは居所を有する者について適用されると同様に、その国の市民若しくは臣民又はその国に住所若しくは居所を有する者に関しても適用される。

(b) 連合王国の一部分の法律に基づいて設立された団体に関して適用されると同様に、その国の法律に基づいて設立された団体に関しても適用される。

(c) 連合王国において最初に発行された著作物に関して適用されると同様に、その国において最初に発行された著作物に関しても適用される。

(2) ある国がローマ条約の同盟国である場合、この部の規定は、録音物及び放送に関する限り、

(a) 第1項の第(a)号、第(b)号及び第(c)号に言及される国に関して適用される、及び、

(b) 連合王国から行われる放送に関して適用されると同様に、その国から行われる放送に関しても適用されること。

(3) ある国がWPPTの同盟国である場合、この部の規定は、録音物に関する限り、第1項の第(a)号、第(b)号及び第(c)号に言及される国に関して適用される、

(4) 女王陛下は、枢密院令により、

(a) 第1項、第2項又は第3項による、ある国に対してこの部を適用に関して指定された制約に服するものとする規定を設けることができる。

(b) 指定された国に対して、この部又はそのいずれかの条項を適用する規定を設けることができる。

(c) 指定された種類のいずれかの国に対して、この部又はそのいずれかの条項を適用する規定を設けることができる。

(d) 第(a)号、第(b)号及び第(c)号に基づいて、ある国が指定された制約に服することになる立法の適用に関する条項を設けることができる。

(5) 第4項に基づく条項は、一般的に、又は、指定された著作物のクラス、又は事案のクラスに関して、適用される。

(6) 条約国又は欧州連合の他の加盟国の場合を除き、女王陛下は、枢密院令が関係する種類の著作物について、この部の規定に基づいて著作権者に適切な保護を与える、問題となるある国又は諸国の法律に基づいて規定が定められ、又は定められることとなることを納得しない限り、その国に関して、第4項第(b)号又は第(c)号に基づく条項を含む枢密院令を定めることはできない。

(7) 第4項第(b)号又は第(c)号に基づく適用は、第1項から第3項に付加される。

(8) 第4項第(c)号に基づいて設けられた条項は、当該条項が効力を有した後に、指定された種類となる（又は再びその種類となる）諸国を含むことができる。

(9) この条において、

「ベルヌ条約」とは、1886年9月9日にベルヌで署名された文学的及び美術的著作物の保護に関する国際条約に関する法を意味する。

「ローマ条約」とは、1961年10月26日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約を意味する。

「WPPT」とは、1996年12月20日にジュネーブで採択された実演及びレコードに関する世界的著作権機関条約を意味する。

(10) この条に基づく枢密院令を含む制定文書は、議会の上院又は下院の決議に従って廃止することができる。

(英国人の著作物に適切な保護を与えない国の市民への著作権保護の否認)

第160条 (1) ある国の法律が、この条の規定が適用される英国人の著作物又は1若しくは2以上の種類のそのような著作物に適切な保護を与えていないと女王陛下が認めるときは、女王陛下は、その国に關係する著作者の著作物に関してこの部の規定により付与される権利を制限する規定を、この条に従って枢密院令により定めることができる。

(2) この条に基づく枢密院令は、關係する国を指定し、かつ、同令に明示する目的上、同令に明示される日の後に最初に発行される著作物は、その時に著作者が次に掲げるいずれかに該当するときは、そのような発行に基づいて著作権保護について資格を有するものとして取り扱われない旨を規定する。

(a) その国の市民又は臣民（連合王国又はこの部の關係規定が及ぶ他の国に住所又は居所を有しない者）

(b) その国の法律に基づいて設立された法人

また、同令は、第1項にいう適切な保護の欠如の性質及び範囲を考慮して、この部のすべての目的又は同令に明示される目的のために、かつ、一般的に又は同令に明示される種類の場合に関して、そのような規定を定めることができる。

(3) この条の規定は、文芸、演劇、音楽及び美術の著作物、録音物並びに映画について適用

される。また、「英国人の著作物」とは、第154条の意味における実質的な時期に資格ある者であった著作者の著作物をいう。

(4) この条に基づく枢密院令を含む制定文書は、議会の上院又は下院の決議に従って廃止することができる。

補則

(領海及び大陸棚)

第161条 (1) この部の目的上、連合王国の領海は、連合王国の一部として取り扱われる。

(2) この部の規定は、連合王国において行われることについて適用されると同様に、海底若しくは底土の探査又はそれらの自然資源の利用に直接関連する目的のために大陸棚の連合王国領域に所在する構造物又は船舶において行われることについても適用される。

(3) 大陸棚の連合王国領域とは、1964年の大陸棚法第1条第7項に基づく命令により指定される区域をいう。

(英国の船舶、航空機及びホーバークラフト)

第162条 (1) この部の規定は、連合王国において行われることについて適用されると同様に、英国の船舶、航空機又はホーバークラフトにおいて行われることについても適用される。

(2) この条において、

「英国の船舶」とは、連合王国外の国における登録に基づかない1995年の商船法の目的上英国の船舶である船舶をいう。

「英国の航空機」及び「英国のホーバークラフト」とは、連合王国において登録された航空機又はホーバークラフトをいう。

第10章 雑則及び一般規定

国王及び議会の著作権

(国王の著作権)

第163条 (1) 著作物が、女王陛下により、又は国王の職員若しくは従業員によりその任務の過程において、作成される場合には、

(a) その著作物は、第153条第1項(著作権保護の資格付与についての通常の要件)の規定にかかわらず、著作権保護について資格を有する。

(b) 女王陛下は、その著作物のいずれもの著作権の最初の所有者となる。

(2) そのような著作物の著作権は、それが他の者に譲渡されることができ、又は譲渡されているにかかわらず、この部において「国王の著作権」として言及される。

(3) 文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の国王の著作権は、次に掲げる時まで引き続き存続する。

(a) 著作物が作成された暦年の終わりから125年の期間の終わりまで。

(b) 著作物が作成された暦年の終わりから75年の期間の終わり前に著作物が商業的に発行されるときは、著作物が最初にそのように発行された暦年の終わりから50年の期間の終わりまで。

(4) 共同著作物の場合には、著作者の1人又は2人以上で全部でない者が第1項に該当する者であるときは、この条の規定は、それらの著作者に関してのみ、及び著作物へのそれらの著作者の寄与に基づいて存続する著作権に関してのみ、適用される。

(5) 前記を除き、かつ、この部の他の規定におけるいずれの明示的な除外にも従うことを条件として、この部の規定は、他の著作権について適用されると同様に、国王の著作権についても適用される。

(6) ある著作物に議会の著作権が存続する（第165条から第166条のDまで参照）ときは、又はその限度において、この条の規定は、その著作物について適用されない。

（法律及び条令の著作権）

第164条 (1) 女王陛下は、議会の各法律、スコットランド議会の各法律、ウェールズ国民議会の各条令、ウェールズ国民議会の各法律、北部アイルランド議会の各法律又は英国国教会総会の各条令の著作権について資格を有する。

(2) 著作権は、国王の裁可から、国王の裁可が与えられた暦年の終わりから50年の期間の終わりまで存続する。

(3) この部における国王の著作権への言及（第163条における言及を除く。）は、この条に基づく著作権を含む。また、前記を除き、この部の規定は、他の国王の著作権について適用されると同様に、この条に基づく著作権に関しても適用される。

(4) 他のいずれの著作権又は著作権の性質を有する権利も、次に掲げる時まで存続しない。

(a) 法律又は英国国教会総会の条令の場合には、国王の裁可が与えられた暦年の終りから50年の期間の終わりまで。

(b) ウェールズ国民議会の条令の場合には、その条令が枢密院に諮問して女王陛下により認可された暦年の終りから50年の期間の終わりまで。

（議会の著作権）

第165条 (1) 下院又は上院の監督若しくは管理により又はそれに基づいて著作物が作成される場合には、

(a) その著作物は、第153条第1項（著作権保護の資格付与についての通常の要件）にかかわらず、著作権保護について資格を有する。

(b) 著作物を作成させ、又は著作物の作成を監督し、若しくは管理する下院又は上院が、

その著作物のいずれもの著作権の最初の所有者となり、また、著作物が両院により又は両院の監督若しくは管理に基づいて作成されるときは、両院が、著作権の最初の共有者となる。

(2) そのような著作物の著作権は、それが他の者に譲渡されることができ、又は譲渡されているにかかわらず、この部において「議会の著作権」として言及される。

(3) 文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の議会の著作権は、著作物が作成された暦年の終わってから50年の期間の終わりまで引き続き存続する。

(4) この条の目的上、下院若しくは上院により又はその監督若しくは管理に基づいて作成された著作物は、次に掲げるものを含む。

(a) 下院若しくは上院の職員又は従業員によりその任務の過程において作成されたいずれもの著作物

(b) 下院若しくは上院の議事のいずれもの録音物、映画又は生の放送

ただし、著作物が下院若しくは上院により又はそのために委嘱されることのみを理由として、著作物は、下院若しくは上院により又はその監督若しくは管理に基づいて作成されたものとはみなされない。

(5) 共同著作物の場合には、著作者の1人又は2人以上で全部でない者が、下院若しくは上院のために、又はその監督若しくは管理に基づいて行動しているときは、この条の規定は、それらの著作者に関してのみ、及び著作物へのそれらの著作者の寄与に基づいて存続する著作権に関してのみ、適用される。

(6) 前記を除き、かつ、この部の他の規定におけるいずれの明示的な除外にも従うことを条件として、この部の規定は、他の著作権について適用されると同様に、議会の著作権に関しても適用される。

(7) この部の規定は、また、枢密院令に明示されるいずれの例外又は修正にも従うことを条件として、この部の規定が及ぶ国の他のいずれの立法機関により又はその監督若しくは管理に基づいて作成される著作物についても適用される。また、この部における「議会の著作権」への言及は、それによって解釈される。

(8) 第7項に基づく枢密院令を含む制定文書は、議会の上院又は下院の決議に従って廃止することができる。

(議案の著作権)

第166条 (1) 議会に上程される各法案の著作権は、以下に定める規定に従って、議会の上院若しくは下院又は両院に属する。

(2) 公法案の著作権は、最初は、法案が上程される院に属し、法案が第2の院に送付された後は両院の共有に属し、かつ、法案の本文が、法案が上程される院に提出される時から存続する。

(3) 私法案の著作権は、両院の共有に属し、かつ、法案の写しが上院又は下院に最初に寄託される時から存続する。

(4) 個人法案の著作権は、最初は、上院に属し、法案が下院に送付された後は両院の共有に

属し、かつ、法案が上院において第1読会に付される時から存続する。

(5) この条に基づく著作権は、次に掲げる時に消滅する。

(a) 国王の裁可の時

(b) 法案が国王の裁可を受けないときは、法案の撤回若しくは否決の時又は会期の終わり
ただし、1911年及び1949年の議会法に基づいて、法案がいずれかの会期において国王の裁可のために提出されることが可能であるときは、その会期における上院による法案の否決にかかわらず、法案の著作権は、引き続き存続する。

(6) この部における議会の著作権への言及（第165条における言及を除く。）は、この条に基づく著作権を含む。また、前記を除き、この部の規定は、他の議会の著作権について適用されると同様に、この条に基づく著作権に関しても適用される。

(7) 著作権がいったんこの条に基づいて存続した後は、他のいずれの著作権又は著作権の性質を有する権利も、法案について存続しない。ただし、1会期において通過せずに、以後の会期において再上程される法案に関するこの条の以後の作用を害しない。

（スコットランド議会の法案の著作権）

第166条のA (1) スコットランド議会上程される各法案の著作権は、スコットランド議会の統合体に属する。

(2) この条に基づく著作権は、法案の本文が上程のために議会上程される時から次に掲げるいずれかの時まで存続する。

(a) 法案が国王の裁可を受ける時まで。

(b) 法案が国王の裁可を受けない場合には、法案が撤回され、若しくは否決され、又は法案についてそれ以上の議会手続がとられないことがない時まで。

(3) この部における議会の著作権への言及（第165条における言及を除く。）は、この条に基づく著作権を含む。また、前記を除き、この部の規定は、他の議会の著作権について適用されると同様に、この条に基づく著作権に関しても適用される。

(4) 著作権がいったんこの条に基づいて存続した後は、他のいずれの著作権又は著作権の性質を有する権利も、法案について存続しない。ただし、国王の裁可を受けずに、後に議会上程される法案に関するこの条の以後の作用を害しない。

（北部アイルランド議会の法案の著作権）

第166条のB (1) 北部アイルランド議会上程される各法案の著作権は、北部アイルランド議会委員会に属する。

(2) この条に基づく著作権は、法案の本文が上程のために議会上程される時から次に掲げるいずれかの時まで存続する。

(a) 法案が国王の裁可を受ける時まで。

(b) 法案が国王の裁可を受けない場合には、法案が撤回され、若しくは否決され、又は法

案についてそれ以上の議会手続がとられないことがない時まで。

(3) この部における議会の著作権への言及（第165条における言及を除く。）は、この条に基づく著作権を含む。また、前記を除き、この部の規定は、他の議会の著作権について適用されると同様に、この条に基づく著作権に関しても適用される。

(4) 著作権がいったんこの条に基づいて存続した後は、他のいずれの著作権又は著作権の性質を有する権利も、法案について存続しない。ただし、国王の裁可を受けずに、後に議会に再上程される法案に関するこの条の以後の作用を害しない。

（ウェールズ国民議会の条令案の著作権）

第166条のC (1) ウェールズ国民議会に上程される各議会条令案の著作権は、ウェールズ国民議会委員会に属する。

(2) この条に基づく著作権は、議会条令案の本文が上程のために議会に提出される時から次に掲げるいずれかの時まで存続する。

(a) 議会条令案が枢密院に諮問して女王陛下により認可される時まで。

(b) 議会条令案が枢密院に諮問して女王陛下により認可されない場合には、議会条令案が撤回され、若しくは否決され、又はそれについて議会のそれ以上の手続がとられないことがない時まで。

(3) この部における議会の著作権への言及（第165条における言及を除く。）は、この条に基づく著作権を含む。また、前記を除き、この部の規定は、他の議会の著作権について適用されると同様に、この条に基づく著作権に関しても適用される。

(4) 著作権がいったんこの条に基づいて存続した後は、他のいずれの著作権又は著作権の性質を有する権利も、議会条令案について存続しない。ただし、枢密院に諮問して女王陛下により認可されずに、後に議会に再上程される議会条令案に関するこの条の以後の作用を害しない。

（ウェールズ国民議会の法案の著作権）

第166条のD (1) ウェールズ国民議会に上程される各法案の著作権は、ウェールズ国民議会委員会に属する。

(2) この条に基づく著作権は、法案の本文が上程のために議会に提出される時から次に掲げるいずれかの時まで存続する。

(a) 法案が国王の裁可を受ける時まで。

(b) 法案が国王の裁可を受けない場合には、法案が撤回され、若しくは否決され、又はそれについて議会のそれ以上の手続がとられないことがない時まで。

(3) この部における議会の著作権への言及（第165条における言及を除く。）は、この条に基づく著作権を含む。また、前記を除き、この部の規定は、他の議会の著作権について適用されると同様に、この条に基づく著作権に関しても適用される。

(4) 著作権がいったんこの条に基づいて存続した後は、他のいずれの著作権又は著作権の性

質を有する権利も、法案について存続しない。ただし、国王の裁可を受けずに、後に議会に再上程される法案に関するこの条の以後の作用を害しない。

(議会の両院——著作権に関する補則)

第167条 (1) 著作権の保有、利用及び執行の目的上、及び著作権に関するすべての法的手続に関連して、議会の各院は、停会又は解散により影響されない法人の法的能力を有するものとして取り扱われる。

(2) 著作権者としての下院の機能は、下院を代表して下院議長により行使される。また、議長により許可される時又は議長が欠員の場合には、それらの機能は、歳入委員会委員長又は副委員長が果たすことができる。

(3) この目的上、議会の解散の時に下院議長、歳入委員会委員長又は副委員長であった者は、相当する任命が議会の次の会期において行われるまで、引き続き職務を執ることができる。

(4) 著作権者としての上院の機能は、上院を代表して上院議長により行使される。また、議長により許可される時又は議長が欠員の場合には、それらの機能は、副議長又は事務総長が果たすことができる。

(5) 著作権に関する法的手続は、

(a) 「下院議長」の名において下院により又は下院に対して提起される。

(b) 「上院議長」の名において上院により又は上院に対して提起される。

その他の雑則

(ある種の国際機関に帰属する著作権)

第168条 (1) 文芸、演劇、音楽又は美術の原著作物が、次に掲げる2つの条件を満たす場合であっても、この条に基づいてその著作物に著作権は存続し、かつ、当該機関が、その著作権の最初の所有者となる。

(a) この条の規定が適用される国際機関の職員若しくは従業員により作成され、又はそのような国際機関により発行されること。

(b) 第154条(著作者への言及による資格付与)又は第155条(最初の発行の国への言及による資格付与)に基づいて著作権保護について資格を有しないこと。

(2) この条の規定が適用される国際機関は、女王陛下が、枢密院令により、この条の規定を適用することが得策であると宣言する機関である。

(3) この条に基づいて国際機関が最初の所有者である著作権は、著作物が作成された暦年の終わりから50年の期間の終わり、又は連合王国の国際的義務を履行する目的上女王陛下が枢密院令により明示することができるいっそう長い期間の終わりまで、引き続き存続する。

(4) この条の規定が適用される国際機関は、著作権の保有、利用及び執行の目的上並びに著作権に関するすべての法的手続に関連して、法人の法的能力を有しており、及びすべての実質

的な時期に有していたとみなされる。

(5) この条に基づく枢密院令を含む制定文書は、議会の上院又は下院の決議に従って廃止することができる。

(フォークロア等——無名の未発行著作物)

第169条 (1) 著作者が知られていない未発行の文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の場合において、著作者（又は共同著作物の場合には著作者のいずれか）が、連合王国外の国との関係により資格ある個人であったときは、この部の規定に従うことを条件として、反対のことが立証されるまでは、その者が資格ある個人であり、かつ、したがってその著作物に著作権が存続するものと推定される。

(2) その国の法律に基づいて、そのような著作物の著作権を保護し、及び執行するための団体が任命されるときは、女王陛下は、枢密院令により、この条の目的上その団体を指定することができる。

(3) そのように指定された団体は、連合王国において、その国の法律に基づいて行う権限を与えられるいずれかのこと（著作権の譲渡以外の）を著作権者に代わって行う権能を有するものと認められる。また、その団体は、特に、自己の名において訴訟手続を提起することができる。

(4) この条に基づく枢密院令を含む制定文書は、議会の上院又は下院の決議に従って廃止することができる。

(5) 第1項において「資格ある個人」とは、実質的な時期（第154条の意味における）にその者の著作物が同条に基づいて著作権保護について資格を有していた個人をいう。

(6) 指定団体に通知された著作者による著作物の著作権の譲渡があったときは、この条の規定は、適用されない。また、この条のいずれの規定も、著作者により若しくは著作者の下で適法に主張する者により行われる著作権譲渡又は付与される許諾の効力に影響しない。

経過規定及び留保

(経過規定及び留保)

第170条 (1) 附則第1は、この部の規定の施行前に作成された著作物及び施行前に行われた行為又は生じた出来事その他この部の規定の作用に関する経過規定及び留保を含む。

(2) 所管大臣は、写真と映画を除いた未発行の既存の著作物の著作物の保護期間を減少するために、規則により、附則1を改正することができる。

(3) その規則は、以下の場合に、著作権を終了させることができる

(a) 指令2006/116/ECにより規定された著作権保護期間の終わりまたはそれよりも遅い時期、

(b) そのことを条件として、その規則の施行日またはそれよりも遅い時期

- (4) 「既存の著作物」とは、附則第1におけるのと同じ意味である。
- (5) 第2項に基づく規則では、以下のことができる
 - (a) 異なる目的のために異なる規定を設けること、
 - (b) 補則規定や経過規定を設けること、
 - (c) 当該条項が効力を有するより前に通過し又は制定された法律若しくは従位立法を修正する派生的な規定を設けること
- (6) 第2項に基づく規則を制定する権限は、制定文書として実行可能である。
- (7) 第2項に基づく規則を含む制定された制定文書は、当該制定文書案が議会に提出され、かつ、各議院の決議によって承認されない限り、これを制定してはならない。

(他の法令又は慣習法に基づく権利及び特権)

第171条 (1) この部のいずれの規定も、次に掲げるものに影響しない。

- (a) いずれかの法令（法令がこの法律により明示的に廃止され、改正され、又は修正される場合を除く。）に基づくいずれかの者のいずれもの権利又は特権
 - (b) ある法令に基づく以外に存続する国王のいずれもの権利又は特権
 - (c) 議会の上院又は下院のいずれもの権利又は特権
 - (d) 関税及び物品税に関する法律に基づいて没収された物品を販売し、使用し、その他処分するという国王の権利、又は国王から権限を付与されるいずれかの者の権利
 - (e) 信託又は信用の義務違反に関する衡平法上のいずれもの規則の作用
- (2) これらの留保に従うことを条件として、いずれの著作権又は著作権の性質を有する権利も、この部又はそれに代わる他の法令に基づく以外には存続しない。
- (3) この部のいずれの規定も、公益その他を根拠として、著作権の執行を阻止し、又は制限する法律のいずれの規定にも影響しない。
- (4) この部のいずれの規定も、第4章（著作者人格権）により付与される権利のいずれかを侵害する行為についてこの部に基づかずに利用できる民事上又は刑事上のいずれの訴権その他の救済にも影響しない。
- (5) 第1項における留保は、第164条第4項及び第166条第7項（法律、条令及び法案の著作権著作権の性質を有する他の権利の除外）に従うことを条件として、効力を有する。

解釈

(解釈についての一般規定)

第172条 (1) この部の規定は、著作権法、すなわち改正された1956年の著作権法の規定を言い換え、及び改正する。

(2) 以前の法律の規定に対応するこの部の規定は、単に表現の変更を理由として、以前の法律から逸脱しているものとは解釈されない。

(3) この部の規定が以前の法律から逸脱しているかどうかを確定する目的上、その他この部の規定の正確な解釈を確定する目的上、以前の法律に基づく決定を参照することができる。

(EEA及び関係する表現の意味)

第172条のA (1) この部において、

「EEA」とは、欧州経済地域をいう。

「EEA加盟国」とは、(EEA協定の)加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン又はノルウェーをいう。

(2) この部におけるEEA加盟国の国民である者への言及は、法人に関しては、EEA加盟国の法律に基づいて設立された法人への言及として解釈される。

(3) 削除

(著作権者への言及の解釈)

第173条 (1) 異なる者が著作物の著作権の異なる側面について資格を有する(部分譲渡その他の結果として)場合には、この部のいずれの目的上も、著作権者は、その目的上関係する著作権の側面について資格を有する者である。

(2) 著作権(又は著作権のいずれかの側面)が2人以上の者により共有されている場合には、この部における著作権者への言及は、すべての著作権者への言及であり、したがって、特に、著作権者の許諾のいずれの要件も、それらのすべての者の許諾を必要とする。

(「教育機関」及び関係する表現の意味)

第174条 (1) この部の規定における「教育機関」という表現は、次に掲げるものを意味する。

(a) いずれもの学校

(b) 所管大臣の命令によりこの部又はその規定の目的上明示されるいずれか他の種類の教育機関

(2) 所管大臣は、命令により、教育機関に関するこの部の規定が、命令に明示することができる修正及び変更を伴って、教育機関に通うことができない生徒に対して他の場所で授業を行うために(1996年の教育法第579条第1項に定義される地方教育当局又は(北アイルランド)地方教育当局により雇用される教師に関して適用される旨を定めることができる。

(3) 第1項(a)号において「学校」は、

(a) イングランド及びウェールズに関しては、1996年の教育法におけると同一の意味を有する。

(b) スコットランドに関しては、1968年の社会事業(スコットランド)法の意味における認可学校を含む場合を除き、1962年の教育(スコットランド)法におけると同一の意味を有する。

(c) 北部アイルランドに関しては、1986年の教育及び図書館(北部アイルランド)令におけ

ると同一の意味を有する。

(4) 第1項(b)号に基づく命令は、命令に明示されるいずれかの法令に基づいて随時効力を有する文書への言及により、教育機関の種類を明示することができる。

(5) 教育機関に関して、この部における「教師」及び「生徒」という表現は、それぞれ、授業を行ういずれの者及び授業を受けるいずれの者をも含む。

(6) この部における教育機関「のために」行われるいずれかのことへの言及は、いずれかの者によりその機関の目的のために行われることへの言及である。

(7) この条に基づく命令は、議会の上院又は下院の決議に従って廃止することができる。

(発行及び商業的発行の意味)

第175条 (1) この部において、著作物に関して「発行」とは、

(a) 複製物の公衆への配布をいう。

(b) 文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の場合には、電子情報検索システムを用いて著作物を公衆に提供することを含む。

また、関係する表現は、それに従って解釈される。

(2) この部において、文芸、演劇、音楽又は美術の著作物に関して「商業的発行」とは、次に掲げることをいう。

(a) 注文の受領の前に作成された複製物が一般的に公衆に提供される時に著作物の複製物を公衆に配布すること。

(b) 電子情報検索システムを用いて著作物を公衆に提供すること。

また、関係する表現は、それに従って解釈される。

(3) 建築物の形式における建築の著作物又は建築物と一体となった美術の著作物の場合には、建築物の建設は、著作物の発行と同義語として取り扱われる。

(4) 次に掲げることは、この部の目的上、発行を構成しない。また、商業的発行への言及は、それに従って解釈される。

(a) 文芸、演劇又は音楽の著作物の場合には、

(i) 著作物の実演

(ii) 著作物の放送公衆への伝達（電子情報検索システムの目的のため以外の）

(b) 美術の著作物の場合には、

(i) 著作物の展示

(ii) 建築物の形式における建築の著作物、建築物の模型、彫刻若しくは美術工芸の著作物を表現する図画の著作物の複製物又は前記の著作物の写真の複製物の公衆への配布

(iii) 著作物が挿入されている映画の複製物の公衆への配布

(iv) 著作物の公衆への伝達（電子情報検索システムの目的のため以外の）

(c) 録音物又は映画の場合には、

(i) 著作物の公の演奏又は上映

(ii) 著作物の公衆への伝達

(5) この部における発行又は商業的発行への言及は、単に見かけにすぎず、かつ、公衆の合理的な要求を満たすことを意図しない発行を含まない。

(6) この条の目的上、いずれの無許諾の行為も、なんら考慮されない。

(署名の要件——法人に関する適用)

第176条 (1) 文書がある者により又はその者のために署名されるという次に掲げる諸規定における要件は、法人の場合には、その印章を押印することによっても満たされる。

第78条第3項(b)号(許諾に従って作成された複製物の公の展示の場合における著作者の確認される権利の許諾者による主張)

第90条第3項(著作権の譲渡)

第91条第1項(将来の著作権の譲渡)

第92条第1項(排他的許諾の付与)

(2) 文書がある者により署名されるという次に掲げる規定における要件は、法人の場合には、法人のための署名又はその印章の押印により満たされる。

第78条第2項(b)号(著作者を確認させる権利の書面による証書による主張)

第87条第2項(著作者人格権の放棄)

(表現のスコットランドについての適応)

第177条 この部の規定のスコットランドへの適用において、

「利得の計算」とは、利得の計算及び支払いをいう。

「計算」とは、計算、清算及び支払いをいう。

「譲渡」とは、譲渡をいう。

「費用」とは、経費をいう。

「被告」とは、被告をいう。

「引渡し」とは、引渡しをいう。

「禁反言」とは、個人的妨訴をいう。

「差止命令」とは、禁止命令をいう。

「中間的救済」とは、仮救済をいう。

「原告」とは、告訴人をいう。

(小定義)

第178条 この部において、

定期刊行物中の記事の関係において「記事」は、いずれの種類的项目をも含む。

「業務」は、取り引き又は職業を含む。

「集合著作物」とは、次に掲げるものをいう。

(a) 共同著作物

(b) 異なる著作者による別個の寄与が内在し、又は異なる著作者の著作物若しくは著作物の一部分を内包している著作物

著作物に関して「コンピュータ生成」とは、著作物の人間の著作者が存在しない状況において著作物がコンピュータにより生成されることをいう。

「国」は、いずれの領域をも含む。

「国王」は、スコットランド政府、ウェールズ議会政府又は北部アイルランド若しくはこの部の規定が及ぶ連合王国外のいずれかの国における女王陛下の政府、の権利を有する国王を含む。

「電子的」とは、電氣的、磁氣的、電磁氣的、電気化学的又は電気機械的エネルギーにより作動されることをいう。また、「電子的形式による」とは、電子的手段のみにより使用することができる形式によることをいう。

「雇用された」、「被雇用者」、「雇用主」及び「雇用」は、勤務契約又は見習契約に基づく雇用を指す。

「ファクシミリ複製物」は、縮小され、又は拡大された複製物を含む。

「国際機関」とは、その構成員が1又は2以上の国家を含む機関をいう。

「裁判手続」は、いずれかの裁判所、審判所、又はある者の法的権利若しくは責任に影響するいずれかの事項を決定する権限を有する者に提起される訴訟手続を含む。

「議会手続」は、北部アイルランド議会、スコットランド議会、新北部アイルランド議会又は欧州議会の手続及び2006年のウェールズ政府法第1条第5項の意味における議会手続を含む。

「私的学習」は、直接又は間接の商業目的のためのいずれの学習も含まない。

録音物又は映画に関して、「製作者」とは、録音物又は映画の作成に必要な手筈を引き受ける者をいう。

「公立図書館」とは、次に掲げるいずれかにより、又はそのために運営される図書館をいう。

(a) イングランド及びウェールズにおいては、1964年の公立図書館及び博物館法の意味における図書館当局

(b) スコットランドにおいては、1955年の公立図書館（スコットランド）法の意味における法定図書館当局

(c) 北部アイルランドにおいては、1986年の教育及び図書館（北部アイルランド）令の意味における教育及び図書館委員会

「レンタル権」とは、著作物の複製物のレンタル（第18条のA参照）を許諾し、又は禁止する著作権者の権利をいう。

「複写複製物」及び「複写複製」は、複写の方法を用いた複製を指す。

「複写の方法」とは、次に掲げるいずれかの方法をいい、電子的形式に保持される著作物に関しては、電子的手段によるいずれの複製をも含む。ただし、映画又は録音物の作成は含まない。

- (a) ファクシミリ複製物の作成のための方法
- (b) 多数の複製物の作成のための機器の使用を伴う方法

「十分な出所明示」とは、次に掲げる場合を除き、当該著作物をその題号その他の記述により確認し、かつ、著作者を確認する出所明示をいう。

- (a) 発行著作物の場合には、無名で発行される時。
- (b) 未発行著作物の場合には、ある者が合理的な調査により著作者の身元を確認することが不可能であるとき。

第80条（著作物を傷つける取扱いに反対する権利）により付与される権利を侵害しうる行為に関して、「十分な否認」とは、著作者又は監督が同意していない取扱いを著作物が受けている旨の明確かつ合理的に顕著な指摘であって、次に掲げるいずれかをいう。

- (a) その行為の時に与えられる指摘
- (b) 著作者又は監督がその時に確認される時は、確認とともに現われる指摘

「電気通信設備」とは、視覚的影像、音その他の情報を電子的手段により伝達するための設備をいう。

「タイプフェイス」は、印刷に使用される装飾的文様を含む。

著作物に関して行われるいずれかのことについて、「無許諾の」とは、次に掲げるいずれかに該当すること以外により行われたことをいう。

- (a) 著作権者により又はその許諾を得て。
- (b) 著作物に著作権が存続しないときは著作者により若しくはその許諾を得て、又は第11条第2項が適用された場合には著作者の雇用主により若しくはその許諾を得て、又は両方の場合に著作者の下で適法に主張する者により若しくはその者の許諾を得て。
- (c) 第48条（ある種の資料の国王による複製等）に従って。

「無線放送」とは、無線電を用いた放送をいう。

「無線電信」とは、その目的のために構成され、又は配置された有形物質により供給されない通路を通して電磁気エネルギーを送ることをいう。ただし、地上固定地間のマイクロ波エネルギーの送信を含まない。

「書面」は、手書きによるとその他によるとを問わず、かつ、それが記録される方法手段にかかわらず、表記又は符号のいずれの形式をも含む。また、「書かれた」は、それに従って解釈される。

（定義された表現の索引）

第179条 次に掲げる一覧表は、この部において使用された表現を定義し、その他説明する規定（同一の条においてのみ使用された表現を定義し、又は説明する規定以外の）を示す。

- 利用可能複製物（第31条のAから第31条のFにおける）——第31条のF第4項
- 利得の計算及び計算（スコットランドにおける）——第177条
- 著作権により制限される行為——第16条第1項

翻案——第21条第3項
権限のある団体（第31条のBから第31条のBBにおける）——第31条のF第6項
記録保管人（第40条のAから第43条までにおける）——第43条のA第5項
記事（定期刊行物における）——第178条
美術の著作物——第4条第1項
譲渡（スコットランドにおける）——第177条
著作者——第9条及び第10条第3項
放送（及び関係する表現）——第6条
建築物——第4条第2項
業務——第178条
集合著作物——第178条
施行（附則第1における）——同附則第1項(2)
商業的発行——第175条
公衆への伝達——第20条
コンピュータ生成——第178条
営利のための運営——第43条のA第4項
複製物及び複製——第17条
著作権（一般に）——第1条
著作権（附則第1における）——同附則第2項(2)
著作権者——第101条第2項及び第173条
著作権審判所——第145条
著作権のある著作物——第1条第2項
費用（スコットランドにおける）——第177条
国——第178条
本国——第15条のA
国王——第178条
国王の著作権——第163条第2項及び第164条第3項
学芸員——第40条のAから第43条
データベース——第3条のA第1項
被告（スコットランドにおける）——第177条
引渡し（スコットランドにおける）——第177条
障害者（第31条のAから第31条のF）——第31条のF第2項及び第3項
演劇の著作物——第3条第1項
教育機関——第174条第1項から第4項まで
EEA、EEA加盟国及びEEA加盟国の国民——第172条のA
電子的及び電子的形式——第178条

雇用された、被雇用者、雇用主及び雇用——第178条
排他的許諾——第92条第1項
除外録音物——第72条第1項のA
既存の著作物（附則第1における）——同附則第1項(3)
ファクシミリ複製物——第178条
映画——第5条のB
将来の著作権——第91条第2項
一般的許諾（第140条及び第141条における）——第140条第7項
図画の著作物——第4条第2項
侵害複製物——第27条
差止命令（スコットランドにおける）——第177条
中間的救済（スコットランドにおける）——第177条
国際機関——第178条
複製物の公衆への配布——第18条
共同著作物——第10条第1項及び第2項
訴訟手続——第178条
適法な使用者（第50条のAから第50条のCまでにおける）——第50条のA第2項
貸与——第18条のA第2項から第6項まで
司書（第40条のAから第43条までにおける）——第43条のA第5項
図書館——第40条のAから第43条
許諾（第125条から第128条までにおける）——第124条
著作権者の許諾——第90条第4項、第91条第3項及び第173条
許諾機関（第7章における）——第116条第2項
許諾要綱（一般に）——第116条第1項
許諾要綱（第118条から第121条までにおける）——第117条
文芸の著作物——第3条第1項
作成された（文芸、演劇又は音楽の著作物に関して）——第3条第2項
音楽の著作物——第3条第1項
博物館——第40条のAから第43条
演奏時間——第135条のA
新著作権規定（附則第1における）——同附則第1項(1)
1911年法（附則第1における）——同附則第1項(1)
1956年法（附則第1における）——同附則第1項(1)
のために（教育機関に関して）——第174条第5項
独創的（データベースに関して）——第3条のA第2項
議会の著作権——第165条第2項及び第7項並びに第166条第6項

議会手続——第178条
実演——第19条第2項
写真——第4条第2項
原告（スコットランドにおける）——第177条
私的学習——第178条
製作者（録音物又は映画に関して）——第178条
番組（放送と関連して）——第6条第3項
将来の著作権者——第91条第2項
公立図書館——第178条
発行及び関係する表現——第175条
発行された版（印刷配列の著作権の関係における）——第8条
生徒——第174条第5項
レンタル——第18条のA第2項から第6項まで
レンタル権——第178条
複写複製物及び複写複製——第178条
複写の方法——第178条
彫刻——第4条第2項
署名される——第176条
録音物——第5条のA及び第135条のA
十分な出所明示——第178条
十分な否認——第178条
供給（第31条のBから第31条のBBにおける）——第31条のF第7項
教師——第174条第5項
電気通信システム——第178条
支払い条件——第135条のA
タイプフェイス——第178条
無承諾の（著作物に関して行われたことについて）——第178条
知られていない（著作物の著作者に関して）——第9条第5項
著作者が知られていない（著作物）——第9条第4項
無線放送——第178条
無線電信——第178条
著作物（附則第1における）——同附則第2項(1)
2人以上の著作者の著作物（第7章における）——第116条第4項
書面及び書かれた——第178条

第2部 実演の権利

導入規定

(実演家及び録音・録画権を有する者に付与される権利)

第180条 (1) この部の規定は、次に掲げる者に対して権利を付与し、かつ、違法録音・録画物を利用し、又は使用すること及びその他の若干の関係する行為（第198条及び第201条参照）に関して、罪を創設する。

(a) 実演家に対して、その実演の利用についてその同意を要求することにより（第181条から第184条まで参照）。

(b) 実演に関して録音・録画権を有する者に対して、その者の同意又は実演家の同意を得ずに作成される録音・録画物に関して（第185条から第188条まで参照）。

(2) この部において、

「実演」とは、1人若しくは2人以上の個人により行われる生の実演であり、又は生の実演である限り、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

(a) 演劇的実演（舞踏及び無言劇を含む。）

(b) 音楽的実演

(c) 文芸の著作物の朗読又は朗誦

(d) 寄席演芸又はいずれもの類似の上演の実演

実演に関して、「録音・録画物」とは、次に掲げるいずれかに該当する映画又は録音物をいう。

(a) 生の実演から直接作成されるもの。

(b) 実演の放送から作成されるもの。

(c) 実演の他の録音・録画物から直接又は間接的に作成されるもの。

(3) この部の規定により付与される権利は、この部の規定の施行前に行われる実演に関して適用される。ただし、施行前に行われ、又は施行前に行われる手筈に従って行われる他のいずれの行為も、これらの権利を侵害するものとはみなされない。

(4) この部の規定により付与される権利は、次に掲げるものとは別個独立のものである。

(a) 実演されたいずれかの著作物又は実演のいずれかの映画若しくは録音物又は実演の放送のいずれもの著作権又はこれらに関する著作者人格権

(b) この部の規定に基づく以外に生ずる他のいずれもの権利又は義務

実演家の権利

(資格ある実演)

第181条 実演が資格ある個人（第206条に定義された）により又は資格ある国（そのように定義された）において行われるときは、その実演は、実演家の権利に関するこの部の規定の目的

上、資格ある実演である。

(生の実演の録音・録画等について要求される同意)

第182条 (1) 実演家の権利は、その同意を得ずに次に掲げることを行う者により侵害される。

(a) 資格ある実演の全体又はいずれかの実質的部分の録音・録画物を、生の実演から直接作成すること。

(b) 資格ある実演の全体又はいずれかの実質的部分を生で放送すること。

(c) 資格ある実演の全体又はいずれかの実質的部分の録音・録画物を、生の実演の放送から直接作成すること。

(2) 削除

(3) この条に基づいて提起される実演家の権利の侵害に対する訴訟において、侵害の時に合理的な根拠に基づいて同意が与えられていたと信じた旨を申し立てる被告に対しては、損害賠償は裁定されない。

(録音・録画物の複製について要求される同意)

第182条のA (1) 実演家の権利は、その同意を得ずに、資格ある実演の全体又はいずれかの実質的部分の録音・録画物の複製物を作成する者により侵害される。

(1A) 第1項において、録音・録画物の複製物の作成は、一時的である複製物の作成又は原録音・録画物の他のいずれかの使用に付随する複製物の作成を含む。

(2) 複製物が直接作成されるか又は間接的に作成されるかは、重要ではない。

(3) そのような複製物の作成を許諾し、又は禁止するこの条に基づく実演家の権利は、この部において「複製権」として言及される。

(複製物の公衆への配布について要求される同意)

第182条のB (1) 実演家の権利は、その同意を得ずに、資格ある実演の全体又はいずれかの実質的部分の録音・録画物の複製物を公衆に配布する者により侵害される。

(2) この部における録音・録画物の複製物の公衆への配布への言及は、次に掲げるいずれかの行為への言及である。

(a) 実演家により又はその同意を得てEEAにおいて以前流通していない複製物を、EEAにおいて流通させる行為

(b) EEAその他において以前流通していない複製物を、EEA外において流通される行為

(3) この部における録音・録画物の複製物の公衆への配布への言及は、次に掲げる行為を含まない。

(a) 以前流通していた複製物の以後のいずれかの頒布、販売、賃貸又は貸与（ただし、第182条のC——レンタル又は貸与について要求される同意参照）

(b) そのような複製物の連合王国又は他のEEA加盟国への以後のいずれかの輸入

ただし、第2項(a)号の規定が、EEA外において以前流通していた複製物をEEAにおいて流通させることについて適用される場合を除く。

(4) この部における実演の録音・録画物の複製物の配布への言及は、生の実演の原録音・録画物の配布を含む。

(5) 複製物の公衆への配布を許諾し、又は禁止するこの条に基づく実演家の権利は、この部において「頒布権」として言及される。

(複製物の公衆へのレンタル又は貸与について要求される同意)

第182条のC (1) 実演家の権利は、その同意を得ずに、資格ある実演の全体又はいずれかの実質的部分の録音・録画物の複製物を公衆にレンタルし、又は貸与する者により侵害される。

(2) この部において、この条の以下の規定に従うことを条件として、

(a) 「レンタル」とは、返却されること又は返却されうることを条件として、直接若しくは間接の経済的又は商業的利得のために、録音・録画物の複製物を使用に供することをいう。

(b) 「貸与」とは、返却されること又は返却されうることを条件として、直接若しくは間接の経済的又は商業的利得のため以外に、公衆が利用することができる施設を通じて、録音・録画物の複製物を使用に供することをいう。

(3) 「レンタル」及び「貸与」という表現は、次に掲げる行為を含まない。

(a) 公の実演、公の演奏若しくは公の上映又は公衆への伝達を目的として提供すること。

(b) 公の展示を目的として提供すること。

(c) 現場での参考用に提供すること。

(4) 「貸与」という表現は、公衆が利用することができる施設間に提供することを含まない。

(5) 公衆が利用することができる施設による貸与が、その施設の運営費を賄うために必要な金額を超えない金額の支払いを生じる場合には、この条の目的上、直接若しくは間接の経済的又は商業的利得は、存在しない。

(6) この部における実演の録音・録画物の複製物のレンタル又は貸与への言及は、生の実演の原録音・録画物のレンタル又は貸与を含む。

(7) この部において、

「レンタル権」とは、複製物の公衆へのレンタルを許諾し、又は禁止するこの条に基づく実演家の権利をいう。

「貸与権」とは、複製物の公衆への貸与を許諾し、又は禁止するこの条に基づく実演家の権利をいう。

(公衆への提供について要求される同意)

第182条のCA (1) 実演家の権利は、その同意を得ずに、資格ある実演の全体又はいずれかの実質的部分の録音・録画物を、公衆の構成員がその個々に選択する場所から、かつ個々に選択する時間にその録音・録画物にアクセスすることができるように、電子的送信によって公衆に

提供する者により侵害される。

(2) 録音・録画物の公衆への提供を許諾し、又は禁止するこの条に基づく実演家の権利は、この部において「提供権」として言及される。

(録音物の利用についての公正な報酬の請求権)

第182条のD (1) 資格ある実演の全体又はいずれかの実質的部分の商業的に発行された録音物が、次に掲げるいずれかの行為の対象となる場合には、実演家は、その録音物の著作権の所有者から、または、当該録音物の著作権が第191条のHAにしたがって消滅している場合には、当該録音物を公に演奏し、又は公衆に対して当該録音物を伝達する者から、公正な報酬を受ける資格を有する。

(a) 公に演奏すること。

(b) 第182条のCA第1項に定める方法で公衆に提供することによる以外に公衆に伝達すること。

(2) 実演家は、この条に基づく公正な報酬の請求権を、徴収団体が実演家のためにその権利を執行することを可能とする目的のために徴収団体に譲渡する以外には、譲渡することができない。

ただし、この権利は、人的財産又は動産として、遺言による処分又は法律の作用により移転することができ、また、その権利がその手に渡るいずれの者も、その権利を譲渡し、又は更に移転することができる。

(3) 公正な報酬として支払われる金額は、以下の規定に従うことを条件として、それを支払う者及びその支払いを受ける者により、又はそれらの者のために合意されるところによる。

(4) 公正な報酬として支払われる金額についての合意がないときは、それを支払う者又はその支払いを受ける者は、支払われる金額を決定することを著作権審判所に申請することができる。

(5) 公正な報酬の支払いを受ける者又はそれを支払う者は、また、次に掲げることを著作権審判所に申請することができる。

(a) 支払われる金額についてのいずれかの合意を変更すること。

(b) その事項についての審判所の以前のいずれかの決定を変更すること。

ただし、審判所の特別の許可がある場合を除き、以前の決定の日から12か月以内にそのようないずれの申請も行うことができない。

この項に基づく申請を受けて定められる命令は、その命令が定められる日又は審判所が明示することができる後の日から効力を有する。

(6) この条に基づく申請があったときは、審判所は、事項を検討し、かつ、録音物への実演家の寄与の重要性を考慮しつつ、状況上合理的であると決定することができる公正な報酬の算定及び支払いの方法について命令を定める。

(7) 合意は、それが次に掲げるいずれかのことを意図する限りは、効力を有しない。

- (a) この条に基づく公正な報酬の請求権を排除し、又は制限すること。
- (b) 公正な報酬の金額をある者が質問することを阻止し、又はこの条に基づく著作権審判所の権限を制限すること。

(同意を得ずに作成された録音・録画物の使用による実演家の権利の侵害)

第183条 実演家の権利は、実演家の同意を得ずに作成された録音・録画物であつて、実演家の同意を得ずに作成されたことをその者が知り、又はそう信じる理由を有するものを用いて、実演家の同意を得ずに次に掲げるいずれかのことを行う者により侵害される。

- (a) 資格ある実演の全体若しくはいずれかの実質的部分を公に上映し、又は演奏すること。
- (b) 資格ある実演の全体若しくはいずれかの実質的部分を公衆に伝達すること。

(違法録音・録画物の輸入、所持又は利用による実演家の権利の侵害)

第184条 (1) 実演家の権利は、違法録音・録画物である資格ある実演の録音・録画物であつて、違法録音・録画物であることをその者が知り、又はそう信じる理由を有するものについて、実演家の同意を得ずに次に掲げるいずれかのことを行う者により侵害される。

- (a) その者の私的及び家庭内の使用のため以外に連合王国に輸入すること。
- (b) 業務の過程において、所持し、販売し、賃貸し、販売若しくは賃貸のために提供し、若しくは陳列し、又は頒布すること。

(2) この条に基づいて提起される実演家の権利の侵害に対する訴訟において、被告が、違法録音・録画物はその者又はその者の前権利者により善意で取得された旨を証明する場合には、侵害についてその者に対して提供することができる唯一の救済は、訴えられた行為についての合理的な支払いを超えない損害賠償である。

(3) 第2項において、「善意で取得された」とは、録音・録画物を取得する者が、それが違法録音・録画物であることを知らず、かつ、そう信じる理由を有しなかったことをいう。

録音・録画権を有する者の権利

(排他的録音・録画契約及び録音・録画権を有する者)

第185条 (1) この部において、「排他的録音・録画契約」とは、実演家と他の者との間の契約であつて、それに基づいてその者が、他のすべての者(実演家を含む。)を排除して、実演家の1又は2以上の実演の録音・録画物をその商業的利用を目的として作成する資格を有するとするものをいう。

(2) 実演に関して、この部における「録音・録画権を有する者」への言及は、(第3項に従うことを条件として)、資格ある者である次に掲げるいずれかの者への言及である。

- (a) 実演を対象とする排他的録音・録画契約の当事者であり、かつ、その契約の利益を有する者

- (b) そのような契約の利益の譲渡を受けた者
- (3) 実演が排他的録音・録画契約の対象であるが、第2項に掲げる者が資格ある者でないときは、実演に関して、この部における「録音・録画権を有する者」への言及は、資格ある者である次に掲げるいずれかの者への言及である。
 - (a) 実演の録音・録画物をその商業的利用を目的として作成することをそのような者により許諾される者
 - (b) そのような許諾の利益の譲渡を受けた者
- (4) この条において、「商業的利用を目的として」とは、録音・録画物が販売され、賃貸され、又は公に上映され、若しくは演奏されることを目的としてをいう。

(排他的契約の対象である実演の録音・録画について要求される同意)

第186条 (1) 実演に関して録音・録画権を有する者の同意又は実演家の同意を得ずに、実演の全体又はいずれかの実質的部分の録音・録画物を作成する者は、その録音・録画権を有する者の権利を侵害する。

(2) この条に基づいて提起されるそれらの権利の侵害に対する訴訟において、侵害の時に合理的な根拠に基づいて同意が与えられていたと信じたことを証明する被告に対しては、損害賠償は裁定されない。

(同意を得ずに作成された録音・録画物の使用による録音・録画権の侵害)

第187条 (1) 実演に関して録音・録画権を有する者の同意又は資格ある実演の場合には実演家の同意を得ずに、適切な同意を得ずに作成された録音・録画物であって、適切な同意を得ずに作成されたことをその者が知り、又はそう信じる理由を有するものを用いて、次に掲げるいずれかのことを行う者は、その録音・録画権を有する者の権利を侵害する。

- (a) 実演の全体若しくはいずれかの実質的部分を公に上映し、又は演奏すること。
 - (b) 実演の全体若しくはいずれかの実質的部分を公衆に伝達すること。
- (2) 第1項における「適切な同意」への言及は、次に掲げるいずれかの者の同意への言及である。
- (a) 実演家
 - (b) 同意が与えられた時に実演に関して録音・録画権を有していた者（又は2人以上のそのような者がいたときは、それらの者のすべて）

(違法録音・録画物の輸入、所持又は利用による録音・録画権の侵害)

第188条 (1) 実演に関して録音・録画権を有する者の同意又は資格ある実演の場合には実演家の同意を得ずに、違法録音・録画物である実演の録音・録画物であって、違法録音・録画物であることをその者が知り、又はそう信じる理由を有するものについて、次に掲げることを行う者は、その録音・録画権を有する者の権利を侵害する。

- (a) その者の私的及び家庭内の使用のため以外に連合王国に輸入すること。
 - (b) 業務の過程において、所持し、販売し、賃貸し、販売若しくは賃貸のために提供し、若しくは陳列し、又は頒布すること。
- (2) この条に基づいて提起されるそれらの権利の侵害に対する訴訟において、被告が、違法録音・録画物がその者又はその者の前権利者により善意で取得されたことを証明する場合には、侵害についてその者に対して提供することができる唯一の救済は、訴えられた行為についての合理的な支払いを超えない損害賠償である。
- (3) 第2項において、「善意で取得された」とは、録音・録画物を取得する者が、それが違法録音・録画物であることを知らず、かつ、そう信じる理由を有しなかったことをいう。

付与される権利の例外

(この部により付与される権利にかかわらず許される行為)

第189条 附則第2の規定は、この部により付与される権利にかかわらず行うことができる行為であって、第1部第3章に明示する行為（著作権にかかわらず許される行為）のあるものに広範囲に対応するものを明示する。

(ある種の場合に実演家のために同意を与える審判所の権限)

第190条 (1) 著作権審判所は、実演の録音・録画物の複製物を作成することを希望する者の申請を受けて、複製権について資格を有する者の身元又は所在を合理的な調査により確認することができない場合には、同意を与えることができる。

(2) 審判所が与える同意は、次に掲げる規定の目的上、複製権について資格を有する者の同意としての効力を有し、また、審判所の命令に明示されるいずれの条件にも従うことを条件として、与えることができる。

(a) 実演家の権利に関するこの部の規定

(b) 第198条第3項(a)号（刑事上の責任——資格ある実演に関する十分な同意）の規定

(3) 審判所は、第150条（一般的手続規則）に基づいて定められる規則が要求することができる通知又は審判所がいずれかの特定の場合に指示することができる通知の送達又は公表の後以外は、第1項(a)号に基づく同意を与えない。

(4) 削除

(5) いずれの場合にも、審判所は、次に掲げる要因を考慮する。

(a) 原録音・録画物が実演家の同意を得て作成され、かつ、以後の録音・録画物を作成することを提案する者がそれを適法に所有し、又は管理しているかどうか。

(b) 以後の録音・録画物の作成が、原録音・録画物がそれに基づいて作成された協定の両当事者の義務と一致しており、又はその他原録音・録画物が作成された目的と一致しているかどうか。

(6) この条に基づく同意を与える場合には、審判所は、申請者と複製権について資格を有する者との間に合意がないときは、与えられる同意の対価としてその者に対して行われる支払いについて適当と認める命令を定める。

権利の存続期間

(権利の存続期間)

第191条 (1) 以下に定める規定は、この部により付与される権利の存続期間について、効力を有する。

(2) 実演に関してこの部により付与される権利は、以下の規定に従うことを条件として、次に掲げる時に消滅する。

(a) 実演が行われる暦年の終わりにから50年の期間の終わり

(b) その期間の間に（録音物以外の）実演家の録音・録画物が公表されるときは、それが公表される暦年の終わりにから50年の期間の終わり

(c) その期間の間に実演の録音物が公表されるときは、それが公表される暦年の終わりにから70年の期間の終わり

(3) 第2項の目的上、録音・録画物は、それが最初に発行され、公に演奏され、若しくは上映され、又は公衆に伝達される時に、「公表される」。ただし、録音・録画物が公表されたかどうかを決定する際に、いずれの無許諾の行為も、なんら考慮されない。

(4) 実演家がEEA加盟国の国民でない場合には、その実演に関してこの部により付与される権利の存続期間は、その実演家はその国民である国においてその実演が資格を有する期間とする。ただし、第2項及び第3項に基づいて適用される期間を超えない。

(5) 第4項の規定の適用が、1993年10月29日前に連合王国が従うこととなった国際的義務と矛盾するときは、又はその限度において、この部により付与される権利の存続期間は、第2項及び第3項に明示するところによる。

実演家の財産権

(実演家の財産権)

第191条のA (1) この部により実演家に付与される次に掲げる権利が、財産権（「実演家の財産権」）である。

複製権（第182条のA）

頒布権（第182条のB）

レンタル権及び貸与権（第182条のC）

提供権（第182条のCA）

(2) この部における実演家の同意への言及は、実演家の財産権に関して、権利者の同意への

言及として解釈される。

(3) 異なる者が、実演に関して、実演家の財産権の異なる側面について資格を有する（部分譲渡その他の結果として）場合には、権利者は、この部のいずれの目的上も、その目的に関係する権利の側面について資格を有する者である。

(4) 実演家の財産権（又はそのいずれかの側面）が、2人以上の者の共有である場合には、この部における権利者への言及は、すべての権利者への言及であり、したがって、特に、権利者の許諾のいずれの要件も、すべての権利者の許諾を必要とする。

（譲渡及び許諾）

第191条のB (1) 実演家の財産権は、人的財産又は動産として、譲渡、遺言による処分又は法律的作用により、移転することができる。

(2) 実演家の財産権の譲渡その他の移転は、部分的とすること、すなわち、次に掲げるものについて適用されるように限定することができる。

(a) 権利者の同意を必要とする事項の1又は2以上であって全部でないもの。

(b) 権利が存続すべき期間の一部であって全体でないもの。

(3) 実演家の権利の譲渡は、譲渡人により、又はその者のために署名される書面によらない限り、有効ではない。

(4) 実演家の財産権の所有者により付与される許諾は、対価を支払った善意の購入者であって許諾の通知（現実の又は推定による）を受けていない者又はそのような購入者から権限を得た者を除き、権利上の利益についてのすべての権利承継人を拘束する。また、この部における権利者の許諾を得て、又は得ずにいずれかのことを行うことへの言及は、それに従って解釈される。

（実演家の財産権の将来の帰属）

第191条のC (1) この条の規定は、実演の将来の録音・録画物に関して結ばれる協定であって、実演家により又は実演家のために署名されるものにより、実演家がその実演家の財産権（全部又は一部）を他の者に譲渡することを意図する場合に、適用される。

(2) 存在することとなる権利について、譲受人又はその者の下で主張する他の者が、その者に権利が帰属することを他のすべての者に対して要求する資格があるときは、それらの権利は、この項に基づいて譲受人又はその権利承継人に帰属する。

(3) 実演家の財産権の将来の所有者により付与される許諾は、対価を支払った善意の購入者であって、許諾の通知（現実の又は推定による）を受けていない者又はそのような購入者から権限を得た者を除き、権利上の利益（又は将来の利益）についてのすべての権利承継人を拘束する。

この部における権利者の許諾を得て又は得ずにいずれかのことを行うことへの言及は、それに従って解釈される。

(4) 第3項において、実演家の財産権に関して「将来の所有者」とは、第1項に定める協定に基づいてそれらの権利について将来資格を有することとなる者をいう。

(排他的許諾)

第191条のD (1) この部において、「排他的許諾」とは、権利者の同意を必要とするいずれかのことを行う許諾を得た者（許諾を付与する者を含む他のすべての者を排除して）に許諾する実演家の財産権の所有者により、又はその者のために署名される書面による許諾をいう。

(2) 排他的許諾に基づいて許諾を得た者は、許諾を付与する者に対して有する権利と同一の権利を、許諾により拘束される権利承継人に対しても有する。

(遺言に基づいて未発行の原録音・録画物とともに移転する実演家の財産権)

第191条のE 遺贈（一般的な又は特定の）に基づいてある者が収益を目的として又はその他により、遺言者の死亡前に発行されなかった実演の原録音・録画物を含んでいるいずれかの資料について資格を有する場合には、その遺贈は、遺言者の遺言又は遺言補足書において反対の意図が示されない限り、遺言者がその死亡の直前に資格を有していた録音・録画物に関して、実演家のいずれの権利をも含むものと解釈される。

(映画製作協定の場合におけるレンタル権の移転の推定)

第191条のF (1) 映画製作に関する協定が実演家と映画製作者との間で締結される場合には、実演家は、協定が反対のことを規定しない限り、実演の録音・録画物の映画への挿入から生じる映画に関するいずれのレンタル権も、映画製作者に移転したものと推定される。

(2) この条の規定が適用される場合には、実演家による又は実演家のための署名の欠如は、第191条のC（将来の権利の意図的譲渡の効力）の作用を排除しない。

(3) 第1項における実演家と映画製作者との間で締結される協定への言及は、それらの者が直接に又は仲介者を通して結んだかどうかを問わず、それらの者の間で効力を有するいずれの協定をも含む。

(4) 第191条のG（レンタル権の移転による公正な報酬の請求権）の規定は、現実の移転の場合に適用されると同様に、この条に基づく推定の移転がある場合にも、適用される。

(レンタル権が移転した場合における公正な報酬の請求権)

第191条のG (1) 実演家が録音物又は映画に関するそのレンタル権を録音物又は映画の製作者に移転した場合には、その実演家は、レンタルについて公正な報酬の請求権を保持する。

1人の者による他の者へのレンタル権の移転への前記の言及は、それらの者が直接に又は仲介者を通して結んだかどうかを問わず、その効力を有するいずれの協定をも含む。

(2) 実演家は、この条に基づく公正な報酬の請求権を、徴収団体が実演家のためにその権利を執行することを可能とする目的のために徴収団体に譲渡する以外には、譲渡することができ

ない。

ただし、この権利は、人的財産又は動産として、遺言による処分又は法律の作用により移転することができ、また、その権利がその手に渡るいずれの者も、その権利を譲渡し、又は更に移転することができる。

(3) この条に基づく公正な報酬は、レンタル権について当分の間資格を有する者、すなわち、その権利の移転を受けた者又はその者のいずれの権利承継人に対しても支払われる。

(4) 公正な報酬として支払われる金額は、第191条のH（著作権審判所への金額の付託）の規定に従うことを条件として、それを支払う者及びその支払いを受ける者により、又はそれらの者のために合意されるところによる。

(5) 合意は、それがこの条に基づく公正な報酬の請求権を排除し、又は制限することを意図する限り、無効である。

(6) この条において、「徴収団体」とは、公正な報酬の請求権を2人以上の実演家のために行使することを主たる目的又は主たる目的の1つとする協会その他の団体をいう。

（公正な報酬——著作権審判所への金額の付託）

第191条のH (1) 第191条のGに基づく公正な報酬として支払われる金額についての合意がないときは、それを支払う者又はその支払いを受ける者は、支払われる金額を決定することを著作権審判所に申請することができる。

(2) 公正な報酬の支払いを受ける者又はそれを支払う者は、また、次に掲げることを著作権審判所に申請することができる。

(a) 支払われる金額についてのいずれかの合意を変更すること。

(b) その事項についての審判所の以前のいずれかの決定を変更すること。

ただし、審判所の特別の許可がある場合を除き、以前の決定の日から12か月以内にそのようないずれの申請も行うことができない。

この項に基づく申請を受けて定められる命令は、その命令が定められる日又は審判所が明示することができる後の日から効力を有する。

(3) この条に基づく申請があったときは、審判所は、事項を検討し、かつ、映画又は録音物に対する実演家の寄与の重要性を考慮しつつ、状況上合理的であると決定することができる公正な報酬の算定及び支払いの方法について命令を定める。

(4) 報酬は、それが単一の支払いとして支払われたこと、又はレンタル権の移転の時に支払われたことのみを理由として、不公正であるとはみなされない。

(5) 合意は、それが公正な報酬の金額をある者が質問することを阻止し、又はこの条に基づく著作権審判所の権限を制限することを意図する限りは、効力を有しない。

（実演家の録音物に関する財産権の移転）

第191条のHA (1) この条は、実演家が、契約により、録音物の製作者に対して録音物の以

下の権利を移転した場合に適用される。

- (a) 複製権、頒布権及び利用可能化権（提供権）、又は
- (b) 実演家の財産権

(2) 50年間の最後に、製作者が以下の条件の一つまたは双方を満たさなかった場合、実演家は、契約を終了させる実演家の意図について製作者に対して書面による通知を与えることができる。

- (a) 条件1は、十分な数量の録音物の複製物を公衆に対して発行すること
- (b) 条件2は、公衆の構成員が彼又は彼女の選択した場所から及び時点において、当該録音物にアクセスすることができるような方法における電子的な伝送により、公衆に対して利用可能とすること

(3) 50年間の終わり以降のいつでも、製作者は、第2項に言及する条件の1つ又は双方を満たしていたが、それを充足しなくなった場合、実演家は当該契約を終了させる実演家の意図について、製作者に対して書面により通知を与えることができる。

(4) 通知の日から開始して12カ月の期間の経過後、製作者が第2項に言及された条件を満たしていない場合、契約は終了し、録音物の著作権は消滅し、その効力はただちに生じる。

(5) 契約は、それが第2項または第3項に基づいて通知を与える権利を排除または制限することを意図する限りにおいて、効力を有しない。

(6) この条における権利の移転に対する言及は、直接に当事者間において、または中間介在者を通してなされるかにかかわらず、効力を有するいずれの契約も含む。

(7) この条において、「50年間」とは以下を意味する。

- (a) 録音物が当初の期間の間に発行されている場合、その録音物が最初に発行された暦年の最後の年から50年間、または、
- (b) 最初の期間において録音物が発行されなかったが、公衆に対して演奏され、又は公衆に対して伝達されることにより、公衆に対して利用可能とされている場合には、公衆に対して最初に利用可能とされた暦年の終わりから50年の期間。

しかし、録音物が発行され、公に演奏され、あるいは公衆に対して伝達されたか否かを決定する場合、許諾を得ないでなされたいずれの行為も考慮してはならない。

「当初の期間」とは、当該録音物が作成された日から開始し、その録音物が作成された暦年の終わりから50年間経過する期間を意味する。

「製作者」とは、録音物の著作権についてそのときに権利を得る資格を有していた者を意味する。

「十分な数量」とは、録音物の複製物を公衆の合理的な要求を満足するような数量を意味する。

「無許諾の行為」とは、第178条におけるのと同様の意味を有する。

(移転に関する報酬の支払い)

第 191 条の HB (1) 第 191 条の HA 第 1 項(「移転契約」)に言及される権利の移転に関する契約に基づいて、移転に関する報酬に関する非経常的な支払いの資格を有する実演家は、以下の者から、各関連期間の各年の支払に対する資格を有する。

- (a) 製作者、または
 - (b) 製作者が、録音物に関する著作権について排他的許諾を付与している場合には、その排他的許諾に基づく許諾を得た者(「排他的許諾を得た者」)。
- (2) この条において、「関連期間」とは以下を意味する。
- (a) 50 年間の終わりから開始して 12 カ月の期間、及び
 - (b) 録音物の著作権が消滅する日まで、以前の期間の終わりから開始する以降の各 12 カ月の期間
- (3) 製作者、又は、関連する場合には、排他的許諾を得た者は、実演家に対する配分に関して徴収団体に対して、以下に関して当該期間に受け取った総収入の 20%と同額を、各関連期間に、その規則にしたがって、送金することにより、第 1 項に基づく権利を実行する。
- (a) 録音物に関する複製物の複製と公衆に対する発行、及び
 - (b) 公衆の構成員が公衆が個別に選択した場所から及び時点において、当該録音物にアクセスすることができるような方法における電子的な伝送により、録音物を公衆に対して利用可能とすること
- (4) 第 3 項に基づいて送金されることを要する料金は、各関連期間の終わりの 6 カ月以内に支払われ、負債として、徴収団体により取り戻し可能なものである。
- (5) 第 6 項は、以下の場合に適用される。
- (a) 実演家が、又は、関連する場合には、排他的許諾を得た者が、実演家が以下のことをできるようにするために、その者の所有にかかる又はその者の支配下にある情報を求めるために、製作者に対して書面による要求を行うこと。
 - (i) 実演家が第 1 項に基づいて資格を有する毎年の支払の分量を明らかにするため、又は
 - (ii) 徴収団体によるその分配を確保するため、及び
 - (b) 製作者、又は関連する場合には、排他的許諾を得た者は、要求のあった日から開始して 90 日の期間内に情報を提供しない場合。
- (6) 実演家は、カウンティ裁判所に対して、又はスコットランドにおいては治安判事に対して、製作者、または関連する場合には、排他的許諾を得た者に対して、その情報を共有することを要求する命令を求めて、出訴することができる。
- (7) 契約は、それが第 1 項に基づく権利を排除または制限することを意図する限りにおいて、効力を有しない。
- (8) 第 3 項に基づいて送金されることが要求される分量に関するいずれの紛争がある場合、実演家は、支払われるべき分量を決定するために著作権権審判所に対して提訴することができる。

(9) 実演家が、移転の対価に関して取り戻される支払いに対して、移転契約に基づいて権利を有する場合、支払は、製作者に支払われる分量から保留または控除する権利を与える契約におけるいずれの条項にもかかわらず、50年間の終わりから、満額についてなされなければならない。

(10) この条において、「製作者」及び「50年間」の各文言は、191条のHAにおけるのと同様の意味を有する。

「排他的許諾」は92条におけるのと同様の意味を有する。

「徴収団体」は191G条におけるのと同様の意味を有する。

(権利者が提訴することができる侵害)

第191条のI (1) 実演家の財産権の侵害は、権利者が提訴することができる。

(2) 実演家の財産権の侵害訴訟においては、損害賠償、差止命令、計算その他による救済であって、他のいずれの財産権の侵害についても利用することができるすべてのものを、原告は利用することができる。

(3) この条の規定は、この部の以下に定める規定に従うことを条件として、効力を有する。

(侵害訴訟における損害賠償についての規定)

第191条のJ (1) 実演家の財産権の侵害訴訟において、侵害の時に、訴訟が関係する録音・録画物に権利が存続することを被告が知らず、かつ、そう信じる理由を有しなかったことが証明される場合には、原告は、被告に対する損害賠償について資格を有しない。ただし、他のいずれの救済をも害しない。

(2) 裁判所は、実演家の財産権の侵害訴訟において、すべての状況、特に次に掲げることを考慮して、事案の判事が要求することができる追加の損害賠償を裁定することができる。

(a) 侵害の悪質性

(b) 侵害を理由として被告に生じるいずれかの利益

(サービス提供者に対する差止命令)

第191条のJA (1) 高等裁判所（スコットランドにおいては民事控訴院）は、サービス提供者が、そのサービスを実演家の財産権を侵害するために使用する他の者のことを実際に知っている場合には、そのサービス提供者に対して差止命令を与える権限を有する。

(2) サービス提供者がこの条の目的上実際に知っているかどうかを決定する際に、裁判所は、特定の状況において適切と認めるすべての事項を考慮し、かつ、特に次に掲げることに配慮する。

(a) 2002年の電子取引（EC指令）規則（SI2002/2013）規則第6第1項(c)に従って利用できる接触手段を通じて、サービス提供者が通知を受け取っていたかどうか。

(b) いずれの通知も、次に掲げるものを含んでいるその範囲

- (i) 通知の送りの氏名（フルネーム）及び住所
 - (ii) 当該侵害の詳細
- (3) この条において、「サービス提供者」は、2002年の電子取引（EC指令）規則の規則第2により与えられる意味を有する。
- (4) 第177条の規定は、第1部について適用されると同様に、この条についても適用される。

（侵害訴訟手続において権利の許諾を得る約束）

第191条のK (1) 附則第2のA第17項（競争報告の結果として行使することができる権限）に基づく権利について許諾を利用することができる実演家の財産権の侵害訴訟手続において、合意することができる条件で、又は合意がないときは同項に基づいて著作権審判所が決定することができる条件で、許諾を得ることを被告が約束するときは、

- (a) いずれの差止命令も、被告に対して与えられない。
 - (b) いずれの引渡し命令も、第195条に基づいて定められない。
 - (c) 損害賠償として又は利得の計算において被告に対して取得することができる金額は、それらの条件によるそのような許諾が最も早い侵害の前に付与されていたときは、許諾を得た者としての被告により支払われたであろう金額の2倍を超えない。
- (2) 約束は、責任をなんら容認することなく、訴訟手続における最終命令の前いつでも与えることができる。
- (3) この条のいずれの規定も、権利の許諾を利用することができる前に犯された侵害について利用することができる救済に影響しない。

（排他的許諾を得た者の権利及び救済）

第191条のL (1) 排他的許諾を得た者は、実演家の財産権の所有者に対する場合を除き、許諾の付与の後に生じる事項について、許諾が譲渡であったものとして同一の権利及び救済を有する。

- (2) その者の権利及び救済は、権利者の権利及び救済と併存する。また、この部の関係規定における権利者への言及は、それに従って解釈される。
- (3) 排他的許諾を得た者がこの条に基づいて提起する訴訟において、被告は、訴訟が権利者により提起されたならば利用することができたいずれの抗弁をも利用することができる。

（併存する権利の行使）

第191条のM (1) 権利者又は排他的許諾を得た者が提起する実演家の財産権の侵害訴訟が、それらの者が併存する訴権を有する侵害に関係する（全体的又は部分的に）場合には、権利者又は場合により排他的許諾を得た者は、他の者が原告として参加し、又は被告として追加されない限り、裁判所の許可を得ずに訴訟を続行することはできない。

- (2) 第1項に従って被告として追加される権利者又は排他的許諾を得た者は、訴訟手続に参加

しない限り、訴訟におけるいずれの費用についても責任を有しない。

(3) 前記の規定は、権利者又は排他的許諾を得た者のみによる申請に基づく中間的救済の付与に影響しない。

(4) 権利者及び排他的許諾を得た者が併存する訴権を有する、又は有した侵害に関する（全体的又は部分的に）実演家の財産権の侵害訴訟が提起される場合には、

(a) 裁判所は、損害賠償の査定において、次に掲げることを考慮する。

(i) 許諾の条件

(ii) 侵害についてそれらの者のうちの一方の者にすでに裁定され、又は提供されているいずれかの金銭的救済

(b) 侵害についてそれらの者のうちの他方の者のために損害賠償の裁定が行われ、又は利得の計算が指示されているときは、いずれの利得の計算も指示されない。

(c) 裁判所は、利得の計算が指示されるときは、それらの者の間のいずれの合意にも従うことを条件として、裁判所が正当と認めるところに従ってそれらの者の間で利得を配分する。また、これらの規定は、権利者及び排他的許諾を得た者の両者が訴訟の当事者であると否とを問わず、適用される。

(5) 実演家の財産権の所有者は、第195条（引渡し命令）に基づく命令を申請する前又は第196条（押収の権利）により付与される権利を行使する前に、併存する権利を有するいずれの排他的許諾を得た者にも通知する。また、裁判所は、排他的許諾を得た者の申請を受けて、第195条に基づく命令又は場合により第196条により付与される権利の権利者による行使を禁止し、若しくは許可する命令であって、許諾の条件を考慮して裁判所が適当と認めるものを、定めることができる。

非財産権

（実演家の非財産権）

第192条のA (1) 次に掲げる諸条により実演家に付与される権利は、以下に定める限度までを除き、譲渡し、又は移転することができない。

第182条（生の実演の録音・録画等について要求される同意）

第183条（同意を得ずに作成された録音・録画物の使用による実演家の権利の侵害）

第184条（違法録音・録画物の輸入、所持又は利用による実演家の権利の侵害）

第191条のHA（録音物における実演家の財産権の移転）及び第191条のHB（移転の対価の支払い）

これらの権利は、この部において「実演家の非財産権」として言及される。

(2) そのようないずれかの権利について資格を有する者の死亡により、

(a) その権利は、その者が遺言による処分によって特別に指示することができる者に移転する。

- (b) そのような指示がないときは、又はその限度において、その権利は、その者の人格代表者が行使することができる。
- (3) そのようないずれかの権利を有する者の関係において、この部における実演家への言及は、当分の間それらの権利を行使する資格を有する者への言及と解釈される。
- (4) 第2項(a)号に基づいて、ある権利を2人以上の者が行使することができることとなる場合には、その権利は、それらの者の各人が他の者とは独立して行使することができる。
- (5) ある者の死亡後の侵害についてこの条に基づいて人格代表者により取得されるいずれの損害賠償も、訴権が存続し、かつ、その者の死亡の直前にその者に帰属していたものとして、その者の遺産の一部として移転する。

(録音・録画権を有する者の権利の移転可能性)

第192条のB (1) この部により録音・録画権を有する者に付与される権利は、譲渡し、又は移転することができない。

(2) 第185条第2項(b)号又は第3項(b)号の規定が、契約又は許諾の利益の譲渡を受ける者にこの部に基づく権利を付与する限りは、第1項の規定は、それらの規定に影響しない。

(同意)

第193条 (1) 実演家の非財産権を有する者又は録音・録画権を有する者によるこの部の目的のための同意は、特定の実演、特定の種類の実演又は実演一般に関して与えることができ、また、過去の又は将来の実演に関係することができる。

(2) 実演の録音・録画権を有する者は、同意がその者により与えられていたと同様に、その者がその権利を当該排他的録音・録画契約又は許諾に基づいて得ている者により与えられるいずれの同意によっても拘束される。

(3) 実演家の非財産権が他の者に移転する場合には、以前資格を有した者を拘束するいずれの同意も、同意がその者により与えられていたと同様に、権利の移転を受ける者を拘束する。

(法定義務の違反として提訴することができる侵害)

第194条 次に掲げるいずれの権利の侵害も、法定義務の違反として、権利について資格を有する者が提訴することができる。

(a) 実演家の非財産権

(b) この部により録音・録画権を有する者に付与されるいずれもの権利

違法録音・録画物の引渡し又は押収

(引渡し命令)

第195条 (1) ある者が実演の違法録音・録画物を業務の過程において自己の所有、保管又は

管理の下に有する場合には、この部に基づいて実演に関して実演家の権利又は録音・録画権を有する者は、録音・録画物がその者又は裁判所が指示することができる他の者に引き渡される旨の命令を裁判所に申請することができる。

(2) 第203条に明示する期間の終了後は、申請は行われぬ。また、いずれの命令も、第204条（違法録音・録画物の処分についての命令）に基づく命令を裁判所も定め、又はそのような命令を定める根拠があると裁判所が認めない限り、定められない。

(3) この条に基づく命令に従って録音・録画物の引渡しを受ける者は、第204条に基づく命令が定められないときは、同条に基づく命令が定められるまでの間、又は命令を定めぬ旨の決定が行われるまでの間、その録音・録画物を保持する。

(4) この条のいずれの規定も、裁判所の他のいずれの権限にも影響しない。

（違法録音・録画物を押収する権利）

第196条 (1) 陳列されており、又は販売若しくは賃貸のために直接提供されていることが認められる実演の違法録音・録画物であつて、それについてある者が第195条に基づく命令を申請する資格を有するものは、その者又はその者の許諾を得た者が押収し、かつ、保留することができる。

押収し、及び保留する権利は、以下に定める条件に従つて行使することができ、かつ、第204条（違法録音・録画物の処分についての命令）に基づく裁判所のいずれの決定にも従ふ。

(2) いずれかのものがこの条に基づいて押収される前に、提案される押収の時期及び場所が地域の警察署に通知されなければならない。

(3) いずれの者も、この条により付与される権利を行使する目的上、公衆が接近することができる構内に入ることができる。ただし、ある者の常置の又は正規の事業所においてその者の所有、保管又は管理の下にあるいずれのものをも押収することはできず、また、いずれの威力をも行使することはできない。

(4) この条に基づいていずれかのものが押収される時には、押収を行う者又はそれを許可する者及びそれが行われる根拠についての所定の細目を含む所定の形式による掲示が、押収が行われた場所に残される。

(5) この条において、

「構内」は、土地、建築物、固定した又は可動の構造物、車両、船舶、航空機及びホバークラフトを含む。

「所定の」とは、所管大臣の命令により定められたことをいう。

(6) この条に基づく所管大臣の命令は、議会の上院又は下院の決議に従つて廃止することができる制定文書により定められる。

（「違法録音・録画物」の意味）

第197条 (1) この部において、実演に関して「違法録音・録画物」は、この条の規定に従つ

て解釈される。

(2) 実演家の権利の目的上、その者の実演の全体又はいずれかの実質的部分の録音・録画物は、それがその者の同意を得ずに私的目的のため以外に作成されるときは、違法録音・録画物である。

(3) 録音・録画権を有する者の権利の目的上、排他的録音・録画契約に従う実演の全体又はいずれかの実質的部分の録音・録画物は、それがその者の同意又は実演家の同意を得ずに私的目的のため以外に作成されるときは、違法録音・録画物である。

(4) 第198条及び第199条（罪及び刑事訴訟手続における引渡し命令）の目的上、録音・録画物は、それが第2項又は第3項に定める目的上違法録音・録画物であるときは、違法録音・録画物である。

(5) この部において、「違法録音・録画物」は、附則第2の次に掲げる規定のいずれかに基づいて違法録音・録画物として取り扱われることとなる録音・録画物を含む。

第1項のB(5)及び(7)（私的使用のための個人的複製物）

第1項のD(3)（非商業的な調査のためのテキスト及びデータ解析のための複製物）

第3A項(5)又は(6)又は第3B項（10）障害者のための録音・録画物の利用可能複製物）

第6項(2)（教育機関による放送の録音・録画）

第6項のZA(7)（教育機関による著作物からの抜粋の複製と使用）

第6項のF(5)(b)（司書による複製：発行された著作物の単一の複製物）

第6項のG(5)(b)（司書又は記録保管人による複製：未発行の著作物の単一の複製物）

第12項(2)（主たる録音・録画物の移転の時に保持される電子的形式による実演の録音・録画物）

第14項(6)(b)（民謡の録音・録画物）

第16項(3)（放送の目的のために作成される録音・録画物）

第17項のA(2)（タイム・シフトの目的のための録音・録画）

第17項のB(2)（放送の写真）

ただし、同附則の規定のいずれかに従って作成される録音・録画物を含まない。

(6) この条の目的上、録音・録画物が作成された場所は、重要ではない。

罪

（違法録音・録画物の作成、利用又は使用についての刑事責任）

第198条 (1) 違法録音・録画物である録音・録画物であり、かつ、違法録音・録画物であることをその者が知り、又はそう信じる理由を有するものについて、十分な同意を得ずに次に掲げるいずれかの行為を行う者は、罪を犯す。

(a) 販売又は賃貸のために作成すること。

(b) その者の私的及び家庭内の使用のため以外に連合王国に輸入すること。

- (c) この部により付与される権利を侵害するいずれかの行為を犯す目的で、業務の過程において所持すること。
- (d) 業務の過程において、
 - (i) 販売し、又は賃貸すること。
 - (ii) 販売若しくは賃貸のために提供し、又は陳列すること。
 - (iii) 頒布すること。
- (1A) 次に掲げるいずれかにおいて実演家の提供権を侵害する者は、そうすることにより録音・録画物の提供権を侵害していることをその者が知り、又はそう信じる理由を有するときは、罪を犯す。
 - (a) 業務の過程において。
 - (b) 公衆への伝達において。
- (2) 十分な同意を得ずに作成された実演の録音・録画物について、次に掲げるいずれかの行為を行い、それにより、この部により付与される権利を侵害する者は、それらの権利がそれにより侵害されることをその者が知り、又はそう信じる理由を有するときは、罪を犯す。
 - (a) 公に上映させ、又は演奏させること。
 - (b) 放送させ、又は有線番組サービスに挿入させること。
- (3) 第1項及び第2項において、「十分な同意」とは、
 - (a) 資格ある実演の場合には、実演家の同意をいう。
 - (b) 排他的録音・録画契約の対象である資格のない実演の場合には、
 - (i) 第1項(a)号(録音・録画物の作成)の目的上、実演家又は録音・録画権を有する者の同意をいう。
 - (ii) 第1項(b)号、(c)号及び(d)号並びに第2項(録音・録画物の利用又は使用)の目的上、録音・録画権を有する者の同意をいう。

この項における録音・録画権を有する者への言及は、同意が与えられる時にそれらの権利を有する者への言及、又は2人以上のそのような者がいるときは、それらの者のすべてへの言及である。
- (4) 附則第2のいずれかの規定に基づいて、この部により付与される権利を侵害することなく行うことができる行為の遂行により、第1項又は第2項に基づくいずれの罪も犯されない。
- (5) 第1項(a)号、(b)号又は(d)号iiiに基づく罪について有罪とされる者は、次に掲げるいずれかの刑に処せられる。
 - (a) 即決の有罪判決により、6か月を超えない期間の禁固若しくは罰金又はこの両刑
 - (b) 起訴による有罪判決により、罰金若しくは2年を超えない期間の禁固又はこの両刑
- (5A) 第1項のAに基づく罪について有罪とされる者は、次に掲げるいずれかの刑に処せられる。
 - (a) 即決の有罪判決により、3か月を超えない期間の禁固若しくは罰金又はこの両刑
 - (b) 起訴による有罪判決により、罰金若しくは2年を超えない期間の禁固又はこの両刑
- (6) この条に基づくいずれか他の罪について有罪とされる者は、即決の有罪判決により、標

準等級の段階5を超えない罰金若しくは6か月を超えない期間の禁固又はこの両刑に処せられる。

(地方度量衡当局による執行)

第198条のA (1) 第198条の規定を区域内で執行することは、各地方度量衡当局の任務とする。

(2) 削除

(3) 前記第1項の規定は、北部アイルランドにおける第198条の執行に関しては適用されない。ただし、北部アイルランドにおいて同条を執行することは、経済開発省の任務とする。

その目的上、第2項に明示する1968年の取引種目法の規定は、地方度量衡当局及びそのような当局のいずれかの職員への言及が、同省及びその職員のいずれかへの言及に代えられたものとして、適用される。

(3A) 本条における任務に関して地方度量衡当局又は北アイルランドにおける企業貿易投資省において利用可能な調査権限については、2015年消費者権利法の附則5を参照。

(4) 1968年の取引種目法の執行を容易にする目的上情報の開示を許可するいずれの法令も、第198条が同法に含まれているものとして、かつ、同条の執行に関するいずれの者の職務も同法に基づく職務であるとして、適用される。

(5) この条のいずれの規定も、スコットランドにおいて罪についての訴訟手続を提起する権限を地方度量衡当局に与えるものと解釈されない。

(刑事訴訟手続における引渡し命令)

第199条 (1) 第198条に基づく罪についてある者に対する訴訟手続の提起を受ける裁判所は、その者の逮捕又は告訴の時に、その者が実演の違法録音・録画物を業務の過程においてその者の所有、保管又は管理の下に有していたことを納得するときは、実演に関して実演家の権利若しくは録音・録画権を有する者又は裁判所が指示することができる他の者にその違法録音・録画物を引き渡すことを命令することができる。

(2) この目的上、いずれの者も、次に掲げる時に、罪を告発されたものとして取り扱われる。

(a) イングランド、ウェールズ及び北部アイルランドにおいては、口頭で告発され、又は召喚状若しくは起訴状を送達される時

(b) スコットランドにおいては、警告され、告発され、又は告訴状若しくは起訴状を送達される時

(3) 命令は、裁判所の自己の発意により又は検察官（又はスコットランドにおいては検事総長若しくは地方検察官）の申請を受けて裁判所が定めることができ、また、その者がその罪について有罪と宣告されていると否とを問わず、定めることができる。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合には、定めることができない。

(a) 第203条（以後は引渡しの救済を利用することができない期間）に明示する期間の終了の後

(b) いずれの命令も第204条（違法録音・録画物の処分についての命令）に基づいて定められる見込みがないと裁判所が認めるとき。

(4) 下級判事裁判所がこの条に基づいて定める命令に由来する上訴は、次に掲げる裁判所に係属する。

(a) イングランド及びウェールズにおいては、刑事法院

(b) 北部アイルランドにおいては、州裁判所

また、スコットランドにおいては、命令がこの条に基づいて定められた場合には、その者の所有、保管又は管理から違法録音・録画物に移された者は、いずれかの法律規則に基づく他のいずれの形式の上訴をも害することなく、刑の宣告に対する方法と同一の方法により、その命令に対して上訴することができる。

(5) この条に基づく命令に従って違法録音・録画物の引渡しを受ける者は、第204条に基づいて命令が定められるまでの間、又は命令を定めない決定までの間、その違法録音・録画物を保持する。

(6) この条のいずれの規定も、2000年の刑事裁判所権限（判決）法第143条、1995年の犯罪収益（スコットランド）法第2部又は1994年の刑事裁判所（北部アイルランド）令第11条（刑事訴訟手続における没収についての一般規則）に基づく裁判所の権限に影響しない。

（捜索令状）

第200条 (1) 治安判事（スコットランドにおいては執行官又は治安判事）が、警察官により与えられる宣誓に基づく情報（スコットランドにおいては宣誓に基づく証言）により、次に掲げることを信じる合理的な根拠があることを納得する場合には、同判事は、警察官が必要とされる合理的な威力を行使して、構内に入り、かつ、構内を捜索する権限を与える令状を発出することができる。

(a) 第198条第1項又は第1項のA（違法録音・録画物の作成、輸入、所持、販売等又は頒布の罪）に基づく罪が、いずれかの構内において犯され、又は犯されようとしていること。

(b) そのような罪が犯され、又は犯されようとしている証拠が、それらの構内にあること。

(2) 第1項により付与される権限は、イングランド及びウェールズにおいては、1984年の警察及び刑事証言法第9条第2項（ある種類の個人的又は機密の資料）に定める種類の資料について捜索の権限を与えることには及ばない。

(3) 第1項に基づく令状は、

(a) 令状を執行するいずれかの警察官に同行する権限をいずれの者にも与えることができる。

(b) その発出の日から3か月の間効力を有する。

(3A) 第1項に基づいて発出される令状を執行する際に、警察官は、ある物品が、第198条第1項若しくは第1項のAに基づくいずれかの罪が犯され、又は犯されようとしていることの証拠であると合理的に信じるときは、その物品を押収することができる。

(4) この条において、「構内」は、土地、建築物、固定した又は可動の構造物、車両、船舶、航空機及びホーバークラフトを含む。

(同意を与える権限の虚偽の申立て)

第201条 (1) ある者が、実演に関してこの部の目的上同意を与える権限をいずれかの者により与えられている旨の虚偽の申立てをすることは、その者が合理的な根拠によりそのような権限を与えられていることを信じない限り、罪となる。

(2) この条に基づく罪について有罪とされる者は、即決の有罪判決により、6か月を超えない期間の禁固若しくは標準等級の段階5を超えない罰金又はこの両刑に処せられる。

(法人による罪——役員の実責任)

第202条 (1) 法人が犯したこの部に基づく罪が、法人の取締役、支配人、書記その他類似の役員又はそのようないずれかの資格において行動すると称する者の同意又は黙認を得て犯されたことが立証される場合には、その者及び法人が、その罪について有罪とされ、訴えられ、かつ、それに従って処罰される。

(2) その構成員により事務を管理される法人に関して、「取締役」とは、法人の構成員をいう。

引渡し及び押収についての補則

(以後は引渡しの救済を利用することができなくなる期間)

第203条 (1) 第195条（民事訴訟手続における引渡し命令）に基づく命令のための申請は、以下に定める規定に従うことを条件として、当該違法録音・録画物が作成された日から6年の期間の終了後は、行うことができない。

(2) その期間の全体又はいずれかの部分の間に、命令を申請する資格を有する者が、次に掲げるいずれかに該当する場合には、申請は、その者が行為無能力の状態にあることをやめた日、又は場合により、合理的な努力によりそれらの事実を発見することができた日から6年の期間の終了前いつでも、その者が行うことができる。

(a) 行為無能力の状態にある場合

(b) 申請する資格をその者に与える事実を発見することを詐欺又は隠蔽により阻止される場合

(3) 第2項において、「行為無能力」は、

(a) イングランド及びウェールズにおいては、1980年の出訴期限法におけると同一の意味を有する。

(b) スコットランドにおいては、1973年の時効及び出訴期限（スコットランド）法の意味における法的行為無能力をいう。

- (c) 北部アイルランドにおいては、1958年の出訴期限（北部アイルランド）法におけると同一の意味を有する。
- (4) 第199条（刑事訴訟手続における引渡し命令）に基づく命令は、いずれの場合にも、当該違法録音・録画物が作成された日から6年の期間の終了後は、定められない。

（違法録音・録画物の処分についての命令）

第204条 (1) 第195条若しくは第199条に基づく命令に従って引き渡され、又は第196条により付与される権利に従って押収され、かつ、保留された実演の違法録音・録画物が、次に掲げるいずれかの処分を受ける旨の命令のための申請、又はそのようないずれの命令も定められない旨の決定のための申請を、裁判所に行うことができる。

(a) 実演に関して実演家の権利若しくは録音・録画権を有する者であって、裁判所が指示することができる者に没収されること。

(b) 裁判所が適当と認めるところに従って破棄され、その他処分されること。

(2) いかなる命令（もしあれば）を定めるべきかを検討する際に、裁判所は、この部により付与される権利の侵害訴訟において利用することができる他の救済が、権利について資格を有する者に補償し、かつ、それらの者の利益を保護するために適当であるかどうかを検討する。

(3) 録音・録画物に利害関係を有する者への通知の送達について、裁判所規則により規定が定められ、また、そのようないずれの者も、次に掲げることを行う資格を有する。

(a) その者が通知の送達を受けたか否かにかかわらず、この条に基づく命令のための訴訟手続において出頭すること。

(b) その者が出頭したか否かにかかわらず、定められたいずれの命令に対しても上訴すること。

また、命令は、上訴の通知を与えることができる期間の終了までは、又はその期間の終了前に上訴の通知が正式に与えられるときは、上訴についての訴訟手続の最終決定若しくは破棄までは、効力を生じない。

(4) 録音・録画物に利害関係を有する者が2人以上いる場合には、裁判所は、適当と認める命令を定め、かつ、（特に）録音・録画物を売却し、その他処分すること、及び収益を配分することを指示することができる。

(5) 裁判所が、この条に基づくいずれの命令も定めないことを決定するときは、録音・録画物が引き渡され、又は押収される前にそれを所有し、保管し、又は管理していた者は、その返還について資格を有する。

(6) この条における録音・録画物に利害関係を有する者への言及は、その録音・録画物について、この条又はこの法律第114条若しくは第231条又は1994年の商標法第19条（著作権、意匠権及び商標の侵害に関して類似の規定を定めている）に基づいて、その者のために命令を定めることができたいずれの者をも含む。

(違法録音・録画物の没収：イングランド及びウェールズ又は北部アイルランド)

第204条のA (1) イングランド及びウェールズ又は北部アイルランドにおいて、実演の違法録音・録画物が、関係する罪の捜査又は告発に関連していずれかの者の所有となった場合には、その者は、この条に基づいて、違法録音・録画物の没収のための命令を申請することができる。

(2) この条の目的上、「関係する罪」とは、次に掲げるいずれかの罪をいう。

(a) 第198条第1項又は第1項のA(違法録音・録画物の作成又は利用についての刑事責任)に基づく罪

(b) 1968年の取引種目法(c. 29)に基づく罪

(c) 不正又は詐欺を伴う罪

(3) この条に基づく申請は、次に掲げる場合に次に掲げる裁判所に対して行うことができる。

(a) 違法録音・録画物のいずれか又はすべてに関する関係する罪について、いずれかの裁判所に訴訟手続が提起されている場合には、その裁判所に対して。

(b) 違法録音・録画物の没収のための申請が(a)号に基づいて行われていない場合には、告訴として治安判事裁判所に対して。

(4) この条に基づく申請があったときは、裁判所は、いずれかの違法録音・録画物に関して関係する罪が犯されていることを納得する場合に限り、それらの違法録音・録画物の没収のための命令を定める。

(5) 裁判所は、この条の目的上、当該違法録音・録画物を代表する(同一の積送品又は一組ものの一部であることその他を理由として)違法録音・録画物に関してそのような罪が犯されていることを納得する場合には、それらのいずれの違法録音・録画物に関してもそのような罪が犯されていると推論することができる。

(6) この条に基づいて治安裁判所が定める命令又はそのような裁判所がそのような命令を定めない旨の決定について不満であるいずれの者も、その命令又は決定に対して次に掲げる裁判所に上訴することができる。

(a) イングランド及びウェールズにおいては、刑事裁判所に。

(b) 北部アイルランドにおいては、州裁判所に。

(7) この条に基づく命令は、いずれかの上訴(1980年の治安判事裁判所法(c. 43)第11条又は1981年の治安判事裁判所(北部アイルランド)令(S. I1981/1675(N. I. 26)第146条(事件の記述)に基づくいずれの申請も含む。)が行われ、かつそれが確定するまでの間命令の発効を遅らせるために適当であると裁判所が認める規定を含むことができる。

(8) 第9項に従うことを条件として、いずれかの違法録音・録画物がこの条に基づいて没収される場合には、それらは、裁判所が与えることができる指示に従って破棄される。

(9) この条に基づく命令を定めるに当たり、裁判所は、命令が関係する違法録音・録画物が(破棄される代わりに)当該実演家の権利又は録音・録画権を有する者に没収され、又は裁判所が適当と認める他の方法で処分されることを指示することができる。

(没収：スコットランド)

第204条のB (1) スコットランドにおいて、裁判所は、この条に基づいて、いずれの違法録音・録画物の没収についても命令を定めることができる。

(2) この条に基づく命令は、次に掲げるいずれかの場合に定めることができる。

(a) 1995年の刑事訴訟（スコットランド）法（c. 46）第134条に明示する方法で行われる地方検察官による申請を受けて。

(b) ある者が、裁判所が課すことができる他のいずれかの刑罰に加えて、関係する罪について有罪判決を受ける場合

(3) 第2項(a)号に基づく申請があったときは、裁判所は、いずれかの違法録音・録画物に関して関係する罪が犯されていることを納得する場合に限り、それらの違法録音・録画物の没収のための命令を定める。

(4) 裁判所は、この条の目的上、当該違法録音・録画物を代表する（同一の積送品又は一組ものの一部であることその他を理由として）違法録音・録画物に関してそのような罪が犯されていることを納得する場合には、それらのいずれの違法録音・録画物に対してもそのような罪が犯されていると推論することができる。

(5) 第2項(a)号に基づいて申請を行う地方検察官は、申請が関係する違法録音・録画物の所有者又はその他それらに利害関係を有する者と認められるいずれの者に対しても、申請の写しとともに、違法録音・録画物が没収されるべきではないとの理由を示すために申請の審問に出頭する機会をその者に与える通知を送達する。

(6) 第5項に基づく送達は、1995年の刑事訴訟（スコットランド）法に基づく即決の訴訟手続における被告発人の召喚について明示される方法で実行され、かつ、そのような送達は、そのような方法で証明することができる。

(7) 第5項に基づいて通知の送達を受けるいずれの者も、及びこの条に基づく申請が関係する違法録音・録画物の所有者又はその他それらに利害関係を有する者であると主張する他のいずれの者も、違法録音・録画物が没収されるべきではないとの理由を示すために申請の審問に出頭する資格を有する。

(8) 裁判所は、次に掲げる場合には、第2項(a)号に基づく申請を受けて命令を定めない。

(a) 第5項に基づいて通知の送達を受けるいずれかの者が出頭しない場合には、その者への通知の送達が証明されない限り。

(b) 第5項に基づく通知が送達されなかった場合には、そのような通知を送達しないことが状況上合理的であったことを裁判所が納得しない限り。

(9) いずれかの違法録音・録画物の没収のための命令が、第2項(a)号に基づく申請を受けて定められる場合には、それらの違法録音・録画物が没収されるべきではないとの理由を示すために出頭した、又は出頭する資格を有したいずれの者も、命令の定めから21日以内に、保留訴状により高等裁判所に上訴することができる。

(10) 1995年の刑事訴訟（スコットランド）法第182条第5項(a)号から(e)号までの規定は、同

法第2部に基づいて記述された場合について適用されると同様に、第9項に基づく上訴についても適用される。

(11) 第2項(a)号に基づく申請に伴う命令は、次に掲げるいずれかの時まで効力を生じない。

(a) 命令が定められる日の次の日に始まる21日の期間の終了まで。

(b) その期間内に前記第9項に基づいて上訴が行われる場合には、上訴が確定し、又は破棄されるまで。

(12) 第2項(b)号に基づく命令は、次に掲げるいずれかの時まで効力を生じない。

(a) 1995年の刑事訴訟（スコットランド）法に基づいて命令に対する上訴を提起することができた期間の終了まで。

(b) その期間内に上訴が行われる場合には、上訴が確定し、又は破棄されるまで。

(13) 第4項に従うことを条件として、この条に基づいて没収された違法録音・録画物は、裁判所が与えることができる指示に従って破棄される。

(14) この条に基づく命令を定めるに当たり、裁判所は、命令が関係する違法録音・録画物が（破棄される代わりに）当該実演家の権利又は録音・録画権を有する者に没収され、又は裁判所が適当と認める他の方法で処分されることを指示することができる。

(15) この条の目的上、

「関係する罪」とは、第198条第1項若しくは第1項のA（違法録音・録画物の作成又は利用についての刑事責任）若しくは1968年の取引種目法（c. 29）に基づく罪又は不正若しくは詐欺を伴ういずれかの罪をいう。

「裁判所」とは、次に掲げるいずれかをいう。

(a) 第2項(a)号に基づく申請を受けて定められる命令に関しては、執行官

(b) 第2項(b)号に基づいて定められる命令に関しては、刑罰を課した裁判所

（州裁判所及び執行官裁判所の管轄権）

第205条 (1) イングランドおよびウェールズの州裁判所、及び北部アイルランドにおける州裁判所は、次に掲げるいずれかの条に基づいて訴訟手続を受理することができる。

第195条（違法録音・録画物の引渡し命令）

第204条（違法録音・録画物の処分についての命令）

ただし、北部アイルランドにおいては、州裁判所は、当該違法録音・録画物の価値が州裁判所の不法行為訴訟限度を超えない場合に限り、そのような訴訟手続を受理することができる。

(2) スコットランドにおいては、それらの規定のいずれに基づく命令のための訴訟手続も、執行官裁判所に提起することができる。

(3) この条のいずれの規定も、高等裁判所の管轄権、又はスコットランドにおいては民事控訴院の管轄権に影響するものとは解釈されない。

実演家の財産権の許諾

(実演家の権利の許諾)

第205条のA 附則第2のAの規定は、実演家の財産権の許諾について効力を有する。

著作権審判所の管轄権

(著作権審判所の管轄権)

第205条のB (1) 著作権審判所は、次に掲げる諸条項に基づく訴訟手続を審問し、及び決定するというこの部に基づく管轄権を有する。

- (a) 第182条のD (商業用録音物の利用についての公正な報酬の請求権)
 - (b) 第190条 (複製権者のために同意を与えるための申請)
 - (c) 第191条のH (レンタル権の移転による公正な報酬の金額)
 - (cc) 附則第2第19項 (実演又は録音物が挿入されている放送の再送信について支払われる著作権使用料その他の報酬)
 - (d) 附則第2のA第3項、第4項又は第5項 (許諾要綱の付託)
 - (e) 同附則第6項又は第7項 (許諾要綱に基づく許諾についての申請)
 - (f) 同附則第10項、第11項又は第12項 (許諾機関による許諾についての付託又は申請)
 - (g) 同附則第15項 (ある種の貸与についての著作権使用料を決定するための申請)
 - (h) 同附則第17項 (権利として利用することができる許諾条件を決定するための申請)
- (2) 第1部第8章の規定 (著作権審判所に関する一般規定) は、この部に基づくいずれかの管轄権を行使する時に、審判所に関して適用される。
- (3) 代表する団体が代表していると主張する人々の集団を合理的に代表していることを審判所が納得しない限り、その団体による附則第2のA第3項、第4項又は第5項 (許諾要綱の付託) に基づく付託を審判所が受理することを禁止する規定が、第150条に基づく規則により定められる。

実演家として確認される権利

(実演家として確認される権利)

第205条のC (1) その実演家は、次に掲げる場合には、確認される権利を有する。

- (a) 公衆に対する資格のある実演を提供又は上演する場合、
 - (b) 資格のある実演を生で放送する場合
 - (c) 資格のある実演の録音物を公衆に伝達する場合、又は
 - (d) そのような録音物の複製物を公衆に配布する場合
- (2) この条における実演家の権利は、次に掲げるとおりである。

- (a) 公の実演の場合、実演に伴うプログラム、又はその身元をその実演を見又は聞く者に注目させることができる他のいずれかの方法により、確認されること、
 - (b) 放送における実演の場合、その身元をその放送を見又は聞く者に注目させることができるいずれかの方法により、確認されること、
 - (c) 公衆に対する伝達される録音物の場合、その身元を、その伝達を聞く者に注目させることができるいずれかの方法により、確認されること
 - (d) 発行される録音物の場合、各複製物において、又はそれが適当でないときは、その身元を、複製物を入手する者に注目させることができるいずれかの方法により、確認されること、又は、（上記のいずれの場合においても）実演家および第1項に示された者の間で合意される他の方法において、確認されること
- (3) グループによる（又はある実演の大部分がグループによりなされている）実演に対してこの条により付与される権利は、そのグループそれ自身が第2項に明示されるところにより確認されるのであれば、以下の場合において、侵害されない。
- (a) 第2項第(a)号、第(b)号又は第(c)号に含まれる場合、又は
 - (b) 同項第(d)号において、そのグループの各構成員が確認されることが、合理的に実行不可能である場合。
- (4) この条において「グループ」とは、集合的に確認されうる特定の名称を有する二人以上の実演家を意味する。
- (5) 205条のDに基づく主張をする際に、変名、頭文字又は他の特定の確認形式を明示するときは、その形式が使用される。その他の場合には、いずれの合理的な確認形式を使用することもできる。
- (6) この条の規定は、第205条のE（権利の例外）に従うことを条件として、効力を有する。

（権利が主張される要件）

- 205条のD** (1) いずれの者も、以下の規定に従って、第205条（実演家として確認される権利）に定める行為のいずれかに関してその者を拘束するように権利が主張されない限り、その行為を行うことにより、同条により付与される権利を侵害しない。
- (2) 権利は、一般に又はいずれかの特定の行為若しくは行為の種類に関して、次に掲げるいずれかにより主張することができる。
- (a) 実演家により又はその者のために署名された証書により。
 - (b) 実演家の財産権の譲渡の際に、実演家がその実演に関して確認される権利を主張する旨の記述を、譲渡を実施する証書中に含めることにより。
- (3) 第2項に基づく権利の主張により拘束される者は、次に掲げる者である。
- (a) 第2項(a)号に基づく主張の場合には、主張の通知を受けるいずれかの者
 - (b) 第2項(b)号に基づく主張の場合には、主張の通知を受けていると否とを問わず、譲受人及びその者を通じて主張するいずれかの者

(4) 権利侵害に対する訴訟において、裁判所は、救済を検討する際に、権利の主張におけるいずれの遅滞をも考慮する。

(権利の例外)

第 205 条の E (1) 第 205 条の C (実演家として確認される権利) より付与される権利は、以下に定める例外に従う。

(2) この権利は、実演家 (又は、第 205 条の C 第 3 項 に基づく確認が認められる場合には、その団体) として確認することが合理的に実行不可能な場合には、適用されない。

(3) この権利は、時事の事件の報道を目的としてなされるいずれの実演に関しても適用されない。

(4) この権利は、商品又はサービスを広告することを目的としてなされるいずれの実演に関しても適用されない。

(5) この権利は、次に掲げる附則第 2 の諸規定のいずれかに基づいて、第 2 章により付与されるいずれの権利も侵害しないこととなる行為により侵害されない。

- (a) 附則第 2 条第 1A 項 (ニュースの報道);
- (b) 附則第 3 条 (実演又は録音・録画物の付随的挿入);
- (c) 附則第 4 条第 2 項 (試験を目的としてなされること);
- (d) 附則第 8 条 (議会手続及び裁判手続);
- (e) 附則第 9 条 (王立委員会及び法定調査)。

実演を傷つける取扱いに反対する権利

(実演を傷つける取扱いに反対する権利)

第 205 条の F (1) 資格のある実演の実演家の権利は、以下の場合に侵害される。

- (a) 実演が生放送である場合、又は、
 - (b) 録音物により、当該実演が公に演奏され、または公に伝達される場合において、著作物の歪曲、切除又はその他の改変となり、実演家の名誉声望を害するとき。
- (2) この条は、第 205 条の G に従うことを条件として、効力を有する。

(権利の例外)

第 205 条の G (1) 第 205 条の F (実演を傷つける取扱いに反対する権利) により付与される権利は、以下に定める例外に従う。

(2) この権利は、時事の事件の報道を目的としてなされるいずれの実演に関しても適用されない。

(3) この権利は、実演に対してなされる改変は、通常の編集または制作実務に合致する場合において、侵害されない。

(4) 第5項に従うことを条件として、この権利は、次に掲げることを目的として行われるいずれのことによっても侵害されない。

- (a) 罪を犯すことを回避すること、
- (b) 法令により又は法令に基づいて課される義務を履行すること、又は
- (c) 英国放送協会の場合には、良い趣味若しくは品位に反し、又は犯罪を助長し、若しくは扇動し、又は混乱を招き、若しくは人心に対して攻撃的となる可能性があるいずれかのものを、同協会が放送する番組中に挿入することを回避すること。

(5) 第4項は、以下の場合には、十分な否認がある場合にのみ適用される。

- (a) 実演家が、その身元を当該行為により修正されたものとしての実演を見又は聞く者に注目させることができるいずれかの方法によって、確認される場合、又は
 - (b) 実演家が、公衆に発行された録音物の複製物において以前確認されている場合。
- (6) 第5項における「十分な否認」とは、権利を侵害しうる行為に関して、その修正について実演家が同意していないでなされている旨の明確かつ合理的に顕著な指摘であって、次に該当するものをいう。
- (a) 当該行為により修正された実演を見又は聞く者に注意させることができるいずれかの方法においてなされ、および、
 - (b) 実演家はその時に確認されるときは、確認とともに現われる指摘。

(侵害物品の所持又は利用による権利侵害)

第205条のH (1) 第205条のF(実演を傷つける取扱いに反対する権利)により付与される権利は、また、侵害物品である物品、又は侵害物品であることをその者が知り、若しくはそう信じる理由を有する物品について、次に掲げる行為を行う者により侵害される。

- (a) 業務の過程において所持すること、または
 - (b) 販売し、賃貸し、又は販売若しくは賃貸のために提供し、若しくは陳列すること、または
 - (c) 頒布すること。
- (2) 「侵害物品」とは、実演家の名誉声望を害する歪曲、切除又はその他の改変がなされている、資格のある実演の録音物をいう。

補則

(権利の存続期間)

第205条のI (1) この章に基づいて実演に関して付与される実演家の権利は、第2章に基づいて実演に関して与えられる実演家の権利が存続する限り、引き続き存続する。

(2) 第1項における「実演家の権利」は、その者の権利承継人に帰属する実演家の権利を含む。

(同意及び権利の放棄)

第 205 条の J (1) 権利について資格を有する者により又はその者のために同意されたいずれの行為を行うことも、この章により付与されるいずれの権利の侵害でもない。

(2) これらのいずれの権利も、権利を放棄する者により又はその者のために署名された書面による証書により、放棄することができる。

(3) 放棄は、

(a) 特定の実演、特定の種類の実演又は実演一般に関係することができ、また、現存の又は将来の実演に関係することができる。

(b) 条件付き又は無条件とすることができ、また、取消しを条件とすることを表明することができる。

また、放棄が関係するその実演に関する実演家の権利の保有者又は将来の保有者のために行われるときは、放棄は、反対の意図が表明されない限り、その者の許諾を得た者及び権利承継人に及ぶものと推定される。

(4) この章のいずれの規定も、一般契約法の作用又は非公式放棄に関する禁反言その他この章に定める権利のいずれかに関する取引を排除するものとは解釈されない。

(実演の部分への規定の適用)

第 205 条の K (1) 第 205 条の C (実演家として確認される権利) により付与される権利は、実演の全体又はいずれの実質的部分に関しても適用される。

(2) 第 205 条の F (実演を傷つける取扱いに反対する権利) により付与される権利は、著作物の全体又はいずれの部分に関しても適用される。

(譲渡不能の著作者人格権)

第 205 条の L この章により付与される権利は、譲渡することができない。

(死亡による人格権の移転)

第 205 条の M (1) この章により付与される権利について資格を有する者の死亡により、

(a) その権利は、その者が遺言による処分によって特別に指示することができる者に移転する。

(b) そのような指示がないが、当該実演の権利がその者の遺産の一部を構成するときは、その権利は、財産権の移転を受ける者に移転する。

(c) その権利が(a)号若しくは(b)号に基づいて移転しないときは、又はその限度において、その権利は、その者の人格代表者が行使することができる。

(2) ある者の遺産の一部を構成する実演家の財産権が一部は1人の者に、また、一部は他の者に移転する場合、例えば遺贈が次に掲げるものに適用されるように限定される場合には、第1項に基づいて実演家の財産権とともに移転するいずれの権利も、それに応じて分割される。

(a) その権利の保有者が行い、又は許諾する排他的権利を有する事項の1若しくは2以上で

あって全部でないもの。

(b) その権利が存続する期間の1部分であって全体でないもの。

(3) 第1項(a)号又は(b)号に基づいて、ある権利が2人以上の者により行使可能となる場合において、

(a) その権利は、第205条のF（実演を傷つける取扱いに反対する権利）により付与される権利の場合には、それらの者の各人が行使することができる権利であり、その者が当該取扱い又は行為に同意するときは、それらのいずれに関しても（条件を）満たされる。

(b) それらの者の1人による第205条のJに基づく権利のいずれの放棄も、他の者の権利に影響しない。

(4) 以前与えられた同意又は行われた放棄は、第1項に基づいて権利の移転を受けるいずれの者をも拘束する。

(5) ある者の死亡後の侵害についてこの条に基づいて人格代表者により取得されるいずれの侵害賠償も、訴権が存続し、かつ、その者の死亡の直前にその者に帰属していたものとして、その者の遺産の一部として移転する。

（人格権侵害の救済）

第205条のN (1) この章により付与される権利の侵害は、その権利について資格を有する者に対して果たすべき法定の義務の違反として提訴することができる。

(2) 以下の場合、その者は、その者自身がその権利を侵害していたものと同様として、第1項に基づく侵害に関して責任を有するいずれの者と連帯して、責任を有するものとする。

(a) この章により付与される権利の侵害があり、

(b) 実演家のために行為をしたと偽って主張する者が、関連する行為に同意し、又は権利の放棄を意図していた場合であり、かつ、

(c) その者がその通りに行っていたのであれば侵害とならなかったであろう場合。

(3) この章により実演家に付与される権利の侵害訴訟手続において、以下のことを証明することは抗弁となるものとする。

(a) 実演家のために行為をしたと主張する者が、被告の行為に同意し、又は権利の放棄を意図していた場合であり、かつ、

(b) 被告が、その者が実演家のために行為をしていたと合理的に信じていたこと。

(4) 第205条のFにより付与される権利の侵害訴訟手続において、裁判所は、状況上それが適切な救済であると認めるときは、実演の放送又は録音物から実演家を分離する否認が、裁判所が承認することができる条件及び方法で行われなければならない限り、いずれの行為を行うことも禁止する条件で差止命令を与えることができる。

保護のための資格付与及び範囲

(資格ある国、個人及び者)

第206条 (1) この部において、

「資格ある国」とは、次に掲げるいずれかの国をいう。

- (a) 連合王国
- (b) その他の EEA 諸国
- (ba) 英仏海峡諸島、マン島又はジブラルタル、及び
- (bb) ローマ条約の当事国である国
- (c) 第 208 条に基づいて枢密院令が規定する限度において、同条に基づいて指定される相互保護を享有する国

「資格ある個人」とは、資格ある国の市民若しくは臣民又はそのような国に居所を有する個人をいう。

「資格ある者」とは、資格ある個人又は法人その他次に掲げる2つの条件を満たす法人格を有する団体をいう。

- (a) 連合王国その他の資格ある国の一部分の法律に基づいて形成されていること。
- (b) いずれかの資格ある国において、実質的な業務活動が遂行される事業所を有していること。

(2) 「資格ある個人」の定義における資格ある国の市民又は臣民である者への言及は、次に掲げる者への言及として解釈される。

- (a) 連合王国に関しては、英国市民である者
- (b) 連合王国の植民地に関しては、同植民地との関係により英国保護領の市民である者

(3) 「資格ある者」の定義の目的上、実質的な業務活動がいずれかの国における事業所において遂行されているかどうかを決定する際には、すべての実質的な時期にその国の外にある商品の取引は、なんら考慮されない。

(4) 女王陛下は、枢密院令により、

- (a) 第1項における「資格ある国」の定義に関する (bb) 又は (c) の国に対するこの部の適用に関して、特定の制約に服することとする条項を設けることができる。
- (b) ローマ条約の当事国ではない国を追加するために第1項における「資格ある国」の定義を修正することができる。

(c) (b) に基づいて追加される国に対するこの部に関して、特定の制約に服することとする条項を設けることができる。

(5) この条に基づく枢密院令を含む制定文書は、議会の上院又は下院の決議に従って廃止することができる。

(6) この条において、「ローマ条約」とは、1961年10月26日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約を意味する。

(この部の規定が及ぶ国)

第207条 この部の規定は、イングランド並びにウェールズ、スコットランド及び北部アイルランドに及ぶ。

(相互保護を享有する国)

第208条 (1) 女王陛下は、枢密院令により、次に掲げる国をこの部に基づいて相互保護を享有する国として指定することができる。

(a) 条約国

(b) 英国の実演に適切な保護を与える規定をその国の法律に基づいて定めており、又は定める予定であることを女王陛下が納得する国

(2) 「条約国」とは、連合王国も締約国である実演家の権利に関する条約の締約国である国をいう。

(3) 「英国の実演」とは、次に掲げる実演をいう。

(a) 英国市民又は連合王国に居所を有する者である個人により行われる実演

(b) 連合王国において行われる実演

(4) その国の法律が、ある種類の実演についてのみ適切な保護を規定しているときは、その国を指定する第1項(b)号に基づく枢密院令は、その国に關係する実演に関してこの部により与えられる保護を対応する範囲に限定する規定を含む。

(5) 第1項(b)号により付与される権限は、外国に關してと同様に、連合王国のいずれの植民地に關しても行使することができる。

(6) この条に基づく枢密院令を含む制定文書は、議会上院又は下院の決議に従って廃止することができる。

(領海及び大陸棚)

第209条 (1) この部の目的上、連合王国の領海は、連合王国の一部として取り扱われる。

(2) この部の規定は、連合王国において行われることについて適用されると同様に、海底若しくは底土の探査又はそれらの自然資源の利用に直接關係する目的のために大陸棚の連合王国領域に所在する構造物又は船舶において行われることについても適用される。

(3) 大陸棚の連合王国領域とは、1964年の大陸棚法第1条第7項に基づく命令により指定される区域をいう。

(英国の船舶、航空機及びホーバークラフト)

第210条 (1) この部の規定は、連合王国において行われることについて適用されると同様に、英国の船舶、航空機又はホーバークラフトにおいて行われることについても適用される。

(2) この条において、

「英国の船舶」とは、連合王国外の国における登録に基づく以外の1995年の商船法の目的上英国の船舶である船舶をいう。

「英国の航空機」及び「英国のホーバークラフト」とは、連合王国において登録された航空機又はホーバークラフトをいう。

解釈

(著作権規定におけると同一の意味を有する表現)

第211条 (1) 次に掲げる表現は、この部において、第1部(著作権)におけると同一の意味を有する。

放送

業務

公衆への伝達

国

被告(スコットランドにおける)

引渡し(スコットランドにおける)

EEA国民

映画

差止命令(スコットランドにおける)

文芸の著作物

発行された

署名された

録音物

無線放送

(2) 第6条第3項から第5項のAまで及び第19条第4項(放送に関する補則)の規定は、第1部の目的上及び著作権侵害に関して適用されると同様に、この部の目的上及びこの部により付与される権利の侵害に関しても適用される。

(定義された表現の索引)

第212条 次に掲げる一覧表は、この部において使用された表現を定義し、その他説明する規定(同一の条においてのみ使用された表現を定義し、その他説明する規定以外の)を示す。

利用可能複製物(附則2の第3A項から第3E項) ——附則2の第3E項(4)

移転(スコットランドにおける) ——第211条第6項(及び第177条)

放送(及び関係する表現) ——第211条(及び第6条)

業務 ——第211条第1項(及び第178条)

公衆への伝達 ——第211条第1項(及び第20条)

実演家の同意(実演家の財産権に関して) ——第191条のA第2項

国 ——第211条第1項(及び第178条)

被告（スコットランドにおける）——第211条第1項（及び第177条）
引渡し（スコットランドにおける）——第211条第1項（及び第177条）
障害者（附則2の第3A項から第3E項）——附則2の第3E項(2)及び(3)
頒布権——第182条のB第5項
EEA及びEEA国——第211条第1項（及び第172条のA）
排他的録音・録画契約——第185条第1項
映画——第211条第1項（及び第5条のB）
グループ——205条のC第4項
違法録音・録画物——第197条
差止命令（スコットランドにおける）——第211条第1項（及び第177条）
公衆への配布——第182条のB
貸与権——第182条のC第7項
文芸の著作物——第211条第1項（及び第3条第1項）
公衆への提供——第182条のCA
実演——第180条第2項
実演家の非財産権——第192条のA第1項
実演家の財産権——第191条のA第1項
発行された——第211条第1項（及び第175条）
資格ある国——第206条第1項
資格ある個人——第206条第1項及び第2項
資格ある実演——第181条
資格ある者——第206条第1項及び第3項
録音・録画物（実演の）——第180条第2項
録音・録画権（を有する者）——第185条第2項及び第3項
レンタル権——第182条のC第7項
複製権——第182条のA第3項
権利者（実演家の財産権に関して）——第191条のA第3項及び第4項
署名された——第211条第1項（第176条）
録音物——第211条第1項（及び第5条のA）
無線放送——第178条

補足

（国際法に対する変更の結果による修正の権限）

第212条のA (1) 所管大臣は、実演家の権利の分野における国際法に対する修正の結果により、命令によりこの部を修正することができる。

(2) この条における命令は、制定文書によりなされなければならない。そして、その命令の案が、議会の上院又は下院に提出され、承認されている場合でなければ限り、いかなる命令も作成されない。

第3部 意匠権

第1章 原意匠の意匠権

導入規定

(意匠権)

第213条 (1) 意匠権は、この部に従って原意匠に存続する財産権である。

(2) この部において、「意匠」とは、ある物品の全体又は一部分の形状又は形態（内部又は外部の）の意匠をいう。

(3) 意匠権は、次に掲げるものには存続しない。

(a) 構成の方法又は原則

(b) 物品の形状又は形態の特徴であって、次に掲げるいずれかに該当するもの

(i) 物品が他の物品と接続し、又は他の物品の中に、周囲に、若しくはそれに対比して置かれるようにして、その結果、両方の物品がその機能を果たすことができるようにするもの

(ii) 物品が意匠家により不可分の部分を形成することを意図される他の物品の外観に従属するもの

(c) 表面の装飾

(4) 意匠は、資格のある国においてその創作の時に当該意匠分野において陳腐であるときは、この部の目的上「原意匠」ではない。なお、「資格のある国」とは、第217条第3項により与えられる意味による。

(5) 意匠が次に掲げるものへの言及により又は第221条（資格付与について更に規定を定める権限）に基づくいずれかの命令に従って、意匠権保護について資格を有するときに限り、その意匠に意匠権は存続する。

(a) 意匠家又は意匠家の雇用主（第218条及び第219条参照）

(b) 意匠に従って作成された物品を最初に発売した者及びそのような国（第220条参照）

(5A) 1995年のオリンピック記号等（保護）法の意味における管理された表示から成り、又はそれを含む意匠には、意匠権は存続しない。

(6) 意匠が意匠文書に記録され、又は物品が意匠に従って作成されない限り、及びその時までには、意匠権は存続しない。

(7) この部の施行前にそのように記録され、又はそれに従って物品が作成された意匠には、

意匠権は存続しない。

(意匠家)

第214条 (1) この部において、意匠に関して「意匠家」とは、意匠を創作する者をいう。

(2) コンピュータ生成意匠の場合には、意匠の創作に必要な手筈を引き受ける者が、意匠家であるとみなされる。

(意匠権の帰属)

第215条 (1) 意匠家は、雇用の過程において創作されたものでない意匠のいずれもの意匠権の最初の所有者である。

(2) 削除

(3) 意匠が被雇用者によりその雇用の過程において創作されるときは、その者の雇用主が、その意匠のいずれもの意匠権の最初の所有者である。

(4) 意匠が第220条(意匠に従って作成された物品を最初に発売することへの言及による資格付与)に基づいて意匠権保護について資格を有するときは、前記の規則は適用されず、かつ、当該物品を発売する者が、意匠権の最初の所有者である。

(意匠権の存続期間)

第216条 (1) 意匠権は、次に掲げる時に消滅する。

(a) 意匠が最初に意匠文書に記録された暦年又は物品が意匠に従って最初に作成された暦年のうちいずれか早い方の暦年の終わりから15年後

(b) 意匠に従って作成された物品が、その暦年の終わりから5年以内に販売又は賃貸のために提供されるときは、それが最初に提供された暦年の終わりから10年後

(2) 第1項における販売又は賃貸のために提供される物品への言及は、意匠権者により又はその者の許諾を得て世界中のいずれかの場所においてそのように提供される物品への言及である。

意匠権保護のための資格付与

(資格ある個人及び資格ある者)

第217条 (1) この部において、

「資格ある者」とは、

(a) 資格のある国に居住する個人、又は

(b) 法人その他次に掲げる2つの条件を満たす法人格を有する団体をいう。

(i) 連合王国その他の資格ある国の一部分の法律に基づいて形成されていること。

(ii) いずれかの資格ある国において、実質的な業務活動が遂行される事業所を有していること。

(2) この部における資格ある者への言及は、他のいずれの資格ある国の国王及び政府をも含む。

(3) この条において、「資格ある国」とは、次に掲げる国をいう。

(a) 連合王国

(b) 第255条に基づく命令に基づいてこの部の規定が及ぶ国

(c) 欧州連合の他の加盟国

(d) 第256条に基づく命令が規定する限度において、同条に基づいて指定される相互保護を享有する国

(4) 削除

(a) 連合王国に関しては、英国市民である者

(b) 連合王国の植民地に関しては、同植民地との関係により英国保護領の市民である者

(5) 「資格ある者」の定義の目的上、実質的な業務活動がいずれかの国における事業所において遂行されているかどうかを決定する際には、すべての実質的な時期にその国の外にある商品の取引は、なんら考慮されない。

(意匠家への言及による資格付与)

第218条 (1) この条の規定は、雇用の過程において創作されたものでない意匠について適用される。

(2) この条の規定が適用される意匠は、意匠家が資格ある者であるときは、意匠権保護について資格を有する。

(3) この条の規定が適用される共同意匠は、意匠家のいずれかが資格ある者であるときは、意匠権保護について資格を有する。

(4) 共同意匠がこの条に基づく意匠権保護について資格を有する場合には、資格ある者である意匠家のみが、第215条第1項（意匠権の最初の帰属意匠家の資格）に基づく意匠権について資格を有する。

(委嘱者又は雇用主への言及による資格付与)

第219条 (1) 意匠は、資格ある者との雇用の過程において創作されるときは、意匠権保護について資格を有する。

(2) 共同雇用の場合には、意匠は、雇用主のいずれかが資格ある者であるときは、意匠権保護について資格を有する。

(3) 共同雇用の過程において創作される意匠が、この条に基づいて意匠権保護について資格を有する場合には、資格ある者である雇用者のみが、第215条第3項（意匠権の最初の帰属雇用主の資格）に基づいて意匠権について資格を有する。

(最初の発売への言及による資格付与)

第220条 (1) 第218条又は第219条(意匠家、委嘱者又は雇用主への言及による資格付与)に基づく意匠権保護について資格を有しない意匠は、意匠に従って作成された物品の最初の発売が、次に掲げる者により、かつ、次に掲げる国において行われるときは、意匠権保護について資格を有する。

(a) 削除

(b) 連合王国又は第255条に基づく命令に基づいてこの部の規定が及ぶ他の国若しくは欧州連合の加盟国において。

(2) 意匠に従って作成された物品の最初の発売が2人又は2人以上の者により共同で行われるときは、その意匠は、それらの者のいずれかが第1項(a)号に明示する要件を満たすときは、意匠権保護について資格を有する。

(3) そのような場合には、その要件を満たす者のみが、第215条第4項(意匠権の最初の帰属——意匠に従って作成された物品の最初の発売者の資格)に基づく意匠権について資格を有する。

(4) 削除

(a) 資格ある者であったならば意匠家、意匠の委嘱者若しくは意匠家の雇用主として意匠権の最初の所有者であった者による許諾、又はそのような者の下で適法に主張する者による許諾を得ていること。

(b) 連合王国における法的手続により執行することができる排他性を有すること。

(資格付与について更なる規定を定める権限)

第221条 (1) 女王陛下は、連合王国の国際的義務を履行するために、枢密院令により、枢密院令に明示する要件が満たされるときは意匠は意匠権保護について資格を有する旨を、規定することができる。

(2) 枢密院令は、異なる種類の意匠又は物品について異なる規定を定めることができ、また、第215条(意匠権の帰属)及び第218条から第220条まで(資格付与の他の手段)の規定の作用の必然的修正であって女王陛下が適当と認めるものを行うことができる。

(3) この条に基づく枢密院令を含む制定文書は、議会上院又は下院の決議に従って廃止することができる。

意匠権の利用

(譲渡及び許諾)

第222条 (1) 意匠権は、人的財産又は動産として、譲渡、遺言による処分又は法律の作用により、移転することができる。

(2) 意匠権の譲渡その他の移転は、一部分とすること、すなわち、次に掲げるものについて適用されるように限定することができる。

(a) 意匠権者が行う排他的権利を有する事項の1又は2以上であって全部でないもの

(b) 権利が存続すべき期間の一部であって全体でないもの

(3) 意匠権の譲渡は、譲渡人により又はその者のために署名される書面によらない限り、有効でない。

(4) 意匠権者により付与される許諾は、対価を支払った善意の購入者であって許諾の通知（現実の又は推定による）を受けていない者又はそのような購入者から権限を得ている者を除き、権利上の利益についてのすべての権利承継人を拘束する。また、この部における意匠権者の許諾を得て又は得ずにいずれかのことを行うことへの言及は、それに従って解釈される。

（意匠権の将来の帰属）

第223条 (1) 将来の意匠権に関して結ばれ、かつ、将来の意匠権者により又はその者のために署名される協定により、将来の意匠権者が将来の意匠権（全体又は一部分）を他の者に譲渡することを意図する場合において、存在することとなる権利について、譲受人又はその者の下で主張する他の者が、他のすべての者に対して、権利がその者に帰属することを要求する資格があるときは、その権利は、この条に基づいてその者に帰属する。

(2) この条において、

「将来の意匠権」とは、将来の意匠若しくは意匠の種類について又は将来の出来事の発生の時に存在することとなる、又は存在することとなりうる意匠権をいう。

「将来の意匠権者」は、それに従って解釈され、かつ、第1項に定める協定に基づいて意匠権について将来資格を有することとなる者を含む。

(3) 将来の意匠権者により付与される許諾は、対価を支払った善意の購入者であって許諾の通知（現実の又は推定による）を受けていない者又はそのような購入者から権限を得ている者を除き、権利上の利益（又は将来の利益）についてのすべての権利承継人を拘束する。また、この部における意匠権者の許諾を得て又は得ずにいずれかのことを行うことへの言及は、それに従って解釈される。

（意匠権を伴うと推定される登録意匠の権利の譲渡）

第224条 意匠権が存続する意匠から成る意匠が1949年の登録意匠法に基づいて登録され、かつ、登録意匠の所有者が意匠権者でもある場合には、登録意匠の権利の譲渡は、反対の意図が現われない限り、意匠権の譲渡でもあるとみなされる。

（排他的許諾）

第225条 (1) この部において、「排他的許諾」とは、別途意匠権者が排他的に行使することができる権利を行使することを、許諾を付与する者を含む他のすべての者を排除して、許諾を

得た者に許可する許諾であつて、意匠権者により又はその者のために署名される書面によるものをいう。

(2) 排他的許諾に基づいて許諾を得た者は、許諾を付与する者に対して有する権利と同一の権利を、許諾により拘束されるいずれの権利承継人に対しても有する。

第2章 意匠権者の権利及び救済

意匠権の侵害

(意匠権の一次侵害)

第226条 (1) 意匠の意匠権者は、商業目的のために次に掲げることを行うことによりその意匠を複製する排他的権利を有する。

(a) その意匠に従つて物品を作成すること。

(b) そのような物品の作成を可能とすることを目的として意匠を記録する意匠文書を作成すること。

(2) 意匠に従つて物品を作成することによる意匠の複製とは、正確に又は実質的にその意匠に従つて物品を生産するように意匠を複製することをいう。また、この部における意匠に従つて物品を作成することへの言及は、それに従つて解釈される。

(3) 意匠権は、意匠権者の許諾を得ずに、この条に基づいて意匠権者の排他的権利であるいずれかのことを行い、又は行うことを他の者に許諾する者により侵害される。

(4) この条の目的上、複製は、直接であることも又は間接であることもできる。また、いずれかの介在する行為自体が意匠権を侵害するかどうかは、重要ではない。

(5) この条の規定は、第3章（意匠権者の権利の例外）の規定に従うことを条件として、効力を有する。

(二次侵害——侵害物品の輸入又は利用)

第227条 (1) 意匠権は、侵害物品である物品であつて、侵害物品であることをその者が知り、又はそう信じる理由を有するものについて、意匠権者の許諾を得ずに次に掲げるいずれかの行為を行う者により侵害される。

(a) 商業目的のために連合王国に輸入すること。

(b) 商業目的のために所持すること。

(c) 業務の過程において販売し、賃貸し、又は販売若しくは賃貸のために提供し、若しくは陳列すること。

(2) この条の規定は、第3章（意匠権者の権利の例外）の規定に従うことを条件として、効力を有する。

(「侵害物品」の意味)

第228条 (1) この部において、意匠に関して「侵害物品」は、この条に従って解釈される。

(2) その意匠に従ってある物品を作成することがその意匠の意匠権の侵害であるときは、その物品は、侵害物品である。

(3) 次に掲げる2つの要件を満たす場合にも、当該物品は、侵害物品である。

(a) ある物品が連合王国に輸入されており、又は輸入されることが企てられていること。

(b) 連合王国においてその意匠に従って物品を作成することが、意匠の意匠権の侵害となり、又は意匠に関する排他的許諾協定違反となっていること。

(4) 意匠権が存続しており、又はいずれかの時に存続していた意匠に従ってある物品が作成されていることが示される場合には、反対のことが証明されるまでは、意匠権が存続していた時にその物品が作成されたものと推定される。

(5) 第3項のいずれの規定も、1972年の欧州共同体法第2条第1項の意味におけるいずれかの執行可能なEUの権利に基づいて連合王国に適法に輸入することができる物品について適用されるものとは解釈されない。

(6) 「侵害物品」という表現は、意匠文書の作成が意匠権の侵害であったか、又は侵害となるかどうかにかかわらず、意匠文書を含まない。

侵害救済

(意匠権者の権利及び救済)

第229条 (1) 意匠権の侵害は、意匠権者が提訴することができる。(2) 意匠権の侵害訴訟において、原告は、損害賠償、差止命令、計算その他による救済であって、他のいずれの財産権侵害についても利用することができるすべてのものを、利用することができる。

(3) 裁判所は、意匠権の侵害訴訟において、すべての状況、特に次に掲げることを考慮して、事案の判事が要求することができる追加の損害賠償を裁定することができる。

(a) 侵害の悪質性

(b) 侵害を理由として被告に生じるいずれかの利益

(4) この条の規定は、第233条(善意の侵害)に従うことを条件として、効力を有する。

(引渡し命令)

第230条 (1) ある者が次に掲げるいずれかに該当する場合には、当該意匠の意匠権者は、侵害物品その他のものがその者又は裁判所が指示することができる他の者に引き渡される旨の命令を裁判所に申請することができる。

(a) 侵害物品を商業目的のために自己の所有、保管又は管理の下に有する者

(b) 特定の意匠が侵害物品を作成するために使用され、若しくは使用される筈であることを知り、又はそう信じる理由を有しながら、その意匠に従って物品を作成することを特に意

図され、又はそのように適応されているいずれかのものを、自己の所有、保管又は管理の下に有する者

- (2) 申請は、この条の以下の規定に明示する期間の終了後は、行われぬ。また、いずれの命令も、第231条（侵害物品等の処分についての命令）に基づく命令を裁判所も定め、又はそのような命令を定める根拠があると裁判所が認めない限り、定められない。
- (3) この条に基づく命令の申請は、第4項に従うことを条件として、当該物品又は当該ものが作成された日から6年の期間の終了後は、行うことができない。
- (4) その期間の全体又はいずれかの部分の間に、意匠権者が、次に掲げるいずれかに該当する場合には、申請は、その者が行為無能力の状態にあることをやめた日から、又は場合により、合理的な努力によりそれらの事実を発見することができた日から6年の期間の終了前いつでも、行うことができる。
- (a) 行為無能力の状態にある場合
- (b) 命令を申請する資格をその者に与える事実を発見することを詐欺又は隠蔽により阻止される場合
- (5) 第4項において、「行為無能力」は、
- (a) イングランド及びウェールズにおいては、1980年の出訴期限法における同一の意味を有する。
- (b) スコットランドにおいては、1973年の時効及び出訴期限（スコットランド）法の意味における法的行為無能力をいう。
- (c) 北部アイルランドにおいては、1958年の出訴期限（北部アイルランド）法令における同一の意味を有する。
- (6) この条に基づく命令に従って侵害物品その他のものの引渡しを受ける者は、第231条に基づく命令が定められないときは、その条に基づいて命令が定められるまでの間、又は命令を定めぬ旨の決定が行われるまでの間、その侵害物品その他のものを保持する。
- (7) この条のいずれの規定も、裁判所の他のいずれの権限にも影響しない。

（侵害物品等の処分についての命令）

第231条 (1) 第230条に基づく命令に従って引き渡された侵害物品その他のものが次に掲げるいずれかの処分を受ける旨の命令のため、又はそのようないずれの命令も行われぬ旨の決定のために、裁判所に申請を行うことができる。

- (a) 意匠権者に没収されること。
- (b) 裁判所が適当と認めるところに従って破棄され、その他処分されること。
- (2) いかなる命令（もしあれば）を定めるべきかを検討する際に、裁判所は、意匠権の侵害訴訟において利用することができる他の救済が、意匠権者に補償し、かつ、その利益を保護するために適当であるかどうかを検討する。
- (3) その物品その他のものに利害関係を有する者への通知の送達について、裁判所規則によ

り規定が定められ、また、そのようないずれの者も、次に掲げることを行う資格を有する。

(a) その者が通知の送達を受けたか否かにかかわらず、この条に基づく命令のための訴訟手続において出頭すること。

(b) その者が出頭したか否かにかかわらず、行われたいずれの命令に対しても上訴すること。

また、命令は上訴の通知を与えることができる期間の終了までは、又はその期間の終了前に上訴の通知が正式に与えられるときは、上訴についての訴訟手続の最終決定若しくは破棄の時までは、効力を生じない。

(4) 物品その他のものに利害関係を有する者が2人以上いる場合には、裁判所は、適当と認める命令を定め、かつ、(特に) そのものを売却し、その他処分すること、及び、収益を配分することを指示することができる。

(5) この条に基づくいずれの命令も行わない旨を裁判所が決定するときは、物品その他のものが引き渡される前にそれを所有し、保管し、又は管理していた者は、その返還について資格を有する。

(6) この条における物品その他のものに利害関係を有する者への言及は、その物品その他のものについて、次に掲げるいずれかの規定に基づいて、その者のために命令を定めることができたいずれの者をも含む。

(a) この条又はこの法律第114条若しくは第204条の規定

(b) 1949年の登録意匠法第24条のDの規定

(c) 1994年の商標法第19条(2006年の共同体商標規則(SI2006/1027)規則第4により適用される同条を含む。)の規定

(d) 2005年の共同体意匠規則(SI2005/2339)規則第1のCの規定

(州裁判所及び執行官裁判所の管轄権)

第232条 (1) イングランドおよびウェールズにおける州裁判所、及び北部アイルランドにおける州裁判所は、次に掲げる諸条に基づく訴訟手続を受理することができる。

第230条(侵害物品等の引渡し命令)

第231条(侵害物品等の処分についての命令)

第235条第5項(併存する権利を有する排他的許諾を得た者による申請)

ただし、北部アイルランドにおいては、州裁判所は、当該侵害物品その他のものの価値が州裁判所の不法行為訴訟限度を超えない場合に限り、そのような訴訟手続を受理することができる。

(2) スコットランドにおいては、それらの規定のいずれかに基づく命令のための訴訟手続は、執行官裁判所に提起することができる。

(3) この条のいずれの規定も、高等裁判所の管轄権、又はスコットランドにおいては民事控訴院の管轄権に影響するものとは解釈されない。

(善意の侵害)

第233条 (1) 第226条(一次侵害)に基づいて提起される意匠権侵害訴訟において、侵害の時に、被告が、訴訟が関係する意匠に意匠権が存続していたことを知らず、かつ、そう信じる理由を有しなかったことが証明される場合には、原告は、その者に対する損害賠償(請求)について資格を有しない。ただし、他のいずれの救済をも害しない。

(2) 第227条(二次侵害)に基づいて提起される意匠権侵害訴訟において、被告が、侵害物品がその者又はその者の前権利者により善意で取得されたことを証明する場合には、その侵害についてその者に対して提供することができる唯一の救済は、訴えられた行為についての合理的な使用料を超えない損害賠償である。

(3) 第2項において「善意で取得された」とは、物品を取得する者が、それが侵害物品であることを知らず、かつ、そう信じる理由を有しなかったことをいう。

(排他的許諾を得た者の権利及び救済)

第234条 (1) 排他的許諾を得た者は、意匠権者に対する場合を除き、許諾が譲渡であったものとして許諾の付与の後に生じる事項について同一の権利及び救済を有する。

(2) その者の権利及び救済は、意匠権者のそれらと併存する。また、この部の関係規定における意匠権者への言及は、それに従って解釈される。

(3) 排他的許諾を得た者がこの条に基づいて提起する訴訟において、被告は、訴訟が意匠権者により提起されたならばその者が利用することができることとなるいずれの抗弁をも利用することができる。

(併存する権利の行使)

第235条 (1) 意匠権者又は排他的許諾を得た者により提起される意匠権侵害訴訟が、それらの者が併存する訴権を有する侵害に関する(全体的又は部分的に)場合には、意匠権者又は場合により排他的許諾を得た者は、他の者が原告として参加し、又は被告として追加されない限り、裁判所の許可を得ずに訴訟を続行することはできない。

(2) 第1項に従って被告として追加される意匠権者又は排他的許諾を得た者は、訴訟手続に参加しない限り、訴訟におけるいずれの費用についても責任を有しない。

(3) 前記の規定は、意匠権者又は排他的許諾を得た者の申請に基づく中間的救済の付与に影響しない。

(4) 意匠権者及び排他的許諾を得た者が併存する訴権を有する侵害に関する(全体的又は部分的に)意匠権侵害訴訟が提起される場合には、

(a) 裁判所は、損害賠償を査定する際に、次に掲げる2つのことを考慮する。

(i) 許諾の条件

(ii) 侵害についてそれらの者のうちの一方の者にすでに裁定され、又は提供されたいず

れかの金銭的救済

(b) 侵害についてそれらの者のうちの他方の者のために損害賠償の裁定が行われ、又は利得の計算が指示されているときは、利得のいずれの計算も指示されない。

(c) 裁判所は、利得の計算が指示されるときは、それらの者の間のいずれの協定にも従うことを条件として、裁判所が正当と認めるところに従ってそれらの者の間で利得を配分する。また、これらの規定は、意匠権者及び排他的許諾を得た者が両者とも訴訟の当事者であるか否とにかかわらず、適用される。

(5) 意匠権者は、第230条（侵害物品の引渡し命令）に基づく命令を申請する前に、併存する権利を有するいずれの排他的許諾を得た者にも通知する。また、裁判所は、排他的許諾を得た者の申請を受けて、許諾の条件を考慮して適当と認める同条に基づく命令を定めることができる。

第3章 意匠権者の権利の例外

著作権侵害

（著作権侵害）

第236条 意匠権が存続する意匠から成り、又はそのような意匠を含む著作物に著作権が存続する場合には、その著作物の著作権侵害であるいずれかのことを行うことは、その意匠の意匠権の侵害ではない。

権利の許諾の利用可能性

（意匠権の最後の5年以内に利用することができる許諾）

第237条 (1) いずれの者も、許諾の請求権として、意匠権期間の最後の5年以内に、この条によらなければ意匠権を侵害することとなるいずれのことも行う資格を有する。

(2) 許諾の条件は、合意のないときは、長官により決定される。

(3) 所管大臣は、次に掲げるいずれかのことを行うために必要と認めるときは、命令により、命令に明示される種類の意匠又はそのように明示される種類の物品に応用された意匠を、第1項の規定の作用から除外することができる。

(a) 連合王国の国際的義務を履行すること。

(b) 他の諸国における英国人の意匠の相互保護を確保し、又は維持すること。

(4) 命令は、制定文書により定められる。また、いずれの命令も、その草案が、議会の両院に提出され、かつ、その決議により承認されない限り、定められない。

（公益の保護のために行使することができる権限）

第238条 (1) 1980年の競争法第12条第5項又は2002年の企業法第41条第2項、第55条第2項、第60条第6項、第75条第2項、第83条第2項、第138条第2項、第147条第2項若しくは第160条第2項又は同法附則第7第5項(2)若しくは第10項(2)（公共団体その他のある種の者、合併又は市場調査に関連して委員会への付託に伴って救済措置をとる権限）に基づいて所管大臣、公正取引庁又は（場合により）競争委員会により救済され、軽減され、又は阻止されるべきいずれの必要性も、次に掲げるいずれかのものから成り、又はそれを含む場合には、第1項のAの規定が、適用される。

(a) 意匠権者により付与される許諾における条件であって、許諾を得た者による意匠の使用又は他の許諾を付与するという意匠権者の権利を制限するもの。

(b) 合理的な条件で許諾を付与することを意匠権者が拒否すること。

(1A) 2002年の企業法附則第8により与えられる権限は、それらの条件を取り消し、又は修正する権限及び、その代わりに又はそれに加えて、意匠権についての許諾を権利として利用することができる旨を規定する権限を含む。

(2) 1980年の競争法第12条第5項のA並びに2002年の企業法第75条第4項(a)号、第83条第4項(a)号、第84条第2項(a)号、第89条第1項、第160条第4項(a)号、第161条第3項(a)号及び附則第7第5項、第10項及び第11項における、2002年の企業法附則第8により許されるいずれのことへの言及も、それに従って解釈される。

(3) この条に基づいて利用することができる許諾の条件は、合意のないときは、許諾を要求する者による申請を受けて長官により決定される。

(侵害訴訟手続において権利の許諾を得ることの約束)

第239条 (1) 第237条又は第238条に基づく権利として許諾を利用することができる意匠の意匠権侵害訴訟手続において、合意することができる条件で、又は合意がないときは同条に基づいて長官が決定することができる条件で、許諾を得ることを被告が約束するときは、

(a) いずれの差止命令も被告に対して与えられない。

(b) いずれの引渡し命令も、第230条に基づいて定められない。

(c) 損害賠償として又は利得の計算により被告に対して取得することができる金額は、それらの条件によるそのような許諾が最も早い侵害の前に付与されていたならば許諾を得た者としての被告により支払われたであろう金額の2倍を超えない。

(2) 約束は、責任をなんら容認することなく、訴訟手続における最終命令の前いつでも与えることができる。

(3) この条のいずれの規定も、権利の許諾を利用することができる前に犯された侵害について利用することができる救済に影響しない。

国王による意匠の使用

(国王による意匠の使用)

第240条 (1) 政府の省庁又は政府の省庁により書面で権限を与えられる者は、意匠権者の許諾を得ずに、次に掲げることを行うことができる。

- (a) 国王の業務のために物品を供給することを目的としていずれかのことを行うこと。
- (b) 国王の業務のために必要でなくなった物品を処分すること。

また、この条に基づいて行われたいずれのことも、意匠権を侵害しない。

(2) この部における「国王の業務」への言及は、次に掲げることへの言及である。

- (a) 王国の防衛
- (b) 対外防衛目的
- (c) 保健業務目的

(3) 「対外防衛目的」のための物品の供給への言及は、次に掲げる目的のためにそれらを供給することをいう。

(a) 王国外の国の政府及び連合王国における女王陛下の政府が当事者である協定又は取決めに従ってその国を防衛するため。

(b) 国際連合又はその内部機関の1の決議に従って軍事行動をとる軍隊による使用のため。

(4) 「保健業務目的」のための物品の供給への言及は、次に掲げるいずれかの業務を提供することを目的としてそれらの物品を供給することをいう。

(za) 2006年の国民保健業務法若しくは2006年の国民保健業務（ウェールズ）法に基づく一次医科業務若しくは一次歯科業務又は1978年の国民保健業務（スコットランド）法第1部に
基づく一次歯科業務

(a) 次に掲げるいずれかの規定に基づく薬科業務、一般医科業務又は一般歯科業務

(i) 2006年の国民保健業務法第7部第1章又は2006年の国民保健業務（ウェールズ）法第7部第1章（薬科業務の場合）

(ii) 1978年の国民保健業務（スコットランド）法第2部（一般歯科業務の場合）

(iii) 北部アイルランドにおいて施行されている法律の対応する規定

(b) 次に掲げるいずれかの規定に基づいて結ばれた取決めに従う個人医科業務又は個人歯科業務

(i) 削除

(ii) 1978年法第17条のC（個人歯科業務の場合）の規定

(iii) 北部アイルランドにおいて施行されている法律の対応する規定

(c) 2006年の国民保健業務法又は2006年の国民保健業務（ウェールズ）法に基づいて提供される地方薬科業務

(d) 1978年の国民保健業務（スコットランド）法第1部にに基づく薬科介護業務

(5) この部において、

意匠に関して「国王による使用」とは、この条に基づいていずれかのことを行うことであつて、この条によらなければ意匠の意匠権侵害となるものをいう。

そのような使用に関して、「政府の関係省庁」とは、行為を行い、又はそれを許可する政府の省庁をいう。

(6) 国王による意匠の使用についての政府の省庁の許可は、使用前又は後に、かつ、ある者がその意匠に関していずれかのことを行うことを意匠権者により直接的又は間接的に許諾されると否とにかかわらず、その者に与えることができる。

(7) この条により付与される権限を行使して販売されるいずれかのものを取得する者及びその者の下で主張するいずれの者も、意匠権が国王のために保持されたものとして、同一の方法によりそれを利用することができる。

(国王による使用のための条件の決定)

第241条 (1) 国王による意匠の使用が行われる場合には、政府の関係省庁は、次に掲げることを行う。

(a) できる限り速かに意匠権者に通知すること。

(b) 意匠権者が随時要求することができる使用の範囲についての情報を意匠権者に与えること。

ただし、そうすることが公益に反するとその省庁が認める場合、又は意匠権者の身元を合理的な調査により確認することができない場合を除く。

(2) 国王による意匠の使用は、使用前又は後に、大蔵省の承認を得て政府の関係省庁と意匠権者との間で合意される条件で、又は合意がないときは裁判所により決定される条件で行われる。

この項の規定の北部アイルランドへの適用において、大蔵省への言及は、同項において言及される政府の省庁が北部アイルランドの省庁である場合には、財政及び職員省への言及として解釈される。

この項の規定のスコットランドへの適用において、同項において言及される政府の省庁がスコットランド政府のいずれかの一部である場合には、「大蔵省の承認を得て」という用語は、省略される。

(3) 意匠権者の身元を合理的な調査により確認することができない場合には、政府の関係省庁は、裁判所に申請することができ、裁判所は、意匠権者がその省庁と条件について合意し、又は問題を決定のために裁判所に付託するまでは、国王による意匠の使用についていずれの使用料その他の金額も支払われない旨を命令することができる。

(国王による使用の場合における第三者の権利)

第242条 (1) 意匠権者（又は意匠権者から権限を得るいずれかの者、若しくは意匠権者がその者から権限を得るいずれかの者）と政府の省庁以外のいずれかの者との間で定められるいずれの許諾、譲渡又は合意の規定も、次に掲げるいずれの場合に限り、国王による意匠の使用又は国王による使用に付随するいずれの行為に関しても、効力を有しない。

- (a) 意匠に関して行われるいずれかのこと又はその意匠に関するいずれかのひな型、文書その他の情報の使用を制限し、若しくは規制する場合
 - (b) そのような使用についての支払い、又はそのような使用に関連して計算される支払いを行うことを規定する場合
- また、行われたことに関連してそのようないずれかのひな型若しくは文書を複製すること、若しくはその複製物を公衆に配布すること、又はそのようないずれの使用も、そのひな型又は文書のいずれの著作権の侵害でもないとみなされる。
- (2) 第1項の規定は、そのようないずれかのひな型、文書又は情報を、許諾、譲渡又は合意に違反して開示することを許可するものとは解釈されない。
 - (3) 意匠について排他的許諾が効力を有する場合において、
 - (a) 使用料に対して許諾が付与されたときは、
 - (i) 第241条（国王による使用のための条件の決定）に基づく意匠権者と政府の省庁との間のいずれの合意も、許諾を得た者の同意を必要とする。
 - (ii) 許諾を得た者は、国王による使用のための支払いの一部であってそれらの者の中で合意することができるもの、又は合意がないときは、裁判所が決定することができるものを、意匠権者から取り戻す資格を有する。
 - (b) 使用料に対して以外に許諾が付与されたときは、
 - (i) 第241条の規定は、意匠権者への言及を許諾を得た者への言及に置き換えて、第240条（国王による意匠の使用）及び前記第1項がなかったならば許諾を得た者の権利の侵害となるいずれのことに關しても適用される。
 - (ii) 第241条の規定は、第240条に基づいて与えられる権限に基づいて許諾を得た者が行ういずれのことに關しても適用されない。
 - (4) 使用料を対価として意匠権が意匠権者に譲渡されている場合には、
 - (a) 第241条の規定は、意匠権者への言及は譲渡人を含んだものとして国王による意匠の使用に關して適用される。また、国王による使用のためのいずれの支払いも、合意することができる割合で、又は合意がないときは裁判所が決定することができる割合でそれらの者の中で配分される。
 - (b) 第241条の規定は、国王による意匠の使用に關して適用されると同様に、国王による使用に付随するいずれの行為に關しても適用される。
 - (5) 意匠に關するいずれかのひな型、文書その他の情報が、国王による意匠の使用に關連して、又は国王による使用に付随するいずれかの行為に關連して使用される場合には、第241条の規定は、意匠権者への言及を前記第1項により無効とされる合意のいずれかの規定の利益について資格を有する者への言及に置き換えて、そのひな型、文書その他の情報の使用について適用される。
 - (6) この条において、

「国王による使用に付随する行為」とは、政府の省庁の命令に従って国王の業務のために意

匠について意匠権者により行われるいずれのことをもいう。

「国王による使用のための支払い」とは、第241条に基づいて政府の関係省庁により支払われる金額をいう。

「使用料」は、意匠の使用に関連して決定されるいずれの利益をも含む。

(国王による使用——利得の損失についての補償金)

第243条 (1) 国王による意匠の使用が行われる場合には、政府の関係省庁は、次に掲げるいずれかの者に対して、意匠に従って作成された物品を供給する契約をその者が裁定されないことから生じるいずれの損失についても補償金を支払う。

(a) 意匠権者

(b) 意匠について効力を有する排他的許諾があるときは、排他的許諾を得た者

(2) 補償金は、その者の現在の製造能力からそのような契約を履行することができたであろう限度までに限り、支払われる。ただし、補償金は、そのような契約の裁定についてその者を不適格とする状況の存在にかかわらず、支払われる。

(3) 損失の決定に際しては、そのような契約に基づいて得られた利得について、及びいずれかの製造能力が十分に使用されなかった限度について、考慮が払われる。

(4) いずれの補償金も、意匠に従って作成された物品を国王の業務のため以外に供給するための契約を確保することを怠ったいずれの場合にも、支払われない。

(5) 支払われる金額は、大蔵省の承認を得て意匠権者又は許諾を得た者と政府の関係省庁との間で合意されないときは、第252条に基づく付託を受けて裁判所により決定される。また、支払われる金額は、第241条又は第242条に基づいて支払われるいずれの金額にも追加される。

(6) この条の規定の北部アイルランドへの適用において、第5項における大蔵省への言及は、政府の関係省庁が北部アイルランドの省庁である場合には、財務及び職員省への言及として解釈される。

(7) この条の規定のスコットランドへの適用において、第5項において言及される政府の省庁がスコットランド政府のいずれかの一部である場合には、同項における「大蔵省の承認を得て」という用語は、省略される。

(緊急事態の間における国王による使用のための特別規定)

第244条 (1) 緊急事態の期間の間に、第240条(国王による意匠の使用)に基づいて意匠に関して行使される権限は、次に掲げるいずれかの事項について必要又は得策であると政府の関係省庁が認めるいずれの目的のためにも、この条によらなければ意匠権の侵害となるいずれの行為をも行う権限を含む。

(a) 女王陛下が参戦することができるいずれかの戦争の効率的な遂行

(b) 社会生活に不可欠の供給品及び業務の維持

(c) 社会福祉に不可欠の供給品及び業務の充足の確保

- (d) 工業、商業及び農業の生産性の促進
 - (e) 輸出の促進及び指導、すべての国若しくはいずれかの国からの輸入又はいずれかの種類の輸入の削減、並びに貿易収支の是正
 - (f) 一般的に、社会の資源全体が、社会の利益に資するために最も適した方法で使用されるために提供され、かつ、使用されることの確保
 - (g) 戦争の結果として深刻な困窮状態にある連合王国外のいずれかの国における被害の救済並びに不可欠の供給品及び業務の回復及び配分の援助
- (2) この部における国王の業務への言及は、緊急事態の期間については、それらの業務の目的を含む。また、「国王による使用」への言及は、この条を離れては意匠権侵害となるいずれの行為をも含む。
- (3) この条において、「緊急事態の期間」とは、この部の目的上、枢密院令により緊急事態の期間の始まりであると宣言することができる日に始まり、緊急事態の期間の終わりであると宣言することができる日に終わる期間をいう。
- (4) この条に基づきいずれの枢密院令も、その草案が議会の両院に提出され、かつ、その決議により承認されない限り、女王陛下に提出されない。

雑則

(私的な行為、実験及び教授に関する例外)

第 244 条の A 意匠権は、以下によって侵害されない。

- (a) 私的に行われるものであり、かつ、商業的ではない目的でなされる行為
- (b) 実験の目的で行われる行為、又は
- (c) 教授する目的又は引用する目的でなされる複製の行為。ただし、以下を条件とする。
 - (i) 複製の行為が、公正な商業上の慣行に合致するものであり、かつ、当該意匠の通常の利用を不当に害しないこと、及び
 - (ii) その情報源に対する言及がなされていること

(外国の船舶及び航空機に関する例外)

第 244 条の B 意匠権は、以下によって侵害されない。

- (a) その他の国で登録されているが、連合王国に一時的に滞在する船舶又は航空機の設備における使用
- (b) かかる船舶又は航空機を修理することを目的とする交換部品の連合王国への輸入
- (c) かかる船舶又は航空機の修理の実施

一般規定

(更なる例外について規定する権限)

第245条 (1) 所管大臣は、次に掲げるいずれかの目的のために必要と認めるときは、命令により、命令に明示する種類の行為が意匠権を侵害しない旨を規定することができる。

(a) 連合王国の国際的義務を履行するため。

(b) 他の諸国における英国人の意匠の相互保護を確保し、又は維持するため。

(2) 命令は、意匠又は物品の異なる種類について異なる規定を定めることができる。

(3) 命令は、制定文書により定められる。また、いずれの命令も、その草案が議会の両院に提出され、かつ、その決議により承認されない限り、定められない。

第4章 長官及び裁判所の管轄権

長官の管轄権

(意匠権に関する事項を裁定する管轄権)

第246条 (1) 次に掲げる事項のいずれかについての紛争の一方の当事者は、その紛争を裁定のために長官に付託することができる。

(a) 意匠権の存続

(b) 意匠権の期間

(c) 意匠権が最初に帰属した者の身元

また、付託に対する長官の裁定は、紛争の両当事者を拘束する。

(2) 次に掲げる場合を除き、他のいずれの裁判所又は審判所も、そのようないずれの事項についても裁定しない。

(a) 長官からの付託又は上訴による場合

(b) 係争点が付随的に生じる侵害その他の訴訟手続における場合

(c) 両当事者の合意又は長官の許可を得て提起される訴訟手続における場合

(3) 長官は、この条に基づく付託の過程において生じる事実上又は法律上のいずれの付随的問題をも裁定する管轄権を有する。

(権利の許諾条件を決定するための申請)

第247条 (1) 次に掲げる規定又は命令に基づく権利として利用することができる許諾を要請する者は、許諾条件を決定することを長官に申請することができる。

(a) 第237条(意匠権の最後の5年内に利用することができる許諾)

(b) 第238条(公益のために利用することができる許諾)に基づく命令

(2) 第237条に基づいて利用することができる許諾条件の決定のためのいずれの申請も、許諾が同条に基づいて効力を生じることができる最も早い日の前1年以上早く行うことはできない。

(3) 長官により決定される許諾条件は、許諾を得た者に次に掲げることを行う権限を与える。

- (a) 第237条に基づいて利用することができる許諾の場合には、許諾がないときに意匠権の侵害となるあらゆること。
- (b) 第238条に基づいて利用することができる許諾の場合には、許諾をそのように利用することができるあらゆること。
- (4) 許諾条件を決定する際に、長官は、所管大臣が制定文書により定める命令により規定することができる要因を考慮する。
- (5) そのようないずれの命令も、その草案が議会の両院に提出され、かつ、その決議により承認されない限り、定められない。
- (6) 許諾条件が長官により決定される場合には、許諾は、次に掲げる日から効力を生じる。
 - (a) 第237条に基づいて利用することができる許諾について、許諾が同条に基づいて効力を生じることができる最も早い日の前に行われる申請の場合には、その日
 - (b) 他のいずれの場合にも、長官への申請が行われた日

(意匠権者が知られていない場合における条件の決定)

- 第248条** (1) この条の規定は、第247条(権利の許諾条件の決定)に基づく申請を行う者が、合理的な調査により意匠権者の身元を発見することができない場合に、適用される。
- (2) 長官は、許諾条件を決定する際に、許諾が使用料その他の支払いについてのいずれの義務をも免除される旨を命ずることができる。
 - (3) そのような命令が定められるときは、意匠権者は、その申請が行われる日から効力を生じる許諾条件を変更することを長官に申請することができる。
 - (4) 許諾条件が長官により決定され、かつ、権利として許諾を利用することができなかつたことがその後確認されるときは、許諾を得た者は、許諾を利用することができなかつた旨の意匠権者によるいずれかの主張をその者が知る前に行われたいずれのことについても、損害賠償において又はそのようなことについての利得の計算について、責任を有しない。

(権利の許諾条件についての上訴)

- 第249条** (1) 第247条又は第248条(権利の許諾条件の決定)に基づく長官のいずれの裁定に由来する上訴も、1949年の登録意匠法第27A条に基づいて指名された者に係属する。
- (2) 削除

(意見サービス)

第249条のA

1949年の登録意匠法の第28条のA第1項(b)(デザインについての意見サービスに関する長官に対する要求)に基づいて規則により特定される意匠の記載は、特に以下のものを含む。

- (a) この部に従って維持される意匠権にかかる意匠、及び
- (b) 意匠権が維持されるかどうか問題がある場合の意匠

(規則)

- 第250条** (1) 所管大臣は、この部に基ついて長官に提起されるいずれの訴訟手続に関連しても履行すべき手続を規制するための規則を定めることができる。
- (2) 規則は、特に、次に掲げることを規定することができる。
- (a) 形式を定めること。
 - (b) 支払われるべき料金を要求すること。
 - (c) 手続の変則性を矯正する権限を与えること。
 - (d) 証拠を与える方法を規制し、かつ、証人の出席並びに書類の開示及び提出を強制する権限を長官に与えること。
 - (e) 提起された訴訟手続において長官を補佐する顧問の任命について規定すること。
 - (f) 行われることを要求されるいずれかのことを行うための時間的制限を定めること（及びそのようないずれかの制限の変更を規定すること）。
 - (g) 費用を査定し、かつ、費用がいかにか、いかなる当事者に、及びいかなる当事者から支払われるべきかを指示する権限を長官に与えること。
- (3) 料金を定める規則は、大蔵省の同意を必要とする。
- (4) 長官を補佐するために任命される顧問の報酬は、大蔵省の同意を得て所管大臣により決定され、かつ、議会が準備する資金から支出される。
- (5) 規則は、議会の上院又は下院の決議に従って廃止することができる制定文書により定められる。

裁判所の管轄権

(意匠権事項についての付託及び上訴)

- 第251条** (1) 第246条（意匠権に関する事項の付託）に基ついて提起されるいずれの訴訟手続においても、長官は、いつでも、指示することができる条件で、訴訟手続全体又はいずれかの問題若しくは係争点（事実上又は法律上の）が高等裁判所に、又はスコットランドにおいては民事控訴院に付託されることを命ずることができる。
- (2) 長官は、訴訟手続の両当事者が、長官がそうすべきことに合意するときは、そのような命令を定めることができる。
- (3) この条に基づく付託があったときは、裁判所は、付託された事項について、この部に基ついて長官が利用することができるいずれの権限をも行使することができ、かつ、その決定に従って、いずれの事項をも長官に差し戻すことができる。
- (4) 第246条（意匠権に関する事項についての裁定）に基ついて長官に提起される訴訟手続における長官のいずれの裁定に由来する上訴も、(a) 高等裁判所に、または(b) 1949年登録意匠法第27条のAに基ついて指名された者、又はスコットランドにおいては民事控訴院に係属する。

(国王による使用に関する紛争の付託)

第252条 (1) 次に掲げる諸条に基づく合意がないときに裁判所により決定されることとなるいずれの事項についての紛争も、紛争のいずれかの当事者により裁判所に付託することができる。

- (a) 第241条 (国王による使用のための条件の決定)
- (b) 第242条 (国王による使用の場合における第三者の権利)
- (c) 第243条 (国王による使用——利得の損失についての補償金)

(2) 国王による意匠の使用のための条件についての政府の省庁といずれかの者との間の紛争を裁定する際に、裁判所は、次に掲げることを考慮する。

(a) その者又はその者に権限を付与する者が、その意匠についていずれかの政府の省庁から直接的又は間接的に受けた、又は受ける資格を有するいずれかの金額

(b) その者又はその者に権限を付与する者が、裁判所の意見では合理的な原因なしに、合理的な条件による意匠の使用についての政府の省庁の要請に応じることを怠ったかどうか。

(3) 2人又は2人以上の共同意匠権者の1人は、他の者の同意なしに、この条に基づいて紛争を裁判所に付託することができる。ただし、他の者も当事者とならない限り、そうしてはならない。また、それらの他の者のいずれも、その者が訴訟手続に参加しない限り、いずれの費用についても責任を有しない。

(4) 国王による意匠の使用のための条件を合意により決定するために、第242条第3項(a)号(i)により排他的許諾を得た者の同意が要求される場合には、そのような使用について行われるべきいずれの支払いの金額の裁判所による決定も、許諾を得た者がその付託について通知され、かつ、聴聞の機会を与えられない限り、効力を有しない。

(5) 第242条第3項(a)号ii(意匠権者に支払われる金額の一部を取り戻すという排他的許諾を得た者の権利)に定めるところに従って取り戻すことができる金額についての紛争の付託があった場合には、裁判所は、許諾を得た者が次に掲げることを行う際に負担するいずれの経費をも考慮して、何が公正であるかを決定する。

- (a) 意匠の開発
- (b) 許諾の対価としての意匠権者への支払い(使用料その他意匠の使用に関連して決定される支払い以外の)

(6) この条において、「裁判所」とは、次に掲げる裁判所をいう。

(a) イングランド及びウェールズにおいては、高等裁判所又はこの法律第287条に基づく命令に基づいて管轄権を有するいずれかの州特許裁判所

(b) スコットランドにおいては、民事控訴院

(c) 北部アイルランドにおいては、高等裁判所

第5章 雑則及び一般規定

雑則

(侵害訴訟手続の根拠のない威嚇についての救済)

第253条 (1) ある者が意匠権侵害の訴訟手続で他の者を威嚇する場合には、威嚇の被害者は、次に掲げることを主張して、その者に対して訴訟を提起することができる。

- (a) 威嚇が不当と認められるという趣旨の宣言
- (b) 威嚇の継続に対する差止命令
- (c) その者が威嚇により受けたいずれかの損失についての損害賠償

(2) 原告が、威嚇が行われたこと及びその者が威嚇の被害者であることを立証するときは、原告は、威嚇された訴訟手続が関係する行為が関係の意匠権の侵害を構成し、又はすでに行われているときは、そのような侵害を構成していたことを被告が証明しない限り、主張した救済について資格を有する。

(3) いずれかのものを作成し、又は輸入することから成ると申し立てられた侵害について訴訟手続を提起するとの威嚇について、この条に基づいて訴訟手続を提起することはできない。

(4) 意匠が意匠権により保護されているという単なる通知は、この条の目的のための訴訟手続の威嚇を構成しない。

(意匠権者との関係を主張しない権利の許諾に基づいて許諾を得た者)

第254条 (1) 第237条又は第238条(権利の許諾)に基づいて意匠について許諾を有する者は、意匠権者の同意を得ずに次に掲げることを行ってはならない。

- (a) その者がその許諾を信頼して発売し、又は販売することを企てている商品に、その者が意匠権者から許諾を得た者であることを表示する売買説明書を貼付すること。
- (b) そのような商品に関する広告においてそのようないずれかの売買説明書を使用すること。

(2) 第1項の違反は、意匠権者が訴えることができる。

(3) この条において、「売買説明書」、商品に売買説明書を貼付することへの言及及び「広告」は、1968年の売買説明書法におけると同一の意味を有する。

この部の規定の作用の範囲

(この部の規定が及ぶ国)

第255条 (1) この部の規定は、イングランド並びにウェールズ、スコットランド及び北部アイルランドに及ぶ。

(2) 女王陛下は、枢密院令により、この部の規定が、同令に明示することができる例外及び修正に従うことを条件として、次に掲げる領域に及ぶことを指示することができる。

- (a) 英仏海峡諸島のいずれか
 - (b) マン島
 - (c) いずれかの植民地
- (3) その権限は、同令に明示することができる例外及び修正に従うことを条件として、第221条（意匠権保護のための資格付与についての追加の規定）又は第256条（相互保護を享有する国）に基づいて定められるいずれの枢密院令をも拡大する権限を含む。
- (4) この部の規定が及ぶ国の立法府は、この部の規定をその国の状況に適応させるために必要と認めることができるところに従って、その国の法律の一部分として実施する際に、それらの規定を修正し、又はそれらの規定に追加することができる。ただし、意匠権保護が別途存在する場合にその保護を否認しないようにしなければならない。
- (5) この部の規定が及ぶ国が連合王国の植民地であることをやめる場合には、その国は、次に掲げる時まで、この部の目的上引き続きそのような国として取り扱われる。
- (a) その国を相互保護を享有する国として指定する枢密院令が第256条に基づいて定められる時
 - (b) その国の法律の一部分としてのこの部の規定が改正され、又は廃止されたという事実を理由として、その国がそのように取り扱われることをやめる旨を宣言する枢密院令が定められる時
- (6) 第5項(b)号に基づく枢密院令を含む制定文書は、議会の上院又は下院の決議に従って廃止することができる。

（相互保護を享有する国）

- 第256条** (1) 女王陛下は、ある国の法律が英国人の意匠について適切な保護を規定していると認めるときは、枢密院令により、この部に基づいて相互保護を享有する国としてその国を指定することができる。
- (2) ある国の法律が、英国人のある種類の意匠についてのみ又はある種類の物品に応用された意匠についてのみ適切な保護を規定しているときは、その国を指定するいずれの枢密院令も、その国に関係する意匠に関してこの部の規定により与えられる保護を対応する範囲に限定する規定を含む。
- (3) この条に基づく枢密院令は、議会の上院又は下院の決議に従って廃止することができる。

（領海及び大陸棚）

- 第257条** (1) この部の目的上、連合王国の領海は、連合王国の一部分として取り扱われる。
- (2) この部の規定は、連合王国において行われる事項について適用されると同様に、海底若しくは底土の探査又はそれらの自然資源の利用に直接関連する目的のために大陸棚の連合王国領域に所在する構造物又は船舶において行われる事項についても適用される。
- (3) 大陸棚の連合王国領域とは、1964年の大陸棚法第1条第7項に基づく命令により指定され

た区域をいう。

解釈

(意匠権者への言及の解釈)

第258条 (1) 異なる者が著作物の意匠権の異なる側面について資格を有する(一部譲渡その他の結果として)場合には、この部のいずれの目的上も、意匠権者は、その目的のための関連する側面の権利について資格を有する者である。

(2) 意匠権(又は意匠権のいずれかの側面)が2人以上の者により共有されている場合には、この部における意匠権者への言及は、すべての意匠権者への言及であり、したがって、特に、意匠権者の許諾についてのいずれの要件も、それらのすべての者の許諾を必要とする。

(共同意匠)

第259条 (1) この部において、「共同意匠」とは、2人以上の意匠家の共同により製作される意匠であって、各人の寄与が他の者の寄与と区別されないものをいう。

(2) この部における意匠の意匠家への言及は、別に規定するところを除き、共同意匠に関して、意匠のすべての意匠家への言及として解釈される。

(キット形式の物品への規定の適用)

第260条 (1) この部の規定は、組み立てられた物品に関して適用されると同様に、キット、すなわち、物品に組み立てられることを意図される構成要素の完全な又は実質的に完全なセットに関するも適用される。

(2) 第1項の規定は、組み立てられた物品の意匠に対立するものとしてのキットの構成要素の意匠のいずれかの側面に意匠権が存続するかどうかという問題には影響しない。

(署名の要件——法人に関する適用)

第261条 文書がある者により又はある者のために署名されるという次に掲げる諸規定における要件は、法人の場合には、その印章を押印することによっても満たされる。

第222条第3項(意匠権の譲渡)

第223条第1項(将来の意匠権の譲渡)

第225条第1項(排他的許諾の付与)

(表現のスコットランドに関する適応)

第262条 この部の規定のスコットランドへの適用において、

「利得の計算」とは、利得の計算及び支払いをいう。

「計算」とは、計算、清算及び支払いをいう。

「譲渡」とは、譲渡をいう。
「費用」とは、経費をいう。
「被告」とは、被告をいう。
「引渡し」とは、引渡しをいう。
「差止命令」とは、禁止命令をいう。
「中間的救済」とは、仮救済をいう。
「原告」とは、告訴人をいう。

(小定義)

第263条 (1) この部において、

「英国人の意匠」とは、意匠家又は意匠家を雇用する者の連合王国との関係を理由として意匠権保護について資格を有する意匠をいう。

「業務」は、取引又は職業を含む。

「長官」とは、特許意匠商標庁長官をいう。

意匠に関して「コンピュータ生成」とは、人間の意匠家がない状態において意匠がコンピュータにより生成されることをいう。

「国」は、いずれの領域をも含む。

「国王」は、北部アイルランドにおける女王陛下の政府の権利を有する国王、スコットランド政府の権利を有する国王及びウェールズ議会政府の権利を有する国王を含む。

「意匠文書」とは、素描、記述、写真、コンピュータに蓄積されたデータその他の形式によるかどうかを問わず、意匠のいずれの記録をもいう。

「被雇用者」、「雇用」及び「雇用主」は、勤務契約又は見習契約に基づく雇用を指す。

「政府の省庁」は、北部アイルランドの省庁、スコットランド政府のいずれかの一部及びウェールズ議会政府のいずれかの一部を含む。

(2) 物品に関して、この部における「発売」への言及は、業務の過程において販売され、賃貸され、又は販売若しくは賃貸のために提供され、若しくは陳列されることへの言及であり、また、関係の表現は、それに従って解釈される。ただし、この部の目的上、見かけにすぎず、かつ、公衆の合理的な要求を満たすことを意図されない発売は、なんら考慮されない。

(3) この部における「商業目的」のために物品に関して行われる行為への言及は、当該物品が業務の過程において販売され、又は賃貸されることを目的として行われる行為への言及である。

(定義された表現の索引)

第264条 次に掲げる一覧表は、この部において使用された表現を定義し、その他説明する規定(同一の条においてのみ使用された表現を定義し、又は説明する規定以外の)を示す。

利得の計算及び計算(スコットランドにおける)——第262条

譲渡（スコットランドにおける）——第262条
英国人の意匠——第263条第1項
業務——第263条第1項
商業目的——第263条第3項
長官——第263条第1項
コンピュータ生成——第263条第1項
費用（スコットランドにおける）——第262条
国——第263条第1項
国王——第263条第1項
国王による使用——第240条第5項及び第244条第2項
被告（スコットランドにおける）——第262条
引渡し（スコットランドにおける）——第262条
意匠——第213条第2項
意匠文書——第263条第1項
意匠家——第214条及び第259条第2項
意匠権——第213条第1項
意匠権者——第234条第2項及び第258条
被雇用者、雇用及び雇用主——第263条第1項
排他的許諾——第225条第1項
政府の省庁——第263条第1項
政府の関係省庁（国王による使用に関して）——第240条第5項
侵害物品——第228条
差止命令（スコットランドにおける）——第262条
中間的救済（スコットランドにおける）——第262条
共同意匠——第259条第1項
許諾（意匠権者の）——第222条第4項、第223条第3項及び第258条
意匠に従って物品を作成すること——第226条第2項
発売（及び関係の表現）——第263条第2項
原——第213条第4項
原告（スコットランドにおける）——第262条
資格ある者——第217条第1項及び第2項
署名される——第261条

第4部 登録意匠（略）

第5部 特許弁理士及び商標弁理士（略）

第6部 特許（略）

第7部 雑則及び一般規定

保護手段の回避

（複製防止を回避するための装置）

第296条 (1) この条の規定は、次に掲げる場合に適用される。

- (a) 技術的装置が、コンピュータ・プログラムに適用されている場合
 - (b) 侵害複製物を作成するために技術的装置が使用されていることを知り、又はそう信じる理由を有する者Aが、次に掲げるいずれかのことを行う場合
 - (i) 技術的装置の無許諾の除去又は回避を容易にすることを唯一の意図された目的とするいずれかの手段を、販売若しくは賃貸のために製造し、輸入し、頒布し、販売し、若しくは賃貸し、販売若しくは賃貸のために提供し、若しくは陳列し、販売若しくは賃貸のために広告し、又は商業目的のために所持すること。
 - (ii) いずれかの者が技術的装置を除去し、若しくは回避することを可能とし、又は補助することを意図される情報を公表すること。
- (2) 次に掲げる者は、著作権が著作権侵害について有する権利と同一の権利をAに対して有する。
- (a) 技術的装置が適用されているコンピュータ・プログラムについて、次に掲げるいずれかの行為を行う者
 - (i) その複製物を公衆に配布すること。
 - (ii) そのコンピュータ・プログラムを公衆に伝達すること。
 - (b) 著作権者、又はその者が(a)号に明示される者でない場合には、その者の排他的許諾を得た者
 - (c) コンピュータ・プログラムに適用された技術的装置のいずれかの知的所有権の所有者又は排他的許諾を得た者
- (3) 第2項により付与される権利は、併存する。また、第101条第3項及び第102条第1項から第4項までの規定は、それらの規定に定める訴訟手続において、併存する権利を有する著作権者及び排他的許諾を得た者に関して適用されると同様に、この条に基づく訴訟手続において、併存する権利を有する者に関しても、適用される。
- (4) さらに、第2項に掲げる者は、第99条又は第100条（ある種の物品の引渡し又は押収）に基づいて、コンピュータ・プログラムに適用されているいずれかの技術的装置の無許諾の除去又は回避を容易にするためにそれが使用されている意図をもってある者が所有し、保管し、又は管理する第1項において言及したいずれかの手段に関して、著作権者が侵害複製物に関して

有する権利と同一の権利を有する。

(5) 第4項により付与される権利は、併存する。また、第102条第5項の規定は、第99条又は第100条に基づいて行われるいずれかのことについて、併存する権利を有する著作権者及び排他的許諾を得た者に関して適用されると同様に、第4項に基づく第99条又は第100条に基づいて行われるいずれかのことについて、併存する権利を有する者に関しても、適用される。

(6) この条において、コンピュータ・プログラムに関する技術的装置への言及は、そのコンピュータ・プログラムの著作権者により許諾されていない行為であって、著作権により制限されるものを阻止し、又は制限することを意図されるいずれもの装置への言及である。

(7) 次に掲げる規定は、第1部（著作権）に基づく訴訟手続に関して適用されると同様に、この条に基づく訴訟手続に関しても適用される。

(a) この法律第104条から第106条まで（著作権に関するある種の事項についての推定）の規定

(b) 1981年の上級裁判所法第72条、1985年の法改革（雑則）（スコットランド）法第15条及び1978年の裁判権（北部アイルランド）法第94条のA（知的所有権に関するある種の訴訟手続における自己負罪に対する特権の取消し）の規定

また、この法律第114条の規定は、必要な修正を伴って、第4項に基づいて引き渡され、又は押収されるいずれのものものの処分に関して適用される。

(8) この法律第1部（著作権）の目的のために定義されているこの条において使用されている表現は、同部におけると同一の意味を有する。

（科学技術手段の回避）

第296条のZA (1) この条の規定は、次に掲げる場合に適用される。

(a) 有効な科学技術手段が、著作権のある著作物（コンピュータ・プログラム以外の）に適用されている場合

(b) ある者Bが、その目標を遂行しつつあることを知りながら、又はそのことを知る合理的な根拠をもって、それらの手段を回避するいずれかのことを行う場合

(2) この条の規定は、ある者が、暗号法を研究する目的上、有効な科学技術手段を回避するいずれかのことを行う場合には、その者が、そうすることにおいて、又はその研究に由来する情報を発出することにおいて、著作権者の権利を害するような影響を与えない限りは、適用されない。

(3) 次に掲げる者は、著作権者が著作権侵害について有する権利と同一の権利をBに対して有する。

(a) 有効な科学技術手段が適用されている著作物について、次に掲げるいずれかのことを行う者

(i) その複製物を公衆に配布すること。

(ii) その著作物を公衆に伝達すること。

(b) 著作権者、又はその者が(a)号に明示される者でない場合には、その者の排他的許諾を得た者

(4) 第3項により付与される権利は、併存する。また、第101条第3項及び第102条第1項から第4項までの規定は、それらの規定に定める訴訟手続において、併存する権利を有する著作権者及び排他的許諾を得た者に関して適用されると同様に、この条に基づく訴訟手続において、併存する権利を有する者に関しても、適用される。

(5) 次に掲げる規定は、第1部（著作権）に基づく訴訟手続に関して適用されると同様に、この条に基づく訴訟手続に関しても、適用される。

(a) この法律第104条から第106条まで（著作権に関するある種の事項についての推定）の規定

(b) 1981年の最高裁判所法第72条、1985年の法改革（雑則）（スコットランド）法第15条及び1978年の裁判権（北部アイルランド）法第94条のA（知的所有権に関するある種の訴訟手続における自己負罪に対する特権の取消し）の規定

(6) 第1項から第4項まで及び第5項(b)号の規定並びにそれらの項の目的上効力を有するこの法律の他のいずれの規定も、いずれかの必要な変更を伴って、実演の権利、発行権及びデータベース権について適用される。

(7) 1997年の著作権及びデータベース権規則（SI1997/3032）規則第22（データベース権に関する推定）の規定は、この条に基づいて提起される訴訟手続において、データベース権に関して適用される。

（科学技術手段を回避するための装置及び業務）

第296条のZB (1) 有効な科学技術手段の回避を可能とし、又は容易にすることを目的として当初意図され、製造され、又は適応されるいずれかの装置、製品又は構成部分について、次に掲げるいずれかの行為を行う者は、罪を犯す。

(a) 販売又は賃貸のために製造すること。

(b) その者の私的及び家庭内使用のため以外に輸入すること。

(c) 業務の過程において、次に掲げるいずれかの行為を行うこと。

(i) 販売し、又は賃貸すること。

(ii) 販売若しくは賃貸のために提供し、又は陳列すること。

(iii) 販売又は賃貸のために広告すること。

(iv) 所持すること。

(v) 頒布すること。

(d) 業務の過程以外において、著作権者を害するような影響を与える程度にまで頒布すること。

(2) 有効な科学技術手段の回避を可能とし、又は容易にすることを目的とする業務を提供し、販売促進し、広告し、又は発売する者は、それらの行為が次に掲げるいずれかに該当する場合

には、罪を犯す。

- (a) 業務の過程において行うこと。
 - (b) 業務の過程以外において、著作権者を害するような影響を与える程度にまで行うこと。
- (3) 第1項及び第2項の規定は、次に掲げるいずれかの目的のために法執行機関又は謀報機関のいずれかにより、又はその機関のために行われるいずれのことも、違法としない。

- (a) 国家の安全のために。
- (b) 犯罪の防止若しくは探知、罪の捜査又は起訴の指揮を目的として。

また、この項において、「謀報機関」は、2000年の捜査権限法の規則第81条において与えられる意味を有する。

(4) 第1項又は第2項に基づく罪について有罪とされる者は、次に掲げる刑に処せられる。

- (a) 即決の有罪判決により、3か月を超えない期間の禁固若しくは法定の最高限度を超えない罰金又はこの両刑
 - (b) 起訴による有罪判決により、罰金若しくは2年を超えない期間の禁固又はこの両刑
- (5) 次に掲げるいずれかの事項が、有効な科学技術手段の回避を可能とし、又は容易にしたことを知らず、又はそう信じる合理的な根拠を有しない旨を被告が立証することは、この条に基づく罪についてのいずれの訴追に対しても抗弁となる。

- (a) 装置、製品又は構成部分
- (b) 業務

(科学技術手段を回避するための装置及び業務：捜査令状及び没収)

第296条のZC (1) 第297条のB(捜査令状)、第297条のC(無許諾の解読装置の没収：イングランド及びウェールズ又は北部アイルランド)及び第297条のD(無許諾の解読装置の没収：スコットランド)の規定は、以下に定める修正を伴って、第296条のZBに基づく罪について適用される。

(2) 第297条のBにおいて、第297条のA第1項に基づく罪への言及は、第296条のZB第1項又は第2項に基づく罪への言及として解釈される。

(3) 第297条のC第2項(a)号及び第297条のD第15項において、第297条のA第1項に基づく罪への言及は、第296条のZB第1項に基づく罪への言及として解釈される。

(4) 第297条のC及び第297条のDにおいて、無許諾の解読装置への言及は、有効な科学技術手段を回避する目的のための装置、製品又は構成部分への言及として解釈される。

(科学技術手段を回避するための装置及び業務についての権利及び救済)

第296条のZD (1) この条の規定は、次に掲げる場合に適用される。

- (a) 有効な科学技術手段が、著作権のある著作物(コンピュータ・プログラム以外の)に適用されている場合
- (b) ある者Cが、次に掲げるいずれかに該当するいずれかの装置、製品若しくは構成部分を

製造し、輸入し、頒布し、販売し、若しくは賃貸し、販売若しくは賃貸のために提供し、若しくは陳列し、販売若しくは賃貸のために広告し、若しくは商業目的のために所持し、又はそのような業務を提供する場合

- (i) それらの手段の回避を目的として販売促進され、広告され、若しくは発売されるもの
- (ii) それらの手段を回避する以外の限定的な商業的に重要な目的又は使用を有するもの
- (iii) それらの手段の回避を可能とし、又は容易にすることを目的として当初意図され、製造され、適応され、又は実施されるもの

(2) 次に掲げる者は、著作権者が著作権侵害について有する権利と同一の権利をCに対して有する。

(a) 有効な科学技術手段が適用されている著作物について、次に掲げるいずれかのことを行う者

- (i) その著作物の複製物を公衆に配布すること。
- (ii) その著作物を公衆に伝達すること。

(b) 著作権者、又はその者が(a)号に明示される者でない場合には、その者の排他的許諾を得た者

(c) 著作物に適用された有効な科学技術手段のいずれかの知的所有権の所有者又は排他的許諾を得た者

(3) 第2項により付与される権利は、併存する。また、第101条第3項及び第102条第1項から第4項までの規定は、それらの規定に定める訴訟手続において、併存する権利を有する著作権者及び排他的許諾を得た者に関して適用されると同様に、この条に基づく訴訟手続において、併存する権利を有する者に関しても、適用される。

(4) さらに、第2項に掲げる者は、第99条又は第100条（ある種の物品の引渡し又は押収）に基づいて、有効な科学技術手段を回避するためにそれが使用される意図をもってある者が所有し、保管し、又は管理するそのようないずれかの装置、製品又は構成部分に関して、著作権者が侵害複製物に関して有する権利と同一の権利を有する。

(5) 第4項により付与される権利は、併存する。また、第102条第5項の規定は、第99条又は第100条に基づいて行われるいずれかのことについて、併存する権利を有する著作権者及び排他的許諾を得た者に関して適用されると同様に、第4項に基づく第99条又は第100条に基づいて行われるいずれかのことについて、併存する権利を有する者に関しても、適用される。

(6) 次に掲げる規定は、第1部（著作権）に基づく訴訟手続に関して適用されると同様に、この条に基づく訴訟手続に関しても、適用される。

(a) この法律第104条から第106条まで（著作権に関するある種の事項についての推定）の規定

(b) 1981年の上級裁判所法第72条、1985年の法改革（雑則）（スコットランド）法第15条

及び1978年の裁判権（北部アイルランド）法第94条のA（知的所有権に関するある種の訴訟
手続における自己負罪に対する特権の取消し）の規定

また、この法律第114条の規定は、必要な修正を伴って、第4項に基づいて引き渡され、又は
押収されるいずれのものの処分に関して適用される。

(7) この条により付与される権利の侵害に対する訴訟手続について適用される第97条第1項
（善意の著作権侵害）において、著作物に著作権が存続したことを知らない被告又はそう信じ
る理由を有しない被告への言及は、その者の行為が著作権侵害を可能とし、又は容易にしたこ
とをその者が知らず、又はそう信じる理由を有しないことへの言及として解釈される。

(8) 第1項から第5項まで、第6項(b)号及び第7項の規定並びにそれらの項の目的上効力を有す
るこの法律の他のいずれの規定も、いずれかの必要な変更を伴って、実演の権利、発行権及び
データベース権について適用される。

(9) 1997年の著作権及びデータベース権規則（SI1997/3032）規則第22（データベース権に関
する推定）の規定は、この条に基づいて提起される訴訟手続において、データベース権に関し
て適用される。

（許される行為を有効な科学技術手段が阻止する場合における救済）

第296条のZE (1) この条において、

「許される行為」とは、著作権の存続にかかわらず、附則第5のA第1部に列挙するこの法律
の規定に基づいて、著作権のある著作物に関して行うことができる行為をいう。

「任意の手段又は協定」とは、許される行為をある者が実行することを可能とするという効
果を有する次に掲げる手段又は協定をいう。

(a) 著作権者、その者の排他的許諾を得た者又は著作物（コンピュータ・プログラム以外
の）の複製物を配布し、若しくはその著作物を公衆に伝達する者により任意にとられるい
ずれかの手段

(b) 著作権者、その者の排他的許諾を得た者又は著作物（コンピュータ・プログラム以外
の）の複製物を配布し、若しくはその著作物を公衆に伝達する者の間のいずれかの協定

(2) 著作権のある著作物（コンピュータ・プログラム以外の）へのいずれかの有効な科学技
術手段の適用が、その著作物に関して許される行為をある者が実行することを阻止する場
合には、その者又は許される行為を実行することを阻止された者たちのグループの代表者である者
は、申立ての通知を所管大臣に発出することができる。

(3) 申立ての通知を受領した後、所管大臣は、その著作権のある著作物の所有者又は排他的
許諾を得た者に対して、次に掲げるいずれかの目的のために必要又は得策であると所管大臣が
認める指示を与えることができる。

(a) 申立ての主題である著作権のある著作物に関係するいずれかの任意の手段又は協定が
存在するかどうかを確認する目的のため。

(b) （いずれの任意の手段又は協定も存在しないことが確認される場合には、）その著作

権のある著作物の所有者又は排他的許諾を得た者が、申立ての主題である許される行為を実行する手段を、その許される行為から利益を得るために必要な限度において、申立人に提供することを確認する目的のため。

- (4) 所管大臣は、また、次に掲げることについて指示を与えることができる。
- (a) 第2項における申立ての通知を同大臣に配達することができる形式及び方法
 - (b) いずれかの任意の手段又は協定の証拠を同大臣に配達することができる形式及び方法
 - (c) 一般に、この条に基づいて行われる申立てに関して履行されるべき手続
- また、同大臣は、この項に基づいて与えられる指示を、それらの適切な周知を確保すると同大臣が考える方法で公表する。
- (5) 第3項(a)号又は(b)号に基づいて与えられる指示を実施することは、その指示が与えられるいずれもの者の義務である。
- (6) 第3項(b)号に基づいて与えられる指示を履行する義務は、申立人、又は申立てがグループの人たちの代表者により行われる場合にはその代表者及び代表されるグループの各人に負わされる義務である。また、この義務違反は、それに従って提訴することができる（法定義務違反のための提訴に適用される抗弁その他の付帯事項に従うことを条件として）。
- (7) この条に基づきいずれの指示も、この条に基づきその後の指示により変更し、又は取り消すことができる。
- (8) この条に基づいて与えられるいずれの指示も、書面による。
- (9) この条の規定は、公衆の構成員が個人的に選択した場所から、及びそのような時間に著作権のある著作物にアクセスすることができるように合意された契約条件で公衆に提供されるそれらの著作物については、適用されない。
- (10) この条の規定は、保護を受ける著作権のある著作物に申立人が適法にアクセスする場合に限り、又は申立人がグループの人たちの代表者であるときは、そのグループの人たちがその著作物に適法にアクセスする場合に限り、適用される。
- (11) 第1項から第10項までの規定は、いずれかの必要な変更を伴って、次に掲げる権利について適用される。
- (a) 実演の権利。また、この関係において、「許される行為」という表現は、附則第5のA第2部に列挙するこの法律の規定に基づいて行うことができる行為を指す。
 - (b) データベース権。また、この関係において、「許される行為」という表現は、附則第5のA第3部に列挙するこの法律の規定に基づいて行うことができる行為を指す。
 - (c) 発行権

(抑制的手段が個人的な複製を禁止又は制限する場合の救済)

296 条の ZEA (1) この条は、著作権者又は著作権者に代わるものが適用した抑制的手段が原因で、個人が著作物の個人的複製物を作成することを禁止され、又は、作成できるその個人的

な複製物の数が制限されている場合について、適用される。

(2) 個人、又は同種の個人のクラスを代表する者は、所管大臣に対して申立ての通知を発行することができる。

(3) 申立ての通知を受領した後、所管大臣は、その著作物の著作権の所有者又は排他的許諾を得た者に対して、次に掲げるいずれかの目的のために必要又は得策であると所管大臣が認める指示を与えることができる。

(a) その著作物に関連して、自発的な手段又は合意が存在するかどうかを確定すること、又は、

(b) (いずれの任意の手段又は協定も存在しないことが確認される場合には、) その著作権のある著作物の著作権者又は排他的許諾を得た者が、第28条のBから利益を得るのに必要な限度において、利益を得る手段を申立て又は申立人により代表されるクラスに対して提供することを確認する目的のため。

(4) かかる指示を与えるか否かを判断する場合、所管大臣は、特に以下の点に関して、当該制限手段が個人的な複製物の作成を不合理に禁止又は抑制したかどうかを考慮しなければならない。

(a) 作成しうる個人的な複製物の数を限定する適切な手段を採用する著作権者の権利、及び

(b) その他の著作物の複製物が、著作権者の許諾により、又はとともに、個人的な複製物の作成を不合理に禁止又は制約することのない方式によって、合理的な条件で商業的に入手可能であるか否か。

(5) 所管大臣は、同様に、以下のことについて指示を与えることができる。

(a) 第2項の申立ての通知を送付される形式及び方法に関する指示、

(b) 任意の手段又は協定の証拠が送付される形式と方法に関する指示、及び

(c) この条に基づいてなされた申立てに関してに従うべきことになる手続きに関する本条の下でなされる申し立てが従うべき手続きに関する一般的な指示

そして、所管大臣が当事者にとって適切に公開されることが確保されることになると所管大臣が考えるような方法により、この条に基づいて与えられた指示を公開しなければならない。

(6) 第296条のZE第5項から第8項は、

(a) 第3項第(a)号又は第(b)号に基づく指示に対して、それらの規定が296条のZE第3項(a)号又は第(b)号に対して適用されるのと同様に、適用され、かつ、

(b) 第296条のZE第4項に基づく指示に対して適用されるのと同様に、第5項に基づく指示に適用される。

(7) この条の規定は、公衆の構成員が個人的に選択した場所から、及びそのような時間に著作権のある著作物にアクセスすることができるように合意された契約条件で公衆に提供されるそれらの著作物については、適用されない。

(8) この条において、

「抑制的手段」とは、著作権者の権利を保護するために、その通常の操作の過程で用いられる、いずれかの技術、装置又は設計部品であり、著作物の（全体又は部分の）複製を禁止するか、又は作成しうる複製物の数を抑制する効果を有するものを意味する；

「個人的複製物」とは、第 28 条の B に基づいて作成しうる著作物の複製物を意味する；

「任意の手段又は協定」とは、許された行為を行うことに対する参照が、個人的な複製物を作成することに対する言及として読まれるべき場合を除いて、296 条 ZE 条におけるのと同様の意味を有する。

(9) 第 1 項から第 8 項は、いずれかの必要な変更を伴って、次に掲げる権利について適用される。

(a) 実演に関する権利、また、この関係において「個人的な複製」は、第 II 部の第 2 章において付与される権利を侵害することなしに、附則 2 の第 1B 項に基づいて作成されうる実演の録音物の複製を指す。

(b) 発行権

(第296条のZAから第296条のZEAまでの解釈)

第296条のZF (1) 第296条のZAから第296条のZEまでにおいて、「科学技術手段」は、いずれかの科学技術、装置又は構成部分であって、その実施の通常過程において、著作権のある著作物（コンピュータ・プログラム以外の）を保護することを意図されるものである。

(2) そのような手段は、意図される保護を達成する次に掲げるいずれかのものを通じて著作物の使用が著作権者により管理される場合に、「有効な」ものである。

(a) 著作物の暗号化、スクランブルその他の変換のようなアクセス管理又は保護プロセス

(b) コピー管理の仕組み

(3) この条において、

(a) 著作物の保護への言及は、その著作物の著作権者により許諾されていない行為であって、著作権により制限されるものの阻止又は制限への言及である。

(b) 著作物の使用への言及は、著作権により制限される行為の範囲外にある著作物のいずれの使用にも及ばない。

(4) 296条のZAから296条のZEAにおける表現で、この法律（著作権）の第1部のために定義されているものは、その部におけるのと同じ意味を有する。

権利管理情報

(電子的権利管理情報)

第296条のZG (1) この条の規定は、ある者Dが、次に掲げるいずれかに該当する電子的権利管理情報を、承知の上で、及び許諾を得ずに、除去し、又は改変する場合、並びにDがそうすることにより著作権侵害を誘導し、可能とし、容易にし、若しくは隠ぺいしていることを知り、

又はそう信じる理由を有する場合に、適用される。

(a) 著作権のある著作物の複製物と関連する情報

(b) 著作権のある著作物の公衆への伝達と関連して出現する情報

(2) この条の規定は、また、ある者Eが、次に掲げるいずれかに該当する電子的権利管理情報が、許諾を得ずにそれから除去され、又は改変された著作権のある著作物の複製物を、承知の上で、及び許諾を得ずに、頒布し、頒布のために輸入し、又は公衆に伝達する場合、並びにEが、そうすることにより著作権侵害を誘導し、可能とし、容易にし、若しくは隠ぺいしていることを知り、又はそう信じる理由を有する場合に、適用される。

(a) それらの複製物と関連する情報

(b) その著作物の公衆への伝達と関連して出現する情報

(3) 著作物の複製物を公衆に配布し、又は著作物を公衆に伝達する者は、著作権者が著作権侵害について有する権利と同一の権利をD及びEに対して有する。

(4) 著作権者又はその者の排他的許諾を得た者も、その者が著作物の複製物を公衆に配布し、又は著作物を公衆に伝達する者でない場合には、その者が著作権侵害について有する権利と同一の権利をD及びEに対して有する。

(5) 第3項及び第4項により付与される権利は、併存する。また、第101条第3項及び第102条第1項から第4項までの規定は、それらの規定に定める訴訟手続において、併存する権利を有する著作権者及び排他的許諾を得た者に関して適用されると同様に、この条に基づく訴訟手続において、併存する権利を有する者に関しても、適用される。

(6) 次に掲げる規定は、第1部（著作権）に基づく訴訟手続に関して適用されると同様に、この条に基づく訴訟手続に関しても、適用される。

(a) この法律第104条から第106条まで（著作権に関するある種の事項についての推定）の規定

(b) 1981年の上級裁判所法第72条、1985年の法改革（雑則）（スコットランド）法第15条及び1978年の裁判権（北部アイルランド）法第94条のA（知的所有権に関するある種の訴訟手続における自己負罪に対する特権の取消し）の規定

(7) この条において、

(a) この法律第1部（著作権）の目的上定義されている表現は、その部におけると同一の意味を有する。

(b) 「権利管理情報」とは、著作権者若しくは著作権に基づくいずれかの権利の保有者により提供されるいずれかの情報であって、著作物、著作者、著作権者若しくはいずれかの知的所有権の保有者を確認するもの、又は著作物の使用の条件についての情報、及びそのような情報を表わすいずれかの数字若しくは符号（コード）をいう。

(8) 第1項から第5項まで及び第6項(b)号並びにそれらの項の目的上効力を有するこの法律の他のいずれの規定も、いずれかの必要な変更を伴って、実演の権利、発行権及びデータベース権について適用される。

(9) 1997年の著作権及びデータベース権規則 (SI1997/3032) 規則第22 (データベース権に関する推定) の規定は、この条に基づいて提起される訴訟手続において、データベース権に関して適用される。

コンピュータ・プログラム

(ある種の条件を無効とすること)

第296条のA (1) ある者が協定に基づいてコンピュータ・プログラムの使用权を有する場合には、協定中のいずれの条件も、それが次に掲げることを禁止し、又は制限することを意図する限りは、無効である。

(a) 協定した使用の目的上有することがその者にとって必要であるプログラムのいずれかの予備の複製物を作成すること。

(b) 第50条のB第2項の条件が満たされる場合に、プログラムを逆コンパイルすること。

(c) 第50条のBAに従ってプログラムの機能を観察し、研究し、又は検査すること。

(2) この条において、逆コンパイルは、コンピュータ・プログラムに関して、第50条のBにおけると同一の意味を有する。

データベース

(データベースに関するある種の条件を無効とすること)

第296条のB ある者が協定に基づいてデータベース又はデータベースの一部を使用する権利を有する場合には、協定中のいずれの条件も、それが、第50条のDの規定がなければデータベースの著作権の侵害となるいずれかの行為を行うことを禁止し、又は制限することを意図する限りは、無効である。

送信の不正受信

(番組の不正受信の罪)

第297条 (1) 連合王国内のある場所から提供される放送サービスに挿入されている番組を、その番組の受信に適用されるいずれかの料金の支払いを回避する意図をもって、不正に受信する者は、罪を犯し、かつ、即決の有罪判決により、標準等級の段階5を超えない罰金に処せられる。

(2) 法人が犯したこの条に基づく罪が、法人の取締役、支配人、書記その他類似の役員又はそのようないずれかの資格において行動すると称する者の同意又は黙認を得て犯されたことが立証される場合には、その者及び法人が、その罪について有罪とされ、訴えの提起を受け、かつ、それに従って処罰される。

その構成員により事務を管理される法人に関して、「取締役」とは、法人の構成員をいう。

(無許諾の解読装置)

第297条のA (1) いずれの者も、次に掲げるいずれかの行為を行う場合には、罪を犯す。

(a) いずれかの無許諾の解読装置を作成し、輸入し、頒布し、販売し、若しくは賃貸し、又は販売若しくは賃貸のために提供し、若しくは陳列すること。

(b) いずれかの無許諾の解読装置を商業目的のために所持すること。

(c) いずれかの無許諾の解読装置を商業目的のために取り付け、維持し、又は取り替えること。

(d) いずれかの無許諾の解読装置を販売若しくは賃貸のために広告し、又はその他いずれかの無許諾の解読装置を商業通信を用いて販売促進すること。

(2) 第1項に基づく罪について有罪とされる者は、次に掲げるいずれかの刑に処せられる。

(a) 即決の有罪判決により、6か月を超えない期間の禁錮若しくは法定の最高限度を超えない罰金又はこの両刑

(b) 起訴による有罪判決により、10年を超えない期間の禁固若しくは罰金又はこの両刑

(3) 解読装置が無許諾の解読装置であることを被告が知らず、又はそう信じる合理的な根拠を有しなかったことを被告が立証することは、この条に基づく罪についてのいずれの訴追に対しても抗弁となる。

(4) この条において、

「機器」は、いずれの装置、構成部分又は電子データ（ソフトウェアを含む。）をも含む。

「条件付きアクセス科学技術」とは、理解できる形式における暗号通信へのアクセスが、以前の個別の許諾を条件として行われるいずれかの技術手段又は手筈をいう。

「解読装置」とは、暗号送信が解読されることを可能とする（それ自体により、又はいずれか他の装置とともに）ことを意図され、又はそのように適応されているいずれの機器をもいう。

「暗号（化）」とは、スクランブル又は、暗号法エンベロープ、電子ロック、パスワード若しくは他のいずれかの類似のアプリケーションの作用に従うことを含む。

「送信」とは、次に掲げるいずれかのものをいう。

(a) 連合王国その他いずれかの加盟国内のある場所から提供される放送サービスに挿入されたいずれかの番組

(b) 連合王国その他いずれかの加盟国内のある場所から提供される情報社会サービス

(1998年7月20日の欧州議会及び理事会の指令98/48/ECにより修正された1998年6月22日の欧州議会及び理事会の指令98/34/ECの意味における)

「無許諾の」とは、解読装置に関して、暗号送信を行う者又は暗号送信がその者のために行われる者が、その送信又はそれが部分を構成するいずれかのサービスにアクセスする（その送信若しくはサービスに関するいずれかの条件付きアクセス科学技術の回避により又は他のいずれかの手段により）ことについて課す料金（いずれの方法で課されても）を支払うことなく、

その送信又はサービスが理解できる形式でアクセスされることを可能とすることを解読装置が意図され、又はそのように適応されていることをいう。

(捜査令状)

第297条のB (1) 治安判事（スコットランドにおいては執行官又は治安判事）が、警察官により与えられる宣誓に基づく情報（スコットランドにおいては宣誓に基づく証言）により、次に掲げることを信じる合理的な根拠があることを納得する場合には、同判事は、警察官が必要とされる合理的な威力を行使して、構内に入り、かつ構内を捜索する権限を与える令状を发出することができる。

(a) 第297条のA第1項に基づく罪が、いずれかの構内において犯され、又は犯されようとしていること。

(b) そのような罪が犯され、又は犯されようとしている根拠が、それらの構内にあること。

(2) 第1項により付与される権限は、イングランド及びウェールズにおいては、1984年の警察及び刑事証言法第9条第2項（ある種類の個人的又は機密の資料）に定める種類の資料についての捜索を許可することには及ばない。

(3) 第1項に基づく令状は、

(a) 令状を執行するいずれかの警察官に同行する権限をいずれの者にも与えることができる。

(b) その発出の日から3か月の間効力を有する。

(4) 第1項に基づいて发出される令状を執行する際に、警察官は、ある物品が、第297条のA第1項に基づくいずれかの罪が犯され、又は犯されようとしていることの証拠であると合理的に信じるときは、その物品を押収することができる。

(5) この条において、「構内」は、土地、建築物、固定した又は可動の構造物、車両、船舶、航空機及びホーバークラフトを含む。

(無許諾の解読装置の没収：イングランド及びウェールズ又は北部アイルランド)

第297条のC (1) イングランド及びウェールズ又は北部アイルランドにおいて、無許諾の解読装置が、関係する罪の捜査又は告発に関連していずれかの者の所有となった場合には、その者は、この条に基づいて、無許諾の解読装置の没収のための命令を申請することができる。

(2) この条の目的上、「関係する罪」とは、次に掲げるいずれかの罪をいう。

(a) 第297条のA（無許諾の解読装置の作成、輸入等についての刑事責任）に基づく罪

(b) 1968年の取引種目法に基づく罪

(c) 不正又は詐欺を伴う罪

(3) この条に基づく申請は、次に掲げる場合に次に掲げる裁判所に対して行うことができる。

(a) 無許諾の解読装置のいずれか又はすべてに関する関係する罪について、いずれかの裁判所に訴訟手続が提起されている場合には、その裁判所に対して。

- (b) 無許諾の解読装置の没収のための申請が(a)号に基づいて行われていない場合には、告訴として、治安判事裁判所に対して。
- (4) この条に基づく申請があったときは裁判所は、いずれかの無許諾の解読装置に関して関係する罪が犯されていることを納得する場合に限り、それらの無許諾の解読装置の没収のための命令を定める。
- (5) 裁判所は、この条の目的上、当該無許諾の解読装置を代表する（同一の意匠のものであり、又は同一の積送品若しくは一組ものの一部であることその他を理由として）無許諾の解読装置に関してそのような罪が犯されていることを納得する場合には、それらのいずれの無許諾の解読装置に関してもそのような罪が犯されていると推論することができる。
- (6) この条に基づいて治安判事裁判所が定めた命令又はそのような裁判所がそのような命令を定めない旨の決定について不満であるいずれの者も、その命令又は決定に対して次に掲げる裁判所に上訴することができる。
- (a) イングランド及びウェールズにおいては、刑事法院に。
- (b) 北部アイルランドにおいては、州裁判所に。
- (7) この条に基づく命令は、いずれかの上訴（1980年の治安判事裁判所法（C. 43）第11条又は1981年の治安判事裁判所（北部アイルランド）令（S. I. 1981/1675（N. I. 26）第146条（事件の記述）に基づくいずれの申請も含む。）が行われ、かつそれが確定するまでの間命令の発効を遅らせるために適当であると裁判所が認める規定を含むことができる。
- (8) 第9項に従うことを条件として、いずれかの無許諾の解読装置がこの条に基づいて没収される場合には、それらは、裁判所が与えることができる指示に従って破棄される。
- (9) この条に基づく命令を定めるに当たり、裁判所は、命令が関係する無許諾の解読装置が（破棄される代わりに）当該無許諾の解読装置に関して第298条に基づく権利又は救済を有する者に没収され、又は裁判所が適当と認める他の方法で処分されることを指示することができる。

（無許諾の解読装置の没収：スコットランド）

- 第297条のD** (1) スコットランドにおいて、裁判所は、この条に基づいて、無許諾の解読装置の没収のための命令を定めることができる。
- (2) この条に基づく命令は、次に掲げるいずれかの場合に定めることができる。
- (a) 1995年の刑事訴訟（スコットランド）法（C. 46）第134条に明示する方法で行われる地方検察官による申請を受けて。
- (b) ある者が、裁判所が課すことができる他のいずれかの刑罰に加えて、関係する罪について有罪判決を受ける場合
- (3) 第2項(a)号に基づく申請があったときは、裁判所は、いずれかの無許諾の解読装置に関して関係する罪が犯されていることを納得する場合に限り、それらの無許諾の解読装置の没収のための命令を定める。

- (4) 裁判所は、この条の目的上、当該無許諾の解読装置を代表する（同一の意匠のものであり、又は同一の積送品若しくは一組ものの一部であることその他を理由として）無許諾の解読装置に関してそのような罪が犯されていることを納得する場合には、それらのいずれの無許諾の解読装置に関してもそのような罪が犯されていると推論することができる。
- (5) 第2項(a)号に基づいて申請を行う地方検察官は、申請が関係する無許諾の解読装置の所有者又はその他それらに利害関係を有する者と認められるいずれの者に対しても、申請の写しとともに、無許諾の解読装置が没収されるべきではないとの理由を示すために申請の審問に出頭する機会をその者に与える通知を送達する。
- (6) 第5項に基づく送達は、1995年の刑事訴訟（スコットランド）法に基づく即決の訴訟手続における被告発人の召喚について明示される方法で実行され、かつ、そのような送達は、そのような方法で証明することができる。
- (7) 第5項に基づいて通知の送達を受けるいずれの者も、及びこの条に基づく申請が関係する無許諾の解読装置の所有者又はその他それらに利害関係を有する者であると主張する他のいずれの者も、無許諾の解読装置が没収されるべきではないとの理由を示すために申請の審問に出頭する資格を有する。
- (8) 裁判所は、次に掲げる場合には、第2項(a)号に基づく申請を受けて命令を定めない。
- (a) 第5項に基づいて通知の送達を受けるいずれかの者が出頭しない場合には、その者への通知の送達が証明されない限り。
- (b) 第5項に基づく通知が送達されなかった場合には、そのような通知を送達しなかったことが状況上合理的であったことを裁判所が納得しない限り。
- (9) いずれかの無許諾の解読装置の没収のための命令が、第2項(a)号に基づく申請を受けて定められる場合には、それらの無許諾の解読装置が没収されるべきではないとの理由を示すために出頭した、又は出頭する資格を有したいずれの者も、命令の定めから21日以内に、保留訴状により高等裁判所に上訴することができる。
- (10) 1995年の刑事訴訟（スコットランド）法第182条第5項(a)号から(e)号までの規定は、同法第2部に基づいて記述された場合について適用されると同様に、第9項に基づく上訴についても適用される。
- (11) 第2項(a)号に基づく申請に伴う命令は、次に掲げるいずれかの時まで効力を生じない。
- (a) 命令が定められる日の次の日に始まる21日の期間の終了まで。
- (b) その期間内に前記第9項に基づいて上訴が行われる場合には、上訴が確定し、又は破棄されるまで。
- (12) 第2項(b)号に基づく命令は、次に掲げるいずれかの時まで効力を生じない。
- (a) 1995年の刑事訴訟（スコットランド）法に基づいて命令に対して上訴を提起することができた期間の終了まで。
- (b) その期間内に上訴が行われる場合には、上訴が確定し、又は破棄されるまで。
- (13) 第4項に従うことを条件として、この条に基づいて没収されたいずれの無許諾の解読装

置も、裁判所が与えることができる指示に従って破棄される。

(14) この条に基づく命令を定めるに当たり、裁判所は、命令が関係する無許諾の解読装置が（破棄される代わりに）当該無許諾の解読装置に関して第298条に基づく権利又は救済を有する者に没収され、又は裁判所が適当と認める他の方法で処分されることを指示することができる。

(15) この条の目的上、

「関係する罪」とは、第297条のA第1項（無許諾の解読装置の作成、輸入等についての刑事責任）若しくは1968年の取引種目法（C. 29）に基づく罪又は不正若しくは詐欺を伴ういずれかの罪をいう。

「裁判所」とは、次に掲げるいずれかをいう。

(a) 第2項(a)号に基づく申請を受けて定められる命令に関しては、執行官

(b) 第2項(b)号に基づいて定められる命令に関しては、刑罰を課した裁判所

（送信の無許諾受信のための機器等についての権利及び救済）

第298条 (1) 次に掲げる者は、以下に定める権利及び救済について資格を有する。

(a) 連合王国又は他のいずれかの加盟国内のある場所から提供される放送に挿入されている番組の受信について代金を請求する者

(b) 連合王国又は他のいずれかの加盟国内のある場所から他のいずれかの種類の暗号送信を送る者

(c) 連合王国又は他のいずれかの加盟国内のある場所から条件付きアクセス・サービスを提供する者

(2) その者は、次に掲げることを行う者に対して、著作権者が著作権侵害について有するものと同一の権利及び救済を有する。

(a) ある者がそうすることについて資格を有しないときに、その者が番組その他の送信にアクセスすること、又は番組その他の送信に関係する条件付きアクセス科学技術を回避することを可能とし、若しくは補助することを意図され、又はそのように適応されているいずれかの機器について、次に掲げるいずれかのことを行う者

(i) 作成し、輸入し、頒布し、販売し、若しくは賃貸し、販売若しくは賃貸のために提供し、若しくは陳列し、又は販売若しくは賃貸のために広告すること。

(ii) 商業目的のために所持すること。

(iii) 商業目的のために取り付け、維持し、又は取り替えること。

(b) ある者がそうすることについて資格を有しないときに、その者が番組その他の送信にアクセスすること、又は番組その他の送信に関係する条件付きアクセス科学技術を回避することを可能とし、若しくは補助することを意図されるいずれかの情報を公表し、又はその他商業通信を用いて販売促進すること。

(3) さらに、その者は、第99条又は第100条（ある種の物品の引渡し又は押収）に基づいて、

そのようないずれかの機器に関して、著作権者が侵害複製物に関して有する権利と同一の権利を有する。

(4) 1981年の最高裁判所法第72条、1985年の法改革（雑則）（スコットランド）法第15条及び1978年の裁判権（北部アイルランド）法第94条のA（知的所有権に関するある種の訴訟手続における自己負罪に対する特権の取り消し）の規定は、この法律第1部（著作権）に基づく訴訟手続について適用されると同様に、この条に基づく訴訟手続についても適用される。

(5) この条により付与される権利の侵害訴訟手続について適用される第97条第1項（著作権の善意による侵害）において、著作物に著作権が存続していたことを知らず、又はそう信じる理由を有しない被告への言及は、その者の行為がこの条により付与される権利を侵害したことをその者が知らず、又はそう信じる理由を有しないことへの言及として解釈される。

(6) この法律第114条の規定は、必要な修正を伴って、前記第3項に基づいて引き渡され、又は押収されるいずれのものの処分に関して適用される。

(7) この条において、「機器」、「条件付きアクセス科学技術」及び「暗号（化）」は、第297条のAにおけると同一の意味を有し、「送信」は、同条において定義されている送信を含み、及び「条件付きアクセス・サービス」とは、条件付きアクセス科学技術の提供から成るサービスをいう。

（不正受信についての補則）

第299条 (1) 女王陛下は、枢密院令により、次に掲げることを規定することができる。

(a) 第297条の規定が、連合王国以外の国又は領域から提供されるサービスに挿入されている番組に関して適用されること。

(b) 第298条の規定が、そのような番組及びそのような国又は領域から送られてくる暗号送信に関して適用されること。

(2) 削除

(3) 第1項に基づく枢密院令を含む制定文書は、議会の上院又は下院の決議に従って廃止することができる。

(4) 第297条及び第298条の規定が放送サービスに関して適用される場合には、それらの規定は、音若しくは視覚的影像又はその両方を電気通信設備を用いて送ることから全体的に又は主として成るそのサービスを提供する者又はそのサービスのための番組を提供する者のために行われるいずれのサービスについても適用される。

(5) 第297条、第297条のA及び第298条並びにこの条において、「番組」、「放送」及び関係する表現は、第1部（著作権）におけると同一の意味を有する。

商標の不正適用又は使用

第300条 削除

小児病院のための規定

(小児病院のための規定)

第301条 附則第6の規定は、ジェームズ・マシュー・バリー卿作の劇「ピーター・パン」又はその著作物のいずれかの翻案の公の実演、商業的発行、放送又は公衆への伝達についての使用料の請求権を、その著作物の著作権が1987年12月31日に消滅したにかかわらず、ロンドン市グレート・オーモンド街の小児病院のために被信託人に付与することについて、効力を有する。

ある種の国際機関のための財政援助

(ある種の国際機関のための財政援助)

第302条 (1) 所管大臣は、次に掲げるいずれかの機関、施設その他の団体に対して、連合王国内の構内の当該機関、施設若しくは団体による設立又は維持を目的として、補助金、貸付金又は保証の形式による財政援助を与えることができる。

- (a) 商標その他の知的所有権に関する機能を有するいずれかの国際機関
- (b) そのようないずれかの機能を有する共同体条約のいずれかに基づいて設立された共同体のいずれかの施設その他の団体

(2) この条に基づく所管大臣のいずれの支出も、議会が準備する資金から支払われる。また、この条の結果として所管大臣が受け取るいずれの金額も、整理公債基金に払い込まれる。

一般規定

(必然的修正及び廃止)

第303条 (1) 附則第7に明示する法令は、同附則に従って修正される。これらの修正は、この法律の規定に基づく必然的修正である。

(2) 附則第8に明示する法令は、明示された限度において廃止される。

(適用範囲)

第304条 (1) 第1部（著作権）、第2部（実演の権利）及び第3部（意匠権）の適用範囲についての規定は、それぞれ第157条、第207条及び第255条に見出される。この法律の他の規定の適用範囲は、以下のとおりである。

(2) 第4部から第7部までの規定は、次に掲げる場合を除き、イングランド並びにウェールズ、スコットランド及び北部アイルランドに及ぶ。

- (a) (略)
- (b) 附則第6（小児病院のための規定）により創設される信託の固有の法律は、イングリ

ド及びウェールズの法律である。

(c) 附則第7及び附則第8における修正及び廃止は、修正され、又は廃止された法令と同一の適用範囲を有する。

(3) (略)

(4) 女王陛下は、枢密院令により、次に掲げる規定が、同令に明示することができる例外及び修正を伴って、マン島に及ぶことを指示することができる。

(a) (略)

(b) (略)

(c) (略)

(d) 第297条から第299条まで（送信の不正受信）の規定

(e) (略)

(5) 女王陛下は、枢密院令により、第297条から299条まで（送信の不正受信）の規定が、同令に明示することができる例外及び修正を伴って、英仏海峡諸島のいずれかに及ぶことを指示することができる。

(6) この法律の規定を連合王国外の国に及ぼすことについて、又はそれに関連して、枢密院令により規定を定めるといふこの法律により付与されるいずれの権限も、同令に明示されるいずれの修正にも従うことを条件として、その国に及ぶ法令を修正し、又は廃止するこの法律のいずれの規定をもその国に及ぼす権限を含む。

(施行)

第305条 (1) この法律の次に掲げる規定は、国王の裁可の時に効力を生じる。

(略)

第301条及び附則第6（小児病院のための規定）

(2) 第293条及び第294条（権利の許諾）の規定は、この法律の通過から始まる2か月の期間の終わりに効力を生じる。

(3) この法律の他の規定は、制定文書により定められる命令により所管大臣が指定することができる日に効力を生じ、かつ、異なる規定及び異なる目的について異なる日を指定することができる。

(略称)

第306条 この法律は、1988年の著作権、意匠及び特許法として引用することができる。

附 則 (略)

平成28年2月
公益社団法人 著作権情報センター
〒169-0074 東京都新宿区北新宿2-21-2
新宿フロントタワー 32F
電話 03 (5348) 6030
FAX 03 (5368) 6200
URL <http://www.cric.or.jp/>
(非売品)